# 昭和二十九年法律第六十一号

目次 を改正する。 関税法 (明治三十二年法律第六十一号) の全部

第一章

総則

第一節 通則 (第一条・第二条)

第二節 期間及び期限(第二条の二・第二条 の 三

関税の確定、 送達 (第二条の四) 納付、 徴収及び還付

第一節 第二節 通則(第三条―第六条の三) 申告納税方式による関税の確定 七条―第七条の十七) (第

第三節 賦課課税方式による関税の確定 八条) (第

第四節 関税の納付及び徴収(第九条―第十 条)

第四節の二 附帯税(第十二条―第十二条の

第三章 第五節 その他 (第十三条—第十四条の五) 船舶及び航空機(第十五条—第二十八

第四章 保税地域

第二節 第一節 指定保税地域(第三十七条—第四十 総則(第二十九条—第三十六条)

第三節 保税蔵置場(第四十二条—第五十五 条の三)

第四節 保税工場 (第五十六条—第六十二

第五節 保税展示場(第六十二条の二―第六 十二条の七)

第六節 総合保税地域(第六十二条の八―第 六十二条の十五)

第五章 第六章 通関 運送(第六十三条—第六十六条)

第一節

総則(第六十七条・第六十七条の

第 一節 輸出申告の特例(第六十七条の三-

第二節 第六十七条の十八) 輸入申告の特例(第六十七条の

第 九

第四節 一節 輸出又は輸入をしてはならない貨物 提出書類及び検査手続 第六十九条) (第六十八条

り出すことをいう。

第 一款 款輸入してはならない貨物(第六十 輸出してはならない貨物(第六十 九条の二―第六十九条の十)

第五節 第 第三款 輸出又は輸入に関する証明等(第七 専門委員(第六十九条の二十一) 九条の十一―第六十九条の二十)

輸入の許可及び輸入貨物の引取り等 十条・第七十一条)

第六節 (第七十二条—第七十四条)

第八節 郵便物等に関する特則(第七十六条 外国貨物の積戻し (第七十五条) 第七十八条の三)

第六章の二 認定通関業者(第七十九条—第七 十九条の六)

第七章 収容及び留置(第八十条―第八十八

第七章の二 行政手続法との関係(第八十八条

第八章 不服申立て(第八十九条―第九十三 の 二 二

九

第十章 第九章 罰則 (第百八条の四―第百十八条) 雑則(第九十四条―第百八条の三)

第十一章 第一節 犯則事件の調査(第百十九条―第百 四十三条) 犯則事件の調査及び処分

第一 二節 犯則事件の処分(第百四十四条―第 百四十九条)

附則

第一章 · 総 通 則

第一節

び還付並びに貨物の輸出及び輸入についての税第一条 この法律は、関税の確定、納付、徴収及 関手続の適正な処理を図るため必要な事項を定 めるものとする。

第二条 いて、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲 げる定義に従うものとする。 いう。は、保税地域を経て本邦に)引き取ることを 物を含む。)又は輸出の許可を受けた貨物を 物(外国の船舶により公海で採捕された水産 本邦に(保税地域を経由するものについて 「輸入」とは、外国から本邦に到着した貨 この法律又はこの法律に基づく命令にお

> 三 「外国貨物」とは、輸出の許可を受けた貨 船舶により公海で採捕された水産物を含む。) で輸入が許可される前のものをいう。 物及び外国から本邦に到着した貨物(外国の

採捕された水産物をいう。 貨物でないもの及び本邦の船舶により公海で 「内国貨物」とは、本邦にある貨物で外国

四の二 「附帯税」とは、関税のうち延滞税、 をいう。 過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税

Ŧi. と外国との間を往来する船舶をいう。 「外国貿易船」とは、外国貿易のため本邦

t と外国との間を往来する航空機をいう。 「外国貿易機」とは、外国貿易のため本邦 「沿海通航船」とは、本邦と外国との間を

往来する航空機以外の航空機をいう。 往来する船舶以外の船舶をいう。 「船用品」とは、燃料、飲食物その他の消 「国内航空機」とは、本邦と外国との間を

貨物で、船用品に準ずるものをいう。 する貨物で、船舶において使用するものをい 耗品及び帆布、綱、じう器その他これらに類 「機用品」とは、航空機において使用する

勘案して政令で定める港をいう。 に外国貿易船の入港及び出港その他の事情を 「開港」とは、貨物の輸出及び輸入並び

十三 「不開港」とは、港、空港その他これら 並びに外国貿易機の入港及び出港その他の事-二 「税関空港」とは、貨物の輸出及び輸入 に代り使用される場所で、開港及び税関空港 情を勘案して政令で定める空港をいう。

2 海で採捕された水産物には、本邦の排他的経済 採捕された水産物を含むものとする。 水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で 前項第一号、第三号及び第四号に規定する公

以外のものをいう。

3 令で定める場合を除く。)には、その使用し、 この法律により認められたところに従つて外国 され、又は消費される場合(保税地域において 貨物を輸入するものとみなす。 又は消費する者がその使用又は消費の時に当該 貨物が使用され、又は消費される場合その他政 外国貨物が輸入される前に本邦において使用

(期間の計算及び期限の特例) 第二節 期間及び期限

「輸出」とは、内国貨物を外国に向けて送 第二条の二 国税通則法 (昭和三十七年法律第六 十六号)第十条 (期間の計算及び期限の特例)

> 律の規定による期間の計算及び期限について準 三年法律第五十四号)その他の関税に関する法 の規定は、この法律又は関税定率法 (明治四

(災害等による期限の延長)

第二条の三 財務大臣又は税関長は、災害その 定めるところにより、当該災害等のやんだ日か をすることができないと認めるときは、政令で 納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為 法律又は関税定率法その他の関税に関する法律 二において「災害等」という。)により、この やむを得ない理由(以下この条及び第百二条 できる。 ら二月以内に限り、当該期限を延長することが に基づく申請、請求、届出その他書類の提出、

#### 第三節 送達

第二条の四 国税通則法第十二条 (書類の送達) 中「納税管理人」とあるのは、「関税法第九十国税通則法第十二条第一項ただし書及び第三項 事務管理人」と読み替えるものとする。 五条第一項(税関事務管理人)に規定する税関 定に基づいて税関長又は税関職員が発する書類 又は関税定率法その他の関税に関する法律の規 及び第十四条(公示送達)の規定は、この法律 の送達について準用する。この場合において、

第二章 関税の確定、 徴収及び還付

第一節

(課税物件)

第三条 輸入貨物(信書を除く。)には、この り、関税を課する。ただし、条約中に関税につ 律及び関税定率法その他関税に関する法律によ いて特別の規定があるときは、 当該規定によ

(課税物件の確定の時期)

第四条 関税を課する場合の基礎となる貨物の る現況による。ただし、次の各号に掲げるもの質及び数量は、当該貨物の輸入申告の時におけ については、当該各号に定める時における現況 による。

号又は第三号(総合保税地域の許可)に掲げ 置かれる期間が長期にわたり、その間に欠減国貨物(通常保税蔵置場又は総合保税地域に の廃棄) る行為がされたもの、第三十四条(外国貨物 保税地域において第六十二条の八第一項第二 が生ずるものとして政令で定めるもの、総合 保税蔵置場又は総合保税地域に置かれた外 の規定により税関に届け出て廃棄し

号及び第八号に掲げるものを除く。) 第四十 合保税地域に置くことが承認された時 と等の承認)の規定により保税蔵置場又は総 三条の三第一項(外国貨物を置くことの承 たもの並びに次号から第三号の二まで、第七 認)又は第六十二条の十(外国貨物を置くこ

兀

一 保税工場又は総合保税地域における第五十 第六十二条の八第一項第二号に掲げる行為を の規定により当該貨物の原料である外国貨物る第四十三条の三第一項又は第六十二条の十 することが承認された時 使用すること若しくは総合保税地域において くこと又は保税工場において当該保税作業に につき、保税工場若しくは総合保税地域に置 のを除く。) 第六十一条の四において準用す び第八号に掲げるもの並びに政令で定めるも 税作業による製品である外国貨物(第七号及 六条第一項(保税工場の許可)に規定する保

三 第六十一条第一項(保税工場外における保 る許可がされた時 号に掲げるものを除く。) これらの規定によ いる外国貨物(前号、次号、第七号及び第八 の規定により指定された場所にこれらの規定 税作業)又は第六十二条の五(保税展示場外 により指定された期間を経過した後置かれて 十二条の十五において準用する場合を含む。) における使用の許可)(これらの規定を第六

三の二 保税展示場又は総合保税地域に入れら する貨物で政令で定めるもの(第三十四条の令で定めるものを除く。)その他これらに類 入れることの届出)の規定による届出がされ 承認又は第六十二条の十一(販売用貨物等を 除く。) 第六十二条の三第一項(保税展示場 規定により税関に届け出て廃棄したもの並び 又はこれを原料として製造して得た製品(政 の、保税展示場において外国貨物に加工し、 税地域における販売又は消費を目的とするも れた外国貨物のうち、保税展示場又は総合保 に入れる外国貨物に係る手続)の規定による に第二号、第七号及び第八号に掲げるものを

三の三 保税展示場に入れられた外国貨物で第 二号、前号、第七号及び第八号に掲げるもの を除く。) 収)の規定により関税を徴収されるもの(第 展示場にある外国貨物についての関税の徴六十二条の六第一項(許可の期間満了後保税 当該関税を徴収すべき事由が生じ

> 号、第三号の二、次号、第五号の二及び第八 亡失し、又は滅却されたもの(第一号、第二 定により税関長の許可を受けた外国貨物で、 〈第二号(外国貨物を置く場所の制限)の規 保税地域にある外国貨物又は第三十条第一

Ŧi. 第六十三条第一項(保税運送)若しくは第六 舶若しくは航空機に積み込まれないもの又は 用品で、その指定された積込みの期間内に船 号に掲げるものを除く。) 亡失又は滅却の時 し、第六十三条第一項後段の規定により一括 外国貨物が保税地域から引き取られた時と 承認を受けた場合にあつては当該承認に係る 条第一項後段の規定により一括して積込みの 到着しないもの(第一号、第二号、第三号の で、その指定された運送の期間内に運送先に より運送の承認を受けて運送された外国貨物 十四条第一項(難破貨物等の運送)の規定に 保税地域から引き取られた船用品若しくは機 込み等)の規定により積込みの承認を受けて して運送の承認を受けた場合にあつては当該 二、第七号及び第八号に掲げるものを除く。) 第二十三条第一項(船用品又は機用品の積 積込み又は運送が承認された時(第二十三

五の二 第六十三条の二第一項(保税運送の特 収)に規定する期間内に運送先に到着しない 例)に規定する特定保税運送に係る外国貨物 運送に係る郵便物が発送された時 貨物又は第六十三条の九第一項の規定による 及び第八号に掲げるものを除く。) 当該外国 もの(第一号、第二号、第三号の二、第七号 よる関税の徴収)又は第六十五条の二第一項 で、第六十五条第二項(運送の期間の経過に 送)の規定により届け出て運送された郵便物 又は第六十三条の九第一項(郵便物の保税運 承認に係る外国貨物が発送された時) (運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴

五の三 第六十七条の二第三項第三号 (輸出申 及び前号に掲げるものを除く。) 当該輸入の もの(第一号、第二号、第三号の二、第五号 がされた貨物であつて、輸入の許可を受けた 告又は輸入申告の手続)に該当して輸入申告

六 第七十六条第三項(郵便物の輸出入の簡易 定めるものを除く。) 並びに第一号、第五号 るもの(寄贈物品であるものその他の政令で の課税標準となるべき価格が二十万円を超え

の二及び次号に掲げるものを除く。) 当該提

- t の時 意契約により売却されるもの 公売又は売却 物件又は領置物件で、公売に付され、又は随 収容され、若しくは留置された貨物、差押
- 八 輸入の許可を受けないで輸入された貨物又 の時 もの及び前号に掲げるものを除く。) 輸入 ないで輸入された郵便物(輸入申告があつた は第七十六条第三項の規定による提示がされ
- 2 ける関税の額の計算に関し必要な事項は、政令が前項第二号に掲げる貨物を輸入する場合にお で定める。

第五条 関税を課する場合 (関税定率法第七条第 び第十八項(不当廉売関税)の規定により担保 十項(相殺関税)並びに第八条第九項第二号及 る。ただし、次の各号に掲げる貨物について は、輸入申告の日において適用される法令によ の提供を命ずる場合を含む。)に適用する法令 は、当該各号に定める日において適用される法 (適用法令)

各号に定める時の属する日 号までに掲げる貨物(同項第三号及び第三号 び第三号の二に掲げる貨物を除かないものと の三に掲げる貨物にあつては、同項第二号及 に掲げる貨物を除かないものとする。) つては、同項第一号、第二号及び第三号の二 し、同項第四号及び第五号に掲げる貨物にあ 前条第一項第三号及び第三号の三から第八

認)がされる前に当該貨物に適用される法令受けて引き取られる貨物については、その承 (第七十三条第一項 (輸入の許可前における国貨物で、輸入申告がされた後輸入の許可 域における第五十六条第一項(保税工場の許た外国貨物又は保税工場若しくは総合保税地 の改正があつたもの(前条第一項第四号又は 貨物の引取り)の規定により税関長の承認を 可)に規定する保税作業による製品である外 承認の日 第七号に掲げる貨物を除く。) 保税蔵置場若しくは総合保税地域に置か 当該許可又は

手続)の規定による提示がされた郵便物(そ 第六条 関税は、この法律又は関税定率法その他 く外、貨物を輸入する者が、これを納める義務 関税に関する法律に別段の規定がある場合を除 がある。 (納税義務者) 2

(税額の確定の方式)

第六条の二 関税額の確定については、次の各号 の区分に応じ、当該各号に掲げる方式が適用さ れるものとする。

- 計算が関税に関する法律の規定に従つていな により確定する方式(以下「申告納税方式」 たところと異なる場合に限り、税関長の処分 かつた場合その他当該税額が税関長の調査し の申告がない場合又はその申告に係る税額の する申告により確定することを原則とし、そ 税額又は当該税額がないことが納税義務者の という。 次号に掲げる関税以外の関税 納付すべき
- 関長の処分により確定する方式(以下「賦課 課税方式」という。 次に掲げる関税 納付すべき税額が専ら税
- る貨物で政令で定めるものに対する関税 り別送して輸入する貨物その他これに類す のその他の政令で定めるものを除く。)及 二十万円を超えるもの(寄贈物品であるも して輸入し、又は政令で定めるところによ 郵便物(その課税標準となるべき価格が 本邦に入国する者がその入国の際に携帯

易手続)の政令で定める場合に係るものを

除く。)に対する関税

び第七十六条第三項(郵便物の輸出入の簡

- 定により変更され、若しくは継続される同定により課する関税又は同条第十六項の規 ものに課するものに限る。第十二条及び第 条第一項の規定により課する関税 十五項に規定する調査期間内に輸入された 十四条において同じ。) しくは第八条第二項(不当廉売関税)の規関税定率法第七条第三項(相殺関税)若 2(同条第
- ニ この法律又は関税定率法その他関税に関 場合に直ちに徴収するものとされている する法律の規定により一定の事実が生じた
- 税方式によるものとされている関税 する法律の規定により税額の確定が賦課 この法律及び関税定率法以外の関税に関

過少申告加算税、無申告加算税及び重加

確定するものとする しないで、同条の規定により納付すべき税額が は、前項の規定にかかわらず、特別の手続を要 第十二条第一項(延滞税)に規定する延滞税

(郵送等に係る申告書等の提出時期)

第六条の三 する信書便をいう。) により提出された場合に する特定信書便事業者による同条第二項に規定 定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定 年法律第九十九号)第二条第六項(定義)に規 業者による信書の送達に関する法律(平成十四 務省令で定める書類が郵便又は信書便(民間事 するものとされている書類を含む。)その他財 すべき書類及び当該書面の提出に関連して提出 告、請求又は申請に係る書面(当該書面に添付 条の十五第一項(更正の請求)、第九条の二第 る納税申告書等の提出時期)の規定は、次条第 十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による申 項から第四項まで(納期限の延長)又は第六 項、第七条の十四第一項(修正申告)、第七 国税通則法第二十二条(郵送等に係 3 2

(申告 第二節 申告納税方式による関税の確定

第七条 申告納税方式が適用される貨物を輸入し ようとする者は、税関長に対し、当該貨物に係 る関税の納付に関する申告をしなければならな

- つて行なうものとする。 を記載して、これを税関長に提出することによ の他の事項のほか、その税額その他必要な事項 きこととされている当該貨物に係る課税標準そ づく輸入申告書に、同条の規定により記載すべ 第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定に基 前項の申告は、政令で定めるところにより、 6
- 課税標準等の教示を求められたときは、その適 率法別表(関税率表)の適用上の所属、税率、 項の申告について必要な輸入貨物に係る関税定 切な教示に努めるものとする。 (申告の特例) 税関は、納税義務者その他の関係者から第一

第七条の二 貨物を輸入しようとする者であつ 則等に関する改善措置)に規定する認定通関業 第二号において同じ。)に委託した者 の七第一項第三号イ及び第六十七条の三第一項 者をいう。第六十三条の二第一項、第六十三条 同じ。)を認定通関業者(第七十九条の二(規 十二年法律第百二十二号)第二条第一号イ 貨物の輸入に係る通関手続(通関業法(昭和四 た者(以下「特例輸入者」という。)又は当該 て、あらかじめいずれかの税関長の承認を受け (1) (定義) に規定する通関手続をいう。以下 ( 以 下

> 例申告書」という。)を税関長に提出すること その他必要な事項を記載した申告書(以下「特|第七条の五 税関長は、第七条の二第五項 によつて、同条第一項の申告を行うことができ が適用される貨物について、前条第二項の規定 にかかわらず、当該貨物に係る課税標準、税額 「特例委託輸入者」という。)は、申告納税方式

合は、 条第一項の申告をいう。以下同じ。)を行う場 する月の翌月末日までに当該許可をした税関長 物」という。)で輸入の許可を受けたものにつ に提出しなければならない。 いて、特例申告書を作成し、当該許可の日の属 特例申告(特例申告書の提出によつて行う前 特例申告に係る貨物(以下「特例申告貨

限内特例申告書という。 前項の規定により提出する特例申告書は、 期

ない。 品その他政令で定める貨物については、適用し 五年法律第三十六号)別表第一の六に掲げる物 第一項の規定は、関税暫定措置法 (昭和三十

5 を記載した申請書を税関長に提出しなければな所又は居所及び氏名又は名称その他必要な事項 らない。 第一項の承認を受けようとする者は、その住

第七条の三 輸入申告に併せて第七条第二項 告)の規定による申告を行つていない特例輸入 ついては、特例申告を行うことを選択したもの貨物(前条第四項に規定する貨物を除く。)に 適用に関し必要な事項は、政令で定める。 者又は特例委託輸入者は、当該輸入申告に係る (特例申告を選択したものとみなす場合) 特例申告書の記載事項その他前各項の規定の 审

(期限後特例申告)

とみなす。

第七条の四 期限内特例申告書を提出すべきであ 特例申告に係る特例申告書をその提出期限まで 項を記載した特例申告書を第七条の二第二項 内特例申告書に記載すべきものとされている事 定)の規定による決定があるまでは、その期限 期限後においても、第七条の十六第二項(決 合においては合併後存続する法人若しくは合併 (申告の特例) の税関長に提出することができ により設立された法人を含む。)は、その提出 はその者が法人であつて合併により消滅した場 に提出していない者をいい、その者の相続人又 つた者(特例輸入者又は特例委託輸入者でその

2 限後特例申告書という。 前項の規定により提出する特例申告書は、

期

(承認の要件)

合において、次の各号のいずれかに該当すると の特例)の規定による申請書の提出があつた場 きは、同条第一項の承認をしないことができ

該当するとき。 承認を受けようとする者が次のいずれかに

とがなくなつた日又はその通告の旨を履行 の執行を終わり、若しくは執行を受けるこ (他の関税に関する法律において準用する定に違反して刑に処せられ、又はこの法律 した日から三年を経過していない者である により通告処分を受け、それぞれ、その刑 場合を含む。)若しくは国税通則法の規定 この法律その他の国税に関する法律の規

執行を終わり、又は執行を受けることがな反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑のイに規定する法律以外の法令の規定に違 くなつた日から二年を経過していない者で

暴力団員による不当な行為の防止等に関 器準備集合及び結集)、第二百二十二条 日から五年を経過していない者(以下「暴 員」という。) 又は暴力団員でなくなつた 暴力団員(以下この号において「暴力団 する法律第二条第六号(定義)に規定する り、又は執行を受けることがなくなつた日 罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わ の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律 (明治四十年法律第四十五号) 第二百四条を除く。以下同じ。) に違反し、又は刑法 条の十一第一項(報告及び立入り)の規定 定(同法第三十二条の三第七項(都道府県 する法律(平成三年法律第七十七号)の規暴力団員による不当な行為の防止等に関 力団員等」という。)であるとき。 から二年を経過していない者であるとき。 (大正十五年法律第六十号) の罪を犯し、 (脅迫) 若しくは第二百四十七条 (背任) 八条(暴行)、第二百八条の二第一項(凶 (傷害)、第二百六条 (現場助勢)、 暴力追放運動推進センター)及び第三十二 第二百

ホ その業務についてイからニまでに該当す る者を役員とする法人であるとき、又はそ

て使用する者であるとき、 の者を代理人、使用人その他の従業者とし

れている者であるとき。 暴力団員等によりその事業活動を支配さ

- 規定による重加算税を課されたことがある 第二項(重加算税)又は国税通則法第六十 税について、第十二条の四第一項若しくは 者であるとき。 八条第一項若しくは第二項(重加算税)の は輸入貨物に係る消費税若しくは地方消費 承認の申請の日前三年間において関税又
- 下同じ。) 若しくは地方消費税を滞納した(定義) に規定する内国消費税をいう。以和三十年法律第三十七号) 第二条第一号 ことがある者であるとき する内国消費税の徴収等に関する法律(昭 は輸入貨物に係る内国消費税(輸入品に対 承認の申請の日前三年間において関税又
- た日から三年を経過していない者であると より第七条の二第一項の承認を取り消され はへ又は第二号(承認の取消し)の規定に 第七条の十二第一項第一号ハ、ニ若しく
- 義)に規定する電子情報処理組織をいう。以五十二年法律第五十四号)第二条第一号(定 遂行することができる能力を有していないと 告貨物の輸入に関する業務を適正かつ確実に 下同じ。)を使用して行うことその他特例申 出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和 子情報処理組織(電子情報処理組織による輸 承認を受けようとする者が、特例申告を電
- 三 承認を受けようとする者が、特例申告貨物 規定した規則を定めていないとき るための事項として財務省令で定める事項を 業者がこの法律その他の法令の規定を遵守す 含む。)又はその代理人、支配人その他の従 者が法人である場合においては、その役員を の輸入に関する業務について、その者(その

(規則等に関する改善措置)

第七条の六 税関長は、特例輸入者がこの法律の 定する規則若しくは当該規則に定められた事項 め必要があると認めるときは、前条第三号に規 他の事由により、この法律の実施を確保するた 規定に従つて特例申告を行わなかつたことその に係る業務の遂行の改善に必要な措置を講ずる

とを求めることができる。 こと又は同号に規定する規則を新たに定めるこ

第七条の八 税関長は、特例輸入者又は特例委託 例申告に係る貨物の輸入の時から当該貨物に係 につき担保の提供を命ずることができる。 で定める金額及び期間を指定して、当該関税等 する当該関税等の見込額を基礎として財務省令 は特例委託輸入者に対し、特例申告により納付 は、政令で定めるところにより、特例輸入者又 税等の保全のために必要があると認めるとき べき期限が延長されるまでの間における当該関 くはその必要がなくなり、又は関税等の納付す いて「関税等」という。)の納付がされ、若し 項及び第七条の十一第二項(承認の失効)にお る関税、内国消費税及び地方消費税(以下この 輸入者が特例申告を行う場合において、当該特

の金額又は期間を変更することができる。 (特例輸入者に係る帳簿の備付け等) 税関長は、必要があると認めるときは、 前項

第七条の九 特例輸入者は、政令で定めるところ 輸入関税関係帳簿」という。)を備え付け、かの他の必要な事項を記載した帳簿(以下「特例 ければならない 書類その他の書類で政令で定めるもの(以下 告貨物に係る取引に関して作成し又は受領した つ、当該特例輸入関税関係帳簿及び当該特例申 により、特例申告貨物の品名、数量及び価格そ 「特例輸入関税関係書類」という。)を保存しな

方式で作られる記録であつて、電子計算機によ の人の知覚によつては認識することができない 四条の二第一項中「電磁的記録」とあるのは について準用する。この場合において、第九十 入者が行う第九十四条の五に規定する電子取引 保存をする特例輸入関税関係書類並びに特例輸 する特例輸入関税関係帳簿並びに特例輸入者が 用)の規定は、特例輸入者が備付け及び保存を 磁的記録の保存・関税に関する法律の規定の適 法律の適用除外・電子取引の取引情報に係る電 保存等における情報通信の技術の利用に関する ルムによる保存等・民間事業者等が行う書面の 税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィ 税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・関 る情報処理の用に供されるものをいう。以下同 「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他 第九十四条の二から第九十四条の六まで(関

じ。)」と、第九十四条の三第一項中「電子計算 (申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた えるものとする。 算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用い 機出力マイクロフィルム」とあるのは「電子計 イクロフィルムをいう。以下同じ。)」と読み替 て電磁的記録を出力することにより作成するマ

第七条の十 旨の届出) 特例輸入者は、第七条の二第

その旨を同項の承認をした税関長に届け出るこ くなつたときは、政令で定めるところにより、 (申告の特例) の規定の適用を受ける必要がな

(承認の失効)

第七条の十一 第七条の二第一項(申告の特例) の承認は、次の各号のいずれかに該当するに至 つたときは、その効力を失う。

間内にされなかつたとき、又は同項の承認を 承継)の規定による申請が同項に規定する期 しない旨の処分があつたとき。 いて準用する第四十八条の二第二項(許可の 三(許可の承継についての規定の準用)にお 特例輸入者が死亡した場合で、第七条の十 前条の規定による届出があつたとき。

兀 特例輸入者が破産手続開始の決定を受けた 特例輸入者が解散したとき。

2 第七条の二第一項の承認が失効した場合にお 特例申告貨物に係る第七条の九第一項(特例輸又は納付すべき関税等の納付の義務並びに当該 場合においては、合併後存続する法人又は合併 保存の義務を免れることができない。 輸入関税関係帳簿及び特例輸入関税関係書類の 輸入関税関係帳簿の備付け及び記載並びに特例 の許可を受けた特例申告貨物に係る特例申告の (承認を受けていた法人が合併により消滅した いて、当該承認を受けていた者又はその相続人 Ŧi. 入者に係る帳簿の備付け等)の規定による特例 義務、当該特例申告貨物について課されるべき により設立された法人)は、その失効前に輸入 (承認の取消し) 税関長が承認を取り消したとき 2

第七条の十二 税関長は、次の各号のいずれ 該当するに至つたときは、第七条の二第一項 (申告の特例) の承認を取り消すことができる。 特例輸入者が次のいずれかに該当すると かに

> 法第六十八条第一項若しくは第二項(重加 若しくは第二項(重加算税)又は国税通則 地方消費税について、第十二条の四第一項 算税)の規定による重加算税を課されたと

関税又は輸入貨物に係る消費税若しくは

くは地方消費税を滞納したとき。 関税又は輸入貨物に係る内国消費税若し

等の特例)に規定する特例納税申告書をそ 取りに係る課税物品についての申告、納税 税の徴収等に関する法律第六条第二項(引 の提出期限までに提出しなかつたとき。 特例申告書又は輸入品に対する内国消費

2

定による命令に従わなかつたとき。 九条の二第三項後段(納期限の延長)の規 第七条の八第一項(担保の提供)又は第 第七条の五第一号イからへまで又は第二

3

号(承認の要件)のいずれかに該当すると 第七条の六(規則等に関する改善措置)

の規定による税関長の求めに応じなかつた

記載があるとき。 関税関係帳簿及び特例輸入関税関係書類の保 関係帳簿及び特例輸入関税関係書類に不実の 存が同項に規定する政令で定めるところに従 帳簿の備付け若しくは記載若しくは特例輸入 の備付け等)の規定による特例輸入関税関係 つて行われていないとき、又は特例輸入関税 第七条の九第一項(特例輸入者に係る帳簿

同項の規定の適用に関し必要な事項は、 定める。 前項の規定による承認の取消しの手続その他 政令で

(許可の承継についての規定の準用)

第七条の十三 第四十八条の二第一項から第五項 いて準用する。この場合において必要な技術的まで(許可の承継)の規定は、特例輸入者につ 読替えは、政令で定める。 (修正申告)

第七条の十四 第七条第一項 (申告) の申告をし 該当する場合には、当該各号の申告、更正又は よる決定を受けた者は、次の各号のいずれかにた者又は第七条の十六第二項(決定)の規定に 規定による更正(以下この項及び次条において 決定について同条第一項又は第三項(更正)の ところにより、当該申告、更正又は決定に係る 「更正」という。)があるまでは、政令で定める

> という。)を修正する申告(以下「修正申告」 課税標準又は納付すべき税額(以下「税額等」 という。)をすることができる。

付すべき税額に不足額があるとき。 七条の十六第二項の規定による決定により納 は修正申告をいう。以下同じ。)、更正又は第 先の納税申告、更正又は第七条の十六第二 先にした納税申告(第七条第一項の申告又

前項の場合において、納税申告に係る貨物 項の規定による決定により納付すべき税額が べき税額があるとき。 ないこととされた場合において、その納付す

より行なうことができるものとする。 輸入の許可前にする修正申告は、先の納税申告 に係る書面に記載した税額等を補正することに 規

定は、修正申告について準用する。 (更正の請求) 国税通則法第二十条(修正申告の効力)

第七条の十五 納税申告をした者は、当該申告に 請求をすることができる。 当該更正後の税額等)につき更正をすべき旨の 等(当該税額等に関し更正があつた場合には、 ろにより、税関長に対し、その申告に係る税額 か遅い日までの間)に限り、政令で定めるとこ 五年を経過する日と輸入の許可の日とのいずれ 規定により税関長の承認を受けた者に係る場合 従つていなかつたこと又は当該計算に誤りがあ 係る税額等の計算が関税に関する法律の規 にあつては、当該承認の日の翌日から起算して 告書の提出期限)から五年以内(第七十三条第 該許可の日(特例申告貨物については、特例申 申告に係る貨物の輸入の許可があるまで又は当 額(当該税額に関し更正があつた場合には、当 該更正後の税額)が過大である場合には、当該 つたことにより、当該申告により納付すべき税 項(輸入の許可前における貨物の引取り)の

2 をした者に通知する。 その請求に係る税額等について調査し、更正を 下「更正の請求」という。)があつた場合には、 (更正及び決定) し、又は更正をすべき理由がない旨をその請求 税関長は、前項の規定による更正の請求(以

第七条の十六 税関長は、納税申告があつた場合 において、その申告に係る税額等の計算が関税 その他当該税額等がその調査したところと異な に関する法律の規定に従つていなかつたとき、

額等を更正する。
るときは、その調査により、当該申告に係る税

2 税関長は、納税申告が必要とされている貨物に係るないときは、その調査により、当該貨物に係るないときは、その調査により、当該貨物についての輸入の時(特例申告貨物について 税関長は、納税申告が必要とされている貨物

は、前二項としてよる更に(第十一年)とより買り見せてよる更に、第十一年に、との調査により、当該更正又は決定に係るは、その調査により、当該更正又は決定をしたとき、その更正又は決定をした。第一項又はこの項の規定による更

4 第一項若しくは前項の規定による更正(第十一章第二節(犯則事件の処分)を除き、以下「更正」という。)又は第二項の規定による決定は、税関長が当該更正又は決定により納付すべき税額そは決定通知書を送達して行う。ただし、納税申告に係る貨物の輸入の許可前にする更正(当該貨物に係る貨税の輸入の許可前にする更正(当該貨物に係る貨税の輸入の許可前にする更正(当該貨物に係る貨税の輸入の許可前にする更正(当該積するものに限る。)は、これらの手続に代るたべ、納税申告をした者に当該納税申告に係る資物の輸入の許可前にする更正(第十次の任務の関税の納付前にするもので税額等を表示で、納税申告をした者に当該納税申告に係る資物に係る関税の納付前にするもので税額等を表示で、納税申告をした者に当該納税申告に係る表示で、納税申告をした者に当該納税申告をした者に通知表示で、対策を表示できる。

て準用する。 て準用する。 国税通則法第二十九条(更正等の効力)の規

等の通知)(輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額て準用する。

第七条の十七 税関長は、第七十三条第一項 (輸 が表別取りの承認を受けた者に通知す は、その旨) その他政令で定める事項を、書面 が税関長の承認を受けて引き取られた貨物に係 るの税額等につきその納税申告に誤りがないと認 は、その旨) その他政令で定める事項を、書面 は、その旨) その他政令で定める事項を、書面 により、当該引取りの承認を受けた者に通知す により、当該引取りの承認を受けた者に通知す

号に掲げる事項を決定する。 第三節 賦課課税方式による関税の確定 第三節 賦課課税方式が適用される貨

確定の方式)に掲げる関税に係る場合第六条の二第一項第二号イ又はホ(税額の

ロ 輸入の時までこ第六十七条の輸入申告がところと同じであるとき 納付すべき税額入申告に係る課税標準が税関長の調査したイ 第六十七条(輸出又は輸入の許可)の輸

ロ 輸入の時までに第六十七条の輸入申告が はいとき、又は当該申告があつた場合にお はいとき、又は当該申告があった場合にお は、当該申告があった場合にお は、当該申告があった場合にお

き税額 第六条の二第一項第二号ロから二までに掲一 第六条の二第一項第二号ロから二までに掲

を決定する。 税関長は、第六条の二第一項第二号へに掲げる過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税の計算の基礎となる税額及び納付すべき税額がの計算の基礎となる税額及び納付すべき税額が、無申告加算税以重加算税

令で定める事項を記載した賦課決定通知書(第 該通知書又は告知書の送達に代えて、税関職員 知書)を送達して行う。ただし、当該決定が第 定に係る課税標準及び納付すべき税額その他政 準及び納付すべき税額を変更する決定をする。 きは、その調査により、当該決定に係る課税標 する。以下この条において同じ。)又は納付すっては同項に規定する計算の基礎となる税額と に口頭で当該決定の通知をさせることができ のである場合その他政令で定める場合には、当 第一号イに掲げる場合にあつては同号イの申告 定をした後、その決定をした課税標準(第一項 六条の二第一項第二号イに掲げる関税に係るも べき税額が過大又は過少であることを知つたと に係る課税標準とし、前項に規定する場合にあ 一項第一号イに掲げる場合にあつては、納税告 税関長は、前二項又はこの項の規定による決 前三項の規定による決定は、税関長がその決

る。 国税通則法第二十九条(更正等の効力)の規定は、第三項の規定による決定について準用す

(申告納税方式による関税等の納付) 第四節 関税の納付及び徴収

第九条 納税申告をした者は、次項の規定に該当第九条 納税申告をした者は、次項の規定に該当

期限までに国に納付しなければならない。 義務者は、その関税を当該各号に掲げる日又は 2 次の各号に掲げる税額に相当する関税の納税

新へますぎ - 期限後特例申告書に記載された納付すべきの調査した 税額 特例申告書の提出期限 - 期限内特例申告書に記載された納付すべき許可)の輸 一 期限内特例申告書に記載された納付すべき

税額 当該期限後特例申告書を提出した日 税額 当該期限後特例申告書を提出した日 
三 第七十三条第一項(輸入の許可前における 
貨物の引取り)の規定により税関長の承認を 
貨物の引取り)の規定により税関長の承認を 
貨物の引取り)の規定により税関長の承認を 
方と来の十七(輸入の許可前に引き取られた 
貨物に係る税額等の通知)の書面に記載され 
た神台に係る税額又は当該貨物の輸入の許可 
前にされた更正に係る更正通知書に記載され 
た納付すべき税額(先の納税申告に係る税額 
のうち未納のものを含む。) これらの書類が 
を持ついた。

した日 輸入の許可後にした修正申告に係る書面に

を経過する日知書が発せられた日の翌日から起算して一月知書が発せられた日の翌日から起算して一月書に記載された納付すべき税額 当該更正通知 輸入の許可後にされた更正に係る更正通知

算して一月を経過する日当該決定通知書が発せられた日の翌日から起、決定通知書に記載された納付すべき税額

して一月を経過する日 東正通知書に記載された納付すべき税額 当 東正通知書に記載された納付すべき税額 当 定による決定がされた後にされた更正に係ると 第七条の十六第二項(更正及び決定)の規

3 過少申告加算税又は第十二条の四第一項、第三項若しくは第四項(同条第一項の重加算税)という。)に係る部分に限る。)(重加算税)の許可の日う。)に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の過少申告加算税又は過少申告重加算税を当該通知書が発せられたは過少申告加算税又は過少申告重加算税又は過少申告重加算税以といる。)(重加算税の輸入の許可の日とのいずれか遅い日までに納付しなければならとのいずれか遅い日までに納付しなければならない。

書を受けた者は、当該通知書に記載された金額四項まで(同条第二項の重加算税に係る部分に限る。)の重加算税(以下この項において「無四項まで(同条第二項の重加算税に係る部分に

一 (納期限の延長)一 (納期限の延長)一 の無申告加算税又は無申告重加算税を当該通知

第九条の二 申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする者が、第七条第二項(申告)の規定による輸入申告書を提出した場合において、前条第一項の規定による関税を納付すべきという。)に関し、その延長を受けたい旨の申さいう。)に関し、その延長を受けたい旨の申請書を第七条第二項の税関長に提出し、かつ、当該輸入申告書に記載した関税額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提出し、かつらず、当該税関長は、前条第一項の規定にかかわらず、当該税関長は、前条第一項の規定にかかわらず、当該関税額が当該提供された担保のかわらず、当該関税額が当該提供された担保のかわらず、当該機関表は、前条第二項(申告)の規定にかった。

2 申告納税方式が適用される貨物(特例申告貨物を除く。)を輸入しようとする者が、その月(以下この項において「特定月」という。)において輸入しようとする貨物に課されるべき関税の納期限に関し、特定月の前月末日までにその延長を受けたい旨の申請書を当該貨物に係る第七条第一項の規定による申告をする税関長に提出し、かつ、当該税関長は、特定月においてその者が輸入する貨物に係る関税については、前条第一項の規定による申告をする税関長に提出し、かつ、当該貨物に係る関税額の合計額には、当該税関長は、特定月においてその者が輸入する貨物に係る関税については、前条第一項の規定にかかわらず、特定月においてその者が輸入する貨物に係る関税については、前条第一項の規定にかかわらず、特定月における資格を対して、その納期限を特定月の末日の翌期内において、その納期限を特定月の末日の翌期内において、その納期限を特定月の連続を対して、

3 期限内特例申告書に記載した関税額の全部又は るところにより、当該特例輸入者に対し、 ために必要があると認めるときは、政令で定め の場合において、当該税関長は、関税の保全の 限を二月以内に限り延長することができる。こ 第二項の規定にかかわらず、当該納付すべき期 税関長に提出したときは、当該税関長は、 の申請書を第七条の二第二項(申告の特例) 申告書の提出期限までにその延長を受けたい旨 場合において、前条第二項第一号に掲げる税額 に相当する関税を納付すべき期限に関し、特例 できる。 部に相当する額の担保の提供を命ずることが 特例輸入者が、期限内特例申告書を提出した 0)

した場合において、前条第二項第一号に掲げる4 特例委託輸入者が、期限内特例申告書を提出

することができる。 該提供された担保の額を超えない範囲内におい 条第二項の規定にかかわらず、当該関税額が当 該税関長に提供したときは、当該税関長は、前 関税額の全部又は一部に相当する額の担保を当 出し、かつ、当該期限内特例申告書に記載した い旨の申請書を第七条の二第二項の税関長に提 特例申告書の提出期限までにその延長を受けた 税額に相当する関税を納付すべき期限に関し、 て、当該納付すべき期限を二月以内に限り延長 (納付受託者に対する納付の委託)

定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 (納税の告知) 前各項の申請書の記載事項その他これらの規 2

第九条の三 税関長は、賦課課税方式による関税 するときは、納税の告知をしなければならな で、次に掲げる関税以外のものを徴収しようと

の規定により納付される郵便物の関税の納付)第七十七条第三項(郵便物の関税の納付) 第八十五条第一項 (公売代金等の充当)

貨物の公売又は売却による代金をもつて充て 場合を含む。)又は第百三十四条第五項(領 置物件等の公売代金等の充当)の規定により (第八十八条 (留置貨物) において準用する

過少申告加算税、無申告加算税及び重加

職員に口頭で当該告知をさせることができる。 る場合には、当該告知書の送達に代えて、税関 達して行う。ただし、第八条第四項ただし書 納期限及び納付場所を記載した納税告知書を送 政令で定めるところにより、納付すべき税額、 (口頭による賦課決定の通知) の規定に該当す 前項の規定による納税の告知は、税関長が

便物に係る関税を除く。以下この条において同第九条の四 関税(賦課課税方式が適用される郵 届け出た場合に財務省令で定める方法により納 当する金銭に納付書(納税告知書の送達を受け 付することを妨げない 省令で定めるところによりあらかじめ税関長に めるところにより証券で納付すること又は財務 納付に関する法律(大正五年法律第十号)の定 ればならない。ただし、証券をもつてする歳入 はその関税の収納を行う税関職員に納付しなけ 本銀行(国税の収納を行う代理店を含む。)又 た場合には、納税告知書)を添えて、これを日 じ。) を納付しようとする者は、その税額に相 2

各号のいずれにも該当する場合には、納付受託第九条の五 関税を納付しようとする者は、次の 者(次条第一項に規定する納付受託者をいう。 以下この条において同じ。)に納付を委託する

当該関税の税額が財務省令で定める金額以

通知で財務省令で定めるものに基づき納付し ようとする場合 インターネットその他の高度情報通信ネッ ワークを使用して行う納付受託者に対する

おいて、納付受託者が当該関税を納付しようと 知に基づき当該関税を納付しようとする場合に する者の委託を受けたときは、当該委託を受け て、附帯税に関する規定を適用する。 た日に当該関税の納付があつたものとみなし 関税を納付しようとする者が前項第二号の通

3 関税の納付委託・日本郵便株式会社による関税 条の二から第七十七条の五まで(郵便物に係る り当該郵便物に係る関税に相当する額の金銭を 付し、又は次条第一項の規定によりその関税の される郵便物に係る関税の納付を委託するとき の規定は、適用しない。 の納付等・帳簿の備付け・違法行為等の是正) 者に委託した」とし、同条第四項及び第七十七 納付を第九条の五第一項の規定により納付受託 日本郵便株式会社に交付した」とあるのは「の 五項中「を納付し、又は次条第一項の規定によ の委託)の規定により納付受託者」と、同条第 を第九条の五第一項(納付受託者に対する納付 納付を日本郵便株式会社」とあるのは「の納付 の規定の適用については、同条第三項中「を納 における第七十七条(郵便物の関税の納付等) 第一項の場合において、賦課課税方式が適用

(納付受託者)

第九条の六 関税の納付に関する事務(以下この 当する者として財務大臣が指定するもの(以下 られる者であり、かつ、政令で定める要件に該 を適正かつ確実に実施することができると認め 項及び第九条の八第一項(納付受託者の帳簿保 とする者の委託を受けて、納付事務を行うこと 存等の義務)において「納付事務」という。) ができる。 「納付受託者」という。)は、関税を納付しよう

きは、納付受託者の名称、 財務大臣は、前項の規定による指定をしたと 住所又は事務所の所

3 ればならない 在地その他財務省令で定める事項を公示しなけ

め、その旨を財務大臣に届け出なければならな 所在地を変更しようとするときは、あらかじ 納付受託者は、その名称、住所又は事務所の

4 ときは、当該届出に係る事項を公示しなければ、 財務大臣は、前項の規定による届出があつた ならない。

(納付受託者の納付)

(納付受託者に対する納付の委託)の規定によ第九条の七 納付受託者は、第九条の五第一項 関税を納付しなければならない。 きは、政令で定める日までに当該委託を受けた り関税を納付しようとする者の委託を受けたと

2 り、その旨及び委託を受けた年月日を財務大臣 きは、遅滞なく、財務省令で定めるところによ り関税を納付しようとする者の委託を受けたと に報告しなければならない。 納付受託者は、第九条の五第一項の規定によ

4 3 (滞納処分)の規定による処分をしてもなお徴の例によるものとされる国税通則法第四十条 納付すべき関税については、当該納付受託者に その関税を納付受託者から徴収する。 関長は、国税の保証人に関する徴収の例により 受託者の住所又は事務所の所在地を管轄する税 政令で定める日までに完納しないときは、納付 の額について当該関税に係る納税者から徴収す 収すべき残余がある場合でなければ、その残余 対して第十一条(関税の徴収)の規定によりそ 税関長は、第一項の規定により納付受託者が 納付受託者が第一項の関税を同項に規定する

(納付受託者の帳簿保存等の義務)

ることができない。

第九条の八 納付受託者は、財務省令で定めると ればならない。 ころにより、帳簿を備え付け、これに納付事務 に関する事項を記載し、及びこれを保存しなけ

2 るところにより、納付受託者に対し、報告をさ と認められる範囲内において、財務省令で定め するため必要があると認めるときは、その必要 せることができる。 財務大臣は、前二条及びこの条の規定を施行

3 付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳 は、その必要と認められる範囲内において、納 職務を執行するため必要があると認めるとき 税関職員は、前二条及びこの条の規定により

> 記録を含む。)その他必要な物件を検査し、又又は保存がされている場合における当該電磁的 用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成 る記録であつて、電子計算機による情報処理の よつては認識することができない方式で作られ 簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記 は関係者に質問することができる。 (電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚に

5 係者の請求があるときは、これを提示しなけれうときは、その身分を示す証明書を携帯し、関 ばならない。 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために

税関職員は、前項の規定により立入検査を行

認められたものと解してはならない。 (納付受託者の指定の取消し)

第九条の九 各号のいずれかに該当するときは、その指定を 付受託者)の規定による指定を受けた者が次の 取り消すことができる。 財務大臣は、第九条の六第一項

一 第九条の七第二項(納付受託者の納付)又 該当しなくなつたとき。 第九条の六第一項に規定する指定の要件に 又は

三 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え りの記載をし、又は帳簿を保存しなかつたと 付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に偽 は前条第二項の規定による報告をせず、 偽つた報告をしたとき。

の規定による質問に対して陳述をせず、 くは偽りの陳述をしたとき。 査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項 前条第三項の規定による立入り若しくは検

したときは、 財務大臣は、前項の規定により指定を取り消 その旨を公示しなければならな

(徴収の順位)

第九条の十 関税は、国税徴収法 いて、他の公課及び債権に先立つて徴収する。 かわらず、当該関税を徴収すべき外国貨物につ 法律第二百二十六号)その他の法令の規定にか 法律第百四十七号)、地方税法(昭和二十五 国税徴収の例により徴収する場合における関 (昭和三十

費と同順位とする。この場合においては、 れ国税徴収法に規定する国税及びその滞納処分 税及びその滞納処分費の徴収の順位は、それぞ の規定の適用を妨げない。

第九条の十一 この法律又は関税定率法その他関 保の種類については、国税通則法第五十条(担税に関する法律の規定により提供する関税の担 保の種類)の規定を準用する。

令で定める。 前項の担保の提供について必要な事項は、

第十条 関税の担保として金銭を提供した納税義 て提供した金銭をもつて関税の納付に充てるこ 務者は、政令で定めるところにより、担保とし (担保を提供した場合の充当又は徴収)

とができる。

収法第十章(罰則)の規定の適用については、 納税者とみなす。 十条第六号(担保の種類)の保証人は、国税徴 でに関税を完納しないときについて準用する。 おいてこれらの期限を「納期限」という。)ま 収)及び第十二条第一項ただし書(延滞税)に る関税のこれらの納期限。第十一条(関税の徴 期限(延滞税については、その計算の基礎とな 限)又は第九条の三第二項(納税の告知)の納 長された場合にあつては、当該延長された期 延長)の規定により関税を納付すべき期限が延 の納付)の規定により関税を納付すべき期限 税義務者が第九条(申告納税方式による関税等 (徴収の引継ぎ) (第九条の二第一項から第四項まで (納期限の 前条第一項において準用する国税通則法第五 は、関税の担保が提供された場合において、納国税通則法第五十二条(担保の処分)の規定 3 2

第十条の二 税関長は、必要があると認めるとき 徴収の引継ぎをすることができる。 は、その徴収する関税について、他の税関長に

その旨をその関税の納税義務者に通知するもの は、その引継ぎを受けた税関長は、遅滞なく、 前項の規定により徴収の引継ぎがあつたとき

第十一条 関税が納期限までに完納されない場合 のを除く。)でその確定後においては当該関税納付すべき関税(納付すべき税額が確定したも 。)及び国税通則法第三十八条第一項各号(繰 の徴収を確保することができないと認められる ないと認められる場合又は特例申告貨物につき 額の確定した関税がその納期限までに完納され 上請求)に掲げる場合に該当し、納付すべき税 (当該関税につき担保の提供がある場合を除く 6

ものがある場合における当該関税の徴収につい 国税徴収の例による。

#### (延滞税) 第四節の二 附帯税

第十二条 納税義務者が法定納期限までに関税 する。 四・六パーセントの割合を乗じて計算した額と 延滞税の額は、その未納に係る関税額に年十 係る納期限)の翌日から二月を経過する日後の 還付を受けた関税については、その納税告知に ない。ただし、納期限(当該過大に払戻し又は 該関税額を納付する日までの日数に応じ、年 その払戻し又は還付を受けた日)の翌日から当 徴収に係る関税額に対し、法定納期限(当該過 る場合には、当該納税義務者は、その未納又は 払戻し若しくは還付を受けた関税額を徴収され に相当する延滞税を併せて納付しなければなら 七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額 大に払戻し又は還付を受けた関税については、 し等に係る関税額の徴収)の規定により過大に 完納しない場合又は第十三条の二(過大な払戻 (附帯税を除く。以下この条において同じ。) を

る関税額を控除した額による。 納又は徴収に係る関税額からその一部納付に係 税の額の計算の基礎となる関税額は、同項の未 又は徴収に係る関税額の一部を納付したとき は、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞 前項の場合において、納税義務者がその未納

る場合においては、これを切り捨てて計算す 適用せず、当該関税額に一万円未満の端数があ 円未満である場合においては、第一項の規定を 延滞税の額の計算の基礎となる関税額が一万

4 満の端数がある場合においては、これを切り捨 は、これを徴収せず、当該延滞税の額に百円未 てる。 延滞税の額が千円未満である場合において

付した税額が同項の未納又は徴収に係る関税額 限後に同項の未納に係る関税額が確定し、か より税額等に誤りがあつたため同項の法定納期 税額に充てられたものとする。 に達するまでは、その納付した税額は、当該関 つ、その事情につき政令で定めるところにより 第一項の場合において、その納税義務者が納 第一項の場合において、やむを得ない理由に

延滞税については、当該法定納期限の翌日から 税関長の確認があつたときは、その税額に係る

8

合のいずれかに該当するときは、

当該関税につき修正申告をした日又は更正通 の日数に対応する部分の金額を免除する。 書若しくは賦課決定通知書が発せられた日まで

をしないことができる。

経過する日後の期間に限る。) に対応する部 金額に相当する金額又は当該換価の猶予をし 当該執行の停止をした期間に対応する部分の 止又は猶予をした関税に係る延滞税のうち、 の規定による換価の猶予をした場合 その停 五十一条の二第一項(換価の猶予の要件等) 国税徴収法第百五十一条第一項若しくは第百 納処分の執行の停止をした場合又は例による た期間(当該関税の納期限の翌日から二月を (滞納処分の停止の要件等)の規定による滞

二 第二条の三 (災害等による期限の延長) の 規定により関税を納付すべき期限を延長した 場合 その関税に係る延滞税のうち、その延 長した期間に対応する部分の金額

期間(前二号又は次項第一号の規定により延税の納期限の翌日から二月を経過する日後の した場合 その停止をした期間のうち当該関関長が関税の徴収に関する処分の執行を停止場合を含む。)の規定により財務大臣又は税 る期間に該当する期間を除く。)に対応する 滞税の免除がされた場合には、当該免除に係 止)(これらの規定を同法第六十一条(審査 請求に関する規定の準用)において準用する 八号)第二十五条第二項又は第四項(執行停 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十

第一項の場合において、次の各号に掲げる場 税関長は、 そ 該イからハまでに定める金額 例による国税徴収法に規定する交付要求

る分割納付、通知等)において準用する国税通十二条第三項若しくは第四項(換価の猶予に係 る延滞税については、当該各号に定める金額を 合のいずれかに該当するときは、その関税に係 る部分の金額については、税関長は、その免除 る国税徴収法(以下この項及び次項において 免除する。ただし、第一号に掲げる場合におい じたときは、その生じた日以後の期間に対応す の規定による取消しの基因となるべき事実が生 則法第四十九条第一項(納税の猶予の取消し) 第一項(滞納処分の停止の取消し)又は第百五 て、前条の規定によりその例によるものとされ 「例による国税徴収法」という。)第百五十四条 第一項の場合において、次の各号に掲げる場

分の金額の二分の一に相当する金額 例による国税徴収法第百五十三条第一項

部分の金額の二分の一に相当する金額

金額を限度として、免除することができる。 の関税に係る延滞税につき、当該各号に定める

あると税関長が認める場合には、猶予の期限しなかつたことについてやむを得ない理由が く。以下この号において同じ。)につき、猶は第二号の規定による免除に係る部分を除 猶予をした関税に係る延滞税(前項第一号又 のイ又は口のいずれかに該当するとき は第百五十一条の二第一項の規定による換価 でその納付が困難と認められる金額 までの期間を含む。)に対応する部分の金額 の翌日から当該やむを得ない理由がやんだ日 予をした期間(当該関税を当該期間内に納付 の猶予をした場合において、納税義務者が次 例による国税徴収法第百五十一条第一項又 その

その延滞税の納付を困難とするやむを得な ければ、その事業の継続又は生活の維持が 公課又は債務について軽減又は免除をしな 著しく困難になると認められる場合にお で、納期又は弁済期の到来した関税以外の て、その軽減又は免除がされたとき。 納税義務者の事業又は生活の状況により 納税義務者の財産の状況が著しく不良 理由があると認められるとき。

相当する金額 除く。)に対応する部分の金額の二分の一に 前号の規定により延滞税の免除がされた場合 税につき、その差押え又は担保の提供がされ 保の提供に係る関税を計算の基礎とする延滞 担保の提供を受けた場合 その差押え又は担 差押えをし、又は納付すべき税額に相当する 税の全額を徴収するために必要な財産につき には、当該免除に係る期間に該当する期間を ら二月を経過する日後の期間(前項各号又は ている期間のうち当該関税の納期限の翌日 税関長が国税徴収の例により滞納に係る関

三 次のイからハまでのいずれかに該当する場 による免除に係る部分を除く。)につき、当延滞税(第六項、前項各号又は前二号の規定 合 当該イからハまでに規定する関税に係る による免除に係る部分を除く。)につき、

けた例による国税徴収法第二条第十三号 係る関税に充てた場合 当該交付要求を受 続において当該金銭を受領した日の翌日 により交付を受けた金銭を当該交付要求に (定義) に規定する執行機関が強制換価手

の金額

ロ 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、関税を納付することができない事由が生じた場合 その事由が生じた日からその事由が消滅した日以後七日を経過した日までの期間に対応する部分の金額する事実が生じた場合で政令で定める期間に対応する部分の金額

第一項及び第十一項第一号において「法定納規定により納付すべき期限が延長された関税 第一項及び第十一項第一号において「法定納規定により納付すべき期限が延長された場 第二号又は第四号に掲げる関税については、当該各号に定める期限又は 日 (第三号又は第四号に掲げる関税につき当該各号の書類が二回以上にわたつて発せられた場 特例申告貨物につき納付すべき関税(第九条の二第三項又は第四項(納期限の延長)の 特例申告貨物につき納付すべき関税(第九条の二第三項又は第四項(納期限の延長)の 特例申告書の提出期限 第一項及び第十一項第一号において「法定納規定により納付すべき期限が延長された関税を除く。) 特例申告書の提出期限

二 第七十三条第一項(輸入の許可前における延長された期限が延長された関税 当該より納付すべき期限が延長された関税 当該一 第九条の二第一項から第四項までの規定に

税告知書に記載された納期限の規定により課する関税、当該関税に係る納り変更され、若しくは継続される同条第一項より課する関税又は同条第十六項の規定によより課する関税又は同条第十六項の規定による関税定率法第七条第三項(相殺関税)若し、関税定率法第七条第三項(相殺関税)若し、

る法律の規定により一定の事実が生じた場合 六 この法律又は関税定率法その他関税に関す

该事実が生じた日 に直ちに徴収するものとされている関税 当

を免れ、又は関税の払戻し若しくは還付を受けた者が当該関税について更正があるべきことを予知してされた修正申告(次項において「特定便知してされた修正申告(次項において「特定更知してされた修正申告(次項において「特定更出戻し若しくは還付を受けた者についてされたの他不正の行為により関税を免れ、又は関税の私戻し若しくは還付を受けた者についてされたの他不正の行為により関税を免れ、又は関税の払戻しおいて「特定便正申告」という。)を除く。)があつた場合において「特定便正」という。)を除く。)があつた場合において「特定便工申告」という。)を除く。)があつた場合におり税の私戻し若しくは還付を受けた者については、第一項に規定するときは、当該修正申告又は関税の払戻し若して、に関税の払戻しまして、時間のがあるという。

当該修正申告又は更正に係る関税について当該修正申告又は更正に係る関税について場合(特例申告の場合にあつては、期限つた場合(特例申告がされ、又は当該更正に係る用で証通知書が発せられたとき その法定納期更正通知書が発せられたとき その法定納期限から一年を経過する日の翌日から当該修正申告がされ、又は当該更正に係る関税について当該修正申告又は更正に係る関税について当該修正申告又は更正に係る関税について当該修正申告又は更正に係る関税について当該修正申告又は更正に係る関税について当該修正申告での日数

こせる更正(以下この項において「減額更正」を含む。以下この項において、その申告又は期限後特例申告書の提出)又は期限後特例申告書の提出)又は期限後特例申告書の提出)又は期限後特例申告書の提出)又は期限後特例申告書の提出)という。)があつた場合において、その申告又は増う。)があつた場合において、年額更正」といた名。以下この項において「増額更正」といた。以下この項において「増額更正」といた。以下この項において「規額を減加させる更正」を含む。以下この項において「減額更正」といた。

正前に当該修正申告又は更正に係る関税につい定する納付すべき税額(同項の修正申告又は更適用がある場合を除く。)において、前項に規

て修正申告又は更正がされたときは、その関税

.係る累積増差税額を加算した金額) がその関

の規定を適用する。 の規定にかかわら で定める関税に限る。 以下この項においては、 前項の規定にかかわら でにより納付すべき 関税その他の政令で定める関税にあつては、 期限後 でを修正申告又は特定更正により納付すべき 関税その他の政令で定める関税にあつては 関税その他の政令で定める関税にあつては 関税その他の政令で定める関税にあつては 関税その他の政令で定める関税にあつては 関税をの他の政令で定める関税にあつては 関税を の規定を適用する。

当該申告又は期限後特例申告書の提出によ当該申告又は期限後特例申告書の提出によい発せられた日までの日数係る更正通知書が発せられた日までの日数係る更正通知書が発せられた日までの日数係る更正通知書が発せられた日まである場合には、同日の翌日から起算して正である場合には、同日の翌日から起算して正である場合には、同日の翌日から起算して正である場合には、同日の翌日から起算して正である場合には、同日の翌日から起算して正である場合には、同日の翌日から起算してある場合には、同日の翌日から当該減額更正に係る更正通知書が発せられた日までの日数

(過少申告加算税)

第十二条の二 第七条第一項(申告)の規定による申告(以下「当初申告書が提出された場合にあっては、次条第一項ただし書又は第七項の規定つては、次条第一項ただし書又は第七項の規定会で、当該修正申告又は更正に基づき第九条第一項又は第二項(申告納税方式による関税等の納付)の規定により納付すべき税額に百分の十の割合(修正申告が、その申告に係る関税について更正があるべきことを予知してされたものでいての調査があつたことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の五の割合)を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽 録された事項に係るもの以外の事実に基づく税いう。)があるときは、当該電磁的記録等に記 等に記録された事項に係るもの以外の事実」と となる当該電磁的記録又は当該電子計算機出力 た場合において、第一項の規定の適用があると るものに限る。以下この項において同じ。) に 満たしてこれらの備付け及び保存が行われてい を満たしている場合における当該電磁的記録又 履行に資するものとして財務省令で定める要件 り作成するマイクロフィルムをいう。以下同 計算機を用いて電磁的記録を出力することによ 以下この項において同じ。)若しくは特例輸入 備付け等)の規定により備付け及び保存をしな 第十二条の四第三項において同じ。)の次に掲 を業として輸入する者をいう。以下この項及び 計算した金額を控除した金額とする。ただし、 額を控除した税額)に百分の五の割合を乗じて 額として政令で定めるところにより計算した金 以外のもの(以下この項において「電磁的記録 るべき事実で当該修正申告又は当該更正の起因 規定にかかわらず、前二項の規定により計算し きは、同項の過少申告加算税の額は、前二項 記録された事項に関し修正申告又は更正があつ 貨物の輸入の許可の日以後引き続き当該要件を は当該電子計算機出力マイクロフィルム(当該 じ。) による保存が、関税の納税義務の適正な 記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子 存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的 関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保 げる関税関係帳簿(第九十四条第一項(帳簿の マイクロフィルムに記録された事項に係るもの 礎となるべき税額(その税額の計算の基礎とな た金額から当該過少申告加算税の額の計算の基 ければならないこととされている帳簿をいう。 りでない。 し、又は仮装されたものがあるときは、この 保存義務者(申告納税方式が適用される貨物

む。)の規定により関税関係帳簿又は特例輸二項において読み替えて準用する場合を含の電磁的記録による保存等)(第七条の九第の 第九十四条の二第一項(関税関係帳簿書類

にかかわらず、同項の規定により計算した金額

は、同項の過少申告加算税の額は、同項の規定五十万円とのいずれか多い金額を超えるとき税に係る当初申告に係る税額に相当する金額と

例輸入関税関係帳簿の備付け及び保存に代え び保存をもつて当該関税関係帳簿又は当該特 該特例輸入関税関係帳簿 入関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及 いる保存義務者の当該関税関係帳簿又は当

該特例輸入関税関係帳簿 ている保存義務者の当該関税関係帳簿又は当 例輸入関税関係帳簿の備付け及び保存に代え る保存をもつて当該関税関係帳簿又は当該特 記録の電子計算機出力マイクロフィルムによ 簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的 係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィル ムによる保存等)(第七条の九第二項におい て読み替えて準用する場合を含む。)の規定 により関税関係帳簿又は特例輸入関税関係帳 第九十四条の三第一項又は第三項(関税関

める税額として政令で定めるところにより計算 項に規定する納付すべき税額から当該各号に定 した金額を控除して、 次の各号に掲げる場合には、第一項又は第二 前三項の規定を適用す

告又は更正に係る関税について当初申告によ と認められるものがある場合 その正当な理 ていなかったことについて正当な理由がある 正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされ 額の計算の基礎となつた事実のうちにその修 第一項の修正申告又は更正前に当該修正申 第一項又は第二項に規定する納付すべき税 があると認められる事実に基づく税額

り納付すべき税額を減少させる更正(更正の

請求に基づく更正を除く。)があつた場合

あるときは、適用しない。 査通知」という。)がある前に行われたもので 等)に掲げる事項その他政令で定める事項の通 第五号(納税義務者に対する調査の事前通知る国税通則法第七十四条の九第一項第四号及び 者に対する調査の事前通知等)において準用す 関税についての調査に係る第百五条の二(輸入 れたものでない場合において、その申告に係る 関税について更正があるべきことを予知してさ る関税についての調査があつたことにより当該 第一項の規定は、修正申告が、その申告に係 当該当初申告に係る税額に達するまでの税額 (次条第四項第二号及び第六項において「調 2

過少申告加算税について準用する。この場合に 前条第三項及び第四項(延滞税)の規定は 同条第三項中「関税額」とあるのは

> 千円」と読み替えるものとする。 項」と、 「税額」と、「第一項」とあるのは「次条第一 同条第四項中「千円」とあるのは「五

7 の修正申告又は更正前にされたその関税につい第二項に規定する累積増差税額とは、第一項 項の規定により控除すべきであつた金額を控除 額とし、第四項の規定の適用があつたときは同 る原処分の異動があつたときはこれらにより減 は訴えについての決定、裁決若しくは判決によ 少させる更正又は更正に係る不服申立て若しく は第二項の規定により納付すべき税額の合計額 のを除く。)又は更正に基づき第九条第一項又 した金額とする。)をいう。 少した部分の税額に相当する金額を控除した金 (当該関税について、当該納付すべき税額を減 ての修正申告(第五項の規定の適用を受けるも 3

(無申告加算税)

第十二条の三 次の各号のいずれかに該当する場 きは、百分の十の割合)を乗じて計算した金額 定する申告、決定又は更正に基づき第九条第二 合には、当該納税義務者に対し、当該各号に規 期限)までに当該申告がなかつたことについて の時(特例申告にあつては、特例申告書の提出 初申告が必要とされている貨物につきその輸入 に相当する無申告加算税を課する。ただし、当 があるべきことを予知してされたものでないと 定 の十六第二項(更正及び決定)の規定による決 たことにより当該関税について更正又は第七条 限後特例申告書の提出又は第二号の修正申告 項(申告納税方式による関税等の納付)の規定 正当な理由があると認められる場合は、この限 が、その申告に係る関税についての調査があつ により納付すべき税額に百分の十五の割合(期 (以下この節において「更正決定」という。)

告又は更正がされた場合 第二項の規定による決定がされた後に修正申 第二項の規定による決定がされた場合 期限後特例申告書の提出又は第七条の十六 期限後特例申告書の提出又は第七条の十六

及び第四項において同じ。)において、前項に 算後累積納付税額」という。)が五十万円を超 積納付税額を加算した金額。次項において「加 告又は更正がされたときは、その関税に係る累 規定する納付すべき税額(同項第二号の修正申 は第七項の規定の適用がある場合を除く。次項 前項の規定に該当する場合(同項ただし書又

> えるときは、前項の無申告加算税の額は、同項 金額を加算した金額とする。 項に規定する納付すべき税額が当該超える部分 た金額に、その超える部分に相当する税額(同 の規定にかかわらず、同項の規定により計算し べき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した に相当する税額に満たないときは、当該納付す

計額を控除した金額とする。 五十万円以下の部分に相当する税額

二 五十万円を超え三百万円以下の部分に相当 の十五の割合

百分

三 三百万円を超える部分に相当する税額 する税額 百分の二十の割合 百

分の三十の割合

4 告加算税の額は、前三項の規定にかかわらず、 規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗 前三項の規定により計算した金額に、第一項に 各号のいずれかに該当するときは、同項の無申 じて計算した金額を加算した金額とする。 第一項の規定に該当する場合において、次の の前日から起算して五年前の日までの間に、 れたものに限る。) 又は更正決定があつた日 項第二号の修正申告(その申告に係る関税に ついて更正決定があるべきことを予知してさ ついての調査があつたことにより当該関税に その期限後特例申告書の提出若しくは第一

り当該関税について更正決定があるべきこと 告書の提出又は同号の修正申告が、その申告 関税について、無申告加算税(期限後特例申 に係る関税についての調査があつたことによ

政令で定めるところにより計算した金額を控除 該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合 号に掲げる税額に区分してそれぞれの税額に当 算した金額の合計額から累積納付税額を当該各 割合。以下この項において同じ。)を乗じて計 更正決定があるべきことを予知してされたもの る割合(期限後特例申告書の提出又は第一項第 無申告加算税の額は、前二項の規定にかかわら のがあるときは、その事実に基づく税額として 者の責めに帰すべき事由がないと認められるも とされていなかつたことについて当該納税義務 する申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎 算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定 後累積納付税額(当該加算後累積納付税額の計 でないときは、その割合から百分の五を減じた ての調査があつたことにより当該関税について 二号の修正申告が、その申告に係る関税につい 額に区分してそれぞれの税額に当該各号に定め ず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる税 した税額)が三百万円を超えるときは、 第一項の規定に該当する場合において、加 、同項の 5

申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認め 項第二号において「特定無申告加算税等」と 第二項の重加算税(以下この号及び同条第四 定の適用があるものを除く。)若しくは次条 及び前々年に輸入された貨物(特例申告の場 係る貨物の輸入の日(特例申告貨物について たものを除く。) 又は更正決定に係る関税に 項第二号の修正申告(その申告に係る関税に う。) を課されたことがあるとき。 四項第一号において「無申告加算税等」とい されたものを除く。)又は重加算税(次条第 を予知してされたものでない場合において課 るとき、 いう。) を課されたことがあり、又は特定無 る関税について、無申告加算税(第六項の規 合にあつては、輸入が許可された貨物)に係 は、その輸入の許可の日)の属する年の前年 る関税についての調査通知がある前に行わ れたものでない場合において、その申告に係 ついて更正決定があるべきことを予知してさ ついての調査があつたことにより当該関税に その期限後特例申告書の提出若しくは第一

れ

規定は、第一項第二号の場合について準用す 前条第四項 (第一号に係る部分に限る。)

6 じて計算した金額とする。 り納付すべき税額に係る第一項の無申告加算税 場合において、その申告に係る関税についての 定があるべきことを予知してされたものでない 査があつたことにより当該関税について更正決 ず、当該納付すべき税額に百分の五の割合を乗 の額は、同項から第三項までの規定にかかわら は、その申告に基づき第九条第二項の規定によ 調査通知がある前に行われたものであるとき 修正申告が、その申告に係る関税についての 期限後特例申告書の提出又は第一項第二号

申告書を提出する意思があつたと認められる場 たことにより当該関税について第七条の十六第 が、その申告に係る関税についての調査があつ 合として政令で定める場合に該当してされたも 二項の規定による決定があるべきことを予知し てされたものでない場合において、期限内特例 第一項の規定は、期限後特例申告書の提

する日までに行われたものであるときは、適用 のであり、かつ、その提出期限から一月を経過

定により控除すべきであつた金額を控除した金 条第四項の規定の適用があつたときは同項の規 控除した金額とし、第五項において準用する前 らにより減少した部分の税額に相当する金額を は判決による原処分の異動があつたときはこれ 立て若しくは訴えについての決定、裁決若しく き税額を減少させる更正又は更正に係る不服申 額の合計額(当該関税について、当該納付すべ たその関税についての次に掲げる納付すべき税 は、第一項第二号の修正申告又は更正前にされ るのは「五千円」と読み替えるものとする。 三第一項本文」と、同条第四項中「千円」とあ において、同条第三項中「関税額」とあるのは 「税額」と、「第一項」とあるのは「第十二条の は、無申告加算税について準用する。この場合(第十二条第三項及び第四項(延滞税)の規定 第二項及び第三項に規定する累積納付税額と 2

第二項の規定による決定に基づき第九条第二 期限後特例申告書の提出又は第七条の十六 の規定により納付すべき税額

額とする。)をいう。

規定により納付すべき税額 修正申告又は更正に基づき第九条第二項の

例)に規定する特例申告書に記載すべき事項を 装されていない事実に基づく税額として政令で であるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮 は仮装されていないものに基づくことが明らか 税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又 加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その に対し、政令で定めるところにより、過少申告 更正の請求をしていたときは、当該納税義務者 し、又は仮装したところに基づき納税申告又は は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽 べき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又 いう。以下この条において同じ。)又は納付す 載すべき事項又は第七条の二第一項(申告の特 七条第二項(申告)に規定する輸入申告書に記 いて、納税義務者がその関税の課税標準等(第 予知してされたものでない場合を除く。)にお により当該関税について更正があるべきことを の申告に係る関税についての調査があつたこと 算税)の規定に該当する場合(修正申告が、そ 第十二条の二第一項(過少申告加 3

算した金額に相当する重加算税を課する。 なるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計 額)に係る過少申告加算税に代え、当該基礎と 定めるところにより計算した金額を控除した税

遅滞なく、

金銭で還付しなければなら

告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百 合又は期限後特例申告書の提出若しくは同条第 る重加算税を課する。 分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当す 事実に基づく税額として政令で定めるところに るときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない 算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基 で定めるところにより、無申告加算税の額の計 は仮装したところに基づき同項各号のいずれか を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又 額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部 務者がその関税の課税標準等又は納付すべき税 たものでない場合を除く。)において、納税義 より計算した金額を控除した税額)に係る無申 ないものに基づくことが明らかであるものがあ 礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されてい していたときは、当該納税義務者に対し、政令 に該当することとなつたとき又は更正の請求を についての調査があつたことにより当該関税に し書若しくは同条第七項の規定の適用がある場 ついて更正決定があるべきことを予知してされ 一項第二号の修正申告が、その申告に係る関税 前条第一項の規定に該当する場合(同項ただ 4

り納付すべき税額が確定した関税(当該関税

あつて保存義務者が第九十四条の二第三項前段 書類をいう。以下この項において同じ。) 若し り保存をしなければならないこととされている 四条第一項本文(帳簿の備付け等)の規定によ において準用する場合を含む。以下この項にお 電磁的記録による保存等)(第七条の九第二項 るときは、 があつた場合において、前二項の規定に該当す 例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定 る電磁的記録に記録された事項に関し期限後特 義務者により行われた電子取引の取引情報に係 第二項において準用する場合を含む。)の保存 引情報に係る電磁的記録の保存)(第七条の九 例輸入関税関係書類の保存に代えて保存を行 の規定により当該関税関係書類若しくは当該特 くは特例輸入関税関係書類に係る電磁的記録で いて同じ。)に規定する関税関係書類(第九十 ているもの又は第九十四条の五(電子取引の取 い、若しくは同項後段の規定により保存を行つ 第九十四条の二第三項(関税関係帳簿書類の 前二項の重加算税の額は、 前二項の 5

令で定めるところにより計算した金額を控除し された事項に係るもの以外の事実」という。) もの(以下この項において「電磁的記録に記録は仮装された事実に係るものに限る。)以外の 記録に記録された事項に係るもの(隠蔽し、又申告又は更正決定の起因となるこれらの電磁的実でその期限後特例申告書の提出若しくは修正 規定にかかわらず、前二項の規定により計算し 額を加算した金額とする。 た税額)に百分の十の割合を乗じて計算した金 があるときは、当該電磁的記録に記録された事 べき税額(その税額の計算の基礎となるべき事 た金額に、前二項の規定に規定する基礎となる 項に係るもの以外の事実に基づく税額として政

三項の規定にかかわらず、前三項の規定によりきは、第一項又は第二項の重加算税の額は、前 基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて 計算した金額に、第一項又は第二項に規定する 計算した金額を加算した金額とする。 くは修正申告又は更正決定があつた日の前日たものに基づき期限後特例申告書の提出若し 基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装され

二 その期限後特例申告書の提出若しくは前 算税等に係る賦課決定をすべきと認めると 等を課されたことがあり、又は特定無申告加り、に係る関税について、特定無申告加算税告の場合にあつては、輸入が許可された貨 の前年及び前々年に輸入された貨物(特例申ついては、その輸入の許可の日)の属する年関税に係る貨物の輸入の日(特例申告貨物に 第一項第二号の修正申告又は更正決定に係る

第一項及び第二項」と、同条第四項中「千円」額」と、「第一項」とあるのは「第十二条の四いて、同条第三項中「関税額」とあるのは「税は、重加算税について準用する。この場合にお とあるのは「五千円」と読み替えるものとす 第十二条第三項及び第四項(延滞税)の規定

#### 第五節 その他

(還付及び充当)

第十三条 税関長は、関税(滞納処分費を含む。 以下この条において同じ。)に過誤納金がある

項において「還付加算金」という。)をその 日の翌日から還付のため支払決定をする日又は の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める により還付すべき金額を充当する場合には、次 ときは、 た金額(以下この条並びに附則第五項及び第六 額に年七・三パーセントの割合を乗じて計算し 充当をする日までの期間の日数に応じ、その 付し、又は充当すべき金額に加算する。 前項の過誤納金を還付し、又は第七項の規 び決定)の規定による決定又は賦課決定によ 更正若しくは第七条の十六第二項(更正及

金

当する場合にあつては、第一号)に該当するといて、次の各号のいずれか(第一項の規定に該等に該当する場合にお 第一項又は第二項に規定する税額の計算の

るとき。 から起算して五年前の日までの間に、関税に ついて、無申告加算税等を課されたことがあ 3

誤納金 その過誤納となつた日として政令で三 前二号に掲げる過納金以外の関税に係る過 い日 …………」カまった日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早 正の請求があつた日の翌日から起算して三月係る延滞税を含む。) に係る過納金 その更 決定若しくは裁決又は判決を含む。)により 定める日の翌日から起算して一月を経過す 納付すべき税額が減少した関税(当該関税に る処分に係る不服申立て又は訴えについての

一 更正の請求に基づく更正(当該請求に対す

滞税)に規定する法定納期限前である場合に の起因となつた関税)の第十二条第九項(延 に限る。)の重加算税にあつては、その納 は第四項(同条第一項の重加算税に係る部分 少申告加算税又は前条第一項、第三項若しく 税の納付があつた日(その日が当該関税(過 に掲げるものを除く。) 当該過納金に係る関 に係る延滞税を含む。)に係る過納金(次号

当該法定納期限)

該当するときは、当該各号に定める期間を同 前項の場合において、次の各号のいずれかに る日

に規定する期間から控除しなければならない。 差押命令又は差押処分の送達を受けた日の翌押命令又は差押処分が発せられたとき その 日から七日を経過した日までの期間 (昭和五十四年法律第四号)の規定による差 過誤納金の返還請求権につき民事執行法

4 なる過誤納金の額が一万円未満である場合にお 一 過誤納金の返還請求権につき仮差押えがさ 第二項の規定は、還付加算金の計算の基礎と れたとき その仮差押えがされている期間

満の端数がある場合においては、その端数を切 いては適用せず、当該過誤納金の額に一万円未

6 がある場合においては、その端数を切り捨ては加算せず、還付加算金の額に百円未満の端数 が千円未満である場合においては、還付加算金前三項の規定により計算した還付加算金の額 ついては、過誤納金の額に相当する関税は、最 納を生じた場合における第二項の規定の適用に 二回以上に分けて納付した関税について過誤

合において、その還付を受けるべき者につき納税関長は、第一項の過誤納金を還付すべき場 いては、過誤納金の額に達するまで順次に遡つ誤納金の額がその日の納付額を超える場合にお 付すべきこととなつた関税があるときは、政令 てそれぞれの納付の日にその納付があつたもの 後の納付の日に納付があつたものとし、当該過 2

その関税に充当する。 で定めるところにより、その還付すべき金額を (過大な払いもどし等に係る関税額の徴収)

第十三条の二 税関長は、関税定率法第十条第二 国税徴収の例により、その過大であつた部分の請に基づいて過大な額で行なわれた場合には、 又は還付を受けた者から徴収する。 金額に相当する関税額を当該関税の払いもどし の払いもどし又は還付が、これを受ける者の申 令で定める関税に関する法律の規定による関税 項(変質、損傷等の場合のもどし税)その他政 3

第十三条の三 輸入の許可又は第七十三条第一項 (関税の納付不足がある場合の補完的納税義務) の輸入者と連帯して当該関税を納める義務を負 きなかつたときは、当該通関業者は、当該貨物 関業務の委託をした者を明らかにすることがで する通関業者をいう。以下同じ。)が、その通関業者(通関業法第二条第三号(定義)に規定 物の輸入に際してその通関業務を取り扱つた通 でなく、又はその者が当該貨物の輸入者でない 物の輸入者とされた者の住所及び居所が明らか合において、当該許可若しくは承認の際当該貨 について、納付された関税に不足額があつた場による税関長の承認を受けて引き取られた貨物 ことを申し立てた場合であつて、かつ、当該貨 (輸入の許可前における貨物の引取り) の規定

(端数計算)

第十三条の四 (国税の課税標準の端数計算) 国税通則法第百十八条第一項及び の規定は

> 等の端数計算)の規定は関税に係る払いもどし 数計算)の規定は関税の額の端数計算につい 十九条第一項及び第三項(国税の確定金額の端 関税の課税標準の端数計算について、同法第百 (更正、決定等の期間制限) 又は還付の額の端数計算について準用する。 て、同法第百二十条第一項及び第二項(還付金

第十四条 関税についての更正、決定又は賦課決 年(第六条の二第一項第二号イ又はホ(税額の 年)を経過した日以後においては、することが があつたものに係る賦課決定については、三 確定の方式)に規定する関税で課税標準の申告 定は、これらに係る関税の法定納期限等から五 できない。

こととなる日前六月以内にされた更正の請求に 月を経過する日まで、することができる。 加算税についてする賦課決定は、同項の規定に 係る更正又は当該更正に伴つて行われることと かかわらず、当該更正の請求があつた日から六 なる過少申告加算税、無申告加算税若しくは重 前項の規定により更正をすることができない

る。 決定は、第一項の規定にかかわらず、期限後特 の適用があるものに限る。)についてする賦課 ることとなる無申告加算税(同条第六項の規定 号(無申告加算税)の修正申告に伴つて行われ きないこととなる日前三月以内にされた期限後 から三月を経過する日まで、することができ 例申告書の提出又は同号の修正申告があつた日 特例申告書の提出又は第十二条の三第一項第二 第一項の規定により賦課決定をすることがで

た日から三年を経過する日まで、することがで 当局等に対し同号の要請に係る書面が発せられ を経過する日まで、することができる。 項の規定にかかわらず、法定納期限等から七年 税についての更正、決定又は賦課決定は、前三 にかかわらず、同号の特恵受益国等の権限ある 第二号に掲げる事由に基づいてする関税につい ないで輸入した場合における当該貨物に係る関 は関税を納付すべき貨物について関税を納付し ての更正、決定又は賦課決定は、前各項の規定 第一号に掲げる事由が生じた場合において、 偽りその他不正の行為により関税を免れ、又

に規定する書類(その作成又は保存に代えて (輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類) 税関職員が、貨物の輸入者に第六十八条 6

第二条の二において準用する国税通則法第十条 更正の請求をすることができる期限について

提出がなかつたこと(当該輸入者の責めに帰 提出を求めた日から六十日を超えない範囲内 て税関職員が指定する日までにその提示又は においてその準備に通常要する日数を勘案し は提出を求めた場合において、その提示又は 電磁的記録の作成又は保存がされている場合 における当該電磁的記録を含む。)の提示又

報に照らし非違があると認められること。 から三月以内にされた場合に限る。) においの前号の輸入者への通知が当該要請をした日 当該貨物に関する情報の提供の要請をした場益国等の権限ある当局等」という。)に対し、 う。) 又は輸入申告がされた貨物の輸出者若相当する締約国の法令を執行する当局をい 原産品であることの確認)に規定する締約国条の四第一項(経済連携協定に基づく締約国 八条の四第一項に規定する特恵受益国等原産出される貨物が特恵受益国等原産品(同法第 済連携協定等の締約国の権限ある当局(特恵う。以下この号において同じ。)若しくは経 別緊急関税)に規定する経済連携協定をい れた場合を除くものとし、当該要請をした旨 できないこととなる日の六月前の日以後にさ 合(当該要請が前各項の規定により関税につ 三第一項において「関税法令」という。)に る法律(第百八条の二第一項及び第百八条の (この法律、関税定率法その他の関税に関す う。)、経済連携協定等の締約国の税関当局 る者の認定に関して権限を有する機関をい の発給又は当該書類の作成をすることができ 原産品をいう。)であることを証明する書類 品をいう。)又は締約国原産品(同法第十二 受益国等又は経済連携協定等の締約国から輸 づき特恵受益国等(同法第八条の二第一項て「経済連携協定等」という。) の規定に基 う。) その他の国際約束(以下この号におい 済連携協定(同法第七条の三第一項ただし書 恵受益国等原産品であることの確認)又は経 すべき事由がない場合を除く。)。 益国等の権限ある当局等から提供があつた情 て、当該貨物の関税額の確定に関し、特恵受 いての更正、決定又は賦課決定をすることが しくは生産者(以下この号において「特恵受 (特恵関税等) に規定する特恵受益国等をい (輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特 税関職員が関税暫定措置法第八条の四(特

税、無申告加算税若しくは重加算税についてす より更正の請求をすることができることとされ 定の適用がある場合において、これらの規定に 第二項(期間の計算及び期限の特例)の規定又 る賦課決定は、第一項、第二項又は前二項の規 更正に伴つて行われることとなる過少申告加算 る期間にされた更正の請求に係る更正又は当該 は第二条の三(災害等による期限の延長)の規

定にかかわらず、当該更正の請求があつた日

可の日)とする。ただし、 因となつた関税)を課される貨物を輸入する日 等」とは、当該関税(過少申告加算税、無申告この条及び次条第一項において「法定納期限 ら六月を経過する日まで、することができる。 税については、当該各号に定める日又は期 加算税又は重加算税にあつては、その納付の (輸入の許可を受ける貨物については、当該許 次の各号に掲げる関

申告書の提出期限 特例申告貨物につき納付すべき関税 特例

一 第七十三条第一項(輸入の許可前における 受けて引き取られた貨物につき納付すべき関 貨物の引取り)の規定により税関長の承認を

等)の規定により税関長の承認を受けて受け 取られた郵便物につき納付すべき関税 第七十七条第六項(郵便物の関税の納

四 関税定率法第七条第三項(相殺関税) 若し り変更され、若しくは継続される同条第一項 くは第八条第二項(不当廉売関税)の規定に ことができることとなつた日 の規定により課する関税 当該関税を課する より課する関税又は同条第十六項の規定によ

五 この法律又は関税定率法その他関税に関す 該事実が生じた日 に直ちに徴収するものとされている関税 る法律の規定により一定の事実が生じた場合 当

(徴収権の消滅時効)

第十四条の二 関税の徴収を目的とする国の権利 付すべきものについては、 項の規定による更正若しくは賦課決定により納 よる更正、 項の規定による賦課決定、同条第五項の規定に 。)は、その関税の法定納期限等(前条第二項 の規定による更正若しくは賦課決定、同条第三 (以下この条において「関税の徴収権」という 決定若しくは賦課決定又は同条第六 同条第二項に規定す

「関税法第九条第三項又は第四項」と、同条第の関税」と、「第三十五条第三項」とあるのは に係る書面」と、「当該申告書」とあるのは 税」と、同項第一号中「納税申告書」とあるの 下この項において「法定納期限」という。)」 又は同条第六項に規定する更正があつた日。以 第五項に規定する更正、決定若しくは賦課決定 る更正、同条第三項に規定する賦課決定、同条 付すべきものについては、同条第二項に規定す 項の規定による更正若しくは賦課決定により納 よる更正、決定若しくは賦課決定又は同条第六 項の規定による賦課決定、同条第五項の規定に の規定による更正若しくは賦課決定、同条第三 間制限)に規定する法定納期限等(同条第二項 は「関税法第十四条第七項(更正、決定等の期 るのは「に係る」と、「法定納期限」とあるの 等特例の適用がある場合の所得税に係る」とあ 貨物について関税を納付しないで輸入した場合 を受けた」とあるのは「又は関税を納付すべき 「若しくはその全部若しくは一部の税額の還付三項本文中「国税」とあるのは「関税」と、 税」と、「これらの国税」とあるのは「これら 税)の重加算税に限る。)」とあるのは「重加算 第二項の重加算税に係る部分に限る。)(重加算 条第一項、第二項又は第四項(同条第一項又は 付)」と、同項第二号中「重加算税(第六十八 第九条第二項(申告納税方式による関税等の納 る国税等の納付)」とあるのは「関税の関税法 の第三十五条第二項第二号(申告納税方式によ るのは「部分の関税」と、同項第一号中「国税 合において、同条第一項中「部分の国税」とあ 関税の徴収権の時効について準用する。この場 除く。)(時効の完成猶予及び更新)の規定は、 の消滅時効)及び第七十三条(第三項第四号を における当該貨物に係る」と、「又は国外転出 「当該納税申告に係る書面」と、同項第二号中 「更正決定等(加算税に係る賦課決定を除く。) 国税通則法第七十二条第二項(国税の徴収権 (修正申告) に規定する納税申告をいう。) 「納税申告(関税法第七条の十四第一項第一 同項ただし書中「国税」とあるのは「関 「更正若しくは関税法第七条の十 2 3

(置寸青k篧り寺効)年法律第八十九号)の規定を準用する。年法律第八十九号)の規定を準用する。段の定めがあるものを除き、民法(明治二十九段の定めが極の時効については、この条に別

(還付請求権の時効)

時効により消滅する。できる日から五年間行使しないことによつて、る国に対する請求権は、その請求をすることが律の規定による関税の払戻し若しくは還付に係第十四条の三 関税の過誤納又は関税に関する法

場合について準用する。の消滅時効)及び前条第三項の規定は、前項のに入り、直税通則法第七十二条第二項(国税の徴収権

## 第十四条の四削除

(換価代金からの充当又は徴収の特例)

第十四条の五 第八十五条第一項 (公売代金等の第十四条の五 第八十五条第一項 (公売代金等の充当) (第八十八条 (留置貨物) において準用する場合を含む。以下この条において同じ。) 又は第百三十四条第一項又は第十一条 (国税徴収) に規定により充て又は徴収する関税及びこれに不足額がある場の例による徴収) の規定により充て又は徴収する関税の額は、当該貨物又は物件の公売又は徴収する関税に先だつて徴収される費用がある場別による代金の額(公売又は第十一条(国税徴収の例による徴収)の規定により充て又は徴収する関税に先だつて徴収される費用がある場合に関税に先だつて徴収される費用がある場合には、これらの費用を控除した額)を限度とする。

# 第三章 船舶及び航空機

(入港手続)

合を除き、政令で定めるところにより、あらか船長は、通信設備の故障その他政令で定める場第十五条 開港に入港しようとする外国貿易船の

なければならない。

さい、当該外国貿易船の名称及び国籍のほか、当該外国貿易船の積荷、旅客(当該外国貿易船の積荷、旅客(当該外国貿易船の積荷、旅客(当該外国貿易船の積荷、旅客(当該外国貿易船のほか、当該外国貿易船の名称及び国籍のほか、

3 外国貿易船が開港に入港したときは、船長和所国籍証書又はこれに代わる書類を税関職員に提示しなければならない。

4 税関長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、船長に対し、前項の船用品目録に記載すべき事項を、その入港の前に報告することを求めることができる。この場合で定める場合を除き、当該入港の前に当該報告をしなければならない。

5 前項の求めがあつた場合において、その入港を前項の求めがあつた場合において、その入港をしなければならない。

ハ。かかわらず、同項の船用品目録の提出を要しなかかわらず、同項の船用品目録の提出を要しない。第四項の報告をした船長は、第三項の規定に

7 開港に入港しようとする外国貿易船の運航者である事でである者をいう。)は、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除める特別の事情があると認められる場合を除める特別の事情があると認められる場合を除める特別の事情があると認められる場合を除める特別の事情があると認められる場合を除める特別の事情があると認められる場合を除める特別の事情があると認められる場合を除める特別の事情があると認められる場合を除めるという。の船積港を当該外国貿易船の運航者のほか、当該積荷に関する事項である事項である。

「関こ報告」 「定から省(以下こり頁こで、て単こ「苛美人」の入港しよ 8 前項に規定する積荷の荷送人であつて政令でび乗組員に ない。 (外国貿易船 の所在地を所轄する税関に報告しなければなら国籍のほか、 政令で定めるものをその入港しようとする開港

定める者(以下この項において単に「荷送人」にある者(以下この項において単に「荷送人」という。)は、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、政令で定めるところにより、当該荷送人に係る積荷の定めるところにより、当該荷送人に係る積荷のの事情があると認められる場合を除き、政令で定めるもの名がの名が及び国籍のほか、当該荷送人に係る積荷の方とする開港の所在地を所轄する税関に報告した。

10 外国貿易機が前項の報告をしないで税関空港の外国貿易機が前項の規定により報告すべき事項を記載したときは、機長は、当該外国貿易機の10 外国貿易機が前項の報告をしないで税関空港

届を税関に提出しなければならない。 長は、直ちに政令で定める事項を記載した入港11 外国貿易機が税関空港に入港したときは、機

約者(航空券の予約をした者をいう。以下同 第二百三十一号) 第百条第一項(許可)、第百 確保するため必要があると認めるときは、 らない貨物)その他のこの法律の規定の実施を るものを報告することを求めることができる。 搭乗するための手続に関する事項で政令で定め 者の携帯品及び当該予約者が当該外国貿易機に 貿易機の入港の前に、当該外国貿易機に係る予 者その他財務省令で定める者に対し、当該外国 者」という。)が運航するものに限る。)の運航運送)の許可を受けた者(以下「航空運送事業 客が搭乗するもの(航空法(昭和二十七年法 空港に入港しようとする外国貿易機であつて旅 じ。)、当該予約者に係る予約の内容、当該予約 は第百三十条の二(本邦内で発着する旅客等の 二十九条第一項(外国人国際航空運送事業)又 税関長は、第六十九条の十一(輸入しては

- 1 第一項の規定による報告(積荷に関する事項の報告を除く。)、第二項の規定による書面の提出を除出、電子情報処理組織を使用してこはならない。ただし、電気通信回線の故障そのばならない。ただし、電気通信回線の故障そのはならない。ただし、電気通信回線の故障そのはならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して行わなけれ出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障との規定による報告(積荷に関する事項の規定による報告(積荷に関する事項の規定による報告(積荷に関する事項の規定による報告(積荷に関する事項の規定による報告(積荷に関する事項)の報告として財務省令で定める場合は、この限制を対象を表して財務省令で定める場合は、この限し、第一項の規定による報告(積荷に関する事項)の報告をは、第一項の規定による報告(積荷に関する事項)の報告をは、この限している。

(積荷に関する事項の報告)

第十五条の二 税関長は、前条第一項又は第七項 5 第十五条の二 税関長は、前条第一項又は第七項 5 第十五条の二 税関長は、前条第一項又は第七項 5 第十五条の二 税関長は、前条第一項又は第七項 5 できる。

(特殊船舶等の入港手続)滞なく、当該報告をしなければならない。前項の規定により報告を求められた者は、遅

出しなければならない。
出しなければならない。
出しなければならない。
出しなければならない。

きは、船長又は機長は、直ちに政令で定める事3 特殊船舶等が開港又は税関空港に入港したと

らない。 項を記載した入港届を税関に提出しなければな

の手続に関する事項で政令で定めるものを報告の手続に関する事項で政令で定めるものを報告をない貨物)その他のこの法律の規定の実施を答が運航するものに限る。)の運航者その他財務が運航するものに限る。)の運航者その他財務が運航するものに限る。)の運航者その他財務が運航するものに限る。)の運航者その他財務が運航するものに限る。)の運航者その他財務が運航するものに限る。)の運航者その他財務が運航するものに限る。)の運航者をの機の入港である者に対し、当該特殊航空機に搭乗するためであるものを報告を表し、第六十九条の十一(輸入してはない手続に関する事項で政令で定めるものを報告を表し、第六十九条の十一(輸入してはない。

ばならない。 前項の規定によりなより、当該報告をしなけれ令で定めるところにより報告を求められた者は、政することを求めることができる。

で定める場合は、この限りでない。

「大きない」

「大きな

第十六条 外国貿易船又は外国貿易機(以下「外 じ。) 並びに船用品及び機用品については、こ ない信書を含む。第十八条、第十九条、第二十 の限りでない。 四条第二項及び第六十三条第一項において同 及び乗組員の携帯品、郵便物(郵便物に該当し 除く。)には、してはならない。ただし、旅客 第四項(入出港の簡易手続)の規定による積荷 条第九項の規定による積荷に関する事項につい 記載した書面を提出した場合を除く。)又は同 積荷に関する事項についての報告がない場合 は、第十五条第一項(入港手続)の規定による 国貿易船等」という。)に対する貨物の積卸し に関する事項を記載した書面を提出した場合を (同条第二項の規定による積荷に関する事項を ての報告がない場合(同条第十項又は第十八条 (貨物の積卸し)

しようとする者も、また同様とする。 とする者は、政令で定めるところにより、積卸とする者は、政令で定めるところにより、積卸とする者は、政令で定めるところにより、積卸とする者は、政令で定めるところにより、積卸したり、政策を関係の利益をしよう。

3 第一項の場合のほか、第十五条第七項に規定の許可を受けたときは、この限りでない。 する積荷について同項及び同条第八項の規定による報告がない場合には、当該積荷の船卸しをよる報告がない場合には、当該積荷の船卸しをの許可を受けたときは、当該積荷の船卸しをの許可を受けたときは、当該積荷の船卸しをの許可を受けたときは、当該積荷の船卸しをの許可を受けたときは、当時間が、第十五条第七項に規定の許可を受けたときは、当時間が、第十五条第七項に規定

|第十七条 外国貿易船等が開港又は税関空港を出 でなければ、同項の許可をしないものとする。 号)の規定により納付すべきとん税及び特別と 及び乗組員に関する事項で政令で定めるものを 保するため必要があると認めるときは、船長又 場合において、税関長は、この法律の実施を確 に政令で定める事項を記載した出港届を提出し ん税の額があるときは、その額が納付された後 び特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八 てとん税法(昭和三十二年法律第三十七号)及 記載した書面の提出を求めることができる。 に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。) は機長に対し、積荷、旅客(当該外国貿易船等 て税関長の許可を受けなければならない。この 港しようとするときは、船長又は機長は、税関 前項の場合において、当該外国貿易船につい

4 前項の規定により報告を求められた者は、政

信回線の故障その他の事由により電子情報処理用して行わなければならない。ただし、電気通項の規定による報告は、電子情報処理組織を使関する事項に係る書面の提出を除く。)又は前数・第一項後段の規定による書面の提出(積荷に

つた場 第十七条の二 特殊船舶等が開港又は税関空港を卸しを 合は、この限りでない。 (特殊船舶等の出港手続) に規定 温織を使用して当該書面の提出又は報告を行う

2 税関長は、第六十九条の二(輸出してはならない貨物)その他のこの法律の規定の実施を確を出港しようとする特殊航空機であつて旅客が搭乗するもの(航空運送事業者が運航するものに限る。)の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該特殊航空機の出港の前に、当該者殊航空機に係る予約者の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約で変令で定めるものを報告することを求めることができる。

ばならない。
うで定めるところにより、当該報告をしなけれるで定めるところにより報告を求められた者は、政

別とん税法第七条第一項(担保)の規定によるただし、とん税法第九条第一項(担保)及び特

は、この限りでない。 ・ 第一項後段の規定による書面の提出又は前項 の規定による報告は、電子情報処理組織を使用して当該書面の提出又は報告を行うこ とができない場合として財務省令で定める場合 とができない場合として財務省令で定める場合

第十八条 外国貿易船が開港に入港する場合にお第十八条 外国貿易船が開港に入港するとが、第十五条第三項から第五項まで(入港手きは、第十五条第三項から第五項まで(入港年の貨物の積卸しをしないで入港の時から二十四の貨物の積卸しをしないで入港の時から二十四の貨物の規制といる場合におります。

(入出港の簡易手続)

て、乗組員の携帯品、郵便物及び機用品以外の3 外国貿易機が税関空港に入港する場合におい港の時までに税関に提出しなければならない。長は、政令で定める事項を記載した入港届を出2 前項の場合において、同項の外国貿易船の船

場合」という。)は、第十五条第九項から第十 第十項の規定による書面の提出をしなければな 項については、機長は、政令で定める場合を除 定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事 一項まで及び第十七条第一項(出港手続)の規 令で定めるとき(次項において「短期出港等の 貨物の積卸しをしないで出港するときその他政 第十五条第九項の規定による報告又は同条 3

理組織を使用して行わなければならない。ただ た書面を税関に提出しなければならない。 出した書面に記載した事項を除く。)を記載し め、第十五条第九項の規定により報告すべき事 ときは、政令で定めるところにより、あらかじ 後、短期出港等の場合に該当しないこととなる でに税関に届け出なければならず、また、入港 長は、短期出港等の場合である旨を出港の時ま 前項の規定による書面の提出は、電子情報処 前項の場合において、同項の外国貿易機の機 (前項ただし書の規定により報告し、又は提 5 4

うことができない場合として財務省令で定める 場合は、この限りでない。 子情報処理組織を使用して当該書面の提出を行 し、電気通信回線の故障その他の事由により電 (特殊船舶等の入出港の簡易手続)

第十八条の二 特殊船舶等のうち船舶であるもの ばならない。同条第二項の規定による書面の提出をしなけれき、第十五条の三第一項の規定による報告又は て「短期出港等の場合」という。)は、第十五するときその他政令で定めるとき(同項におい については、船長は、政令で定める場合を除 は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項 の二第一項(特殊船舶等の出港手続)の規定 条の三(特殊船舶等の入港手続)及び第十七条 をしないで入港の時から二十四時間以内に出港 入港する場合において、旅客の携帯品の積卸し (次項において「特殊船舶」という。) が開港に (開庁時間外の貨物の積卸し)

く。) を記載した書面を税関に提出しなければ告し、又は提出した書面に記載した事項を除 あらかじめ、第十五条の三第一項の規定により 報告すべき事項(前項ただし書の規定により報 ととなるときは、政令で定めるところにより、 た、入港後、短期出港等の場合に該当しないこ の時までに税関に提出しなければならず、ま は、政令で定める事項を記載した入港届を出港 前項の場合において、同項の特殊船舶の船長

なければならない。 合を除き、第十五条の三第一項の規定による報 三第一項から第三項まで及び第十七条の二第一 ときその他政令で定めるとき(次項において 告又は同条第二項の規定による書面の提出をし する事項については、機長は、政令で定める場 項の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関 「短期出港等の場合」という。)は、第十五条の 特殊航空機が税関空港に入港する場合におい 旅客の携帯品の積卸しをしないで出港する 3

載した書面を税関に提出しなければならない。は提出した書面に記載した事項を除く。)を記 長は、短期出港等の場合である旨を出港の時まが頭の場合において、同項の特殊航空機の機 由により電子情報処理組織を使用して当該書面 ない。ただし、電気通信回線の故障その他の事 き事項(前項ただし書の規定により報告し、又 め、第十五条の三第一項の規定により報告すべ ときは、政令で定めるところにより、あらかじ の提出を行うことができない場合として財務省 電子情報処理組織を使用して行わなければなら 後、短期出港等の場合に該当しないこととなる でに税関に届け出なければならず、また、入港 令で定める場合は、この限りでない。 第二項又は前項の規定による書面の提出は、

る。

第十九条 税関官署の開庁時間(税関官署におい ばならない。ただし、旅客及び乗組員の携帯 は、この限りでない。 くは航空機に外国貨物を積み込もうとするとき くは航空機に貨物の積卸しをし、又は船舶若し 貿易船等その他外国貨物を積んでいる船舶若し 項において同じ。)以外の時間において、外国 が定めて公示した時間をいう。第九十八条第一 ける事務の種類その他の事情を勘案して税関長 は、あらかじめその旨を税関長に届け出なけれ て事務を取り扱う時間として当該税関官署にお 郵便物並びに船用品及び機用品について 2

(不開港への出入)

第二十条 外国貿易船等の船長又は機長は、税関 易船等を不開港に出入させてはならない。ただ 長の許可を受けた場合を除くほか、当該外国貿 合は、この限りでない。 場合又は遭難その他やむを得ない事故がある場 し、検疫のみを目的として検疫区域に出入する

2 開港に入港したときは、船長又は機長は、 外国貿易船等が前項ただし書の事故により不 直ち

> 職員がいないときは警察官に)届け出なければ にその事由を付してその旨を税関職員に(税関

る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該 港に入港し、又は不開港を出港しようとする外 確保するため必要があると認めるときは、不開 らない貨物)その他のこの法律の規定の実施を ない貨物)、第六十九条の十一(輸入してはな 定めるものを報告することを求めることができ 機に搭乗するための手続に関する事項で政令で 予約者の携帯品及び当該予約者が当該外国貿易 機の入港又は出港の前に、当該外国貿易機に係 の他財務省令で定める者に対し、当該外国貿易 送事業者が運航するものに限る。)の運航者そ 国貿易機であつて旅客が搭乗するもの(航空運 税関長は、第六十九条の二(輸出してはなら

4 ばならない。 令で定めるところにより、当該報告をしなけれ 前項の規定により報告を求められた者は、 政

5 処理組織を使用して当該報告を行うことができ 気通信回線の故障その他の事由により電子情報 を使用して行わなければならない。ただし、電 限りでない。 ない場合として財務省令で定める場合は、この 前項の規定による報告は、電子情報処理組織

(特殊船舶等の不開港への出入)

第二十条の二 不開港に入港しようとする特殊船 ならない。 乗する場合に限る。)及び乗組員に関する事項 政令で定める場合を除き、政令で定めるところ 舶等の船長又は機長は、通信設備の故障その他 開港の所在地を所轄する税関に報告しなければ で政令で定めるものをその入港しようとする不 旅客(当該特殊船舶等に旅客が乗船し、又は搭 は登録記号及び国籍のほか、当該特殊船舶等の により、あらかじめ、当該特殊船舶等の名称又

舶等の入港後直ちに、同項の規定により報告す ばならない。 べき事項を記載した書面を税関に提出しなけれ 入港したときは、船長又は機長は、当該特殊船 特殊船舶等が前項の報告をしないで不開港に

4 3 は、 又は機長は、直ちに政令で定める事項を記載し た入港届を税関に提出しなければならない。 特殊船舶等が不開港に入港したときは、船長 特殊船舶等が不開港を出港しようとするとき 船長又は機長は、政令で定める事項を記載

この場合において、税関長は、この法律の実施 を確保するため必要があると認めるときは、 長又は機長に対し、旅客(当該特殊船舶等に旅 した出港届を税関に提出しなければならない。 船

乗組員に関する事項で政令で定めるものを記載 客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。)及び

した書面の提出を求めることができる。

定めるものを報告することを求めることができ 予約者の携帯品及び当該予約者が当該特殊航空 る予約者、当該予約者に係る予約の内容、 機の入港又は出港の前に、当該特殊航空機に係 送事業者が運航するものに限る。)の運航者そ 港に入港し、又は不開港を出港しようとする特確保するため必要があると認めるときは、不開 らない貨物)その他のこの法律の規定の実施を ない貨物)、第六十九条の十一 (輸入しては 機に搭乗するための手続に関する事項で政令で の他財務省令で定める者に対し、当該特殊航空 殊航空機であつて旅客が搭乗するもの(航空運 税関長は、第六十九条の二(輸出してはなら

ばならない。 令で定めるところにより、 前項の規定により報告を求められた者は、 当該報告をしなけ れ 政

6

7 他の事由により電子情報処理組織を使用して当 ばならない。ただし、電気通信回線の故障その出は、電子情報処理組織を使用して行わなけれ 合として財務省令で定める場合は、 該報告又は書面の提出を行うことができない場 二項若しくは第四項後段の規定による書面の 第一項若しくは前項の規定による報告又は この限りで

(外国貨物の仮陸揚)

第二十一条 外国貨物を仮に陸揚(取卸を含む) においては、陸揚した後直ちにその旨を届け に因りあらかじめ届け出ることができない場合 ならない。但し、遭難その他やむを得ない事故 警察官に)あらかじめその旨を届け出なければ おいては税関職員に、税関職員がいないときは 長は、税関に(税関が設置されていない場所に 以下同じ。) しようとするときは、船長又は機 なければならない。

(沿海通航船等の外国寄港の届出等)

第二十二条 ときは、船長又は機長は、 得ない事故に因り外国に寄港して本邦に帰つた 「沿海通航船等」という。) が遭難その他やむを 沿海通航船又は国内航空機(以 直ちにその旨を税関

目録を税関に提出しなければならない。 又は機用品を積み込んだ場合においては、 に届け出るとともに、外国においてその船用品 (船用品又は機用品の積込み等) その

第二十三条 外国から本邦に到着した外国貨物で 品又は機用品が取締り上支障がないものとして み込まれる船用品又は機用品の積込みについて る期間の範囲内で税関長が指定する期間内に積 政令で定めるものである場合には、政令で定め きる。この場合において、税関長は、当該船用 場合に限り、外国貨物のまま積み込むことがで で定めるものを含む。) 又は航空機に積み込む(これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令 保税地域から本邦と外国との間を往来する船舶 により、税関長に申告し、その承認を受けて、 ある船用品又は機用品は、政令で定めるところ 括して承認することができる。 2

国との間を往来する船舶又は航空機に積み込も かじめその旨を届け出なければならない。 いて、税関職員がいないときは、警察官にあら み込むことについて緊急な必要がある場合にお り不開港に入港し、その船用品又は機用品を積 関長に申告し、その承認を受けなければならな うとする者は、政令で定めるところにより、税 内国貨物である船用品又は機用品を本邦と外 い。ただし、遭難その他やむを得ない事故によ 3

間を延長することができる。 ると認めるときは、税関長は、その指定した期 られるときは、これをしなければならない。 類、トン数又は自重、航海又は航行の日数並び機用品の種類及び数量が船舶又は航空機の種前二項の承認は、当該承認に係る船用品又は 後災害その他やむを得ない理由により必要があ ければならない。この場合において、その指定は、相当と認められる積込みの期間を指定しな に旅客及び乗組員の数等を勘案して適当と認め 税関長は、第一項の承認をする場合において

令で定めるところにより、直ちにその事実を証船用品又は機用品の積込みを終えたときは、政 を証する書類を一括して提出することができ 積み込まれた船用品又は機用品に係る当該事実 り区分して指定した期間ごとに、当該期間内に 該承認をした税関長が政令で定めるところによ けた場合においては、当該承認に係る期間を当 だし、同項後段の規定により一括して承認を受 する書類を税関に提出しなければならない。た 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る

6 四項の規定により指定された期間内に当該承認 め税関長の承認を受けて滅却された場合は、こ 税を徴収する。ただし、当該船用品又は機用品 を得ない理由により亡失した場合又はあらかじ が保税地域に入れられた場合、災害その他やむ きは、当該承認を受けた者から、直ちにその関 の限りでない。 に係る船舶又は航空機に積み込まれなかつたと 第一項の承認を受けた船用品又は機用品が第

(船舶又は航空機と陸地との交通等)

第二十四条 本邦と外国との間を往来する船舶又 場所を経て行わなければならない。 長の許可を受けた場合を除く外、その指定した 当するものを除く。) 又は貨物の積卸は、税関 は航空機と陸地との間の交通(次項の規定に該

を経て行わなければならない。 を除く。)の授受を目的とするものであるとき 定により承認又は許可を受けた貨物及び郵便物 税関長の許可を受け、かつ、その指定した場所 は、その交通は、政令で定めるところにより、 への交通が貨物(その授受につきこの法律の規 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機

次の各号のいずれかに該当する場合において は、当該許可をしないことができる。 税関長は、前項の許可を受けようとする者が

三年を経ない場合 なつた日又はその通告の旨を履行した日から を終わり、若しくは執行を受けることがなく せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行 その者がこの法律の規定に違反して刑に処

た日から二年を経ない場合 を終わり、又は執行を受けることがなくなつ して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行 その者がこの法律以外の法令の規定に違反

を受けた場合を除く外、行つてはならない と沿海通航船等との間の交通は、税関長の許可 三 その者が前二号のいずれかに該当する者又 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機 の他の従業者である場合 はこれを役員とする法人の代理人、 使用人そ

|第二十五条 外国貿易船等以外の船舶又は航空機 国貿易船等以外の船舶又は航空機として使用し を外国貿易船等として使用しようとするとき に届け出なければならない。外国貿易船等を外 は、船長又は機長は、あらかじめその旨を税関 ようとするときも、 (船舶又は航空機の資格の変更)

2 舶等を沿海通航船等として使用しようとすると とするときは、船長又は機長は、あらかじめそ の旨を税関に届け出なければならない。特殊船 (船長又は機長の行為の代行 きも、同様とする。

(船長又は機長の職務代行者) 人をいう。)も行うことができる。

第二十七条 この章の規定で船長又は機長に適用 ことができない場合においては、船長又は機長 に代つてその職務を行う者に適用する。 されるものは、船長又は機長がその職務を行う

第二十八条 税関職員が職務を執行するため船舶 場所の提供その他の便宜を与えなければならな は機長は、税関職員に対し職務の執行に必要な 又は航空機に乗り込む場合においては、船長又

第四章 第一節 保税地域 総則

(保税地域の種類)

第二十九条 保税地域は、指定保税地域、 の五種とする。 置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域 保税蔵

(外国貨物を置く場所の制限)

第三十条 外国貨物は、保税地域以外の場所に置 くことができない。ただし、次に掲げるものに ついては、この限りでない。

当であると認め税関長が期間及び場所を指定 して許可した貨物 保税地域に置くことが困難又は著しく不適

沿海通航船等を特殊船舶等として使用しよう Ξ

第二十六条 第十五条第一項から第五項まで若し うべき行為は、これらの規定に規定する船舶又 陸揚)又は前条の規定により船長又は機長が行不開港への出入)、第二十一条(外国貨物の仮十条の二第一項から第四項まで(特殊船舶等の 第十八条第二項から第四項まで(入出港の簡易十七条の二第一項(特殊船舶等の出港手続)、 くは第九項から第十一項まで(入港手続)、第 はこれらの者若しくは船長若しくは機長の代理 は航空機の所有者等(所有者若しくは管理者又 (特殊船舶等の入出港の簡易手続)、第二十条第 手続)、第十八条の二第一項から第四項まで 十五条の三第一項から第三項まで(特殊船舶等 項若しくは第二項(不開港への出入)、第二 入港手続)、第十七条第一項(出港手続)、 第 2

(税関職員に対する便宜供与)

押収された物件その他政令で定める貨物 郵便物(輸入されるものに限る。)及び信書 和二十三年法律第百三十一号)の規定により のみを内容とする郵便物をいう。第六十三条 輸出入の簡易手続)の規定による通知に係る の九第一項において同じ。)、刑事訴訟法(昭 信書便物(民間事業者による信書の送達に 特定郵便物(第七十六条第五項(郵便物

Ŧi. 例)に規定する特定委託輸出申告、同条第二 項に規定する特定製造貨物輸出申告又は同条 ないと認めるもの いて同じ。)のうち税関長が取締り上支障 三並びに第百二十二条第一項及び第二項にお 第六十七条の三第一項後段(輸出申告の

信書便物をいう。第七十四条、第七十八条の 関する法律第二条第三項(定義)に規定する

第三項に規定する特定輸出申告が行われ、

税

ことができない。 を侵害するものを除く。)は、保税地域に置く 目的で本邦に到着したものに限り、同項第九号 らない貨物)に掲げる貨物(輸入の目的以外の 第一項第一号から第四号まで、第五号の二、第 六号及び第八号から第十号まで(輸入してはな に掲げる貨物にあつては、回路配置利用権のみ 輸出貨物」という。)関長の輸出の許可を受けた貨物(以下「特例 前項の規定にかかわらず、第六十九条の十一

第三十一条 削除

(見本の一時持出)

第三十二条 保税地域にある外国貨物を見本とし 受けなければならない。 て一時持ち出そうとする者は、税関長の許可を

第三十三条 削除

(外国貨物の廃棄)

第三十四条 保税地域にある外国貨物を廃棄しよ 滅却について承認を受けた場合は、 において準用する場合を含む。)の規定により 条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五 項ただし書(許可を受けた者の関税の納付義務 出なければならない。ただし、第四十五条第一 うとする者は、あらかじめその旨を税関に届け 等) (第三十六条、第四十一条の三、第六十一 この限りで

第三十四条の二 その管理する外国貨物 示場を除く。)において貨物を管理する者は、 保税地域(保税工場及び保税展 (信書を除く。 第四十三

(記帳義務)

書を除く。) についての帳簿を設け、政令で定 める事項を記載しなければならない。 おいて同じ。)又は輸出しようとする貨物(信 条の九、第六十二条の十及び第八十条第一項に 合を含む。)、第六十二条の三第一項、第六十二 条の二第一項、第四十三条の三第一項、第六十 一条の三(第六十二条の七において準用する場 4

(税関職員の派出)

第三十五条 出して、税関の事務の一部を処理させることが 税関長は、保税地域に税関職員を派 5

(保税地域についての規定の準用等)

税蔵置場」とあるのは、「第三十条第一項第二「保税地域」とあり、並びに第四十五条中「保 替えるものとする。 号の規定により税関長が指定した場所」と読み の場合において、第三十二条及び第三十四条中 り税関長が許可した貨物について準用する。こ 受けて保税地域外に置く外国貨物)の規定によ 務)の規定は、第三十条第一項第二号(許可を 第三十四条(外国貨物の廃棄)及び第四十五条 (保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義 第三十二条(見本の一時持出し)、

じめその旨を税関に届け出なければならない。 その他の手入れをしようとするときは、あらか 可した貨物につき内容の点検又は改装、仕分け 域外に置く外国貨物)の規定により税関長が許 第三十条第一項第二号(許可を受けて保税地 2

# 第二節 指定保税地域

(指定保税地域の指定又は取消し)

設で、開港又は税関空港における税関手続の簡有し、又は管理する土地又は建設物その他の施は管理を行う法人であつて政令で定める者が所 体又は港湾施設若しくは空港施設の建設若しく ことができる場所として財務大臣が指定したも 積卸し若しくは運搬をし、又はこれを一時置く 易、かつ、迅速な処理を図るため、外国貨物の 指定保税地域とは、国、地方公共団 4 3 同意し、又は承認しなければならない。

- は、これについて前項の指定を取り消すことが 又は一部を存置する必要がないと認めるとき る外国貿易の減少その他の事由に因りその全部 財務大臣は、指定保税地域を利用して行われ
- 3 る土地又は建設物その他の施設の所有者及び管 するときは、あらかじめ当該指定をしようとす 財務大臣は、指定保税地域の指定をしようと

するときも、また同様とする。 ない。指定保税地域の指定の取消しをしようと に対して意見を述べる機会を与えなければなら 者その他の当該指定について利害関係がある者 理者に協議し、かつ、公聴会を開き、輸出入業

- 取消をしたときは、直ちにその旨を公告しなけ財務大臣は、指定保税地域の指定又は指定の ればならない。
- 係る権限の一部を税関長に委任することができ 一項又は第二項の規定による指定又は取消しに 財務大臣は、政令で定めるところにより、 第

## (指定保税地域の処分等)

第三十八条 指定保税地域の指定を受けた土地又 次の各号に掲げる行為をしようとするときは、は建設物その他の施設の所有者又は管理者は、 団体以外の者である場合においては、税関長の あらかじめ税関長に協議しなければならない。 承認を受けなければならない。 ただし、所有者又は管理者が、国及び地方公共

変更 交換、貸付けその他の処分又はその用途の 当該土地又は建設物その他の施設の譲渡、

- 三 当該建設物その他の施設の改築、 設物その他の施設の新築 当該土地の工事又は当該土地内における建 移転、 撤
- 用を妨げず、且つ、この法律の実施を確保する 又は承認の申請に係る行為が指定保税地域の利 上に支障がないと認めるときは、これについて 前項の場合において、税関長は、同項の協議 去その他の工事

(外国貨物の搬入停止等)

- とを区別するため、当該指定保税地域にしよう該指定保税地域と当該指定保税地域以外の場所 きは、その所有者及び管理者の同意を得て、当 る。 壁その他これに類する施設を設けることができ を能率的に執行するため必要があると認めると 税関長は、指定保税地域において税関の事務 2
- とする貨物の積卸若しくは運搬をし、又はこれ当な事由がなければ、外国貨物又は輸出しよう 港湾施設の貸付けを受けた者を含む。)は、正 その他の施設の所有者又は管理者(前条第一項 (指定保税地域の指定) の政令で定める者から を置くことを拒むことができない。 指定保税地域の指定を受けた土地又は建設物

第三十九条 税関長は、指定保税地域の目的を達 (入れることができる貨物)

成するため必要があると認めるときは、

指定保

ることができる。 税地域に入れることができる貨物の種類を定め

2 第四十条 指定保税地域においては、外国貨物又 のほか、外国貨物又は輸出しようとする貨物に ほか、これらの貨物の内容の点検又は改装、仕一項(指定保税地域の指定)に規定する行為の つき、見本の展示、簡単な加工その他これらに 分けその他の手入れをすることができる。 は輸出しようとする貨物につき、第三十七条第 指定保税地域においては、前項に定めるもの

3 と認めるときは、前項の許可をしなければならつ、この法律の実施を確保する上に支障がない ことができる。 税関長は、指定保税地域の利用を妨げず、か

類する行為で税関長の許可を受けたものを行う

第四十一条 指定保税地域の指定が取り消された(指定の取消し後における外国貨物) じ。)があるときは、当該貨物については、税含む。)及び第六十二条の六第一項において同 及び第六十二条の十五において準用する場合を 地域に外国貨物(特例輸出貨物を除く。第四十 場合において、その取消しの際、当該指定保税 場所を指定保税地域とみなす。 関長が指定する期間、その指定が取り消された 七条第三項(第六十一条の四、第六十二条の七

第四十一条の二 税関長は、指定保税地域にお れることを停止させることができる。 輸出しようとする貨物を当該指定保税地域に入 の他の従業者が指定保税地域の業務についてこ 管理者」という。)又はその代理人、支配人そ はその役員を含む。以下この条において「貨物 の法律の規定に違反したときは、期間を指定し て貨物を管理する者(その者が法人である場合 て、当該貨物管理者の管理に係る外国貨物又は

又はその他の方法により、釈明のための証拠を くはその代理人の出頭を求めて意見を聴取し、 にあらかじめその旨を通知し、これらの者若し 地又は建設物その他の施設の所有者又は管理者 提出する機会を与えなければならない。 は、当該貨物管理者及び当該指定保税地域の土 地域に入れることを停止させようとするとき (保税蔵置場についての規定の準用) 税関長は、前項の規定により貨物を指定保税

|第四十一条の三 第四十五条 (保税蔵置場の許可 を受けた者の関税の納付義務)の規定は、 指定

Ŧi.

申請者が暴力団員等である場合

保税地域にある外国貨物について準用する。こ 「当該外国貨物を管理する者」と読み替えるも 該保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは、 の場合において、同条第一項及び第三項中「当 のとする。

## 保税蔵置場

(保税蔵置場の許可)

第四十二条 保税蔵置場とは、外国貨物の積卸し 関長が許可したものをいう。 若しくは運搬をし、又はこれを置くことができ る場所として、政令で定めるところにより、 税

- 2 きる。 年以内の期間を定めてこれを更新することがで きない。但し、政令で定めるところにより、十 前項の許可の期間は、十年をこえることがで
- 3 をしたときは、直ちにその旨を公告しなければ ならない。 税関長は、第一項の許可又は前項但書の更新

(許可の要件)

第四十三条 税関長は、次の各号のいずれかに該 当する場合においては、前条第一項の許可をし ないことができる。

の取り消された日から三年を経過していない税地域の許可を取り消された者であつて、そ下この条において「申請者」という。)が保 前条第一項の許可を受けようとする者 议

- 二 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処 三年を経過していない場合 せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行 なつた日又はその通告の旨を履行した日から を終わり、若しくは執行を受けることがなく
- 三 申請者がこの法律以外の法令の規定に違反 を終わり、又は執行を受けることがなくなつ た日から二年を経過していない場合 して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行
- 罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪 (脅迫)若しくは第二百四十七条(背任)の(凶器準備集合及び結集)、第二百二十二条第二百八条(暴行)、第二百八条の二第一項 を終わり、又は執行を受けることがなくなつ を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行 等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第 た日から二年を経過していない場合 二百四条 (傷害)、第二百六条 (現場助勢)、 申請者が暴力団員による不当な行為の防

- 代理人、支配人その他の主要な従業者として 役員とする法人である場合又はこれらの者を 使用する者である場合 申請者が前各号のいずれかに該当する者を
- 支配されている者である場合 申請者が暴力団員等によりその事業活動を
- 位置又は設備が保税蔵置場として不適当であれ、前条第一項の許可を受けようとする場所の のに十分な能力がないと認められる場合 規定により課される負担に耐えないと認めら れる場合その他保税蔵置場の業務を遂行する 申請者の資力が薄弱であるためこの法律の
- ると認められる場合 価値が少ないと認められる場合 ついて保税蔵置場としての利用の見込み又は 前条第一項の許可を受けようとする場所に

(外国貨物を置くことができる期間)

第四十三条の二 保税蔵置場に外国貨物を置くこ

2 期間を延長することができる。 は、申請により、必要な期間を指定して前項の 場に置くことが承認された日から二年とする。 とができる期間は、当該貨物を最初に保税蔵置 (外国貨物を置くことの承認) 税関長は、特別の事由があると認めるとき

第四十三条の三 保税蔵置場に外国貨物を入れる 政令で定めるところにより、その超えることと を得ない理由により必要があると認めるとき ければならない。 なる日前に税関長に申請し、その承認を受けな えて当該保税蔵置場に置こうとする場合には、 は、申請により、税関長が指定する期間)を超 者は、当該貨物をその入れた日から三月(やむ 3 2

3 場合を除くほか、しなければならない。 りできない場合及び保税蔵置場の利用を妨げる えて外国貨物を置くことが他の法令の規定によ 前項の承認は、保税蔵置場に同項の期間を超

特例)及び第六十七条の十九(輸入申告の特続)、第六十七条の三第一項前段(輸出申告の について準用する。 例)の規定は、第一項の承認の申請をする場合 第六十七条の二(輸出申告又は輸入申告の手

(外国貨物を置くことの承認等の際の検査)

2 第四十三条の四 税関長は、前条第一項の承認又 貨物につき必要な検査をさせるものとする。 は指定をする場合には、税関職員に同項の外国

第六十八条の二(貨物の検査に係る権限の委 の規定は、前項の検査について準用する

(貨物の収容能力の増減等)

|第四十四条 保税蔵置場の許可を受けた者は、 をしようとするときは、あらかじめその旨を税 関に届け出なければならない。 該保税蔵置場の貨物の収容能力を増加し、若し くは減少し、又はその改築、移転その他の工事 当

2 を実施する際必要な措置を講ずることを求める 当該届出をした者に対し、その届出に係る事項 保管設備が不十分であるため、この法律の実施 ことができる を確保するうえに支障があると認めるときは、 は当該増減若しくは工事をした後の外国貨物の 税蔵置場と他の場所との区分が明確でなく、又 工事について、その増減又は工事をした後の保 て、その実施しようとする収容能力の増減又は 税関長は、前項の届出があつた場合におい 2

(許可を受けた者の関税の納付義務等)

第四十五条 保税蔵置場にある外国貨物(輸出の された場合は、この限りでない。 直ちにその関税を徴収する。ただし、外国貨物 きは、当該保税蔵置場の許可を受けた者から、 において同じ。)が亡失し、又は滅却されたと 許可を受けた貨物を除く。以下この項及び次項 場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却 が災害その他やむを得ない事情により亡失した

ことがやむを得ないと認めるときは、 るおそれがある等の事情によりこれを滅却する し書の承認をしなければならない。 し、若しくは変質し、又は他の外国貨物を害す 税関長は、保税蔵置場にある外国貨物が腐敗 前項ただ

にその旨を税関長に届け出なければならない。 は、当該保税蔵置場の許可を受けた者は、直ち (休業又は廃業の届出) 保税蔵置場にある外国貨物が亡失した場合に

|第四十六条 保税蔵置場の許可を受けた者は、 又は廃止しようとするときは、あらかじめその 可の期間内に当該保税蔵置場の業務を休止し、 旨を税関長に届け出なければならない。 (許可の失効) 許

第四十七条 保税蔵置場の許可は、次の各号のい ずれかに該当するに至つたときは、その効力を

廃止したとき 許可を受けた者が当該保税蔵置場の業務を

申請が同項に規定する期間内にされなかつた 八条の二第二項(許可の承継)の規定による 許可を受けた者が死亡した場合で、第四十

とき又は同項の承認をしない旨の処分があつ

許可を受けた者が破産手続開始の決定を受 許可を受けた者が解散したとき。

Ξī 許可の期間が満了したとき

3 保税蔵置場の許可が失効した場合において、 その失効の際、当該保税蔵置場に外国貨物があ は、直ちにその旨を公告しなければならない。 保税蔵置場の許可が失効したときは、 税関長が許可を取り消したとき。

を譲り受けた者)は、外国貨物を出し終わるま その業務を譲り渡した場合においては当該業務 るときは、当該貨物については、税関長が指定 では、保税蔵置場についての義務を免れること の業務を承継した法人、許可を受けていた者が 税蔵置場の業務を承継させるものに限る。) を れた法人、許可を受けていた者が分割(当該保 者が合併により消滅した法人である場合におい けていた者又はその相続人(許可を受けていた 場とみなす。この場合において、当該許可を受 する期間、その許可が失効した場所を保税蔵置 した法人である場合においては当該保税蔵置場 ては合併後存続する法人又は合併により設立さ

第四十八条 税関長は、次の各号のいずれかに該 物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入 当する場合においては、期間を指定して外国貨 取り消すことができる。 れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を (許可の取消し等)

ができない。

理人、支配人その他の従業者が保税蔵置場のにおいては、その役員を含む。)又はその代 業務についてこの法律の規定に違反したと 許可を受けた者(その者が法人である場合

二 許可を受けた者について第四十三条第二号 該当することとなつたとき。 から第十号まで(許可の要件)のいずれかに

2

はその他の方法により、釈明のための証拠を提 者にあらかじめその旨を通知し、その者若しく は、当該処分に係る保税蔵置場の許可を受けた 出する機会を与えなければならない。 はその代理人の出頭を求めて意見を聴取し、又 (許可の承継) 税関長は、前項の処分をしようとするとき

第四十八条の二 保税蔵置場の許可を受けた者に ついて相続があつたときは、 その相続人(相続

> の当該許可に基づく地位を承継する。 続人を選定したときは、その者)は、被相続人 意により当該許可に基づく地位を承継すべき相 人が二人以上ある場合において、その全員の

3 税関長に承認の申請をすることができる。 続人の死亡後六十日以内に、その承継について 地位を承継した者(次項において「承継人」と いう。)は、政令で定めるところにより、被相 前項の規定により保税蔵置場の許可に基づく

前項の承認をしないことができる。 (許可の要件) のいずれかに該当する場合には、 税関長は、承継人について第四十三条各号

ることができる。 譲り渡した者の当該許可に基づく地位を承継す 規定にかかわらず、当該合併により消滅した法 た法人又は当該業務を譲り受けた者(次項にお くは分割により当該保税蔵置場の業務を承継し め税関長の承認を受けたときは、合併後存続す の許可を受けた者がその業務を譲り渡した場合 るものに限る。) があつた場合又は保税蔵置場 七条第一項第一号又は第三号(許可の失効)の る法人若しくは合併により設立された法人若し において、政令で定めるところによりあらかじ しくは分割(当該保税蔵置場の業務を承継させ いて「合併後の法人等」という。)は、第四 人若しくは当該分割をした法人又は当該業務を 保税蔵置場の許可を受けた者について合併若

5 条各号のいずれかに該当する場合には、前項 承認をしないことができる。 税関長は、合併後の法人等について第四十三

6 きは、直ちにその旨を公告しなければならな 税関長は、第二項又は第四項の承認をしたと

(指定保税地域についての規定の準用

第四十九条 第四十条(指定保税地域における貨 物の取扱い)の規定は、保税蔵置場について準 用する。

(保税蔵置場の許可の特例)

第五十条 第四十二条第一項 (保税蔵置場の きる。 う。)を行おうとする場合には、その場所を所 規定する行為(以下「外国貨物の蔵置等」とい 令で定める基準に適合する場所において同項に 取得者」という。)は、位置又は設備が財務省 の承認を受けた者(以下この節において「承認 可)の許可を受けている者であらかじめ税関長 轄する税関長に、 その旨の届出をすることがで

2 を記載した申請書を、その住所又は居所の所在所又は居所及び氏名又は名称その他必要な事項 地を所轄する税関長に提出しなければならな 承認が効力を有する期間と同一の期間とする。 間は、同条第二項の規定にかかわらず、前項の けたものとみなされる場所に係る当該許可の期 を適用する。この場合において、その許可を受 許可を受けたものとみなして、この法律の規定 が受理された時において、第四十二条第一項の 前項の届出に係る場所については、当該届出 第一項の承認を受けようとする者は、その住

4 なければ、その期間の経過によつて、その効力 第一項の承認は、八年ごとにその更新を受け 第一項の届出の手続その他前各項の規定の適

第五十一条 税関長は、前条第一項の承認をしよ 用に関し必要な事項は、政令で定める。 (承認の要件)

どうかを審査しなければならない。 該当しないこと。 承認を受けようとする者が次のいずれにも

うとするときは、次に掲げる基準に適合するか

た日から三年を経過していない者であるこ 規定により前条第一項の承認を取り消され・第五十四条第一項(承認の取消し等)の

つては、これらのうち最初に受けた許可のの日(二以上の許可を受けている場合にあ 蔵置場の許可)の許可について、その許可現に受けている第四十二条第一項(保税 から三年を経過していない者であるこ

あること。 の要件)に掲げる場合に該当している者で 第四十三条第二号から第七号まで(許可

に遂行することができる能力を有しているこして行うことその他当該業務を適正かつ確実 置等に関する業務を電子情報処理組織を使用 承認を受けようとする者が、外国貨物の蔵

置等に関する業務について、その者(その者三 承認を受けようとする者が、外国貨物の蔵 ための事項として財務省令で定める事項を規 者がこの法律その他の法令の規定を遵守する む。) 又はその代理人、支配人その他の従業 が法人である場合においては、その役員を含 定した規則を定めていること。 2

(規則等に関する改善措置)

|第五十二条 税関長は、承認取得者がこの法律の る。 規定に従つて外国貨物の蔵置等に関する業務を 規則を新たに定めることを求めることができ 規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善 きは、前条第三号に規定する規則若しくは当該 律の実施を確保するため必要があると認めると 行わなかつたことその他の事由により、この法 に必要な措置を講ずること又は同号に規定する

がなくなつた旨の届出) (保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要

第五十二条の二 承認取得者は、第五十条第一項 ころにより、その旨を同項の承認をした税関長 ける必要がなくなつたときは、政令で定めると に届け出ることができる。 (保税蔵置場の許可の特例) の規定の適用を受

(承認の失効)

第五十三条 第五十条第一項 (保税蔵置場の許可 するに至つたときは、その効力を失う。 の特例)の承認は、次の各号のいずれかに該当

の許可が失効したとき。 て、第四十二条第一項(保税蔵置場の許可) 承認取得者に係る保税蔵置場の全部につい 前条の規定による届出があつたとき。

三 承認取得者が死亡した場合で、第五十五条 認をしない旨の処分があつたとき。 る期間内にされなかつたとき、又は同項の承 可の承継)の規定による申請が同項に規定す において準用する第四十八条の二第二項(許

五四 (承認の取消し等) 税関長が承認を取り消したとき。 承認の期間が満了したとき。

第五十四条 税関長は、承認取得者が次の各号の 第一項(保税蔵置場の許可の特例)の承認を取 いずれかに該当するに至つたときは、第五十条 り消すことができる。 しないこととなつたとき。 することとなつたとき又は同条第二号に適合 第五十一条第一号ハ(承認の要件)に該当

規定による税関長の求めに応じなかつたと 第五十二条(規則等に関する改善措置)の

者にあらかじめその旨を通知し、その者若しく はその代理人の出頭を求めて意見を聴取し、又 しようとするときは、当該処分に係る承認取得 税関長は、前項の規定により承認の取消しを

3 出する機会を与えなければならない。はその他の方法により、釈明のための証拠を提

他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、 令で定める。 **地前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政第一項の規定による承認の取消しの手続その** 

(許可の承継についての規定の準用)

第五十五条 第四十八条の二第一項から第五項ま 読替えは、政令で定める。 て準用する。この場合において、必要な技術的 で(許可の承継)の規定は、承認取得者につい

(保税工場の許可) 第四節 保税工場

2 第五十六条 保税工場とは、外国貨物についての 手入(以下これらの加工若しくは製造又は改 項(保税蔵置場の許可)の許可を併せて受けて 間に限り、当該保税工場につき第四十二条第一 物を当該保税工場に入れた日から三月までの期 ところにより、税関長が許可したものをいう。 む。) 又は外国貨物に係る改装、仕分その他の 加工若しくはこれを原料とする製造(混合を含 いるものとみなす。 装、仕分その他の手入を「保税作業」という。) において使用する輸入貨物については、当該貨 をすることができる場所として、政令で定める 保税工場の許可を受けた者は、当該保税工場

3 あわせて受けることができる。 の一部の場所につき第四十二条第一項の許可を

とみなす。

応するものを外国から本邦に到着した外国貨物

第五十七条 保税工場に保税作業において使用す くこと又は当該保税工場において当該貨物を保 税作業に使用することが承認された日から二年 当該保税工場に当該貨物を保税作業のために置 る製品を含む。)を置くことができる期間は、 る外国貨物(当該貨物を使用した保税作業によ とする。

(保税作業の届出)

|第五十八条 保税工場において保税作業をしよう とする者は、その開始及び終了の際、その旨を した場合における保税作業の開始については、 長が取締り上支障がないと認めてその旨を通知 税関に届け出なければならない。ただし、税関 この限りでない。

|第五十八条の二 石油精製の保税作業その他同| れる保税作業として政令で定めるものを行う保 の製造工程において二種類以上の製品が製造さ (保税作業による製品に係る納税申告等の特例)

> あるときは、製造済外国貨物(第七条の二第四 可を受けなければならない。この場合にお らず、当該作業の終了後遅滞なく、税関長に対 されるべき外国貨物として政令で定めるもの以 み戻される外国貨物その他保税作業により製造 税工場の許可を受けた者は、当該保税作業によ 項(申告の特例)に規定する貨物を除く。)に 了したときは、第七条第一項(申告)及び第六 外の外国貨物(以下この条において「製造済外 ついて、特例申告を行うことを妨げない。 て、その者が特例輸入者又は特例委託輸入者で して納税申告をし、同条の規定による輸入の 十七条(輸出又は輸入の許可)の規定にかかわ 国貨物」という。)につき、当該保税作業が終 つて製造された外国貨物のうち外国に向けて積

(内国貨物の使用等)

2 第五十九条 保税工場における保税作業(改装) 受けて、外国貨物と内国貨物とを混じて使用し なす。 たときは、前項の規定にかかわらず、これによ 製品は、外国から本邦に到着した外国貨物とみ 貨物とを使用したときは、これによつてできた 仕分その他の手入を除く。) に外国貨物と内国 つてできた製品のうち当該外国貨物の数量に対 政令で定めるところにより、税関長の承認を

保税工場の許可を受けた者は、当該保税工場 第六十条 削除

(外国貨物を置くことができる期間)

第六十一条 税関長は、貿易の振興に資し、

(保税工場外における保税作業)

税工場以外の場所に出すことを許可することが 物について保税作業をするため、これを当該保 期間及び場所を指定し、保税工場にある外国貨 と認めるときは、政令で定めるところにより、 つ、この法律の実施を確保する上に支障がない できる

2 とができる。 国貨物の関税額に相当する担保を提供させるこ 必要があると認めるときは、その許可に係る外 税関長は、前項の許可をする場合において、

3 4 された場所に出されている外国貨物は、同項 れる際、税関職員に必要な検査をさせるものと ら出される外国貨物について、当該貨物が出さ 税関長は、第一項の許可を受けて保税工場 第一項の許可を受けて同項の規定により指定

規定により指定された期間が満了するまでは、

5 ちにその関税を徴収する。 に出された保税工場の許可を受けた者から、 に出された保税工場の許可を受けた者から、直があるときは、当該貨物がその指定された場所 規定により許可を受けた外国貨物又はその製品 た場合において、その指定された場所に同項の その出された保税工場にあるものとみなす。 第一項の規定により指定された期間が経過し

(指定保税工場の簡易手続)

第六十一条の二 税関長が使用原料品の製造歩留 出)の規定にかかわらず、当該製品を製造する の原料品である外国貨物を特定して指定した保 認めて、保税作業により製造される製品及びそ ための保税作業の開始及び終了の際の届出を要 税工場については、第五十八条(保税作業の届 その他の事情を勘案して取締り上支障がないと まりが安定していることその他保税作業の性質

当該期間内とする。)使用し、又は製造した同 く)、税関に提出しなければならない。 保税作業を休止した場合には、その後遅滞な ら十日を経過する日)までに(当該製品に係る の期間を指定したときは、当該期間終了の日か載した報告書を、その翌月十日(税関長が特別 びその製品の数量その他政令で定める事項を記 項の税関長の特定した外国貨物である原料品及 税関長が一月をこえる期間を指定したときは、 前項の指定を受けた者は、政令で定めるとこ 毎月(季節的な保税作業の場合等で 3 2

第六十一条の三 保税工場の許可を受けた者は 当該保税工場にある外国貨物についての帳簿を 設け、政令で定める事項を記載しなければなら 4

(保税蔵置場についての規定の準用)

第六十一条の四 第四十二条第二項及び第三項 税の納付義務等・休業又は廃業の届出・許可の貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関 認・外国貨物を置くことの承認等の際の検査・ 得ない理由により必要があると認めるときは、 いて、第四十三条の三第一項中「三月(やむを 失効・許可の取消し等・許可の承継)の規定 第四十八条の二まで(外国貨物を置くことの承 ことができる期間)並びに第四十三条の三から 件)、第四十三条の二第二項(外国貨物を置く (保税蔵置場の許可)、第四十三条 (許可の要 保税工場について準用する。この場合にお 5

申請により、税関長が指定する期間)」とある せ」と読み替えるものとする。 条第一項中「保税蔵置場に入れることを停止さ 又は保税作業に使用する日前に」と、第四十八 ととなる日前に」とあるのは「こととなる日前 該貨物を当該保税工場に入れた日から三月以内 のは「保税作業のため置こうとする場合又は当 税工場において保税作業をすることを停止さ せ」とあるのは「保税工場に入れ、若しくは保 に保税作業に使用しようとする場合」と、「こ 「三月」と、「置こうとする場合」とある

(保税工場の許可の特例)

第六十一条の五 第五十六条第一項 (保税工場の る税関長に、その旨の届出をすることができ 業を行おうとする場合には、その場所を所轄す 令で定める基準に適合する場所において保税作 長の承認を受けた者は、位置又は設備が財務省 許可)の許可を受けている者であらかじめ税関

と同一の期間とする。 許可を受けたものとみなして、この法律及び関 が受理された時において、第五十六条第一項の にかかわらず、前項の承認が効力を有する期間 第四十二条第二項(保税蔵置場の許可)の規定 係る当該許可の期間は、前条において準用する 税定率法の規定を適用する。この場合におい て、その許可を受けたものとみなされる場所に 前項の届出に係る場所については、当該届出

地を所轄する税関長に提出しなければならな を記載した申請書を、その住所又は居所の所在 所又は居所及び氏名又は名称その他必要な事項 第一項の承認を受けようとする者は、その住

を失う。 なければ、その期間の経過によつて、その効力 第一項の承認は、八年ごとにその更新を受け

用に関し必要な事項は、政令で定める。 (保税蔵置場の許可の特例についての規定の準 第一項の届出の手続その他前各項の規定の適

第六十二条 第五十一条から第五十五条まで(承 この場合において、第五十一条第一号ロ中「第 条第一項の規定による承認について準用する。 場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつ 認の要件・規則等に関する改善措置・保税蔵置 可の承継についての規定の準用)の規定は、前 た旨の届出・承認の失効・承認の取消し等・許

と、第五十三条第二号中「保税蔵置場」とある 四十二条第一項(保税蔵置場の許可)」とある のは「保税工場」と読み替えるものとするほ と、同条第二号及び第三号並びに第五十二条中 か、必要な技術的読替えは、政令で定める。 「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」 は「第五十六条第一項(保税工場の許可)」 第五節 保税展示場

(保税展示場の許可)

第六十二条の二 保税展示場とは、政令で定める するものの会場に使用する場所として、政令で 博覧会、見本市その他これらに類するもの(以 定めるところにより、税関長が許可したものを 下「博覧会等」という。)で、外国貨物を展示 2

2 前項の許可の期間は、博覧会等の会期を勘案 して税関長が必要と認める期間とする。

3

各号に掲げる行為で政令で定めるものをするこ め、外国貨物で政令で定めるものにつき、次の とができる。 保税展示場においては、博覧会等の施設の建 維持若しくは撤去又は博覧会等の運営のた

積卸、運搬又は蔵置

内容の点検又は改装、仕分けその他の手

展示又は使用

兀 (保税展示場に入れる外国貨物に係る手続) 前三号に掲げる行為に類する行為

|第六十二条の三 外国貨物を保税展示場に入れる 告し、前条第三項の行為をすることにつき、 の承認を受けなければならない。 者は、政令で定めるところにより、税関長に申 そ

2 税関長は、前項の承認をする場合には、税関 職員に同項の外国貨物につき必要な検査をさせ るものとする。

4 3 るまでの間(前項の通知に係る貨物について れられた外国貨物につき、第一項の承認を受け 告をした者に対し当該承認ができない旨を通知する。この場合においては、税関長は、当該申 は、同項の期間が経過するまでの間)、 出その他の処置を求めるものとする。 するとともに、期間を定めて当該外国貨物の搬 当しないときは、第一項の承認をしないものと て、当該外国貨物が前条第三項の外国貨物に該 税関長は、第一項の申告があつた場合におい 保税展示場においては、当該保税展示場に入 前条第

定する政令で定めるものに限る。)をすること

(販売用貨物等の蔵置場所の制限等)

第六十二条の四 税関長は、保税展示場に入れら ができる。 ものにつき、その使用状況の報告を求めること 場所を制限し、又は保税展示場に入れられた外 ろにより、保税展示場内で当該貨物を蔵置する 必要があると認めるときは、政令で定めるとこ る貨物につき、この法律の実施を確保するため れた外国貨物のうち、販売され、使用され、若 国貨物で性質若しくは形状に変更が加えられる しくは消費される貨物又はこれらの見込みがあ

法律の規定を適用する。この場合において、税く。) には、その販売を輸入とみなして、この 担保の提供を求めることができる。 関長は、必要があると認めるときは、あらかじ 場内で販売される場合(政令で定める場合を除 め、当該貨物で販売される見込みがあるものに つき、その関税の額に相当する金額の範囲内で 保税展示場に入れられた外国貨物が保税展

第六十二条の五 税関長は、保税展示場に入れら (保税展示場外における使用の許可)

ことができる。 場所で当該外国貨物を使用することを許可する り、期間及び場所を指定し、保税展示場以外の れた外国貨物で、保税展示場以外の場所にお ないと認めるときは、政令で定めるところによ につき、この法律の実施を確保する上に支障が の一時持出し)の規定に該当するものを除く。) て使用する必要があるもの(第三十二条(見本

についての関税の徴収) (許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物

第六十二条の六 税関長は、保税展示場に入れら きは、その者から、直ちにその関税を徴収す ものとし、当該期間内に当該処置がされないと 貨物の搬出その他の処置を求めることができる 示場にあるものについては、当該保税展示場のの満了その他当該許可の失効の際、当該保税展 れた外国貨物で、当該保税展示場の許可の期間 許可を受けた者に対し、期間を定めて当該外国

2 間、適用しない。 とその他税関長がやむを得ない事情があると認 貨物の輸入が他の法令の規定によりできないこ める場合には、これらの事情が継続している期 前項の関税の徴収に係る規定は、同項の外国

三項第一号又は第二号に掲げる行為(同項に規

用)(保税蔵置場及び保税工場についての規定の準(保税蔵置場及び保税工場についての規定の準

第六十二条の七 第四十二条第三項 の許可)、第四十三条(許可の要件)、第四十三 項(保税展示場に入れる外国貨物に係る手続) 項中「前項」とあるのは「第六十二条の三第二 国貨物に係る手続)」と、第四十三条の四第二 第六十二条の三第一項(保税展示場に入れる外 の二第一項」と、「、第一項」とあるのは「、 中「第六十七条の二」とあるのは「第六十七条 る。この場合において、第四十三条の三第三項 義務)の規定は、保税展示場について準用す における保税作業)及び第六十一条の三(記帳 第六十一条第三項から第五項まで(保税工場外 継)、第五十九条第一項(内国貨物の使用等)、 出・許可の失効・許可の取消し等・許可の承 受けた者の関税の納付義務・休業又は廃業の届 条の二まで(貨物の収容能力の増減等・許可を 承認等の際の検査)、第四十四条から第四十八 第四十三条の四第二項(外国貨物を置くことの 条の三第三項(外国貨物を置くことの承認)、 と読み替えるものとする。

## 第六節 総合保税地域

(総合保税地域の許可)

第六十二条の八 総合保税地域とは、一団の土地 及びその土地に存する建設物その他の施設(次 項において「一団の土地等」という。)で、次 筆 項において「一団の土地等」という。)で、次 筆 ものをいう。

- 入れ
  内容の点検若しくは改装、仕分その他の手内容の点検若しくは改装、仕分その他の手外国貨物の積卸し、運搬若しくは蔵置又は
- (混合を含む。) 外国貨物の加工又はこれを原料とする製造
- す法人により所有され、又は管理されるもの他の事項を勘案して政令で定める要件を満たしなければならない。
- 施設の集積の程度が高いこと。| 当該一団の土地等における貿易に関連するであること。

- 易の振興に資すると認められること。これにより相当程度輸入の円滑化その他の貿合行為が総合的に行われることが見込まれ、三 当該一団の土地等において前項各号に掲げ

- 「国貨のと置くによびできる明明」 な能力を有すると認められること。 人が総合保税地域の業務を遂行するのに十分 法人の資力その他の事情を勘案して、当該法 法人の資力をの地の事情を勘案して、当該法

(外国貨物を置くことができる期間)

第六十二条の十 総合保税地域に外国貨物を入れる者は、当該貨物をその入れた日から三月以内に当該総合保税地域に置こうとする場合又は当該貨物につきその入れた日から三月以内に当該総合保税地域において第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号(総合保税地域の許可)に掲げる行為をしようとする場合には、政令で定めるところにより、その超えることとなる日前又は当該行為をする目前に税関長に申請し、その承認を受けなければならない。

(販売用貨物等を入れることの届出)

第六十二条の十一 外国貨物のうち、総合保税地 域において販売され、又は消費される貨物その 域において販売され、又は消費される貨物その 第六十二条の十一 外国貨物のうち、総合保税地

# |第六十二条の十二 削除

(貨物の管理者の連帯納税義務)

いて準用する第四十五条第一項本文(保税蔵置法人が第六十二条の十五(総合保税地域)にお第六十二条の十三 総合保税地域の許可を受けた

(許可の取消し等)

第六十二条の十四 税関長は、次の各号のいずれまな場合においては、貨物を管理する場合において第二十二条の八第一項は総合保税地域において第六十二条の八第一項に掲げる行為をすることを停止させ、又は総合に掲げる行為をすることを停止させ、とは輸出して掲げる行為をすることを停止させ、又は総合に掲げる行為をすることを停止させ、といるという。

- 一 総合保税地域の許可を受けた法人(当該法人以外に当該総合保税地域の業務についてこのの従業者が総合保税地域の業務についてこのの従業者が総合保税地域において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。)
- をき。 は、一般の保税地域について第六十二条の八第二年をの、総合保税地域について第六十二条の八第二年の基準のである基準のである基準のである。

ての規定の準用) (保税蔵置場、保税工場及び保税展示場につい

場及び保税展示場についての規定の準用)にお

いて準用する第一項又は第六十二条の五

のは「第六十二条の十五(保税蔵置場、保税工者」と、第六十一条第三項中「第一項」とあるた者」とあるのは「総合保税地域において行う

第五十八条の二中「行う保税工場の許可を受け

「第二項又は第四項」とあるのは「第四項」と、

掲げる基準に適合しない」と、同条第六項中

二条の八第二項各号(総合保税地域の許可)に

号のいずれかに該当する」とあるのは「第六十

又は第三号」と、同条第五項中「第四十三条各 用)において準用する第四十七条第一項第一号 保税工場及び保税展示場についての規定の準 とあるのは「第六十二条の十五(保税蔵置場、 四項中「第四十七条第一項第一号又は第三号」 この項において同じ。)」と、第四十八条の二第 以外に当該総合保税地域において貨物を管理し 条第一項中「次の各号」とあるのは「第一号又 あるのは「、第六十二条の十」と、第四十三条 のは「同条」と、同条第三項中「、第一項」と 貨物を置くこと等の承認)」と、「同項」とある 中「前項」とあるのは「第六十二条の十(外国 とができる期間)」と、第四十三条の三第二項 あるのは「第六十二条の九(外国貨物を置くこ る。この場合において、第四十二条第二項 は第三号から第六号まで」と、同条第三項中 と、「同項」とあるのは「同条」と、第四十七 十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)」 の四第一項中「前条第一項」とあるのは「第六 し書」と、第四十三条の二第二項中「前項」と いての規定の準用)において準用する前項ただ 五(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場につ 可)の規定は、総合保税地域について準用す る製品に係る納税申告等の特例)、第五十九 ていた者がある場合には、その者を含む。以下 許可を受けていた者(当該許可を受けていた者 「当該許可を受けていた者」とあるのは「当該 六十二条の五(保税展示場外における使用の許 における保税作業)、第六十一条の二第二項 (総合保税地域の許可)」と、同条第三項中「第 (指定保税工場の簡易手続)、第六十二条の四 (内国貨物の使用等)、第六十一条(保税工場外 (許可の承継)、第五十八条の二 (保税作業によ 前項」とあるのは「第六十二条の八第一項 .販売用貨物等の蔵置場所の制限等) 並びに第 項」とあるのは「第六十二条の八第一項」 「前項但書」とあるのは「第六十二条の 单

れらの規定」と、第六十一条の二第二項中「前 とあるのは「制限する」と読み替えるものとす るものにつき、その使用状況の報告を求める. 外国貨物で性質若しくは形状に変更が加えられ とあるのは「外国貨物」と、第六十二条の四第 者」と、「同項の税関長の特定した外国貨物」 れを除く。以下この項において同じ。)を行う 域において保税作業(改装、仕分その他の手入 項の指定を受けた者」とあるのは「総合保税地 二条の五」と、「同項の規定」とあるのは「こ 二条の十五において準用する第一項又は第六十 項及び第五項中「第一項」とあるのは「第六十 展示場外における使用の許可)」と、同条第四 項中「制限し、又は保税展示場に入れられた 5

第六十三条 外国貨物 (郵便物、特例輸出貨物及 要があると認めるときは、税関職員に同項の貨 を提供させることができる。 物の検査をさせ、また、関税額に相当する担保 運送について一括して承認することができる。 関長が指定する期間内に発送される外国貨物の 認めるときは、政令で定める期間の範囲内で税 その他の事情を勘案して取締り上支障がないと る。この場合において、税関長は、運送の状況 に限り、外国貨物のまま運送することができ 条の九第一項において「特定区間」という。) 指定した場所相互間(次条第一項及び第六十三 貨物を置く場所の制限)の規定により税関長が 域、税関官署及び第三十条第一項第二号(外国その承認を受けて、開港、税関空港、保税地 この章において同じ。)は、税関長に申告し、 条の九第一項及び第六十五条の三を除き、以下 び政令で定めるその他の貨物を除く。第六十三 税関長は、前項の承認をする場合において必 2

ろにより、運送目録を税関に提示し、その確認 ることができる。 物に係る運送目録について一括して確認を受け た期間ごとに、当該期間内に発送された外国貨 長が政令で定めるところにより区分して指定し は、当該承認に係る期間を当該承認をした税関 規定により一括して承認を受けた場合において を受けなければならない。ただし、同項後段の 第一項の運送に際しては、政令で定めるとこ 5 4 3

税関長は、第一項の承認をする場合において 相当と認められる運送の期間を指定しなけ

> があると認めるときは、税関長は、その指定し 災害その他やむを得ない事由が生じたため必要 た期間を延長することができる。 ればならない。この場合において、その指定後

目録について一括して確認を受けることができ 規定により一括して承認を受けた場合において 受けなければならない。ただし、第一項後段の を、直ちに到着地の税関に提示し、その確認を 運送先に到着したときは、その承認を受けた者 に、当該期間内に到着した外国貨物に係る運送 して当該承認をした税関長が指定した期間ごと は、第三項及び前項の指定に係る期間を基礎と 第一項の規定により承認を受けた外国貨物が 第三項の規定により確認を受けた運送目録 3

6 出しなければならない。 を受けた運送目録をその承認をした税関長に提 で定めるところにより、前項の規定により確認 第一項の規定により承認を受けた者は、 政令

取扱業者(第五十条第一項(保税蔵置場の許可第六十三条の二 認定通関業者又は国際運送貨物 ことを要しない。 の運送(以下「特定保税運送」という。)につ として政令で定める要件に該当する者をいう。 いては、前条第一項の規定による承認を受ける あつて政令で定める区間において行う外国貨物 第六十三条の四第一号ロ及び第六十三条の七第 の許可の特例)の承認を受けた者その他の国際 の特例)又は第六十一条の五第一項(保税工場 下「特定保税運送者」という。) が特定区間で かじめいずれかの税関長の承認を受けた者(以 運送貨物の運送又は管理に関する業務を行う者 項第三号ロにおいて同じ。)であつて、あら

提示し、その確認を受けなければならない。 したときは、特定保税運送者は、前項の確認を 目録を第二項の確認をした税関の税関長に提出 受けた運送目録を、遅滞なく到着地の税関に提 示し、その確認を受けなければならない。 特定保税運送に係る外国貨物が運送先に到着 特定保税運送者は、前項の確認を受けた運送

特定保税運送に際しては、運送目録を税関に

の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 しなければならない。 (承認の手続等) 第二項の運送目録の提示その他前各項の規定

|第六十三条の三 前条第一項の承認を受けようと する者は、その住所又は居所及び氏名又は名称

2 その他必要な事項を記載した申請書を税関長に あつた場合において、前条第一項の承認をした 提出しなければならない。 税関長は、前項の規定による申請書の提出が

適用に関し必要な事項は、 (承認の要件) 第一項の申請書の提出その他前二項の規定の 政令で定める

ときは、直ちにその旨を公告しなければならな

第六十三条の四税関長は、第六十三条の二第一 きは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審 項(保税運送の特例)の承認をしようとすると 査しなければならない。

該当しないこと。 承認を受けようとする者が次のいずれにも

イ この法律若しくは関税定率法その他関税 告処分を受け、その刑の執行を終わり、若令の規定に違反して刑に処せられ、又は通 過していない者であること。 はその通告の旨を履行した日から三年を経 しくは執行を受けることがなくなつた日又 に関する法律又はこれらの法律に基づく命 政令で定める国際運送貨物取扱業者の区

定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、そ とがなくなつた日から二年を経過していな の刑の執行を終わり、又は執行を受けるこ ていない者であること。 れ、その刑の執行を終わり、又は執行を受 分に応じ、政令で定める法律又はその法律 けることがなくなつた日から三年を経過し に基づく命令の規定に違反して刑に処せら イ及びロに規定する法令以外の法令の規

なくなつた日から二年を経過していない者 の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑 の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律 四条(傷害)、第二百六条(現場助勢)、 の執行を終わり、又は執行を受けることが (脅迫) 若しくは第二百四十七条 (背任) 二百八条(暴行)、第二百八条の二第一項 する法律の規定に違反し、又は刑法第二百 暴力団員による不当な行為の防止等に関 い者であること。 (凶器準備集合及び結集)、第二百二十二条 第

その業務についてイからホまでに該当す 暴力団員等であること。

る者を役員とする法人であること又はその

れている者であること。

暴力団員等によりその事業活動を支配さ

使用する者であること。

者を代理人、使用人その他の従業者として

二 承認を受けようとする者が、特定保税運送 条の二第一項の承認を取り消された日から 三年を経過していない者であること。 号(承認の取消し)の規定により第六十三 第六十三条の八第一項第一号ロ又は第二

三 承認を受けようとする者が、特定保税運送 規則を定めていること。 事項として財務省令で定める事項を規定した の法律その他の法令の規定を遵守するため 又はその代理人、支配人その他の従業者がこ に関する業務について、その者(その者が法 行することができる能力を有していること。 行うことその他当該業務を適正かつ確実に遂 に関する業務を電子情報処理組織を使用して 人である場合においては、その役員を含む。)

(規則等に関する改善措置)

第六十三条の五 税関長は、特定保税運送者がこ 措置を講ずること又は同号に規定する規則を新 められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な 条第三号に規定する規則若しくは当該規則に定を確保するため必要があると認めるときは、前つたことその他の事由により、この法律の実施 の法律の規定に従つて特定保税運送を行わなか たに定めることを求めることができる。 (保税運送の特例の適用を受ける必要がなくな

第六十三条の六 特定保税運送者は、第六十三条 ところにより、その旨を同項の承認をした税関 受ける必要がなくなつたときは、政令で定める 長に届け出ることができる。 の二第一項(保税運送の特例)の規定の適用を

つた旨の届出)

第六十三条の七 第六十三条の二第一項 当するに至つたときは、その効力を失う。 送の特例)の承認は、次の各号のいずれかに該 前条の規定による届出があつたとき。

(承認の失効)

二 特定保税運送者が死亡した場合で、第六十 項の承認をしない旨の処分があつたとき。 項(許可の承継)の規定による申請が同項に 規定する期間内にされなかつたとき、又は同 準用)において準用する第四十八条の二第二 三条の八の二(許可の承継についての規定の

イ 認定通関業者(口に掲げる者であるもの定める場合に該当するとき。 三 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に

第一項に規定する要件を欠くに至つた場合ロ 国際運送貨物取扱業者 第六十三条の二認定)の認定が失効した場合 認定)の認定が失効した場合

ならない。

2 第六十三条の二第一項の承認が失効したとき
と 税関長が承認を取り消したとき。

一 特定保税運送者が次のいずれかに該当する「一 特定保税運送の特例」の承認を取り消すこと「項(保税運送の特例)の承認を取り消すことができる。

(承認の取消し)

は同条第二号に適合しないこととなつたと認の要件)に該当することとなつたとき又イ「第六十三条の四第一号イからトまで(承とき。

いて準用する。

目録の提出をしなかつたとき。 ま定保税運送に際し、第六十三条の二第二 3 特定保税運送に際し、第六十三条の二第二 3 特定保税運送に際し、第六十三条の二第二 3

(許可の承継についての規定の準用)

第六十三条の八の二 第四十八条の二 (許可の承継)の規定は、特定保税運送者について準用する。この場合において、必要な技術的読替える。

(郵便物の保税運送)

貨物のまま運送することができる。は、税関長に届け出て、特定区間に限り、外国第六十三条の九 郵便物(特定郵便物を除く。)

2

に提出しなければならない。 確認を受けた運送目録をその届出をした税関長4 第一項の規定による届出をした者は、前項の

(推女旨が等)重な) 用に関し必要な事項は、政令で定める。用に関し必要な事項は、政令で定める。第一項の届出の手続その他前各項の規定の適

(難破貨物等の運送)

第六十四条 次に掲げる外国貨物は、第六十三条 第一項前段(保税運送)の規定にかかわらず、そのある場所から開港、税関空港、保税地域又は税関官署に外国貨物のまま運送することができる。この場合においては、税関が設置されていないとする者は、税関展(税関が設置されていない場所においては税関職員)の承認を受けなければならない。ただし、税関が設置されていない場所においては税関職員)の承認を受けなければならない。ただし、税関職員がいないときは、勢察官にあらかじめその旨を届け出なければない。

一難破貨物

第六十三条第四項の規定は、前項の承認につ三 仮に陸揚げされた貨物れていた貨物正 運航の自由を失つた船舶又は航空機に積ま二 運航の自由を失つた船舶

しなければならない。 出を証する書類を、直ちに到着地の税関に提出出を正する書類を、直ちに到着したときは、その承認外国貨物が運送先に到着したときは、その承認の第一項の承認を受け、又は同項の届出をしたし

(運送の期間の経過による関税の徴収)

第六十五条 第六十三条第一項(保税運送)又は第六十五条 第六十三条第一項(保税運送)又はあらかじめば、次項において同じ。)がその指定された除く。次項において同じ。)がその指定された除く。次項において同じ。)がその指定された。正述の承認を受けた者から、直ちにその関税を徴送の承認を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。ただし、当該貨物が災害その他やむを収する。ただし、当該貨物が災害その他やむを限する。ただし、当該貨物が災害その他やむを限りでない事情により亡失した場合又はある。

2 特定保税運送に係る外国貨物が発送の日の翌 2 特定保税運送に係る外国貨物が発送の日の翌年の規定を準用する。この場合においては、前項ただしときは、特定保税運送との場合に運送先に到着しない

| て準用する。| て準用する。| の承認についにおいて準用する場合を含む。) の承認につい納付義務等) の規定は、第一項ただし書(前項納付義務等)の規定は、第一項を受けた者の関税の

4 第六十三条第一項若しくは前条第一項の規定 はり運送の承認をした税関長に届け出なけ でより運送の承認を受けて運送された外国貨物 を受けた者又は特定保税運送者は、直ちにそのを受けた者又は特定保税運送者は、直ちにそのを受けた著又は特定保税運送者は、直ちにその を受けた者又は特定保税運送者は、直ちにその (保税)の承認をした税関長に届け出なけ 第六十三条第一項若しくは前条第一項の規定

(運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収) 第六十五条の二 第六十三条の九第一項(郵便物の股税運送)の規定により届け出て運送された 動便物 (輸出されるものを除く。)が発送の日 
の取日から起算して七日以内に運送先に到着し 
ないときは、同項の規定による届出をした者か 
ら、直ちにその関税を徴収する。ただし、当該 
野便物が災害その他やむを得ない事情により亡 
失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受け 
失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受け 
て滅却された場合は、この限りでない。

ついて準用する。 納付義務等)の規定は、前項ただし書の承認に 第四十五条第二項(許可を受けた者の関税の

3 第六十三条の九第一項の規定により届け出て 第六十三条の九第一項の規定による届出をした者 は、直ちにその旨を当該届出をしたる届出をした者 は、直ちにその旨を当該届出をしたる届出をした。

(保税運送ができない貨物)

第六十五条の三 第二十四条第一項(船舶又は航空機と陸地との交通等)、第六十三条の九第一項(保税運送)、第六十三条の九第一項(保税運送)の規定にかかわらず、第六十九条の十一運送)の規定にかかわらず、第六十九条の十一運送)の規定にかかわらず、第六十九条の十一運送)の規定にかかわらず、第六十九条の十一度)の規定にかかわらず、第六十九条の十一度)の規定にかかわらず、第六十九条の十一度)の規定にかかわらず、第六十九条の十一度)の規定にかかわらず、第六十二条第一項(解値と対象のは、第二十四条第一項(解値と対象のは、第二十四条第一項(解値と対象のに関す)の対象が、第二十四条第一項(解値と対象のに関す)の対象が、第二十四条第一項(解値と対象のに関す)の対象が、第二十四条第一項(解値と対象のに関する。

(内国貨物の運送) 第二項において同じ。) することができない。 運送(積卸しを含む。第百九条の二第一項及び を侵害するものを除く。) は、外国貨物のまま

ときは、その承認を受けた者は、当該承認を証2 前項の承認を受けた貨物が運送先に到着したい。 関長に申告してその承認を受けなければならな関長に申告してその承認を受けなければならない。

· 六章 通関

第一節 総則

(輸出又は輸入の許可)

第六十七条の二 輸出申告又は輸入申告は、輸出る者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格(輸入貨物(特例申の品名並びに数量及び価格(輸入貨物(特例申に申告し、貨物につき必要な検査を経て、そのに申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

第六十七条の二 輸出申告又は輸入申告は、輸出 関本を入れる保税地域等(保税地域又は第三十 貨物を入れる保税地域等(保税地域又は第三十 条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限) の規定により税関長が指定した場所をいう。以 下同じ。)の所在地を所轄する税関長に対して に係る には、輸出 にのは、 にのは、

2 外国貿易船(これに準ずるものとして政令で 定める船舶を含む。以下この項において同じ。) 定める船舶を含む。以下この項において同じ。) とする者は、前項の規定にかかわらず、政令で とする者は、前項の規定にかかわらず、政令で とする者は、前項の規定にかかわらず、政令で とする者は、前項の規定にかかわらず、政令で とする者は、前項の規定にかかわらず、政令で とする者は、前項の規定にかかわらず、政令で とする者は、前項の規定にかかわらず、政令で とする者は、前項の規定にかかわらず、政令で る。

ない。各号のいずれかに該当する場合は、この限りで等に入れた後にするものとする。ただし、次の等に入れた後にするものとする。ただし、次の

前項の規定による承認を受けた場合

り、税関長の承認を受けた場合することにつき、政令で定めるところによニ 当該貨物を保税地域等に入れないで申告を

輸入者が政令で定めるところにより輸入申告 を行う場合 当該貨物につき、特例輸入者又は特例委託

を記載した書面が税関に提出された後にするも 港の簡易手続)の規定による積荷に関する事項 若しくは第十項若しくは第十八条第四項(入出 関する事項が税関に報告され、又は同条第二項 輸入申告は、当該貨物に係る第十五条第一項若 しくは第九項(入港手続)の規定による積荷に 前項各号のいずれかに該当する場合における 3

# 第二節 輸出申告の特例

第六十七条の三 次に掲げる者は、前条第一項又 までの運送を特定保税運送者に委託しなければに積み込もうとする開港、税関空港又は不開港 置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等 同じ。)を行うときは、その申告に係る貨物が 第七十九条の四第三項(認定の失効)において つき当該者が行う輸出申告をいう。第四項及び 入れないで輸出の許可を受けようとする貨物に することができる。この場合において、第二号 告(政令で定める貨物に係るものを除く。)を ころにより、いずれかの税関長に対して輸出申 は第二項の規定にかかわらず、政令で定めると に掲げる者が特定委託輸出申告(保税地域等に 2 4

下「特定輸出者」という。) じめいずれかの税関長の承認を受けた者(以 貨物を輸出しようとする者であつてあらか

物の輸出に係る通関手続を認定通関業者に委 おいて「特定委託輸出者」という。) 託した者(次条第一項及び第六十七条の五に 貨物を輸出しようとする者であつて当該貨 3

節において同じ。)に際しては、当該特定製造 造貨物輸出者が行う輸出申告をいう。以下この ようとする貨物につき前項の規定により特定製 特定製造貨物輸出者は、特定製造貨物輸出申 輸出しようとする特定製造貨物輸出者(第六 製造した貨物を当該認定製造者から取得して う。以下この号及び次項において同じ。)が 関する改善措置)に規定する認定製造者をい 第一項及び第六十七条の五において同じ。) する特定製造貨物輸出者をいう。次項、次条 十七条の十三第二項(製造者の認定)に規定 (保税地域等に入れないで輸出の許可を受け 認定製造者(第六十七条の十四(規則等に

> 提出しなければならない。 政令で定める事項を記載した書面であつて認定 貨物輸出申告に係る貨物の品名、数量その他の において「貨物確認書」という。)を税関長に 項第二号イ及び第六十七条の十七第一項第三号 製造者が作成したもの(第六十七条の十三第三

より特定輸出者が行う輸出申告をいう。以下こ 許可を受けようとする貨物につき同項の規定に 名その他必要な事項を記載した申請書を税関長 の節において同じ。)をしようとする貨物の品 特定輸出申告(保税地域等に入れないで輸出の に提出しなければならない。 第一項第一号の承認を受けようとする者は、

の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 び特定輸出申告の申告事項その他前三項の規定 (輸出の許可の取消し) 特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告及

第六十七条の四 特定輸出者、特定委託輸出者又 要がなくなつたときは、その許可をした税関長 当該特例輸出貨物が輸出の許可を受けている必 されないこととなつたことその他の事由により は特定製造貨物輸出者は、特例輸出貨物が輸出 ることができる。 に対し、当該許可を取り消すべき旨の申請をす 税関長は、前項の規定による申請があつたと

貨物に係る輸出の許可を取り消すことができ 易船等に積み込まれるまでの間に当該特例輸出 き、その他この法律の実施を確保するため必要 があると認めるときは、特例輸出貨物が外国貿

り消す場合において必要があると認めるとき は、税関職員に当該特例輸出貨物の検査をさせ ることができる。 税関長は、前項の規定により輸出の許可を取

(特例輸出貨物の亡失等の届出

| 第六十七条の五 第三十四条本文 ( 外国貨物の廃 この場合において、第三十四条本文中「税関 規定は保税地域以外の場所にある特例輸出貨物 三項(許可を受けた者の関税の納付義務等)の 出貨物を廃棄する場合について、第四十五条第 棄)の規定は保税地域以外の場所にある特例輸 造貨物輸出者」と、 可を受けた者」とあるのは「当該特例輸出貨物 と、第四十五条第三項中「当該保税蔵置場の許 が亡失した場合について、それぞれ準用する。 に係る特定輸出者、特定委託輸出者又は特定製 に」とあるのは「輸出の許可をした税関長に」 「税関長」とあるのは

い者であること。

であること。 の執行を終わり、又は執行を受けることが 四条(傷害)、第二百六条(現場助勢)、 なくなつた日から二年を経過していない者 の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑 の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律 (脅迫) 若しくは第二百四十七条(背任) (凶器準備集合及び結集)、第二百二十二条 二百八条 (暴行)、第二百八条の二第一項 第

暴力団員等であること。

者を代理人、使用人その他の従業者としてる者を役員とする法人であること又はその 使用する者であること。 その業務についてイからホまでに該当す

れている者であること。 暴力団員等によりその事業活動を支配さ

(承認の取消し)の規定により第六十七条 第六十七条の十一第一号又は第二号ロ 第六十七条の六 税関長は、第六十七条の三第 出の許可をした税関長」と読み替えるものとす

の三第一項第一号の承認を取り消された日

項第一号(輸出申告の特例)の承認をしようと するときは、次に掲げる基準に適合するかどう かを審査しなければならない。 承認を受けようとする者が次のいずれにも

該当しないこと。

イ この法律若しくは関税定率法その他関税 過していない者であること。 令の規定に違反して刑に処せられ、又は通 はその通告の旨を履行した日から三年を経 告処分を受け、その刑の執行を終わり、若 しくは執行を受けることがなくなつた日又 に関する法律又はこれらの法律に基づく命

ことがなくなつた日から二年を経過してい 認)に規定する他の法令の規定のうち、 ない者(イに規定する者を除く。)である その刑の執行を終わり、又は執行を受ける 出に関する規定に違反して刑に処せられ、 第七十条第一項又は第二項(証明又は確 輸

とがなくなつた日から二年を経過していな の刑の執行を終わり、又は執行を受けるこ 定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、そ イ及びロに規定する法令以外の法令の規

する法律の規定に違反し、又は刑法第二百暴力団員による不当な行為の防止等に関

二 承認を受けようとする者が、特定輸出申告 三 承認を受けようとする者が、特定輸出申告 (規則等に関する改善措置) その他の従業者がこの法律その他の法令の規 その役員を含む。) 又はその代理人、支配人 積み込むまでの間の当該貨物の管理に関する務(当該貨物を輸出のために外国貿易船等に を電子情報処理組織を使用して行うことその める事項を規定した規則を定めていること。 定を遵守するための事項として財務省令で定 の者(その者が法人である場合においては、 に係る貨物の輸出に関する業務について、そ 確実に遂行することができる能力を有して 業務を含む。次号並びに第六十七条の十三第 他特定輸出申告に係る貨物の輸出に関する業 ること 一項及び第二項において同じ。) を適正かつ から三年を経過していない者であること。

第六十七条の七 税関長は、特定輸出者がこの法 律の規定に従つて特定輸出申告を行わなかつた を講ずること又は同号に規定する規則を新たに れた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置 保するため必要があると認めるときは、前条第 ことその他の事由により、この法律の実施を確 定めることを求めることができる。 三号に規定する規則若しくは当該規則に定めら

第六十七条の八 特定輸出者は、政令で定めると ばならない。 輸出関税関係書類」という。)を保存しなけれその他の書類で政令で定めるもの(以下「特定 物に係る取引に関して作成し又は受領した書類 当該特定輸出関税関係帳簿及び当該特定輸出貨 出関税関係帳簿」という。)を備え付け、かつ、 他の必要な事項を記載した帳簿(以下「特定輸 われ、税関長の輸出の許可を受けた貨物をい ころにより、特定輸出貨物(特定輸出申告が行 項において同じ。) の品名、数量及び価格その う。第六十七条の十第二項及び第九十四条第二 (特定輸出者に係る帳簿の備付け等)

2 税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィ税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・関・第九十四条の二から第九十四条の六まで(関 磁的記録の保存・関税に関する法律の規定の適 法律の適用除外・電子取引の取引情報に係る電 保存等における情報通信の技術の利用に関する ルムによる保存等・民間事業者等が行う書 量の

消すことができる。

帳簿の備付け等)

第六十七条の八第一項(特定輸出者に係る

の規定による特定輸出関税

第一項第一号(輸出申告の特例)の承認を取り かに該当するに至つたときは、第六十七条の三

出者が行う第九十四条の五に規定する電子取引 について準用する。 保存をする特定輸出関税関係書類並びに特定輸 する特定輸出関税関係帳簿並びに特定輸出者が 用)の規定は、特定輸出者が備付け及び保存を

第六十七条の九 特定輸出者は、第六十七条の三 つた旨の届出) (輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくな

関長に届け出ることができる。 ろにより、その旨を同項第一号の承認をした税 る必要がなくなつたときは、政令で定めるとこ 第一項(輸出申告の特例)の規定の適用を受け

第六十七条の十 第六十七条の三第一項第一号 れかに該当するに至つたときは、その効力を失 (輸出申告の特例)の承認は、次の各号のいず

前条の規定による届出があつたとき。

認をしない旨の処分があつたとき。 る期間内にされなかつたとき、又は同項の承 可の承継)の規定による申請が同項に規定す において準用する第四十八条の二第二項(許 の十二 (許可の承継についての規定の準用) 特定輸出者が死亡した場合で、第六十七条

特定輸出者が解散したとき。 特定輸出者が破産手続開始の決定を受けた 2

第六十七条の八第一項(特定輸出者に係る帳簿 効前に輸出の許可を受けた特定輸出貨物に係る り消滅した場合においては、合併後存続する法 その相続人(承認を受けていた法人が合併によ た場合において、当該承認を受けていた者又は 人又は合併により設立された法人)は、その失 第六十七条の三第一項第一号の承認が失効し 税関長が承認を取り消したとき

簿の備付け及び記載並びに特定輸出関税関係帳の備付け等)の規定による特定輸出関税関係帳 より課される当該特定輸出貨物に係るその他のにこの法律その他の関税に関する法律の規定に 簿及び特定輸出関税関係書類の保存の義務並び 3 の認定をするものとする。

申請者が次のいずれにも該当しないこと。 告処分を受け、その刑の執行を終わり、若 令の規定に違反して刑に処せられ、又は通 過していない者であること。 はその通告の旨を履行した日から三年を経 しくは執行を受けることがなくなつた日又 に関する法律又はこれらの法律に基づく命 この法律若しくは関税定率法その他関税

第六十七条の十一 税関長は、次の各号のいずれ

義務を免れることができない。

(承認の取消し)

認)に規定する他の法令の規定のうち、 第七十条第一項又は第二項(証明又は 実の記載があるとき。 関税関係帳簿及び特定輸出関税関係書類に不 に従つて行われていないとき、又は特定輸出 の保存が同項に規定する政令で定めるところ 輸出関税関係帳簿及び特定輸出関税関係書類 関係帳簿の備付け若しくは記載若しくは特定

二 特定輸出者が次のいずれかに該当すると

の要件)に適合しないこととなつたとき。 つたとき 置)の規定による税関長の求めに応じなか 第六十七条の六第一号又は第二号(承認 第六十七条の七(規則等に関する改善措

(許可の承継についての規定の準用)

五項まで(許可の承継)の規定は、特定輸出者第六十七条の十二 第四十八条の二第一項から第 技術的読替えは、政令で定める。 について準用する。この場合において、 (製造者の認定) 必要な

|第六十七条の十三 貨物を製造する者は、申請に が、自己、輸出者その他の者により適正かつ確より、自ら製造した貨物の輸出に関する業務 実に行われるよう、当該業務の遂行を適正に管 長の認定を受けることができる。 理することができるものと認められる旨の税関

は居所の所在地を所轄する税関長に提出しなけ事項を記載した申請書を、当該申請者の住所又 る貨物を輸出しようとする者であつて、当該貨 及び特定製造貨物輸出者(当該申請者が製造す において「申請者」という。)は、当該申請者 ればならない。 の住所又は居所及び氏名又は名称その他必要な 物の輸出に関する業務を当該申請者の管理の下 に行う者をいう。以下この節において同じ。) 前項の認定を受けようとする者(以下この条

次に掲げる基準に適合すると認めるときは、そ税関長は、第一項の規定による認定の申請が

輸

ない者(イに規定する者を除く。)である ことがなくなつた日から二年を経過してい その刑の執行を終わり、又は執行を受ける 出に関する規定に違反して刑に処せられ、

定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、そイ及び口に規定する法令以外の法令の規 とがなくなつた日から二年を経過していな の刑の執行を終わり、又は執行を受けるこ い者であること。

する法律の規定に違反し、又は刑法第二百 暴力団員による不当な行為の防止等に関 四条(傷害)、第二百六条(現場助勢)、第 であること。 なくなつた日から二年を経過していない者 の執行を終わり、又は執行を受けることが の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑 二百八条 (暴行)、第二百八条の二第一項 の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律 (脅迫) 若しくは第二百四十七条 (背任) (凶器準備集合及び結集)、第二百二十二条

暴力団員等であること。

者を代理人、使用人その他の従業者として る者を役員とする法人であること又はその 使用する者であること。 その業務についてイからホまでに該当す

れている者であること。 暴力団員等によりその事業活動を支配さ

れた日から三年を経過していない者であるし)の規定により第一項の認定を取り消さ 第六十七条の十七第一項(認定の取消

特定製造貨物輸出者が申請者から取得し申請者が次のいずれにも該当すること。

行われることを確保するために必要な業務 て同じ。)について、適正な貨物確認書のの製造した貨物をいう。以下この号におい その他の特定製造貨物の輸出申告が適正に を遂行する能力を有していること。 作成及びその特定製造貨物輸出者への交付 て輸出しようとする特定製造貨物(申請者

等に積み込まれるまでの間の当該特定製造 告の内容に即して適正に行われることを確 とともに、当該特定製造貨物に係る輸出申 貨物の管理について、その状況を把握する 保するために必要な業務を遂行する能力を 特定製造貨物が輸出のために外国貿易船

> て財務省令で定める事項を規定した規則を に行うために必要な業務の実施の方法とし イ及びロに規定する業務を適正かつ確実

特定製造貨物輸出者が次のいずれにも該当

認の要件)のいずれにも該当しないこと。 行う能力を有していること。 輸出申告を電子情報処理組織を使用して 第六十七条の六第一号イからチまで(承

適用に関し必要な事項は、政令で定める。 (規則等に関する改善措置) 第二項の申請書の提出その他前三項の規

第六十七条の十四 税関長は、前条第一項の認 規則を新たに定めることを求めることができ 必要な措置を講ずること又は同号ハに規定する 則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に 第三項第二号ハに規定する規則若しくは当該規 と認めるときは、当該認定製造者に対し、同条 り、この法律の実施を確保するため必要がある 係る特定製造貨物輸出申告がこの法律の規定に 者」という。)について、その製造した貨物にを受けた者(以下この節において「認定製造 従つて行われなかつたことその他の事由によ

つた旨の届出) (認定製造者の認定を受けている必要がなくな

第六十七条の十五 認定製造者は、第六十七条の ろにより、その旨を同項の認定をした税関長に る必要がなくなつたときは、政令で定めるとこ 十三第一項(製造者の認定)の認定を受けてい 届け出ることができる。

第六十七条の十六 第六十七条の十三第一項 該当するに至つたときは、その効力を失う。 造者の認定)の認定は、次の各号のいずれ 前条の規定による届出があつたとき。

(認定の失効)

一 認定製造者が死亡した場合で、第六十七条 項の承認をしない旨の処分があつたとき。 規定する期間内にされなかつたとき、又は 項(許可の承継)の規定による申請が同項にの十八において準用する第四十八条の二第二

認定製造者が破産手続開始の決定を受けた 認定製造者が解散したとき。

2 合において、特定製造貨物輸出申告に係る貨物 Ŧi. 第六十七条の十三第一項の認定が失効した場 とき 税関長が認定を取り消したとき。

認定を受けているものとみなす。 は合併により設立された法人)が引き続き当該 滅した場合においては、合併後存続する法人又 相続人(認定を受けていた法人が合併により消 までの間は、当該認定を受けていた者又はその るときは、当該貨物に係る通関手続が終了する (輸出の許可を受けていないものに限る。) があ

第六十七条の十七 税関長は、次の各号のいずれ 取り消すことができる。 十七条の十三第一項(製造者の認定)の認定を かに該当する事由があると認めるときは、第六 (認定の取消し)

又は同項第二号イ若しくはロに該当しないこ ととなつたこと。 号イからトまでに該当することとなつたこと 認定製造者が第六十七条の十三第三項第一

関する改善措置)の規定による税関長の求め に応じなかつたこと。 認定製造者が第六十七条の十四(規則等に 認定製造者が偽つた貨物確認書を特定製造

貨物輸出者に交付したこと。 特定製造貨物輸出者が第六十七条の十三第

三項第三号イ又はロに該当しないこととなつ

同項の規定の適用に関し必要な事項は、 前項の規定による認定の取消しの手続その他 政令で

(許可の承継についての規定の準用)

第六十七条の十八 第四十八条の二第一項から第 技術的読替えは、政令で定める。 について準用する。この場合において、必要な 五項まで(許可の承継)の規定は、認定製造者 第六十九条の二 次に掲げる貨物は、輸出しては

#### (輸入申告の特例) 第二節の二 輸入申告の特例

第六十七条の十九 特例輸入者又は特例委託輸入 申告又は輸入申告の手続)の規定にかかわら者は、第六十七条の二第一項又は第二項(輸出 るものを除く。)をすることができる。 関長に対して輸入申告(政令で定める貨物に係 ず、政令で定めるところにより、いずれかの税

第三節 提出書類及び検査手続

第六十八条 税関長は、第六十七条(輸出又は輸 要があるとき、又は関税についての条約の特別いて輸出若しくは輸入の許可の判断のために必 の規定による便益(これに相当する便益で政令 入の許可)の規定による申告があつた場合にお (輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)

めるものを提出させることができる。 申告の内容を確認するために必要な書類又は当 該便益を適用するために必要な書類で政令で定 で定めるものを含む。)を適用する場合におい て必要があるときは、契約書、仕入書その他の

(貨物の検査に係る権限の委任)

第六十八条の二 税関長は、第六十七条(輸出又 る検査を行う必要があると認めるときは、当該 場合において、当該貨物につき同条の規定によ 他の税関長の所属する税関の管轄区域内にある 他の税関長に対し、当該検査に係る権限を委任 は輸入の許可)の規定による申告に係る貨物が することができる。

(貨物の検査場所)

|第六十九条 第六十七条 (輸出又は輸入の許可) する。 の検査は、税関長が指定した場所で行うものと

2 ない。 該検査を受けようとする貨物の置かれている場 所を所轄する税関長の許可を受けなければなら で第六十七条の検査を受けようとする者は、当 前項の規定により指定された場所以外の場所

3 ない と認めるときは、前項の許可をしなければなら り、かつ、検査を能率的に行うのに支障がない が指定した場所で検査をすることが不適当であ 税関長は、貨物の性質又は数量により税関長

第四節 輸出又は輸入をしてはならない

(輸出してはならない貨物) 第一款 輸出してはならない貨物

ならない ところにより輸出するものを除く。 こととされている者が当該他の法令の定める 他の法令の規定により輸出することができる を含む。)。ただし、政府が輸出するもの及び 六年法律第二百五十二号)にいう覚醒剤原料 がら並びに覚醒剤(覚醒剤取締法(昭和二十 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけし

いう。) 関する法律(平成十一年法律第五十二号)第行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に 二条第三項 児童ポルノ(児童買春、児童ポルノに係る (定義) に規定する児童ポルノを 2 税関長は、前項の規定による通知を行う場合

三 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、 物品 作権、著作隣接権又は育成者権を侵害する 著

氏名又は名称及び住所を、

併せて通知するもの

とする。

出しようとする者に対しては当該特許権者等の向人の氏名又は名称及び住所を、当該貨物を輸 該貨物を輸出しようとする者及び当該貨物の仕 には、当該貨物に係る特許権者等に対しては当

で定める事項を通知しなければならない。 及び意見を述べることができる旨その他の政令

兀 税関長は、前項第一号、第三号又は第四号に る行為(これらの号に掲げる不正競争の区分十号、第十七号又は第十八号(定義)に掲げ 号まで、第八号又は第十号(適用除外等)に 定める行為を除く。)を組成する物品 に応じて同法第十九条第一項第一号から第六 不正競争防止法(平成五年法律第四十七 第二条第一項第一号から第三号まで、

3 2 て廃棄することができる。 掲げる貨物で輸出されようとするものを没収し

げる貨物に該当すると認めるのに相当の理由がされようとする貨物のうちに第一項第二号に掲 とする者に対し、その旨を通知しなければなら ある貨物があるときは、当該貨物を輸出しよう 税関長は、この章に定めるところに従い輸出

第六十九条の三 税関長は、この章に定めるとこ 執らなければならない。この場合において、税 る貨物があると思料するときは、政令で定める ろに従い輸出されようとする貨物のうちに前条 るか否かについてこれらの者が証拠を提出し、 第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当す 貨物を輸出しようとする者に対し、当該貨物に 以下この条及び次条において同じ。)及び当該 をいう。以下この款において同じ。)をいう。 競争防止法第三条第一項(差止請求権)の規定 る行為による営業上の利益の侵害について不正 意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者 関長は、政令で定めるところにより、当該貨物 貨物に該当するか否かを認定するための手続 ところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる 第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当す ついて認定手続を執る旨並びに当該貨物が前条 若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者 に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者、 (以下この款において「認定手続」という。) を (同項第四号に掲げる貨物に係る同号に規定す により停止又は予防を請求することができる者 (輸出してはならない貨物に係る認定手続) 6

3 知と併せて、又は当該通知の後で当該認定手続が明らかであると認める場合には、第一項の通貨物を生産した者の氏名若しくは名称又は住所 のとする。 住所を当該貨物に係る特許権者等に通知するも が執られている間、その氏名若しくは名称又は れた書類又は当該貨物における表示から、 た書類、当該認定手続において税関長に提出さ 係る第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定 に基づく輸出申告書その他の税関長に提出され 税関長は、認定手続が執られる貨物の輸出 当該

きない。 貨物について前条第二項の措置をとることがで の章に定めるところに従い輸出されようとする 税関長は、認定手続を経た後でなければ、こ

場合は、この限りでない。 らない。ただし、次項の規定による通知をした 貨物を輸出しようとする者に通知しなければな た貨物に係る特許権者等及び当該認定がされた それぞれその旨及びその理由を当該認定がされ 三号又は第四号に掲げる貨物に該当すると認定 おいて「疑義貨物」という。)が前条第一項第 したとき、又は該当しないと認定したときは、 税関長は、認定手続が執られた貨物(次項

ともに、認定手続を取りやめるものとする。こ されないこととなつた場合には、当該疑義貨物 係る認定の通知をする前に当該疑義貨物が輸出 に届け出なければならない。 めようとする者は、あらかじめその旨を税関長 の場合において、当該疑義貨物の輸出を取りや に係る特許権者等に対し、その旨を通知すると 税関長は、前項本文の規定による疑義貨物に

7 者は、当該通知を受けた事項を、みだりに他人 に知らせ、又は不当な目的に使用してはならな 第二項又は第三項の規定による通知を受けた

第六十九条の四、特許権者等は、自己の特許権、 実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣 事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当 すると認める貨物に関し、政令で定めるところ 接権若しくは育成者権又は営業上の利益を侵害 という。)又は他の税関長が認定手続を執るべ ようとする場合は当該貨物について当該税関長 該貨物がこの章に定めるところに従い輸出され により、いずれかの税関長に対し、その侵害の (輸出してはならない貨物に係る申立て手続等) (以下この条及び次条において「申立先税関長」

事実を疎明するに足りる証拠がないと認めると がない者でないことについての認定を、経済産 きは、当該申立てを受理しないことができる。 あつた場合において、当該申立てに係る侵害の 面を申立先税関長に提出しなければならない。 求め、その意見又は認定の内容が記載された書 業省令で定めるところにより、経済産業大臣に 知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失 当該不正使用行為により生じた物であることを ある者が当該貨物を譲り受けた時に当該貨物が 物であること及び当該貨物を輸出するおそれの 項第十号に規定する不正使用行為により生じた ある場合にあつては当該貨物が同法第二条第一 法第二条第一項第十号に係るものに限る。) で 第六十九条の二第一項第四号に掲げる貨物(同 令で定める事項についての意見を、当該貨物が されているものであることその他の経済産業省 止請求権者に係るものが需要者の間に広く認識 に規定する商品等表示であつて当該不正競争差 である場合にあつては同法第二条第一項第一号 条第一項第十号(定義)に係るものを除く。) ない貨物)に掲げる貨物(不正競争防止法第一 第六十九条の二第一項第四号(輸出してはなら きことを申し立てることができる。この場合に 申立先税関長は、前項の規定による申立てが 申立先税関長は、第一項の規定による申立て

により当該認定手続を取りやめたときは、 なければならない。ただし、前条第六項の規定 の申請により、当該貨物を点検する機会を与え 貨物を輸出しようとする者に対し、それぞれそ るところにより、当該申立てをした者又は当該 について認定手続を執つたときは、政令で定め 理された場合において、当該申立てに係る貨物 した場合又は当該申立てが他の税関長により受 税関長は、第一項の規定による申立てを受理 この 4

の理由を当該申立てをした者に通知しなければ 該申立てを受理しなかつたときはその旨及びそ となる期間をいう。)を、前項の規定により当 都度、当該申立てに基づき認定手続を執ること 申立てに係る貨物があると認めるときは、その ろに従い輸出されようとする貨物のうちに当該 間(税関長がその期間中にこの章に定めるとこ

(輸出差止申立てにおける専門委員への意見の

5

| 第六十九条の五 申立先税関長は、前条第一項の ことができる。ただし、同項後段の規定により 規定による申立てがあつた場合において必要が ると認められるか否かについて、意見を求める 当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足り については、この限りでない。 経済産業大臣の意見又は認定を求めるべき事項 令で定めるところにより、当該専門委員に対 係を有しないものを専門委員として委嘱し、政 その申立てに係る事案の当事者と特別の利害関 あると認めるときは、知的財産権(知的財産基 下同じ。)に関し学識経験を有する者であつて 二項(定義)に規定する知的財産権をいう。以 し、前条第一項の規定により提出された証拠が (平成十四年法律第百二十二号) 第二条第

(輸出差止申立てに係る供託等)

第六十九条の六 税関長は、第六十九条の四第一 ができる。 要があると認めるときは、当該申立てをした者 いことにより当該貨物を輸出しようとする者が手続が終了するまでの間当該貨物が輸出されな 等)の規定による申立てを受理した場合又は当 の指定する供託所に供託すべき旨を命ずること 被るおそれがある損害の賠償を担保するため必 おいて、当該申立てに係る貨物についての認定 該申立てが他の税関長により受理された場合に し、期限を定めて、相当と認める額の金銭をそ (以下この条において「申立人」という。) に対 (輸出してはならない貨物に係る申立て手続

2 供託すべき旨を命ずることができる。 限を定めて、その不足すると認める額の金銭を の額が同項に規定する損害の賠償を担保するの に不足すると認めるときは、申立人に対し、期 税関長は、前項の規定により供託された金銭 ときはその旨及び当該申立てが効力を有する期

があつた場合において、当該申立てを受理した

3 二百七十八条第一項(振替債の供託)に規定す 税関長が確実と認めるものをもつてこれに代え 取りやめることの求め等)において同じ。)で る振替債を含む。以下この条及び第六十九条の に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第 地方債その他の有価証券(社債、株式等の振替 ることができる 十(輸出してはならない貨物に係る認定手続を 前二項の規定により供託する金銭は、国債 9

れた供託に係る税関長に対する手続に関し必要 第一項又は第二項の規定による命令によりさ 政令で定める

6 契約を締結し、同項又は第二項の規定により定 要の金銭が当該申立人のために支払われる旨の ことができる。 は第二項の金銭の全部又は一部の供託をしない ときは、当該契約の効力の存する間、第一項又 められた期限までにその旨を税関長に届け出た 項に規定する損害の賠償に充てるものとして所

7 三項の規定による有価証券を含む。第八項から 権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。 第十項までにおいて同じ。)について、他の債 項及び第二項の規定により供託された金銭(第 項に規定する損害に係る賠償請求権に関し、同 前項の権利の実行に関し必要な事項は、 第一項の貨物の輸出者は、申立人に対する同 政令

た申立人は、次の各号に掲げる場合のいずれか で定める。 第一項又は第二項の規定により金銭を供託し

に該当することとなつたときは、その供託した 金銭を取り戻すことができる。

物に係る認定手続)の規定による通知を受け 九条の三第五項本文(輸出してはならない貨 た場合 い貨物)に掲げる貨物に該当する旨の第六十 第一項第三号又は第四号(輸出してはならな 供託の原因となつた貨物が第六十九条の二

三 第一項の貨物の輸出者が当該供託した金銭 二 供託の原因となつた貨物について第六十九 条の三第六項の規定による通知を受けた場合 その確認を受けた場合 る必要がなくなつたことを税関長に証明し、 とその他同項に規定する損害の賠償を担保す 害に係る賠償請求権が時効により消滅したこ の取戻しに同意したこと、同項に規定する損

Ŧi. ころにより、税関長の承認を受けた場合 関長の承認を受けた場合 とについて、政令で定めるところにより、 いる供託物に代えて他の供託物を供託するこ つたことその他の事由により現に供託されて 第五項の契約を締結して、政令で定めると 供託した有価証券が償還を受けることとな 税

10 し必要な事項は、法務省令・財務省令で定め 税関長は、第一項又は第二項の規定により供 前項の規定による供託した金銭の取戻しに関

託すべき旨を命じられた者が、これらの規定に

差止請求権者を除く。)の特許権、実用新案権 定手続に係る貨物が当該特許権者等(不正競争 執られている間に限り、税関長に対し、当該

又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに

より定められた期限までにその供託を命じられ

申立人は、政令で定めるところにより、第一 とする者に対し、その旨を通知しなければなら た者及び当該認定手続に係る貨物を輸出しよう やめたときは、当該認定手続に係る申立てをし について認定手続を取りやめることができる。 きは、その供託を命じられる原因となつた貨物 五項の規定による契約の締結の届出をしないと た金銭の全部について、供託をせず、かつ、第 税関長は、前項の規定により認定手続を取り

との求め等 (輸出してはならない貨物に係る意見を聴くこ

第六十九条の七 特許権、実用新案権若しくは意 という。)までの期間)内は、当該認定手続が 該特許権者等及び当該輸出者に通知したとき 期間を延長することを必要と認めてその旨を当 進行状況その他の事情を勘案して税関長が当該 項において「十日経過日」という。)までの を経過する日(第六十九条の十第一項及び第二 日(行政機関の休日の日数は、算入しない。) において「通知日」という。) から起算して十 けた日(以下この項及び第六十九条の十第二項 とする者をいう。以下この条において同じ。) じ。)をいう。以下この条において同じ。)又は 手続を取りやめることの求め等)において同 十第一項(輸出してはならない貨物に係る認定 項第十号に掲げる行為を組成する貨物に係る者 定手続が執られたときは、これらの貨物に係る を組成する貨物に該当するか否かについての認 九条第一項第八号(適用除外等)に定める行為 第一項第十号(定義)に掲げる行為(同法第十 六十九条の十第一項において「二十日経過日」 日の日数は、算入しない。) を経過する日(第 は、通知日から起算して二十日(行政機関の休 間(その期間の満了する日前に当該認定手続の 等が第六十九条の三第一項(輸出してはならな 輸出者(当該認定手続に係る貨物を輸出しよう に限る。以下この項、第九項及び第六十九条の 者又は不正競争差止請求権者(同法第二条第一 特許権者等(特許権者、実用新案権者、意匠権 を除く。以下この項及び第九項において同じ。) 匠権を侵害する貨物又は不正競争防止法第二条 い貨物に係る認定手続)の規定による通知を受 は、政令で定めるところにより、当該特許権者

求めることができる。 否かについて経済産業大臣の意見を聴くことを 同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか れた場合にあつては当該認定手続に係る貨物が 物に該当するか否かについての認定手続が執ら 第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する貨 差止請求権者に限る。)に係る不正競争防止法 定手続に係る貨物が当該特許権者等(不正競争 ついて特許庁長官の意見を聴くことを、当該認 専門委員への意見の求め)において同じ。)に 出してはならない貨物に係る認定手続における る範囲をいう。第九項及び第六十九条の九(輸 二十五条第一項(登録意匠の範囲等)に規定す は意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第 用する場合を含む。)に規定する技術的範囲又 三号)第二十六条(特許法の準用)において準 囲)(実用新案法(昭和三十四年法律第百二十 十一号)第七十条第一項(特許発明の技術的範 術的範囲等(特許法(昭和三十四年法律第百1 ついての認定手続が執られた場合にあつては技 7 8

業大臣又は特許庁長官の意見を求める必要がな いと認めるときは、この限りでない。 当するか否かが明らかであるときその他経済産 物が第六十九条の二第一項第三号又は第四号 する。ただし、同項の規定による求めに係る貨 臣又は特許庁長官に対し、意見を求めるものと きは、政令で定めるところにより、経済産業大 (輸出してはならない貨物) に掲げる貨物に該 税関長は、前項の規定による求めがあつたと

者等又は輸出者に対し、その旨及びその理由をときは、第一項の規定による求めをした特許権 場合において、前項ただし書の規定により経済税関長は、第一項の規定による求めがあつた 産業大臣又は特許庁長官の意見を求めなかつた 知しなければならない。

5 内に、書面により意見を述べなければならな は、その求めがあつた日から起算して三十日以 の規定により税関長から意見を求められたとき 経済産業大臣又は特許庁長官は、第二項本文

の求めに係る特許権者等及び輸出者に対し、 の旨を通知しなければならない。 大臣又は特許庁長官の意見を求めたときは、 税関長は、第四項の規定による意見が述べら 税関長は、第二項本文の規定により経済産業 そ そ

れたときは、その意見に係る特許権者等及び輸

出者に対し、その旨及びその内容を通知しなけ

ればならない

掲げる貨物に該当することの認定をしてはならめに係る貨物が同条第一項第三号又は第四号に 大臣又は特許庁長官の意見を求めたときは、そ をした者が輸出者である場合にあつてはその求 貨物に該当しないことの認定を、第一項の求め れる前に、第一項の求めをした者が特許権者等 の求めに係る第四項の規定による意見が述べら 六十九条の二第一項第三号又は第四号に掲げる である場合にあつてはその求めに係る貨物が第 税関長は、第二項本文の規定により経済産業

号又は第四号に掲げる貨物に該当しないと認定 しない。 場合においては、経済産業大臣又は特許庁長官 臣又は特許庁長官に通知するものとする。この 手続を取りやめたときは、その旨を経済産業大 前条第十項の規定により当該貨物について認定 あつてはその求めに係る貨物が同条第一項第三 は第一項の求めをした者が輸出者である場合に 掲げる貨物に該当すると認定したとき、若しく 物が第六十九条の二第一項第三号又は第四号に 権者等である場合にあつてはその求めに係る貨 述べられる前に、第一項の求めをした者が特許 大臣又は特許庁長官の意見を求めた場合におい は、第四項の規定による意見を述べることを要 したとき、又は第六十九条の三第六項若しくは て、その求めに係る第四項の規定による意見が 税関長は、第二項本文の規定により経済産業

りやめることの求め等)

(輸出してはならない貨物に係る認定手続を取

りでない。

ための参考となるべき意見を求めることができ ころにより、当該専門委員に対し、当該認定の ものを専門委員として委嘱し、政令で定めると 係る事案の当事者と特別の利害関係を有しない

る。ただし、技術的範囲等については、この限

9 組成する貨物に該当するか否かについての認定 権を侵害する貨物又は不正競争防止法第二条第 の意見を経済産業大臣に、政令で定めるところ 行為を組成する貨物に該当するか否かについて 争差止請求権者に限る。) に係る同号に掲げる 係る貨物が当該貨物に係る特許権者等(不正競 手続が執られた場合にあつては当該認定手続に 特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物 許権者等(不正競争差止請求権者を除く。)の は当該認定手続に係る貨物が当該貨物に係る特 かについての認定手続が執られた場合にあつて により、求めることができる。 ての意見を特許庁長官に、同号に掲げる行為を に該当するか否かに関し、技術的範囲等につい 案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否 に必要があると認めるときは、特許権、実用新 十九条の三第一項の規定による認定をするため するか否かについての認定手続において、第六 一項第十号に掲げる行為を組成する貨物に該当 税関長は、特許権、実用新案権若しくは意匠 5 4

10 ける農林水産大臣等への意見の求め) て準用する。この場合において、必要な技術的 読替えは、政令で定める。 (輸出してはならない貨物に係る認定手続にお 第四項から第六項まで及び次条第五項の規定 前項の規定により意見を求める場合につい

きる。

3 税関長は、第一項の規定により意見を求めた 輸出しようとする者に対し、その旨を通知しな 争差止請求権者及び当該認定手続に係る貨物を に、書面により意見を述べなければならない。 その求めがあつた日から起算して三十日以内 ときは、認定手続に係る育成者権者又は不正競 定により税関長から意見を求められたときは、

通知しなければならない。 止請求権者及び当該認定手続に係る貨物を輸出 れたときは、前項の育成者権者又は不正競争差 しようとする者に対し、その旨及びその内容を 税関長は、第二項の規定による意見が述べら

り当該貨物について認定手続を取りやめたとき は、その旨を農林水産大臣又は経済産業大臣に 項(輸出差止申立てに係る供託等)の規定によ 若しくは該当しないと認定したとき、又は第六 第四号に掲げる貨物に該当すると認定したとき を侵害する貨物若しくは第六十九条の二第一項 述べられる前にその求めに係る貨物が育成者権 又は経済産業大臣の意見を求めた場合にお 十九条の三第六項若しくは第六十九条の六第十 て、その求めに係る第二項の規定による意見が 税関長は、第一項の規定により農林水産大臣

通知するものとする。この場合においては、農 林水産大臣又は経済産業大臣は、第二項の規定 による意見を述べることを要しない。 (輸出してはならない貨物に係る認定手続にお

第六十九条の九 税関長は、第六十九条の二第一

ける専門委員への意見の求め)

貨物(育成者権を侵害する貨物を除く。)に該 項第三号(輸出してはならない貨物)に掲げる

第

に必要があると認めるときは、知的財産権に関

に係る認定手続)の規定による認定をするため

し学識経験を有する者であつてその認定手続に

六十九条の三第一項(輸出してはならない貨物 当するか否かについての認定手続において、

第六十九条の八 税関長は、育成者権を侵害する 農林水産大臣に、第六十九条の二第一項第四号 貨物又は第六十九条の二第一項第四号(輸出し のための参考となるべき意見を求めることがで 手続にあつては経済産業大臣に対し、当該認定 に掲げる貨物に該当するか否かについての認定 該当するか否かについての認定手続にあつては めるところにより、育成者権を侵害する貨物に るために必要があると認めるときは、政令で定 除く。以下この項及び第五項において同じ。) 止法第二条第一項第十号(定義)に係るものを てはならない貨物)に掲げる貨物(不正競争防 い貨物に係る認定手続)の規定による認定をす に該当するか否かについての認定手続におい て、第六十九条の三第一項(輸出してはならな

2 農林水産大臣又は経済産業大臣は、前項の規

ければならない。

第六十九条の十 第六十九条の四第一項 日後は、当該認定手続が執られている間に限 場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める てはならない貨物に係る申立て手続等)の規定 り、税関長に対し、当該認定手続を取りやめる 政令で定めるところにより、次の各号に掲げる たときは、当該貨物を輸出しようとする者は、 の申立てに係る貨物について認定手続が執ら 権者、意匠権者又は不正競争差止請求権者(以 による申立てが受理された特許権者、実用新案 下この条において「申立特許権者等」という。) ことを求めることができる 第六十九条の七第一項(輸出してはならな (輸出し

規定による通知を受けた日から起算して十日 用する場合を含む。次号において同じ。)の めに係る同条第六項(同条第十項において準 通知を受けたときは、二十日経過日とその 産業大臣又は特許庁長官の意見を求めた旨の の通知を受けた場合 二十日経過日(同条第 定により十日経過日までの期間を延長する旨 を経過する日とのいずれか遅い日) む。次号において同じ。)の規定により経 五項(同条第十項において準用する場合を含 い貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規 求 済

二 前号に掲げる場合以外の場合 (第六十九条の七第五項の規定により経済産 十日経過

遅い日)
において、おいでは、十日を経過する日とのいずれかいら起算して十日を経過する日とのいずれかいら起算して十日を経過する日とその求めに知を受けたときは、十日経過日とその求めに対を受けたときは、十日経過日とその求めに

- 3 税関長は、第一項の規定により認定手続を取し、通知日を通知しなければならない。日前に、当該貨物を輸出しようとする者に対物について認定手続を執つたときは、十日経過2 税関長は、申立特許権者等の申立てに係る貨
- は、第一項の規定により認定手続を取りやめることの求めがあつたときは、当該認定 手続に係る申立てをした申立特許権者等に対し、その旨を通知するとともに、当該求めをした者(以下この条において「請求者」という。)に対し、期限を定めて、当該認定手続に係る貨に対し、期限を定めて、当該認定手続に係る貨に対し、期限を定めて、当該認定手続に係る貨に相当と認める額の金銭をその指定する供託所である額の金銭をその指定する供託方でき旨を命じなければならない。

係る税関長に対する手続に関し必要な事項は、

- 先立ち弁済を受ける権利を有する。 までにおいて同じ。)について、他の債権者に同項の規定により供託された金銭(第四項の規同項の規定により供託された金銭(第四項の規同項に規定する損害に係る賠償請求権に関し、同項に規定する損害に係る賠償請求権に関し、
- で定める。 。 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令
- り戻すことができる。
  の戻すことができる。
  の供託した金銭を取ることとなつたときは、その供託した金銭を取ることとなったときは、その供託した請求者第三項の規定により金銭を供託した請求者

入するものを除く。

る者が当該他の法令の定めるところにより輸

する損害に係る賠償請求権が時効により消滅金銭の取戻しに同意したこと、第三項に規定第十二項の申立特許権者等が当該供託した

明し、その確認を受けた場合担保する必要がなくなつたことを税関長に証したことその他同項に規定する損害の賠償を

- 三 共託した有面証券が賞置を受けることとなるころにより、税関長の承認を受けた場合 一 第六項の契約を締結して、政令で定めると
- 関長の承認を受けた場合ところにより、税とについて、政令で定めるところにより、税とについて、政令で定めるところにより、税とについて、政令で定めるところにより、税とについて、政令で定めるととの他の事由により現に供託されて
- 四 前三号に掲げるもののほか、第十二項の申四 前三号に掲げるもののほか、第十二項の申のた場合
- 1 税関長は、第三項の規定により供託すべき旨税関長は、第三項の規定により決定手続を取り下される原因となった貨物について認定手続を取りでられる原因となった貨物について認定手続をでいる。 
  成りやめるものとする。 
  のとは、第三項の規定により供託すべき旨
- なければならない。

  税関長は、前項の規定により認定手続を取り
  をした申立特許権者等に対し、その旨を通知し
  をした申立特許権者等に対し、その旨を通知し
  をした申立特許権者等に対し、その旨を通知し

(輸入してはならない貨物) 第二款 輸入してはならない貨物

第六十九条の十一 次に掲げる貨物は、輸入して第六十九条の十一 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。 並びにあへん吸煙具。ただはならない。

- 二 拳銃、小銃、機関銃及び砲並びにこれらの二 拳銃、小銃、機関銃及び砲並びにより輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。
- 一 爆発物 (爆発物取締罰則 (明治十七年太政 一 爆発物 (爆発物取締罰則 (明治十七年太政 するものを除く。)。ただし、他の法令の規定に るものを除く。)。ただし、他の法令の規定に るものを除く。)。ただし、他の法令の規定に るものを除く。)。ただし、他の法令の規定に るものを除く。)。ただし、他の法令の規定に るものを除く。
- 輸入するものを除く。 火薬類(火薬類取締法(昭和二十五年法律 火薬類(火薬類取締法(昭和二十五年法律 火薬類(火薬類をいい、第二号に掲げる貨物に該 第百四十九号)第二条第一項(定義)に規定 第一四十九号)第二条第一項(定義)に規定 第一項(定義)に規定 第一項(定義)に規定 水薬類 (火薬類取締法 (昭和二十五年法律 大薬類 (火薬類 (火薬類 ( 田和二十五年法律 大薬類 ( 火薬類 ( 田和二十五年法律 大薬類 ( 火薬類 ( 田和二十五年法律 大薬類 ( 田和二十五年法律 大薬類 ( 火薬類 ( 田和二十五年法律 大薬類 ( 火薬類 ( 田本) (
- 出 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関いるという。ことができることとされている者が当該条約し、条約又は他の法令の規定により輸入するととができることとされている者が当該条約し、条約又は他の法令の規定により輸入するとができることとされている者が当該条約ことができることとされている者が当該条約ことができることとされている者が当該条約ことができることとされている者が当該条約ことができることが可能を表している。
- 五の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第二十二項(定義等)に規定する一種病原体等。ただし、他の法令の規定によご輸入することができることとされている者的輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

3

- 七 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻ド(その原料となるべきカードを含む。)成する電磁的記録をその構成部分とするカー
- 、 児童ポルノ (児童買春、児童ポルノに係るるものを除く。) 物その他の物品 (次号に掲げる貨物に該当す

- 九の二 意匠権又は商標権を侵害する物品(外地のに、海原権を侵害する物品にあつては業としてその物品を生産し、証明あつては業としてその物品を生産し、正規でする者を除く。)に宛てて発送し、又は譲渡する者を除く。)に宛てて発送した貨物のうち、持込み行為(意匠法第二条第二項第一号(定義等)又は商標法(昭和三年工事、工事等)、工商標権を侵害する物品にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為をいう。)に係るものに限る。)
- する物品 (適用除外等) に定める行為を除く。) を組成第一号から第六号まで、第八号又は第十号不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項(定義)に掲げる行為(これらの号に掲げる一号まで、第十号、第十七号又は第十八号三号まで、第十号、第十七号又は第十八号 不正競争防止法第二条第一項第一号から第
- とができる。とができる。とができる。とができる。とができる。とする者にその積戻しを命ずるこうとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物力号から第十号までに掲げる貨物で輸入されよれ関長は、前項第一号から第六号まで又は第

2

ければならない。 税関長は、この章に定めるところに従い輸入しようとする者に対し、その旨を通知しな当の理由がある貨物があるときは、当該貨物を第八号に掲げる貨物に該当すると認めるのに相されようとする貨物のうちに第一項第七号又はければならない。

ころに従い輸入されようとする貨物のうちに前第六十九条の十二 税関長は、この章に定めると(輸入してはならない貨物に係る認定手続)

手続(以下この款において「認定手続」とい 掲げる貨物に該当するか否かを認定するための 通知しなければならない。 ることができる旨その他の政令で定める事項を てこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べ 十号までに掲げる貨物に該当するか否かについ る旨並びに当該貨物が前条第一項第九号から第 する者に対し、当該貨物について認定手続を執 において同じ。)及び当該貨物を輸入しようと 下この款において同じ。)をいう。以下この条 又は予防を請求することができる者をいう。以第三条第一項(差止請求権)の規定により停止 る営業上の利益の侵害について不正競争防止法 号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為によ 者又は不正競争差止請求権者(前条第一項第十 隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権 案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作 当該貨物に係る特許権者等(特許権者、実用新 いて、税関長は、政令で定めるところにより、 う。)を執らなければならない。この場合にお 定めるところにより、当該貨物がこれらの号に 該当する貨物があると思料するときは、政令で 条第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に 5 6

2 税関長は、前項の規定による通知を行う場合には、当該貨物に係る特許権者等に対しては当該特許権者等の人しようとする者に対しては当該貨物を輸入しようとする者に対しては当該貨物を輸入しようとする者に対しては当該貨物を輸入しようとする者に対しては当該貨物を輸入しようとする。とする。

 税関長は、認定手続が執られる貨物の輸入に に基づく輸入申告書その他の税関長に提出された書類、当該認定手続において税関長に提出された書類又は当該貨物における表示から、当該れた書類又は当該貨物における表示から、当該が明らかであると認める場合には、第一項の通が明らかであると認める場合には、第一項の通が明らかであると認める場合には、第一項の通が対られている間、その氏名若しくは名称又は住所を当該貨物に係る特許権者等に通知するものとする。

第九号から第十号までに掲げる貨物に該当しなて「疑義貨物」という。)について前条第一項請者による疑義貨物に係る見本の検査)においた貨物(以下この条及び第六十九条の十六(申する輸入しようとする者が、認定手続が執られ 第する輸入しようとする者が、認定手続が執られ 第本税関長は、第一項の通知を受けた同項に規定

の章に定めるところに従い輸入されようとする5 税関長は、認定手続を経た後でなければ、こ提出を求めることができる。 しいいい かい きんき 類の いった ひる き類 そい い い らの 主張をする 場合には、 当該者に対し、 そ

税関長は、認定手続を経た後でなければ、この章に定めるところに従い輸入されようとする の章に定めるところに従い輸入されようとする

・ 税関長は、疑義貨物が前条第一項第九号から ・ でいるでは、近角でない。 ・ でれその旨及びその理由を当該認定がされた貨物 物に係る特許権者等及び当該認定がされた貨物 物に係る特許権者等及び当該認定がされた貨物 を輸入しようとする者に通知しなければならな ただし、次項の規定による通知をした場合 は、この限りでない。 ・ 税関長は、疑義貨物が前条第一項第九号から ・ 税関長は、疑義貨物が前条第一項第九号から

のとする。

・・税関長は、前項本文の規定による疑義貨物に係る特許権者等に対し、その旨等
が対れかに該当することとなつたときは、
のとする。

り当該疑義貨物が廃棄された場合第三十四条(外国貨物の廃棄)の規定によ

却された場合 第四十五条第一項ただし書(許可を受けた) 第四十五条第一項ただし書(許可を受けた) 第四十五条第一項をだし書(許可を受けた) 第四十五条第一項ただし書(許可を受けた) 第四十五条第一項ただし書(許可を受けた)

第二項若しくは第三項の規定による通知を受四 前三号に掲げる場合のほか、当該疑義貨物が輸入されないこととなつた場合より当該疑義貨物が積み戻された場合三 第七十五条(外国貨物の積戻し)の規定に

第二項老しくは第三項の規定による通知を受けた者又は第六十九条の十六第二項の規定により承認を受けた事項又は当該申請に係る見本の検査(分解を含む。同条において同じ。)その他でのに他人に知らせ、又は不当な目的に使用したりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用した。

権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権又はは、自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若に権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若

ころにより、経済産業大臣に求め、その意見又 とについての認定を、経済産業省令で定めると らないことにつき重大な過失がない者でないこ 当該貨物を輸入するおそれのある者が当該貨物 物(不正競争防止法第二条第一項第十号(定 ころに従い輸入されようとする場合は当該貨物 政令で定めるところにより、いずれかの税関長 営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し、 は認定の内容が記載された書面を申立先税関長 を譲り受けた時に当該貨物が当該不正使用行為 る不正使用行為により生じた物であること及び ることその他の経済産業省令で定める事項につ のが需要者の間に広く認識されているものであ 示であつて当該不正競争差止請求権者に係るも は同法第二条第一項第一号に規定する商品等表 義)に係るものを除く。)である場合にあつて 第十号(輸入してはならない貨物)に掲げる貨 求権者は、当該貨物が第六十九条の十一第一項 ができる。この場合において、不正競争差止請 長が認定手続を執るべきことを申し立てること について当該税関長(以下この条及び次条にお な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めると により生じた物であることを知らず、かつ、知 は当該貨物が同法第二条第一項第十号に規定す 十号に係るものに限る。)である場合にあつて いての意見を、当該貨物が第六十九条の十一第 に対し、その侵害の事実を疎明するために必要 項第十号に掲げる貨物(同法第二条第一項第 .て「申立先税関長」という。) 又は他の税関

3 2 となる期間をいう。)を、前項の規定により当 申立てに係る貨物があると認めるときは、その ろに従い輸入されようとする貨物のうちに当該 ときはその旨及び当該申立てが効力を有する期 があつた場合において、当該申立てを受理した きは、当該申立てを受理しないことができる。 事実を疎明するに足りる証拠がないと認めると あつた場合において、当該申立てに係る侵害の に提出しなければならない。 の理由を当該申立てをした者に通知しなければ 該申立てを受理しなかつたときはその旨及びそ 都度、当該申立てに基づき認定手続を執ること 間(税関長がその期間中にこの章に定めるとこ ならない。 申立先税関長は、第一項の規定による申立て 申立先税関長は、前項の規定による申立てが

2

∶ した場合又は当該申立てが他の税関長により受 4 税関長は、第一項の規定による申立てを受理

理された場合において、当該申立てに係る貨物について認定手続を取りやめたときは、このにより、当該貨物を点検する機会を与えなければならない。ただし、前条第七項の規定の申請により、当該貨物を点検する機会を与えの申請により、当該貨物を点検する機会を与えの申請により、当該自立てに係る貨物について認定手続を執つたときは、政令で定めにより当該認定手続を取りやめたときは、政令で定めについて認定手続を取りやめたときは、政令で定め、当該申立てに係る貨物

**∤め)** (輸入差止申立てにおける専門委員への意見の

第六十九条の十四 申立先税関長は、前条第一項の規定による申立てがあつた場合において必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識があると認めるときは、知的財産権に関し学職時委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、同項の規定により提明するに足りると認められるか否かについて、意見を求めることができる。ただし、同項ではされた証拠が当該申立てに係る事案経験を有する者であつてその申立てに係る事案経験を有する者であつてその申立てに係る事案経験を有すると認められるか否かについては、この限りでながあると認められるか否かについては、この限りでながあると認められるがあると認められるがあると思められるの規定により経済産業大臣の意見を表しているという。

(輸入差止申立てに係る供託等)

第六十九条の十五 税関長は、第六十九条の十三 第一項(輸入してはならない貨物に係る申立て第一項(輸入してはならない貨物に係る申立ての合において、当該申立てに係る貨物についての認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより当該貨物を輸入しようとする者が被るおそれがある投票の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該申立てをした者(以下この条において「申立人」という。) た者(以下この条において「申立人」という。) た者(以下この条において「申立人」という。) た者(以下この条において「申立人」という。) た者(以下この条において「申立人」という。) た者(以下この条において「申立人」という。) の規模とは、第六十九条の十三 をその指定する供託所に供託すべき旨を命ずることができる。

び第六十九条の二十(輸入してはならない貨物供託)に規定する振替債を含む。以下この条及に関する法律第二百七十八条第一項(振替債の地方債その他の有価証券(社債、株式等の振替前二項の規定により供託する金銭は、国債、

関長の承認を受けた場合

とについて、政令で定めるところにより、 いる供託物に代えて他の供託物を供託するこ

税

もつてこれに代えることができる。 おいて同じ。)で税関長が確実と認めるものを に係る認定手続を取りやめることの求め等)に 第一項又は第二項の規定による命令によりさ

な事項は、政令で定める。 れた供託に係る税関長に対する手続に関し必要 申立人は、政令で定めるところにより、第一

は第二項の金銭の全部又は一部の供託をしないときは、当該契約の効力の存する間、第一項又 められた期限までにその旨を税関長に届け出た 契約を締結し、同項又は第二項の規定により定 要の金銭が当該申立人のために支払われる旨の 項に規定する損害の賠償に充てるものとして所 ことができる。 11

項及び第二項の規定により供託された金銭(第 項に規定する損害に係る賠償請求権に関し、同第一項の貨物の輸入者は、申立人に対する同 権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。 第十項までにおいて同じ。) について、他の債 三項の規定による有価証券を含む。第八項から 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令

金銭を取り戻すことができる。 に該当することとなつたときは、その供託した た申立人は、次の各号に掲げる場合のいずれか 第一項又は第二項の規定により金銭を供託し らない貨物に係る認定手続)の規定による通第六十九条の十二第六項本文(輸入してはな ならない貨物)に掲げる貨物に該当する旨の 第一項第九号から第十号まで(輸入しては 供託の原因となつた貨物が第六十九条の十

条の十二第七項の規定による通知を受けた二 供託の原因となつた貨物について第六十九

三 第一項の貨物の輸入者が当該供託した金銭 その確認を受けた場合 る必要がなくなつたことを税関長に証明し、 とその他同項に規定する損害の賠償を担保す 害に係る賠償請求権が時効により消滅したこ の取戻しに同意したこと、同項に規定する損

ころにより、税関長の承認を受けた場合 つたことその他の事由により現に供託されて 第五項の契約を締結して、政令で定めると 供託した有価証券が償還を受けることとな

六十

て「申立人

「申請者

9 し必要な事項は、法務省令・財務省令で定め 前項の規定による供託した金銭の取戻しに関

10 やめたときは、当該認定手続に係る申立てをし きは、その供託を命じられる原因となつた貨物 た金銭の全部について、供託をせず、かつ、第 より定められた期限までにその供託を命じられ 託すべき旨を命じられた者が、これらの規定に た者及び当該認定手続に係る貨物を輸入しよう について認定手続を取りやめることができる。 五項の規定による契約の締結の届出をしないと 税関長は、前項の規定により認定手続を取り 税関長は、第一項又は第二項の規定により供 3

ない。 とする者に対し、その旨を通知しなければなら

第六十九条の十六 第六十九条の十三第一項 (申請者による疑義貨物に係る見本の検査) 入してはならない貨物に係る申立て手続等)の 認定手続が執られている間に限り、税関長に対 新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著 規定による申立てが受理された特許権者、実用 ばならない。 疑義貨物を輸入しようとする者に通知しなけれ るよう申請することができる。この場合におい れらの者がその見本の検査をすることを承認す 止請求権者は、当該申立てに係る貨物について 作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差 て、当該申請を受けた税関長は、その旨を当該 し、当該認定手続に係る疑義貨物について、こ 5

2 る貨物(回路配置利用権を侵害する貨物を除 の条(第五項を除く。)において「申請者」と 行つた者(その委託を受けた者を含む。以下こ 要がないと認めるときは、この限りでない。 その他当該見本の検査をすることを承認する必 る貨物に該当するか否かが明らかであるとき、 は同条第一項第九号の二若しくは第十号に掲げ く。以下この項及び第五項において同じ。)又 の検査をすることを承認するものとする。ただ 一項第九号(輸入してはならない貨物)に掲げ し、当該申請に係る貨物が第六十九条の十一第 いう。)が当該認定手続に係る疑義貨物の見本 するときは、前項の申請に応じて、当該申請を 税関長は、次の各号のいずれの要件にも該当 の二若しくは第十号に掲げる貨物に該当する 当該見本に係る疑義貨物が第六十九条の十 のであることについて税関長に証拠を提出 第五項、 条の十五

査をすることが必要であると認められるこ し、又は意見を述べるために、当該見本の検 | 第 六 項 及

二 当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとす る者の利益が不当に侵害されるおそれがない と認められること。

ること。 な目的に用いられるおそれがないと認められ

税関長は、前項の規定により申請者が見本の 資力を有していると認められること。 の他当該見本の取扱いを適正に行う能力及び

4 第二項の規定により税関長が承認した場合に げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ 用する。この場合において、次の表の上欄に掲 が第二項の規定により承認する場合について準 その他必要な費用を負担しなければならない。 おいて、当該見本の運搬、保管又は検査の費用 れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものと は、申請者は、当該見本の検査に必要な限度に 前条(第十一項を除く。)の規定は、税関長

第一 条の十 第六十九当該申立てに係当該見本に係る疑義 る規定 |読み替え読み替えられる|読み替える字句 五る貨物について貨物が第六十九条の 字句 の認定手続が終十一第一項第九号に |申立てをした者||承認の申請をした者 されないことに第十号に掲げる貨物 当該貨物が輸入第九号の二若しくは 了するまでの間掲げる貨物又は同項 (以下この条にお|(以下この条において 定されなかつた場合 に該当する貨物と認

び第八項

三 前号に掲げるもののほか、当該見本が不当

申請者が当該見本の運搬、保管又は検査そ

7

者に通知しなければならない。 当該申請者(その委託を受けた者を除く。)及 検査をすることを承認する場合には、その旨を び当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする

する。

第六十九条の十七 。)又は輸入者(当該認定手続に係る貨物を輸 九条の二十第一項(輸入してはならない貨物に 係る者に限る。以下この項、第九項及び第六十 条第一項第十号に掲げる行為を組成する貨物に 意匠権者又は不正競争差止請求権者(同法第二 意匠権を侵害する貨物又は不正競争防止法 係る認定手続を取りやめることの求め等)に 為を除く。以下この項及び第九項において同 条第一項第十号(定義)に掲げる行為(同法第 同じ。)は、政令で定めるところにより、当該 に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者、 ての認定手続が執られたときは、これらの貨物 じ。)を組成する貨物に該当するか否かについ 十九条第一項第八号(適用除外等)に定める行 入しようとする者をいう。以下この条において いて同じ。)をいう。以下この条において同じ 特許権、実用新案権若しくは

第十項 条の十五やめる 第六十九認定手続を取 ŋ 次条第 しない

申請し、これに立ち会うことができる。 る疑義貨物を輸入しようとする者は、税関長に ものとする。この場合において、当該見本に係 本の検査をする場合には、税関職員が立ち会う 第二項の規定により承認を受けた申請者が見 項の承認 を

見本の検査に関し必要な事項は、政令で定め 手続、第四項の費用の負担その他申請者による 前各項に定めるもののほか、第一項の申請

との求め等 (輸入してはならない貨物に係る意見を聴くこ

めてその旨を当該特許権者等及び当該輸入者に う。) までの期間(その期間の満了する日 第一項及び第二項において「十日経過日」とい ら起算して十日(行政機関の休日の日数は、算の二十第二項において「通知日」という。)かる通知を受けた日(以下この項及び第六十九条 過する日 通知したときは、通知日から起算して二十 当該認定手続の進行状況その他の事情を勘案し 入しない。)を経過する日(第六十九条の二十 てはならない貨物に係る認定手続)の規定によ 特許権者等が第六十九条の十二第一項(輸入し (行政機関の休日の日数は、算入しない。) を て税関長が当該期間を延長することを必要と認 (第六十九条の二十第一項にお

を求めることができる。 か否かについて経済産業大臣の意見を聴くこと が同号に掲げる行為を組成する貨物に該当する られた場合にあつては当該認定手続に係る貨物 貨物に該当するか否かについての認定手続が執 法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する 争差止請求権者に限る。)に係る不正競争防止 認定手続に係る貨物が当該特許権者等(不正競 について特許庁長官の意見を聴くことを、当該 ける専門委員への意見の求め) において同じ。) する範囲をいう。第九項及び第六十九条の十九第二十五条第一項(登録意匠の範囲等)に規定 合を含む。)に規定する技術的範囲又は意匠法 合にあつては技術的範囲等(特許法第七十条第 当するか否かについての認定手続が執られた場 権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該 者等(不正競争差止請求権者を除く。)の特許 に対し、当該認定手続に係る貨物が当該特許権 当該認定手続が執られている間に限り、税関長 「二十日経過日」という。)までの期間)内は、 (輸入してはならない貨物に係る認定手続にお 二十六条(特許法の準用)において準用する場 項(特許発明の技術的範囲)(実用新案法第 7

がないと認めるときは、この限りでない。 済産業大臣又は特許庁長官の意見を求める必要 に該当するか否かが明らかであるときその他経 まで(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物 物が第六十九条の十一第一項第九号から第十号 する。ただし、同項の規定による求めに係る貨 臣又は特許庁長官に対し、意見を求めるものと きは、政令で定めるところにより、経済産業大 税関長は、前項の規定による求めがあつたと

通知しなければならない。 者等又は輸入者に対し、その旨及びその理由をときは、第一項の規定による求めをした特許権 産業大臣又は特許庁長官の意見を求めなかつた 場合において、前項ただし書の規定により経済 税関長は、第一項の規定による求めがあつた 経済産業大臣又は特許庁長官は、第二項本文 9

内に、書面により意見を述べなければならなは、その求めがあつた日から起算して三十日以 の規定により税関長から意見を求められたとき

5 の求めに係る特許権者等及び輸入者に対し、 の旨を通知しなければならない 大臣又は特許庁長官の意見を求めたときは、 税関長は、第二項本文の規定により経済産業 そ

6 れたときは、 ればならない。 入者に対し、その旨及びその内容を通知しなけ 税関長は、 第四項の規定による意見が述べら その意見に係る特許権者等及び輸

してはならない。 十号までに掲げる貨物に該当することの認定を その求めに係る貨物が同条第一項第九号から第 の求めをした者が輸入者である場合にあつては 掲げる貨物に該当しないことの認定を、第一項 の求めに係る第四項の規定による意見が述べら 大臣又は特許庁長官の意見を求めたときは、そ 六十九条の十一第一項第九号から第十号までに である場合にあつてはその求めに係る貨物が第 れる前に、第一項の求めをした者が特許権者等 税関長は、第二項本文の規定により経済産業

とする。この場合においては、経済産業大臣又 場合にあつてはその求めに係る貨物が同条第一 べることを要しない。 は特許庁長官は、第四項の規定による意見を述 を経済産業大臣又は特許庁長官に通知するもの 止申立てに係る供託等)の規定により当該貨物 七項若しくは第六十九条の十五第十項(輸入差 ないと認定したとき、又は第六十九条の十二第 項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当し 若しくは第一項の求めをした者が輸入者である までに掲げる貨物に該当すると認定したとき、 物が第六十九条の十一第一項第九号から第十号 権者等である場合にあつてはその求めに係る貨 大臣又は特許庁長官の意見を求めた場合におい について認定手続を取りやめたときは、その旨 述べられる前に、第一項の求めをした者が特許 て、その求めに係る第四項の規定による意見が 税関長は、第二項本文の規定により経済産業

権を侵害する貨物又は不正競争防止法第二条第 を組成する貨物に該当するか否かについての認 いての意見を特許庁長官に、同号に掲げる行為 物に該当するか否かに関し、技術的範囲等につ の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨 特許権者等(不正競争差止請求権者を除く。) 否かについての認定手続が執られた場合にあつ 新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか めに必要があると認めるときは、特許権、実用 するか否かについての認定手続において、第六 ては当該認定手続に係る貨物が当該貨物に係る 十九条の十二第一項の規定による認定をするた 一項第十号に掲げる行為を組成する貨物に該当 税関長は、特許権、実用新案権若しくは意匠

> ろにより、求めることができる。 る行為を組成する貨物に該当するか否かについ競争差止請求権者に限る。)に係る同号に掲げ 定手続が執られた場合にあつては当該認定手続 ての意見を経済産業大臣に、政令で定めるとこ に係る貨物が当該貨物に係る特許権者等(不正

10 第四項から第六項まで及び次条第五項の規定 は、前項の規定により意見を求める場合につい 読替えは、政令で定める。 て準用する。この場合において、必要な技術的

> の規定による意見を述べることを要しない。 は、農林水産大臣又は経済産業大臣は、第二項

(輸入してはならない貨物に係る認定手続にお

ける農林水産大臣等への意見の求め) (輸入してはならない貨物に係る認定手続にお

第六十九条の十八 税関長は、育成者権を侵害す ことができる。 貨物に該当するか否かについての認定手続にあ 令で定めるところにより、育成者権を侵害する 定をするために必要があると認めるときは、政ならない貨物に係る認定手続)の規定による認 争防止法第二条第一項第十号(定義)に係るも 入してはならない貨物)に掲げる貨物(不正競 る貨物又は第六十九条の十一第一項第十号(輸 当該認定のための参考となるべき意見を求める ての認定手続にあつては経済産業大臣に対し、 項第十号に掲げる貨物に該当するか否かについ じ。) に該当するか否かについての認定手続に のを除く。以下この項及び第五項において同 つては農林水産大臣に、第六十九条の十一第一 おいて、第六十九条の十二第一項(輸入しては

3 税関長は、第一項の規定により意見を求めた ければならない。 輸入しようとする者に対し、その旨を通知しな 争差止請求権者及び当該認定手続に係る貨物を ときは、認定手続に係る育成者権者又は不正競 に、書面により意見を述べなければならない。 その求めがあつた日から起算して三十日以内 定により税関長から意見を求められたときは、

4 通知しなければならない。 止請求権者及び当該認定手続に係る貨物を輸入 れたときは、前項の育成者権者又は不正競争差 しようとする者に対し、その旨及びその内容を

を侵害する貨物若しくは第六十九条の十一第 税関長は、第一項の規定により農林水産大臣

大臣に通知するものとする。この場合において

2 農林水産大臣又は経済産業大臣は、前項の規

税関長は、第二項の規定による意見が述べら

述べられる前にその求めに係る貨物が育成者権 又は経済産業大臣の意見を求めた場合にお て、その求めに係る第二項の規定による意見が

5

定により当該貨物について認定手続を取りやめ 五第十項(輸入差止申立てに係る供託等)の規 六十九条の十二第七項若しくは第六十九条の十 項第十号に掲げる貨物に該当すると認定したと たときは、その旨を農林水産大臣又は経済産業 き若しくは該当しないと認定したとき、又は第

第六十九条の十九 税関長は、第六十九条の十一 参考となるべき意見を求めることができる。た より、当該専門委員に対し、当該認定のため 専門委員として委嘱し、政令で定めるところに 案の当事者と特別の利害関係を有しないものを 否かについての認定手続において、第六十九条 又は同項第九号の二に掲げる貨物に該当するか げる貨物 (育成者権を侵害する貨物を除く。) 第一項第九号(輸入してはならない貨物)に掲 ける専門委員への意見の求め) だし、技術的範囲等については、この限りでな 経験を有する者であつてその認定手続に係る事 があると認めるときは、知的財産権に関し学識 認定手続)の規定による認定をするために必要 の十二第一項(輸入してはならない貨物に係る O

りやめることの求め等) (輸入してはならない貨物に係る認定手続を取

第六十九条の二十 第六十九条の十三第一項 定める日後は、当該認定手続が執られている間 者は、政令で定めるところにより、次の各号に 規定による申立てが受理された特許権者、実用 入してはならない貨物に係る申立て手続等)の **六十九条の二十** 第六十九条の十三第一項(輸 掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に 執られたときは、当該貨物を輸入しようとする う。) の申立てに係る貨物について認定手続が めることを求めることができる。 に限り、税関長に対し、当該認定手続を取りや 新案権者、意匠権者又は不正競争差止請求権者 (以下この条において「申立特許権者等」とい

第五項(同条第十項において準用する場合を 規定により十日経過日までの期間を延長する 含む。次号において同じ。)の規定により 旨の通知を受けた場合 二十日経過日(同条 ない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の 済産業大臣又は特許庁長官の意見を求めた旨 第六十九条の十七第一項(輸入してはなら

前号こ掲げる場合以外の場合 十日経過日日を経過する日とのいずれか遅い日)の規定による通知を受けた日から起算して十少用する場合を含む。次号において同じ。)求めに係る同条第六項(同条第十項において成別を受けたときは、二十日経過日とその 9

- りやめることの求めがあつたときは、当該認定日前に、当該貨物を輸入しようとする者に対日前に、当該貨物を輸入しようとする者に対し、通知日を通知しなければならない。と、通知日を通知しなければならない。 税関長は、申立特許権者等の申立てに係る貨
- ものをもつてこれに代えることができる。方債その他の有価証券で税関長が確実と認める前項の規定により供託する金銭は、国債、地
- 政令で定める。 係る税関長に対する手続に関し必要な事項は、 第三項の規定による命令によりされた供託に
- 第三項の申立特許権者等は、請求者に対する 要の金銭が当該請求者のために支払われる旨の 要の金銭が当該請求者のために支払われる旨の 要の金銭が当該請求者のために支払われる旨の 要の金銭が当該請求者のために支払われる旨の 要の金銭が当該請求者のために支払われる旨の 要の金銭が当該請求者のために支払われる旨の
- 先立ち弁済を受ける権利を有する。 までにおいて同じ。)について、他の債権者に同項に規定により供託された金銭(第四項の規定により供託された金銭(第四項の規定により供託された金銭(第四項の規一項の規定により供託された金銭(第四項の規一の規一の規一の場合の場合を表し、
- で定める。

- り戻すことができる。
  ることとなつたときは、その供託した金銭を取は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すは、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当す
- 明し、その確認を受けた場合担保する必要がなくなつたことを税関長に証せにことその他同項に規定する損害の賠償をする損害に係る賠償請求権が時効により消滅する損害に係る賠償請求権が時効により消滅を銭の取戻しに同意したこと、第三項に規定第十二項の申立特許権者等が当該供託した
- 三 共托した有面証券が賞量を受けることに、ころにより、税関長の承認を受けた場合ころにより、税関長の承認を受けた場合二 第六項の契約を締結して、政令で定めると
- 四前三号に掲げるもののほか、第十二項の申四が三号に掲げるもののほか、第十二項の申四が三号に掲げるもののほか、第十二項の申四が三号に掲げるもののほか、第十二項の申
- 10. 前項の規定による供託した金銭の取戻しに関い、前項の規定による供託した金銭の取戻しに関
- 11 税関長は、第三項の規定により供託すべき旨 取りやめるものとする。
- 12 税関長は、前項の規定により認定手続を取り2 税関長は、前項の規定により認定手続に係る単立てをした申立特許権者等に対し、その旨を通知しをした申立特許権者等に対し、その旨を通知している。 税関長は、前項の規定により認定手続を取り

### 第三款 専門委員

第六十九条の二十一 第六十九条の五 (輸出差止) 東立てにおける専門委員への意見の求め) 及び第六十九条の九 (輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め) 及び第六十九条の十四 (輸入 差止申立てにおける専門委員への意見の求め) 及び第六十九条の十九 (輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め) 及び第六十九条の五 (輸出差上) 第六十九条の五 (輸出差止

- 2 専門委員の委嘱その他専門委員に関し必要なた後においても、同様とする。 密を漏らしてはならない。専門委員でなくなつその意見を求められた事案に関して知り得た秘
- **停工布** 前出又は前人こ掲する正月亭 事項は、政令で定める。

(証明又は確認) 第五節 輸出又は輸入に関する証明等

第七十条 他の法令の規定により輸出又は輸入に第七十条 他の法令の規定により輸出又は輸入については、輸出申告又は輸入申告の際、当該許いては、輸出申告又は輸入申告の際、当該許いては、輸出申告という。)を必要とする貨物につず、承認等を受けている旨を税関に証り輸出又は輸入にればならない。

- 可しない。 
  可しない。 
  すられない貨物については、輸出又は輸入を許けられない貨物については、輸出又は輸項の確認を受 
  ま一項の証明がされず、又は前項の確認を受

人)(原産地を偽つた表示等がされている貨物の輸

第七十一条 原産地について直接若しくは間接に 偽つた表示又は誤認を生じさせる表示がされて 2 原産地について偽つた表示又は誤認を生じさせ 5表示がある旨を輸入申告をした者に、直ちに 5表示がある旨を輸入申告をした者に、直ちに 5表示がある旨を輸入申告をした者に、直ちに 5表示がある旨を輸入申告をした者に、直ちに 5表示がある旨を輸入申告をした者に、直ちに 5を表示がある旨を輸入申告をした者に、直ちに 5を表示がある旨を輸入申告をした者に、 5を表示がされて 5を表示がようを表示がされて 5を表示がされて 5を表示がされて 5を表示がされて 5を表示がされて 5を表示がされて 5を表示がされて 5を表示がようを表示がされて 5を表示がされて 5を表示がえて 5を表示がされて 5を表がする 5を表がする 5を表がえる 5を表が

(関税等の納付と輸入の許可)

り等

第六節 輸入の許可及び輸入貨物の引取

、 第一項、第三項及び第四項(同条第一項の重加 ( ) は、特例申告貨物が輸入される場合(第七条の四 ( ) 供を命ぜられた場合において当該担保が提供されていないときを除く。)又は第九条の二第一 項若しくは第二項(納期限の延長)の規定により担保の提供)の規定により担保の提供される場合を除す。)以は第九条の二第一 ( ) は、特例申告貨物が輸入される場合(第七条の ( ) は、特別申告貨物が輸入される場合(第七条の ( ) は、特別申告貨物が輸入される場合(第一年の ( ) は、特別申告貨物が輸入される場合(第一条の ( ) は、特別申告貨物が削入を ( ) は、特別申告貨物が削入を ( ) は、特別申告貨物が ( ) は、 ( ) は ) は、 ( ) は ) は ) は ( ) は ) は ( ) は ) は ( ) は ) は ( ) は ) は ( ) は ) は ( ) は ) は ( ) は ) は ( ) は ) は ( ) は ) は ( ) は ) は ( ) は ) は ( ) は ) は ( ) は ) は ( ) は )

> 令で定める場合を除き、また同様とする。 る。) でなければ、輸入を許可しない。外国貨 同法別表の税率による関税が納付された後とす 場合においては、当該担保が提供され、かつ、 以外の担保物の公売の代金をもつて関税に充て 規定により担保として提供された金銭又は金銭 付受託者が当該委託を受けた後とし、第十条第 より関税の納付を委託する場合においては、納 項(納付受託者に対する納付の委託)の規定に 税を除く。)が納付された後(第九条の五第一 算税に係る部分に限る。)(重加算税)の重加算 代えて課される重加算税を除く。)の納付につ 係る過少申告加算税及び当該過少申告加算税に 物に係る内国消費税及び地方消費税(これらに 売関税)の規定により担保の提供を命ぜられた 第八条第九項第二号若しくは第十八項(不当廉 る場合においては、その手続が完了した後と いても、その納期限が延長される場合その他政 し、関税定率法第七条第十項(相殺関税)又は 一項(担保を提供した場合の充当又は徴収)の

(輸入の許可前における貨物の引取り) (輸入の許可前における貨物の引取り) 第七十三条 外国貨物 (特例申告貨物を除く。) に相当する担 重加算税に相当する額を除く。) (重加算税) の重加算税に係る部分に限る。) (重加算税) の重加算税に係る部分に限る。) (重加算税) の重加算税に係る部分に限る。) (電力算税 (制力の許可前における貨物の引取り)

- 関長は、前項の承認をしてはならない。 条の規定による場合を除く。)においては、税金 輸入の許可を与えることができない場合(前
- における税関長の権限)を除くほか、内国貨物(税関職員の権限)及び第百六条(特別の場合(税関職員の権限)及び第百六条(特別の場合時期)、第五条(適用法令)、前条、第百五条の適用については、第四条(課税物件の確定のの適用については、第四条(課税物件の確定の第一項の承認を受けた外国貨物は、この法律

(輸出を許可された貨物とみなすもの)

まで、 第七十三条の二 第七十六条第五項(郵便物の輸 第七十三条の二 第七十六条第五項(郵便物の輸

(輸入を許可された貨物とみなすもの)

 **交付された郵便物(政令で定めるものを除く。) 第七十四条** 外国貨物で、日本郵便株式会社から れた貨物とみなす。 は、この法律の適用については、輸入を許可さ の他これらに類するもので政令で定めるもの より売却され、若しくは国庫に帰属したものそ 等取締法(昭和三十三年法律第六号)の規定に しくは国庫に帰属したもの又は銃砲刀剣類所持 法の規定により売却され、没収が執行され、若分等)の規定により納付されたもの、刑事訴訟 たもの、第百四十六条第一項(税関長の通告処 置物件等の還付等)の規定により国庫に帰属し され、若しくは随意契約により売却されて買受 くは第百三十三条第二項の規定により公売に付 の処置)において準用する場合を含む。)若し の準用)及び第百三十三条第三項(領置物件等 は売却等)(第八十八条(収容についての規定四条第一項から第三項まで(収容貨物の公売又 てはならない貨物)若しくは第百十八条第一項 ない貨物)、第六十九条の十一第二項(輸入し もの、第六十九条の二第二項(輸出してはなら の関税の徴収)の規定により関税が徴収された 期間満了後保税展示場にある外国貨物について 付された信書、第六十二条の六第一項(許可の 場合に該当して信書便物の送達を行う者から交 法律第三条各号(郵便法の適用除外)に掲げる 若しくは民間事業者による信書の送達に関する (没収) の規定により没収されたもの、第八十 人が買い受けたもの、第百三十四条第三項(領

第七十五条 本邦から外国に向けて行う外国貨物 出してはならない貨物に係る意見を聴くことの 意見の求め・輸出差止申立てに係る供託等・輸 手続等・輸出差止申立てにおける専門委員 定手続・輸出してはならない貨物に係る申立て らない貨物・輸出してはならない貨物に係る認 る権限の委任・貨物の検査場所・輸出してはな 輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査に係 十八条から第六十九条の十まで(輸出申告又は 及び第三号を除く。)(輸出申告の特例)、第六 入申告の手続)、第六十七条の三第一項(後段 十七条の二第一項及び第二項(輸出申告又は輸 は、第六十七条(輸出又は輸入の許可)、第六 項第一号において同じ。) を除く。) の積戻しに 条の四第一項及び第二項並びに第百十一条第一 可を受けなければならないものを除く。第百八 十八条第一項(輸出の許可等)の規定による許 易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四 (仮に陸揚げされた貨物 (外国為替及び外国貿 第七節 外国貨物の積戻し <u>へ</u>の

> 専門委員への意見の求め・輸出してはならない ものを除く。)」と読み替えるものとする。 が当該他の法令の定めるところにより積み戻す より積み戻すことができることとされている者 「物品」とあるのは「物品(他の法令の規定に たものを除く。)」と、同項第三号及び第四号中 条の十一第二項の規定により積戻しを命じられ 第一項中「貨物」とあるのは「貨物(第六十九 準用する。この場合において、第六十九条の二 等)並びに第七十条(証明又は確認)の規定を 貨物に係る認定手続を取りやめることの求め 出してはならない貨物に係る認定手続における 続における農林水産大臣等への意見の求め・輸 求め等・輸出してはならない貨物に係る認定手

### (郵便物の輸出入の簡易手続) 第八節 郵便物等に関する特則

|第七十六条 郵便物(その価格(輸入されるもの 告の特例・輸出申告又は輸入申告に際しての提 許可の取消し・特例輸出貨物の亡失等の届出・ 並びに第百十一条第一項第一号において同じ。) いものを除く。第百八条の四第一項及び第二項 可等)の規定による許可を受けなければならな 第二百二十八号)第四十八条第一項(輸出の許 可・輸入の許可前における貨物の引取り)の規 検査場所)及び第七十条から第七十三条まで 出書類・貨物の検査に係る権限の委任・貨物の なくなつた旨の届出・認定の失効・認定の取消 善措置・認定製造者の認定を受けている必要が 規定の準用・製造者の認定・規則等に関する改 の失効・承認の取消し・許可の承継についての 適用を受ける必要がなくなつた旨の届出・承認 出者に係る帳簿の備付け等・輸出申告の特例の 承認の要件・規則等に関する改善措置・特定輸 又は輸入申告の手続・輸出申告の特例・輸出の おいて同じ。) については、第六十七条から第 令で定める場合に係るものを除く。以下この の政令で定めるものを除く。)及び第三項の政 万円を超えるもの(寄贈物品であるものその他 については、課税標準となるべき価格)が二十 を除く」とあるのは、 (外国為替及び外国貿易法 定は適用せず、前条中「仮に陸揚げされた貨物 ている貨物の輸入・関税等の納付と輸入の許 (証明又は確認・原産地を偽つた表示等がされ し・許可の承継についての規定の準用・輸入申 六十九条まで(輸出又は輸入の許可・輸出申告 項、第九十四条及び第百十四条の二第十四号に 「外国為替及び外国貿易 (昭和二十四年法律 3 4

る。 えて、同条の規定を適用する。ただし、税関長 八条第一項(輸出の許可等)の規定による許可法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十 より、税関職員に必要な検査をさせるものとす 信書以外の物について、政令で定めるところに は、輸出され、又は輸入される郵便物中にある を受けなければならないものに限る」と読み替

- 2 税関職員は、前項ただし書の検査をするに際 しては、信書の秘密を侵してはならない。
- 3 日本郵便株式会社は、輸出され、又は輸入さ は、「第七十六条第一項ただし書の検査その他申告又は輸入申告に係る税関の審査」とあるの七条(輸出又は輸入の許可)の検査その他輸出 輸入申告」とあり、又は同条第二項中「第六十 く。)を受け取つたときは、当該郵便物を輸出 れる郵便物(信書のみを内容とするものを除 の場合において、同条第一項中「輸出申告又は より検査を受ける郵便物について準用する。こ 郵便物を税関長に提示しなければならない。 た場合その他の政令で定める場合を除き、当該 つき第六十七条の申告を行う旨の申し出があつし、又は輸入しようとする者から当該郵便物に 第七十条の規定は、第一項ただし書の規定に 3
- 5 とき又は当該検査の必要がないと認めるとき る。 ばならない。 は、日本郵便株式会社にその旨を通知しなけれ 税関長は、第一項ただし書の検査が終了した

名宛人に交付しない。」と読み替えるものとす

本郵便株式会社は、その郵便物を発送し、又は

「輸出又は輸入を許可しない。」とあるのは「日郵便物に係る税関の審査」と、同条第三項中

- (交付前郵便物に係る関税の徴収)
- 第七十六条の二 前条第五項の規定による通知に 又は滅却されたときは、日本郵便株式会社か けて滅却された場合は、この限りでない。 亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受 前郵便物が災害その他やむを得ない事情により ら、直ちにその関税を徴収する。ただし、交付 おいて「交付前郵便物」という。)が亡失し、 係る郵便物(輸入されるものに限る。)であつ て名宛人に交付される前のもの(以下この条に
- 納付義務等)の規定は、前項ただし書の承認に2 第四十五条第二項(許可を受けた者の関税の ついて準用する。
- 株式会社は、政令で定めるところにより、直ち にその旨を税関長に届け出なければならない。 交付前郵便物が亡失した場合には、日本郵便

(郵便物の関税の納付等)

- 第七十七条 関税を納付すべき物を内容とする郵 物の名宛人に通知しなければならない。 書面により、日本郵便株式会社を経て当該郵便 当該郵便物に係る関税の課税標準及び税額を、 八条において同じ。)があるときは、税関長は、 以下この条から第七十七条の三まで及び第七十 便物(賦課課税方式が適用されるものに限る。
- 2 る前に、同項の書面を名宛人に送達しなけれ ならない。 日本郵便株式会社は、前項の郵便物を交付す
- りでない。 提示して当該郵便物を受け取るときは、この限 郵便物を受け取ろうとする者が、当該郵便物に 会社に委託しなければならない。ただし、 項の規定によりその関税の納付を日本郵便株式 た税額に相当する関税を納付し、又は次条第一 郵便物を受け取る前に、同項の書面に記載され け、その承認に係る書類を日本郵便株式会社に つき第六十三条第一項(保税運送)の承認を受 前項の郵便物を受け取ろうとする者は、 当該
- るところにより、証券で納付することを妨げ 証券をもつてする歳入納付に関する法律の定め を含む。)に納付しなければならない。ただし、 は、その税額に相当する金銭に納付書を添え て、これを日本銀行(国税の収納を行う代理店 前項の規定により関税を納付しようとする者
- 5 知書とみなす。 八条第四項(賦課決定)に規定する賦課決定通 合には、当該郵便物に係る第一項の書面は、第 り当該郵便物に係る関税を納付し、又は次条第 する額の金銭を日本郵便株式会社に交付した場 一項の規定により当該郵便物に係る関税に相当 第一項の郵便物の名宛人が第三項の規定によ
- 知)の規定による納税の告知をしなければなら 第八条第一項(賦課決定)の規定による決定を ことができることとなつたときは、遅滞なく、 税関長は、当該課税標準及び税額の決定をする を受け取ることができる。この場合において、 び税額についての決定がされる前に当該郵便物 場合には、当該郵便物に係る関税の課税標準及 ところによりあらかじめ税関長の承認を受けた するとともに、第九条の三第一項(納税の告 第一項の郵便物の名あて人は、政令で定める

- 担保を提供させることができる。 必要があると認めるときは、関税額に相当する7.税関長は、前項の承認をする場合において、

第七十七条の二 郵便物に係る関税を納付しよう(郵便物に係る関税の納付委託)

ものとみなして、第十二条(延滞税)の規定をものとみなして、第十二条(延滞税)の規定をは、当該交付した日に当該関税の納付があつたけを委託することができる。 郵便物に係る関税を納付しようとする者が、付を委託することができる。 は、当該交付した日に当該関税で納付しようとする者が、額に相当する金銭に同条第四項の納付書を添えて、これを日本郵便株式会社に交付し、その納付を委託することができる。

31、300mm 日本部更未代記は、前を(日本郵便株式会社による関税の納付等)

- 日本郵便株式会社は、前条第一項の規定により、日本郵便株式会社は、前条第一項の規定により、基本の関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定める 2 を税関長に報告しなければならない。
- によりその関税を日本郵便株式会社から徴収すは、税関長は、国税の保証人に関する徴収の例は、税関長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその関税を日本郵便株式会社が第一項の関税を同項に規
- がある場合でなければ、その残余の額についての規定による処分をしてもなお徴収すべき残余ものとされる国税通則法第四十条(滞納処分)式会社に対して前項の規定によりその例による式会社が納付すべき関税については、日本郵便株会社が納付すべき関税については、日本郵便株式

5 税関長は、第二項の規定による報告があつたした者から徴収することができない。当該関税に係る前条第一項の規定による委託を

できる。ができる。ができる。ができる。ができる。ができる。ができる。ができる。への規模において必要があると認めるときは、日本 は場合において必要があると認めるときは、日本 は場合において必要があると認めるときは、日本 は場合において必要があると思めるときは、日本 はります。

(帳簿の備付け)

第七十七条の四 日本郵便株式会社は、政令で定記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿を保を受けた関税の納付に関する事務に係る事項を配載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿を保記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿を保るところにより、第七十七条の二第一項(郵存しなければならない。

(違法行為等の是正)

第七十七条の五 税関長は、日本郵便株式会社による関税の納付等)若しくは前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、日本郵便株式会社に対し、当該行為の是正は、日本郵便株式会社に対し、日本郵便株式会社ががあると。

1 日本郵便株式会社は、前項の規定による税関との求めがあつたときは、遅滞なく当該行為の長の求めがあつたときは、遅滞なく当該行為の長の求めがあつたときは、遅滞なく当該行為の長の求めがあつたときは、前項の規定による税関

(原産地を偽つた表示等がされている郵便物) (原産地を偽つた表示又は誤認を生じさせる表示がされているときは、税関長は、その旨を日本郵便株式いるときは、税関長は、その旨を日本郵便株式いるときは、税関長は、その旨を出ている郵便物)

2 日本郵便株式会社は、前項の通知を受けたと2 日本郵便株式会社は、その郵便物を3 名宛人が第一項の表示を消し、又は訂正しないときは、名宛人に、その選択により、同項の表示を消させ、又は訂正させなければならない。

2

前項の認定を受けようとする者は、その住所

> れなければならない。 重知された際)に入れられていた保税地域に入 項(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定により とみなされる場合にあつては、第七十六条第五 とみなされる場合にあつては、第七十六条第五

取り消さなければならない。 合において、同項の郵便物の輸出の許可を 合において、同項の郵便物が同項の保税地域に 2 税関長は、前項の規定による通知を受けた場

旨を通知しなければならない。 り消したときは、第一項の差出人に対し、その 税関長は、前項の規定により輸出の許可を取

4 前三項の規定は、輸入の許可を受けた郵便物であつて当該郵便物の名あて人に交付されていないものについて準用する。この場合においもの)の規定により当該輸出の許可を受けた際(第七十三条の二(輸出を許可された貨物とみなすもの)の規定により当該許可を受けた際(第年物の輸出入の簡易手続)の規定により通知された際)」とあるのは「当該輸入の許可を受けた際」と、前項中「第一項の差出人」とあっとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(信書等に係る郵便物についての規定の準用) (信書等に係る郵便物について、同条第二項の規定はこの法ない信書について、同条第二項の規定はこの法律の規定に基づき信書便物の検査をする場合に 第七十六条第一項本文 (郵便物第七十八条の三 第七十六条第一項本文 (郵便物第七十八条の三 第七十六条第一項本文 (郵便物

第六章の二 認定通関業者

(通関業者の認定)

旨の税関長の認定を受けることができる。 確実に遂行することができるものと認められる確実に遂行することができるものと認められる第七十九条 通関業者は、申請により、通関業務

該当しないこと。 認定を受けようとする者が次のいずれにも

の規定により第一項の認定を取り消された|イ 第七十九条の五第一項(認定の取消し)|

と。 という といない者であること。

- であること。 (通関業の許可) の許可について、その許可を受けた日から三年を経過していない者可を受けた日から三年を経過していない者の許可) の許可について、その許正 現に受けている通関業法第三条第一項

- はいることですようとする者が、前日をが輸入といること。 は及び輸入に関する業務を財務省令で定める 出及び輸入に関する業務を財務省令で定める とていること。
- 三 認定を受けようとする者が、輸出及び輸入に関する業務について、その者(その者がといる事項として財務省令で定める事項を規定した事項として財務省令で定める事項を規定した事項として財務省令で定める事項を見る業務について、その者(その者が法事項として財務省令で定める事項を規定を受けようとする者が、輸出及び輸入

にその旨を公告しなければならない。 4 税関長は、第一項の認定をしたときは、直ち

(規則等に関する改善措置) 適用に関し必要な事項は、政令で定める。 第二項の申請書の提出その他前各項の規定の

第七十九条の二 税関長は、前条第一項の認定を第七十九条の二 税関長は、前条第一項の認定を求めることはは、同条第三項第三号に規定する規則があるときは、同条第三項第三号に規定する規則があるときは、同条第三項第三号に規定する規則があるときは、同条第三項第三号に規定する規則があるときは、同条第三項第三号に規定する規則を新たに定めることを求めるととができる。

なつた旨の届出) (認定通関業者の認定を受けている必要がなく

要がなくなつたときは、政令で定めるところに一項(通関業者の認定)の認定を受けている必第七十九条の三 認定通関業者は、第七十九条第

出ることができる より、その旨を同項の認定をした税関長に届け

第七十九条の四 るに至つたときは、その効力を失う。 認定)の認定は、次の各号のいずれかに該当す 第七十九条第一項 (通関業者の

る期間内にされなかつたとき、又は同項の承 条の六(許可の承継についての規定の準用) 認をしない旨の処分があつたとき。 可の承継)の規定による申請が同項に規定す において準用する第四十八条の二第二項(許 認定通関業者が死亡した場合で、第七十九 前条の規定による届出があつたとき。

定により通関業の許可が消滅したとき。 通関業法第十条第一項(許可の消滅)の規

の規定により通関業の許可が取り消されたと 通関業法第十一条第一項(許可の取消し)

Ξ

Ŧi. 税関長が認定を取り消したとき

3 2 税関長は、直ちにその旨を公告しなければなら 第七十九条第一項の認定が失効したときは、

ては、当該認定を受けていた者又はその相続人て同じ。)があるときは、当該通関手続につい輸出申告に係るものに限る。以下この項におい委託輸入者に係るものに限る。)又は特定委託 受けているものとみなす。 により設立された法人)が引き続き当該認定を 場合においては、合併後存続する法人又は合併 (認定を受けていた法人が合併により消滅した いて、現に進行中の通関手続(特例申告(特例 第七十九条第一項の認定が失効した場合にお

七十九条第一項(通関業者の認定)の認定を取各号のいずれかに該当するに至つたときは、第第七十九条の五 税関長は、認定通関業者が次の り消すことができる。 (認定の取消し)

当することとなつたとき又は同項第二号に適第七十九条第三項第一号ハからホまでに該 合しないこととなったとき。

置)の規定による税関長の求めに応じなかつ 第七十九条の二 (規則等に関する改善措

同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で前項の規定による認定の取消しの手続その他

(許可の承継についての規定の準用)

第七十九条の六 第四十八条の二 (許可の承継) 認定通関業者について準用する。 七

の場合において、必要な技術的読替えは、 政令

#### 第七章 収容及び留置

(貨物の収容)

第八十条 税関長は、保税地域の利用についてそ この場合においては、国は、故意又は過失によ り損害を与えた場合を除くほか、その危険を負 め、次に掲げる貨物を収容することができる。 の障害を除き、又は関税の徴収を確保するた

規定する期間を経過したもの の二(外国貨物を置くことができる期間)に 保税地域に入れた日から一月を経過したもの 保税蔵置場にある外国貨物で、第四十三条 指定保税地域にある外国貨物で、当該指定

する期間を経過したもの (外国貨物を置くことができる期間) に規定 保税工場にある外国貨物で、第五十七条

三の二 総合保税地域にある外国貨物で、第六 間)に規定する期間を経過したもの 十二条の九(外国貨物を置くことができる期

三の三 保税蔵置場、保税工場又は総合保税地 の規定に規定する期間を経過したもの の規定による承認を受けることなく、これら 四において準用する場合を含む。) 又は第六 域にある外国貨物で、第四十三条の三第一項 十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認) (外国貨物を置くことの承認) (第六十一条の 3

の規定により税関長が指定する期間を経過し とみなされた場所にある外国貨物で、これら 保税工場、保税展示場若しくは総合保税地域 の規定により指定保税地域又は保税蔵置場、 貨物) 又は第四十七条第三項(許可の失効) たもの 十二条の十五において準用する場合を含む。) (第六十一条の四、第六十二条の七及び第六 第四十一条(指定の取消し後における外国

五. れた場所にある外国貨物で、同号の規定によ所の制限)の規定により許可を受け、指定さ り指定された期間を経過したもの 第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場

(収容課金)

れたもので、同号の規定により税関長が指定 定により当該保税地域から出すことを命ぜら 号(特別の場合における税関長の権限)の規 した期間を経過したもの 保税地域にある貨物のうち、第百六条第一

よる承認を受け、その際置かれていた場所に 第八十三条第一項(収容の解除)の規定に

2 物であるとき、腐敗し、若しくは変質したと 前項各号に掲げる貨物が生活力を有する動植 認を受けたものを除く。) (輸入の許可前における貨物の引取り)の承輸入の許可)の許可又は第七十三条第一項 管された外国貨物で、第六十七条(輸出又は

3 この場合において、前項の規定による期間の短 に掲げる期間は、短縮することができる。 の外国貨物を害する虞があるときは、同項各号 き、腐敗若しくは変質の虞があるとき、又は他 税関長は、第一項又は前項の規定により貨物

知れている所有者、管理者その他の利害関係者縮があるときは、税関長は、収容された貨物の り、直ちにその旨を公告しなければならない。 にその旨を通知しなければならない。 を収容したときは、政令で定めるところによ (収容の方法)

第八十条の二 収容は、税関が貨物を占有して行 うものとする。

の法令の規定にかかわらず、その貨物を税関に2 収容される貨物の質権者又は留置権者は、他 引き渡さなければならない。

らかにしなければならない。 この場合においては、税関は、封印その他の方 諾を得て、その者に保管させることができる。 難又は不適当であると認められる貨物について 管する。ただし、その場所に保管することが困 法でその貨物が収容されたものであることを明 は、その貨物が置かれている場所の管理者の承 収容された貨物は、税関が管理する場所に保 5

第八十一条 収容の効力は、収容された貨物から 生ずる天然の果実に及ぶものとする。

6

(収容の効力)

2 その執行を妨げられない。 収容は、裁判上の仮差押又は仮処分によつて

第八十二条 収容された貨物については、 政令で定める額の収容課金を課する。 種類、容積又は重量及び収容期間を基準として (収容の解除) 貨物の

|第八十三条 収容された貨物についてその解除を り、収容に要した費用及び収容課金を税関に納 受けようとする者は、政令で定めるところによ 付して税関長の承認を受けなければならない

間中に行政機関の休日がある場合において ある貨物で、その承認の日から三日(その期 は、その行政機関の休日を除く。)を経過し 2 ると認められるときは、前項の承認をしなけ ばならない。 税関長は、収容された貨物の引取が確実であ

(収容貨物の公売又は売却等)

たもの(次条第三項ただし書の規定により保

第八十四条 収容された貨物が最初に収容された る。この場合において、公売に付される貨物に 告した後当該貨物を公売に付することができ は、税関長は、政令で定めるところにより、公 日から四月を経過してなお収容されているとき を準用する。 は、第八十条第三項後段 ついて次項の規定による期間の短縮があるとき (貨物の収容) の規定

2 縮することができる。 物を害する虞があるときは、前項の期間は、 若しくは変質の虞があるとき、又は他の外国貨 るとき、腐敗し、若しくは変質したとき、腐敗 収容された貨物が生活力を有する動植物であ 短

3 却することができる。 定めるところにより、これを随意契約により とができないものであるとき、又は公売に付さ れた場合において買受人がないときは、政令で 税関長は、収容された貨物が公売に付するこ

第七十一条第一項(原産地を偽つた表示等がさ る表示を消さなければならない。 原産地について偽つた表示又は誤認を生じさせ 契約により売却する場合においては、税関は、 れている貨物)の貨物を公売に付し、又は随意 第一項若しくは第二項又は前項の規定により

由により著しく価値が減少したもので買受人が あるもの又は腐敗、変質その他やむを得ない理 しくは財産を害する急迫した危険を生ずる虞が ないものを廃棄することができる。 税関長は、収容された貨物のうち人の生命若

項の規定による公売又は随意契約による売却に 分)の規定は、第一項若しくは第二項又は第三 ついて準用する。 第八十一条第二項(収容と仮差押又は仮

(公売代金等の充当及び供託)

第八十五条 前条第一項若しくは第二項又は第三 びその他の国税に、順次に充て、なお残金があ た費用、収容に要した費用、収容課金、関税及 金をもつて公売又は随意契約による売却に要し おいては、政令で定めるところにより、その代 約により売却した場合には、当該貨物に係る関 項の規定により貨物を公売に付し、又は随意契 税その他の国税を直ちに徴収する。この場合に

るときは、公売又は随意契約による売却の際にるときは、公売又は随意契約により売却した貨物について、その収容の際質権又は留置権を有していた者があるときは、同項の規定によりその残金を者があるときは、同項の規定によりでの金額をがある場合において、公売に付まし、又は随意契約により売却した貨物についた者があるときは、公売又は随意契約による売却の際にるときは、公売又は随意契約による売却の際にるときは、公売又は随意契約による売却の際に

(旅客等の携帯品の留置)で定めるところにより供託することができる。で定めるところにより供託することができる。前二項の規定により交付すべき金額は、政令

者に交付する。

(原産地を偽つた表示等がされている貨物の留関に納付しなければならない。 財に納付しなければならない。 がようとする者は、その留置に要した費用を税けようとする者は、その留置に要した費用を税

認められる場合に限り返還する。は訂正され、又は当該貨物が積みもどされると示又は誤認を生じさせる表示が消され、若しく定めるところにより、原産地について偽つた表定めるところにより留置された貨物は、政令で前項の規定により留置された貨物は、政令で

用する。 前条第二項の規定は、前項の返還について準

(収容についての規定の準用)

# 第七章の二 行政手続法との関係

第一項(国の機関等に対する処分等の適用除十八号)第三条第一項(適用除外)及び第四条第八十八条の二 行政手続法(平成五年法律第八年)

外)に定めるもののほか、この法律又は他の関外)に定めるもののほか、この法律又は他の関外)に定めるもののほか、この法律又は他の関外)に定めるもののほか、この法律又は他の関外)に定めるもののほか、この法律又は他の関外)に定めるもののほか、この法律又は他の関外)に定めるもののほか、この法律又は他の関外)に定めるもののほか、この法律又は他の関外)に定めるもののほか、この法律又は他の関外)に定めるもののほか、この法律又は他の関外)に定めるもののほか、この法律又は他の関

## (再調査の請求) 第八章 不服申立て

再調査の請求をすることができる。 の規定による税関長の処分に不服がある者は、第八十九条 この法律又は他の関税に関する法律

の税関長がした処分とみなす。 
鬼定の適用に関しては、当該職員の属する税関規定の適用に関しては、当該職員の属する税関職員の処分は、前項及び第九十一条の2 
この法律又は他の関税に関する法律の規定に

#### 第九十条 削除

(審議会等への諮問)

第九十一条 この法律又は他の関税に関する法律第九十一条 この法律又は他の関税に関する法という。)で政令で定めるものに諮問しなければなった。)で政令で定めるものに諮問しなければなう。)で政令で定めるものに諮問しなければなう。)で政令で定めるものに諮問しなければなう。)で政令で定めるものに諮問しなければなり、で政令で定めるものに諮問しなければない。

合を除く。) 審査請求人から、その諮問を希望しない旨 審査請求人から、当該諮問をしないこ から、当該諮問をしないこ から、当該諮問をしないこ 審査法第十三条第四項(参加人)に規定する 審査請求人から、その諮問を希望しない旨

請求に係る処分(法令に基づく申請を却下ついての審査請求の認容)の規定により審査三 行政不服審査法第四十六条第一項(処分に二 審査請求が不適法であり、却下する場合

四 行政不服審査法第四十六条第二項各号に定 でき旨を命じ、又は認容するものに限る。)べき旨を命じ、又は認容するものに限る。)をとることとする場合(当該申請の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述において出されている場合及び口頭意見陳述において、大会によって、

(審査請求と訴訟との関係)

まれ十三条 とができない。 まえは、当該処分又は通知についての審査請求 は、当該処分又は通知についての審査請求

る場合における滞納処分をいう。) 滞納処分(国税徴収の例により関税を徴収す関税の確定若しくは徴収に関する処分又は

まった 無当してはならない貨物)の規定による通知い貨物)又は第六十九条の十一第三項(輸入1 第六十九条の二第三項(輸出してはならな

(帳簿の備付け等)

第九十四条 申告納税方式が適用される貨物(特第九十四条 申告納税方式が適用される貨物(特別権力者の特例申告貨物を除く。)を業として有力で定めるところにより、当該貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿(以下「関税関係帳簿」という。)を備え付け、かつ、当該関税関係帳簿」という。)を備え付け、かつ、当該関税関係帳簿」という。)を保存しなけれて「関税関係書類」という。)を保存しなけれて「関税関係書類」という。)を保存しなければならない。ただし、第六十八条(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)の規定により、当該貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した書類については、この限りでな税関に提出した書類については、この限りでな税関に提出した書類については、この限りでなり、当時に対して、

その出国の際に携帯して輸出する貨物及び郵便2 前項の規定は、貨物(本邦から出国する者が

第九十四条の二 前条第一項の業として輸入する者又は同条第二項の業として輸出する者(以下「保存義務者」という。)は、関税関係帳簿に保いて、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省令で定めるところにより、当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代えることがで税関係帳簿の備付け及び保存に代えることがで税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 保存義務者は、関税関係書類の保存に代えるになり、当該関税関係書類に係る電磁的記録のにより、当該関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の全部又は一部2 保存義務者は、関税関係書類の全部又は一部

件を満たして当該電磁的記録を保存しなけれ を保存すべき期間その他の財務省令で定める要 該関税関係書類の保存が行われている場合を除 定めるところに従つて行われていないとき(当 とができる。この場合において、当該関税関係 存をもつて当該関税関係書類の保存に代えるこ 項を財務省令で定める装置により電磁的記録に 以下この項において同じ。)の全部又は一部に 関税関係書類(財務省令で定めるものを除く。 く。)は、当該保存義務者は、当該電磁的記録 書類に係る電磁的記録の保存が当該財務省令で より、当該関税関係書類に係る電磁的記録の保 記録する場合には、財務省令で定めるところに ならない。 ついて、当該関税関係書類に記載されている事 前項に規定するもののほか、保存義務者は、

フィルムによる保存等) (関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロ

第九十四条の三 保存義務者は、関税関係帳簿について、自己が最初の記録の備付け及び保存に代令で定めるところにより、当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録のよころにより、当該関税関係帳簿にもつて当該関税関係帳簿のいて、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省子は、関税関係帳簿に

て作成する場合には、財務省令で定めるところについて、自己が一貫して電子計算機を使用し2 保存義務者は、関税関係書類の全部又は一部

もつて当該関税関係書類の保存に代えることが 電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を により、当該関税関係書類に係る電磁的記録の

3 電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を に係る電磁的記録の保存に代えることができ もつて当該関税関係帳簿又は当該関税関係書類 帳簿又は当該関税関係書類に係る電磁的記録の 財務省令で定めるところにより、当該関税関係 該関税関係書類の全部若しくは一部について、 令で定める場合には、当該関税関係帳簿又は当 書類の保存に代えている保存義務者は、財務省 に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係 務者又は同条第二項の規定により関税関係書類 関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義 電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該関税 前条第一項の規定により関税関係帳簿に係る 2

第九十四条の四 関税関係帳簿及び関税関係書類 的記録による保存)及び第四条(電磁的記録に よる作成)の規定は、適用しない。 における情報通信の技術の利用に関する法律 については、民間事業者等が行う書面の保存等 報通信の技術の利用に関する法律の適用除外) (平成十六年法律第百四十九号) 第三条 (電磁 (民間事業者等が行う書面の保存等における情

第九十四条の五 保存義務者は、電子取引(取引 る契約書、仕入書、包装明細書、価格表、製造 情報(貨物の取引に関して受領し、又は交付す は、この限りでない。 計算機出力マイクロフィルムを保存する場合 録を出力することにより作成した書面又は電子 財務省令で定めるところにより、当該電磁的記 磁的記録を保存しなければならない。ただし、 ころにより、当該電子取引の取引情報に係る電 う。)を行つた場合には、財務省令で定めると 記載される事項をいう。以下この項において同 ついての書類その他これらに準ずる書類に通常 者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引に (電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存) の授受を電磁的方式により行う取引をい 3 2

(関税に関する法律の規定の適用)

第九十四条の六 第九十四条の二第一項、第二項 的記録による保存等)又は第九十四条の三各項 フィルムによる保存等)のいずれかに規定する 若しくは第三項前段(関税関係帳簿書類の電磁 (関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロ

関する法律の規定の適用については、当該電磁 財務省令で定めるところに従つて備付け及び保 みなす 的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィル れている関税関係書類に係る電磁的記録又は電 ムを当該関税関係帳簿又は当該関税関係書類と 子計算機出力マイクロフィルムに対する関税に 存が行われている関税関係帳簿又は保存が行わ

関係書類以外の書類とみなす。 律の規定の適用については、当該電磁的記録又 出力マイクロフィルムに対する関税に関する法 は当該電子計算機出力マイクロフィルムを関税 つて保存されている電磁的記録又は電子計算機 前条に規定する財務省令で定めるところに従

(税関事務管理人)

第九十五条 個人である申告者等 (税関関係手続 を行うべき者をいう。以下この条において同 となる場合又は本邦に本店若しくは主たる事務 所を除く。)を有せず、若しくは有しないこと のうちから税関事務管理人を定めなければなら 税関関係手続等の処理につき便宜を有するもの せるため、本邦に住所又は居所(法人にあつて きは、その者は、当該税関関係手続等を処理さ 係手続等」という。) を処理する必要があると れに関する事項(以下この条において「税関関 こととなる場合において、税関関係手続及びこ 事務所及び事業所を有せず、若しくは有しない 所を有しない法人である申告者等が本邦にその じ。)が本邦に住所及び居所(事務所及び事業 は、本店又は主たる事務所)を有する者で当該

係る税関長に当該税関事務管理人の住所又は居 り、当該税関事務管理人に係る税関関係手続に を届け出なければならない。その税関事務管理 所在地)及び氏名又は名称その他の必要な事項 所(法人にあつては、本店又は主たる事務所の 人を定めたときは、政令で定めるところによ 人を解任したときも、また同様とする。 申告者等は、前項の規定により税関事務管理 6

ち税関事務管理人に処理させる必要があると認 う。)<br />
を明示して、六十日を超えない範囲内に 項から第六項までにおいて「特定事項」とい められるものとして財務省令で定めるもの(次 は、当該申告者等に対し、税関関係手続等のう 項の規定による税関事務管理人の届出をしなか つたときは、同項の税関関係手続に係る税関長 第一項の場合において、同項の申告者等が前

> 4 かつたときは、同項の税関関係手続に係る税関 二項の規定による税関事務管理人の届出をしな 出をすべきことを書面で求めることができる。 の税関事務管理人となることを書面で求めるこ の処理につき便宜を有するもの(次項において 本店又は主たる事務所)を有する者で特定事項 長は、本邦に住所又は居所(法人にあつては、 までに、前項の規定による税関事務管理人の届 定する日(第五項において「指定日」という。) おいてその準備に通常要する日数を勘案して指 「国内便宜者」という。) に対し、当該申告者等 第一項の場合において、同項の申告者等が第

5 事務管理人の届出をしなかつたときは、前項の う。)が指定日までに第二項の規定による税関 とができる。 おいて「特定税関事務管理人」という。)とし 処理させる税関事務管理人(次項及び第七項に 国内便宜者のうち次に掲げる者を、特定事項を 規定により税関事務管理人となることを求めた の項及び第七項において「特定申告者等」とい て指定することができる。 第三項の税関長は、同項の申告者等(以下こ

等に係る税関関係手続等若しくは貨物につい な関係を有する者 て当該特定申告者等との間の契約により密接 算の基礎となるべき事実又は当該特定申告者 当該特定申告者等に係る関税の税額等の計

引を当該特定申告者等が継続的に又は反復し トワークを使用して行われる取引その他の取 て行う場を提供する事業者

株式の総数の五十パーセント以上の社外株式者が他方の者の事業に係る議決権を伴う社外 を直接又は間接に所有し、管理し、又は所持 ある者 する関係その他の政令で定める特殊の関係の 当該特定申告者等との間にいずれか一方の

7 管理人であつた者及び特定申告者等に対し、書ときは、特定税関事務管理人又は特定税関事務 事務管理人の指定を解除するものとする。 税関事務管理人に特定事項を処理させる必要が事務管理人を指定した場合において、当該特定 管理人であつた者及び特定申告者等に対し、 定により特定税関事務管理人の指定を解除した 税関事務管理人を指定したとき、又は前項の規 なくなつたときは、同項の規定による特定税関 前二項の税関長は、第五項の規定により特定 前項の税関長は、同項の規定により特定税関

場合には、当該税関長にこれらの帳簿及び書類 関税関係書類、特定輸出関税関係帳簿及び特定 されている特例輸入関税関係帳簿及び特例輸入 場合を含む。)の規定により保存すべきことと 等)、第六十七条の八第一項(特定輸出者に係 条の九第一項(特例輸入者に係る帳簿の備付け は、当該税関関係手続等に係る申告者等が第七 係書類について、税関長から提示を求められた 輸出関税関係書類又は関税関係帳簿及び関税関 簿の備付け等)(同条第二項において準用する る帳簿の備付け等)又は第九十四条第一項(帳 税関関係手続等を処理した税関事務管理

9 ばならない。 して、その提示のため必要な便宜を与えなけ て、当該申告者等は、当該税関事務管理人に対

二 インターネットその他の高度情報通信ネッ

を提示しなければならない。この場合にお

者がその入国又は出国の際に行うものその他 手続(本邦に入国する者又は本邦から出国する 率法その他の関税に関する法律の規定に基づく 続」とは、輸入申告その他この法律又は関税定 (開港及び税関空港の港域) 令で定めるものを除く。) をいう。 第一項から第四項までにおいて「税関関係手

第九十六条 開港の港域は、政令で定めるものを 号)に基づく港の区域により、税関空港の港域除く外、港則法(昭和二十三年法律第百七十四 は、政令で定めるところによる。

(警察官等の通報)

第九十七条 警察官は、第二十条第二項(不開港 ればならない。 第二十三条第二項ただし書(船用品又は機用品 したときは、直ちにその旨を税関に通報しなけ の積込み等)又は第六十四条第一項ただし書 への出入)、第二十一条(外国貨物の仮陸揚)、 (難破貨物等の運送) の規定による届出を受理

その旨を税関に通知しなければならない。 員が物件を処分する場合において、その処分す 所持等取締法の規定により返還し、売却し、 第九十五号)の規定により公売し、売却を認可 る物件中に外国貨物があるときは、あらかじめ は引き取らせる場合その他税関職員以外の公務 所持等取締法の規定により返還し、売却し、又(平成十八年法律第七十三号) 又は銃砲刀剣類 し、又は引き渡す場合、警察署長が、遺失物法 市町村長が、水難救護法(明治三十二年法律

3 三十四条第六項 (犯罪貨物等についての関税の徴収) 又は第 前項の場合においては、第百十八条第五 (領置物件等の換価代金から

面によりその旨を通知する。

る者を除く。)から当該貨物に係る関税を直ち 処分により外国貨物を取得する者(政令で定め 徴収)の規定の適用がある場合のほか、前項の

続は、なかつたものとみなす。 のための手続がされているときは、これらの手 当該外国貨物につき既に第七条の十六第二項 て徴収するものとする。この場合においては、 当該外国貨物に係る関税は、同項の規定によつ の処分をする者によつて占有された時以後は、 であつたときにおいても、当該外国貨物が同項 入されたことにより既に関税を納付すべきもの (決定) の規定による決定その他の関税の確定 前項の場合においては、同項の外国貨物が輸

(開庁時間外の事務の執行の求め)

いて、税関の事務のうち政令で定めるものの執第九十八条 税関官署の開庁時間以外の時間にお 税関長に届け出なければならない。 行を求めようとする者は、あらかじめその旨を 前項の場合において、税関長は、税関の事務 2

出に係る事務を執行するものとする。

(承認又は許可の基準)

の執行上支障がないと認めるときは、同項の届

第九十九条 第五十九条第二項 (内国貨物の使用 等)(第六十二条の十五において準用する場合 ないと認められるときは、 許可は、この法律の実施を確保する上に支障が (第三十六条において準用する場合を含む。) の 十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制 第二十条第一項(不開港への出入)、第二十四 は第十六条第三項ただし書(貨物の積卸し)、 第六十六条第一項 六十四条第一項(難破貨物等の運送)若しくは を含む。)、第六十三条第一項(保税運送)、第 (船舶又は航空機と陸地との交通等)、第三 若しくは第三十二条(見本の一時持出) (内国貨物の運送) の承認又 しなければならな 4 3

第百条 次の各号に掲げる許可を受ける者は、当 額の手数料を、政令で定めるところにより、 関に納付しなければならない。 該各号に定める事項を基準として政令で定める 税

7 外国貿易船の純トン数又は外国貿易機の第二十条第一項(不開港への出入)の許

第五十六条第一項 第四十二条第一項 (保税蔵置場の許可)、 (保税工場の許可)、第六

> 地域において行う税関の事務の種類 蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税 税工場、保税展示場又は総合保税地域の種 可)の許可 当該許可に係る保税蔵置場、保 第六十二条の八第一項(総合保税地域の許 十二条の二第一項(保税展示場の許可)又は 延べ面積及び許可の期間並びに当該保税

(手数料の軽減又は免除) 許可 当該許可に係る検査に要する時間 七十五条において準用する場合を含む。) 第六十九条第二項(貨物の検査場所)

第百一条 の規定により納付すべき手数料を免除すること出たときは、政令で定めるところにより、前条 を図り、又は貿易の振興若しくは国際的な文化7百一条 税関長は、指定保税地域の利用の増加 場合を含む。)の規定により業務の休止を届け 条の七及び第六十二条の十五において準用する の交流に資するため特に必要があると認めると ができる。 又は廃業の届出)(第六十一条の四、第六十二 一項、第六十二条の二第一項又は第六十二条の税関長は、第四十二条第一項、第五十六条第 手数料を軽減し、又は免除することができる。 許可を受けた者が前条の規定により納付すべき 又は第六十二条の八第一項(総合保税地域)の 税工場)、第六十二条の二第一項(保税展示場) 第一項(保税蔵置場)、第五十六条第一項(保 八第一項の許可を受けた者が第四十六条(休業 きは、政令で定めるところにより、第四十二条

令で定めるところにより、その四回目以後の入に一年を通じて四回以上入港する場合には、政税関長は、同一の外国貿易船が同一の不開港 減し、又は免除することができる。 港に係る前条第一号に掲げる許可の手数料を軽

する。 前項の期間は、一月一日を起算日として計算

(証明書類の交付及び統計の閲覧等)

第百二条 税関は、政令で定めるところにより、 次に掲げる事項についての統計を作成し、その る者があるときは、これを交付するとともに、 の閲覧に供しなければならない。 閲覧を希望する者があるときは、これをその者 税関の事務についての証明書類の交付を請求す された貨物 輸出され、若しくは積み戻され、 又は輸入

入港し、又は出港した外国貿易船等

三 についての事項で政令で定めるもの 前二号に掲げるものを除くほか、外国貿易

3 2 ない。 として定められる手数料を納付しなければなら で定めるところにより、証明書類の枚数を基準 前項の証明書類の交付を請求する者は、政令 3

(第 の 4 ならない。

5 求する者について準用する。この場合におい 第二項の規定は、磁気テープ等への記録を請 て、同項中「証明書類の枚数」とあるのは、 「磁気テープ等の数」と読み替えるものとする。

4

証明書類又は当該行政処分についての証明

傷したことにより当該被害を受けた者にお 害等において紛失し、焼失し、又は著しく損 害等が生ずる前に交付を受けたものを当該災 書類で災害等により被害を受けた者が当該災

て必要となつた当該証明書類と同一の内容

第百二条の二 税関長は、次に掲げる貨物に係る 五条において準用する場合を含む。次項におい 第六十九条第二項(貨物の検査場所)(第七十 るところにより、当該手数料の額に相当する金 ては、必要があると認めるときは、政令で定め (手数料)の規定により納付した手数料につい て同じ。)の許可を受けた者が第百条第三号

れた給与品に該当する貨物であつて、災害等 であると税関長が認めたもの 出す必要があるものその他これに準ずる その他の理由により緊急に当該保税地域 許可した貨物に係る場所を含む。以下こ 物を置く場所の制限)の規定により税関長が により被害を受けた者を支援するためのもの 途免税)に規定する救じゆつのために寄贈さ において同じ。)に置かれている貨物で て、災害等が生じたときに、当該貨物の 保税地域(第三十条第一項第二号(外国貨 関税定率法第十五条第一項第三号(特定用

2 十九条第二項の許可を受ける者が第百条第 ときは、政令で定めるところにより、これ 該許可をする場合において必要があると認 の規定により納付すべき手数料については 除することができる 税関長は、前項各号に掲げる貨物に係る

第二項の規定により納付した手数料について うち次に掲げるものの交付を請求した者が同条 は、必要があると認めるときは、政令で定める 税関長は、前条第一項に規定する証明書類

定めるところにより、定期的に公表しなければ 財務大臣は、第一項の統計を集計し、 政令で

を還付することができる。

二 第一項第二号に掲げる貨物の同号の災害等

一項第一号に掲げる貨物に係る証明書

による被害に係る証明書類

証明書類又は税関長の行政処分を通知する

ところにより、当該手数料の額に相当する金額

これに当該統計を記録することを求める者があ し、これをその者に交付しなければならない。 るときは、当該磁気テープ等に当該統計を記録 政令で定める記録媒体(以下この項及び次項に とともに、電子計算機用の磁気テープその他の 者があるときは、これをその者の閲覧に供する 項の集計した統計につき、その閲覧を希望する おいて「磁気テープ等」という。)を提供して 財務大臣は、政令で定めるところにより、

(災害等による手数料の還付、軽減又は免除)

額を還付することができる。

料の額に相当する金額の全部若しくは一部を還 各号の中欄に掲げる行政処分を受けた者が、当応じ、当該各号の上欄に掲げる施設に係る当該 るところにより、その生じている支障の程度に 支障が生じていると認めるときは、政令で定め が災害等により損傷したためその業務の遂行に とができる 政令で定めるところにより、これを免除するこ する場合において必要があると認めるときは、 べき手数料については、当該証明書類の交付を を請求する者が前条第二項の規定により納付す ことができる。 納付すべき手数料を軽減し、 付し、又は当該各号の下欄に掲げる規定により 該各号の下欄に掲げる規定により納付した手数 税関長は、次の表の各号の上欄に掲げる施 税関長は、前項各号に掲げる証明書類の交付 若しくは免除する

あつて政令もの づく施設であつて政令で定める税に関する法 で定めるも 規定に基に基づく行政処分で付を命ずる関 (買受人の制限 めるもの つて政令で定 律の規定であ

第百三条 関税の担保物、 約により売却されるものについては、税関職員 れを買い受けることができない。 及びその所有者は、いずれの方法によつてもこ 件で、税関において公売に付され、又は随意契 若しくは没収された貨物、領置物件又は差押物 (武器の携帯及び使用) 収容され、留置され

的に必要と判断される限度において、同項の武由がある場合においては、その事態に応じ合理 器を使用することができる。 め、やむを得ない必要があると認める相当の事 の保護又は公務の執行に対する抵抗の抑止のた ることができる。 税関職員は、前項の取締又は調査を行うに当 特に自己若しくは他人の生命若しくは身体

第百五条 税関職員は、この法律(第十一章(犯 則事件の調査及び処分)を除く。)又は関税定 ときは、その必要と認められる範囲内におい のの規定により職務を執行するため必要がある 率法その他関税に関する法律で政令で定めるも (税関職員の権限) 次に掲げる行為をすることができる。 外国貿易船等、外国貿易船等以外の船舶若

磁的記録を含む。)を提示させ、若しくは提 成又は保存がされている場合における当該電 くは検査し、又はこれらに代えて関係書類 機長、運送人その他の関係者に質問し、若し について、所有者、占有者、管理者、船長、 される貨物又はこれらの貨物以外の外国貨物 税地域にあり、若しくは保税地域に出し入れ でいるもの、これらに積まれている貨物、保 (その作成又は保存に代えて電磁的記録の作 しくは航空機若しくは車両で外国貨物を積ん

は保存がされている場合における当該電磁的 の作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又 前号に掲げる貨物についての帳簿書類(そ

> は当該貨物若しくはそのある場所に封かんを 第百五条の三において同じ。)を検査し、又 記録を含む。第四号の二から第六号まで及び

三 第四十三条の四(外国貨物を置くことの承 供させること 規定する検査に際し、見本を採取し、又は提 出又は輸入の許可) (第七十五条において準 税蔵置場及び保税工場についての規定の準 外における保税作業)(第六十二条の七(保 場についての規定の準用)において準用する 項ただし書(郵便物の輸出入の簡易手続)に (輸出の許可の取消し) 又は第七十六条第一 用する場合を含む。)、第六十七条の四第三項 十三条第二項(保税運送)、第六十七条(輸 展示場に入れる外国貨物に係る手続)、第六 場合を含む。)、第六十二条の三第二項(保税 用)及び第六十二条の十五において準用する 場合を含む。)、第六十一条第三項(保税工場 の十五(保税蔵置場、保税工場及び保税展示 置場についての規定の準用)及び第六十二条 認等の際の検査)(第六十一条の四(保税蔵 4 3

第百四条 税関職員は、この法律の規定に基いて

貨物の輸出若しくは輸入についての取締又は犯

則事件についての調査を行うに当り、特に必要

があるときは、当分の間、小型の武器を携帯す

兀 ること 税地域に出入する車両の運行を一時停止させ 外の船舶若しくは航空機に乗り込み、又は保 しくは積み込もうとしている外国貿易船等以 外国貿易船等若しくは外国貨物を積み、若

四の二 輸出された貨物について、その輸出 受けた貨物若しくは同項の規定による関税の 等)の規定により関税の軽減若しくは免除を 貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税 の減税又は免税)又は第十九条第一項(輸出 む。)の提示若しくは提出を求めること 件を検査し、又は当該物件(その写しを含 関業者、当該輸出の委託者その他の関係者 者、その輸出に係る通関業務を取り扱つた通 による関税の控除に係る貨物、これらの製品 払戻しに係る貨物若しくは同条第六項の規定 し、当該貨物についての帳簿書類その他の物 (次項において「輸出者等」という。) に質問 関税定率法第十三条第一項(製造用原料品 税 え る 国 読 み 替読み替えられる字句

の輸入に係る通関業務を取り扱つた通関業 の帳簿書類を検査すること。 法第八条第一項 者、当該輸入の委託者、不当廉売(関税定率 輸入された貨物について、その輸入者、そ (不当廉売関税)に規定する 兀 第

条 七

の国税局長若しくは税務署 **一**税務署長等(国税庁長官、

税関1

長

長又は税関長をいう。

若しくは製造用機械器具又はこれらについて

法

の 通

読み替える字

項

更正決定等

(第三十六条)更正、決定又

の規定による納税の告知において「更分に限る。)(納税の告知) (以下この条第一項(第二号に係る部は 賦 課 決 定

を含む。以下この条にお|正決定等」と

いて同じ。)

条

国税

関税

第 の

2 る。 等から提出された物件を留め置くことができ その求めに応じて当該輸出者等又は当該輸入者 提出を求めた場合において必要があるときは、 定により輸出者等又は輸入者等に対して物件の

携帯し、関係者の請求があるときは、これを提 制服を着用し、かつ、その身分を示す証明書を の権限は、犯罪捜査のために認められたものと 示しなければならない。 するときは、 第一項及び第二項の規定による質問又は検査

用に関し必要な事項は、政令で定める。 解してはならない。 (輸入者に対する調査の事前通知等) 前項に定めるもののほか、第二項の規定の

5

第百五条の二 国税通則法第七十四条の九 (第三 この場合において、次の表の上欄に掲げる規定 提出の要求を行わせる場合について準用する。六号の規定による質問、検査又は提示若しくは 関長が、税関職員に輸入者に対し前条第一項第 条の十一(第四項を除く。)まで(納税義務者 か、これらの規定の適用に関し必要な事項は、 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の い場合・調査の終了の際の手続)の規定は、税 に対する調査の事前通知等・事前通知を要しな 項、第五項及び第六項を除く。)から第七十四 政令で定める。 下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほ 兀

税関職員は、前項第四号の二又は第六号の規 を含む。)の提示若しくは提出を求めること 他の物件を検査し、又は当該物件(その写し 物若しくは当該貨物についての帳簿書類その 販売を行つた者その他の関係者(次項におい とみなされるものを含む。)の国内における 六項の規定により不当廉売された貨物の輸入 不当廉売をいう。)された貨物(同条第三十 て「輸入者等」という。)に質問し、当該貨 九 項 第一 下第七十四条の十一(調 査の終了の際の手続) 調査(税関の当該職員が調査 国税庁等又は税関 でにおいて同じ。 納税義務者に対し 以下同条

税関

四条の十一 輸入者に対し

(以下第七十

税関職員は、第一項の規定により職務を執行 財務省令で定めるところにより、

九四 条 第 七 十税務署長等 の 務者について税務代理人納税義務者(当該納税義輸入者 納税義務者 がある場合には、当該 員の質問検査権) 第七十四条の二から第七関税法第百 る。以下同条までにおい税について行うものに限 務代理人を含む。 地域からの引取り後に行 費税等の課税物件の保税 十四条の六まで うもの又は国際観光旅客 行う調査にあつては、消 て同じ。) (当該職条第一項第六 の権限) (税関職

兀 第 第 項 t t 条 <u>十</u>税務署長等 十税務署長等 国税に 同条第三項第 国税庁等若しくは税関 る納税義務者 号に掲げ 税関 税関長 税関長 関税に 輸入者 輸入者 税関長

		五項	+	四	第			_			三項	+	匹	第	<u> </u>	+	四	第						_
		垻	<u>~</u>	条	七						垻		条	七	項	<u></u>	条の	七						
員の質問検査権) 十四条の六まで(当該職第七十四条の二から第七		税の納付	第くは源泉徴収等による国	の期限後申告書の提出若し	一納税義務者		納税申告書					<u>第</u>	の期限後申告	<u>十</u> 納税義務者		210	の納税義務者	十 国税	条において同じ。)	義務者をいう。以下この	前通知等)に掲げる納税	義務者に対する調査の事	の九第三項第一号(納税	納税義務者(第七十四条
号(税関職員 関税法第百五	の提出と書	定する期	の四第二項に	関税法第七条	輸入者	に係る申告書	これらの申告	特例申告	による期限後	申告)の規定	(期限後特例	の四第一項	関税法第七条	輸入者			輸入者	税						条輸入者
		_	た	+	2	かい	774	た	た、	~ \cdot	<u>ب</u>	2 1	マ カ	りなって	<u> </u>	×	第	; i ::	、古	· h	第五	$\overline{}$		_

(官公署等への協力要請)

の権限)

第百五条の三 税関職員は、この法律又は関税定 政府関係機関に、当該職務に関し参考となるべ の協力を求めることができる。 き帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他 を執行するため必要があるときは、官公署又は 率法その他関税に関する法律の規定により職務 (特別の場合における税関長の権限) 4

第百六条 税関長は、この法律の実施を確保する 由があるときは、左の各号に掲げる行為をする ためやむを得ない必要があると認める相当の事 ことができる。

貨物の取扱を一時停止させ、又は期間を指定 して保税地域にある貨物を出させること 外国貿易船等若しくは外国貿易船等以外の のへの貨物の積卸若しくは保税地域にある 舶若しくは航空機で外国貨物を積んでいる

> 船舶又は航空機の出発を一時延期させ、 .航行を一時停止させること 又

.税関長の権限の委任)

官署の長に委任することができる。 白七条 税関長は、政令で定めるところによ (外国とみなす地域) っ、その権限の一部を税関の支署その他の税関

める本邦の地域は、当分の間、外国とみなす。 **白八条** この法律の適用については、政令で定 情報提供)

を確認しなければならない。 する情報の提供を行うに際し、 があると認められる場合は、この限りでない。 及ぼし、その他我が国の利益を侵害するおそれ を行うことが、関税法令の適正な執行に支障を を行うことができる。ただし、当該情報の提供 当するものに限る。以下この条及び次条におい その職務(関税法令に規定する税関の職務に相 条において「外国税関当局」という。)に対し、 外国の法令を執行する当局 **白八条の二** 財務大臣は、関税法令に相当する (同じ。)の遂行に資すると認める情報の提供 財務大臣は、外国税関当局に対し前項に規定 (以下この条及び次 次に掲げる事項

三 当該外国税関当局において、前項の規定に より提供する情報が、その職務の遂行に資す 対し、前項に規定する情報の提供に相当する 程度の秘密の保持が担保されていること。 する情報のうち秘密として提供するものにつ 情報の提供を行うことができること。 当該外国において、前項の規定により提供 当該外国税関当局が、我が国の税関当局に て、当該外国の法令により、我が国と同じ

2

3 おいて単に「刑事手続」という。)に使用され ける裁判所又は裁判官の行う刑事手続(同項に ないよう適切な措置がとられなければならな は、次項の規定による同意がなければ外国にお 第一項の規定により提供される情報について る目的以外の目的で使用されないこと。

を除き、第一項の規定により提供した情報を当 たときは、次の各号のいずれかに該当する場合 該要請に係る刑事手続に使用することについて 同意をすることができる。 財務大臣は、外国税関当局からの要請があつ が政治犯罪について刑事手続を行う目的で行 る犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請 当該要請に係る刑事手続の対象とされてい

> 三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請 法令によれば罪に当たるものでないとき。 たとした場合において、その行為が日本国の る犯罪に係る行為が日本国内において行わ 当該要請に係る刑事手続の対象とされてい

5 三号に該当しないことについて外務大臣の確認 を、それぞれ受けなければならない。 しないことについて法務大臣の確認を、同項第 財務大臣は、前項の同意をする場合において

第百八条の三 財務大臣は、関税法令に基づき税 となる者の同意がない場合は、この限りでなむ。)の規定に基づく質問に際して質問の対象 れる場合又は第百五条(税関職員の権限)(他 我が国の利益を侵害するおそれがあると認めら 関税法令の適正な執行に支障を及ぼし、その他 ができる。ただし、当該立会いを認めることが 相当であると認めるときは、これを認めること あつた場合において、当該要請に応ずることが その職務の遂行に資するために必要であるとし 関職員が行う質問に際し、外国税関当局から、 て、当該外国税関当局の職員の立会いの要請が 関税に関する法律において準用する場合を含

確認しなければならない。 する立会いを認めるに際し、次に掲げる事項を 財務大臣は、外国税関当局に対し前項に規定

局に認めることができること。 る立会いに相当する立会いを我が国の税関当 当該外国税関当局において、前項に規定す

当該外国の法令により、我が国と同じ程度の 秘密の保持が担保されていること。 に公開されている情報を除く。)について、

2 に掲げる貨物を輸出した者 第六十九条の二第一項第二号から第四号まで (本邦から外国に向

れたものと認められるとき。

国の保証がないとき。

(立会い) あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当

2 し、又はこれを併科する。 第六十九条の十一第一項第七号から第九号ま

三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す

4

前項に規定する立会いにより得る情報(既 5

第百八条の四 第六十九条の二第一項第一号(輸 物)の規定により命じられて行うものを除く。) た者(本邦から外国に向けて行う外国貨物(仮 十九条の十一第二項(輸入してはならない貨 出してはならない貨物)に掲げる貨物を輸出し は三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科 をした者を含む。)は、十年以下の懲役若しく .陸揚げされた貨物を除く。) の積戻し(第六 第十章 罰則

当該他の法令の定めるところにより行うもの及 を積み戻すことができることとされている者が る物品であつて他の法令の規定により当該物品 れて行うものを除く。)をした者を含む。)は、 び第六十九条の十一第二項の規定により命じら く。)の積戻し(同項第三号及び第四号に掲 けて行う外国貨物(仮に陸揚げされた貨物を除 十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処 又はこれを併科する。

3 た者は、五年以下の懲役若しくは三千万円以下 い者についても、これらの項の例による。 第一項の罪を犯す目的をもつてその予備をし 前二項の犯罪の実行に着手してこれを遂げな

5 第百九条 第六十九条の十一第一項第一号から第 貨物を輸入した者は、十年以下の懲役若しくは 六号まで(輸入してはならない貨物)に掲げる の罰金に処し、又はこれを併科する。 た者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下 の罰金に処し、又はこれを併科する。 第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をし

3 年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処 で及び第十号に掲げる貨物を輸入した者は、十 前二項の犯罪の実行に着手してこれを遂げな

た者は、五年以下の懲役若しくは三千万円以下 の罰金に処し、又はこれを併科する。 い者についても、これらの項の例による。 第一項の罪を犯す目的をもつてその予備をし

の罰金に処し、又はこれを併科する。 た者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下 第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をし

第百九条の二 第六十九条の十一第一項第一号 はこれを併科する。 違反して外国貨物のまま運送した者は、十年以 下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、 五条の三(保税運送ができない貨物)の規定に 第三十条第二項(外国貨物を置く場所の制限) ら第四号まで、第五号の二及び第六号(輸入し の規定に違反して保税地域に置き、又は第六十 以外の目的で本邦に到着したものに限る。)を てはならない貨物)に掲げる貨物(輸入の目的 又

第十号に掲げる貨物(輸入の目的以外の目的で 本邦に到着したものに限り、同項第九号に掲げ 第六十九条の十一第一項第八号、第九号及び

4 第一項の罪を犯す目的をもつてその予備をしい者についても、これらの項の例による。3 前二項の犯罪の実行に着手してこれを遂げな

た者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下

の罰金に処し、又はこれを併科する。 第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をしの罰金に処し、又はこれを併科する。

2

東**百十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、 一 偽りその他不正の行為により関税を免れ、 こ、又はこれを併科する。 3 3 4

た者 アーダー 関税を納付しないで輸入し不正の行為により関税を納付しないで輸入し一 関税を納付すべき貨物について偽りその他

前に負り<br />
同じている<br />
「前に負り<br />
同じている<br />
「前に負り<br />
で見り<br />
にすることとなつた場合における当該行為をした<br />
で見れ、若しくは<br />
関税を納付しないで輸入<br />
なられ、若しくは<br />
関税の<br />
払戻しを<br />
受け、<br />
又は関税の<br />
払戻しを<br />
受け、<br />
又は関税の<br />
私に<br />
により<br />
関税

関税又は関税の払戻しの額の十倍に相当する金状により、前三項の罰金は、千万円を超え当該額の十倍が千万円を超える場合においては、情前三項の犯罪に係る関税又は関税の払戻しのい者についても、これらの項の例による。

る。 百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すの予備をした者は、五年以下の懲役若しくは五の予備をした者は、五年以下の懲役若しくは五の予備をした者に、五年以下とすることができる。

きは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。 罪に係る貨物の価格の五倍が千万円を超えるとに処し、又はこれを併科する。ただし、当該犯は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金 3第百十一条 次の各号のいずれかに該当する者

第六十七条(輸出又は輸入の許可)(第七十五条(外国貨物の積戻し)において準用する場合を含む。次号及び次項に受けないで当該貨物を輸出(本邦から外国に受けないで当該貨物を輸出(本邦から外国にを除く。)の積戻しを含む。次号及び次項において同じ。)と、又は輸入の許可)(第七おいて同じ。)し、又は輸入の許可)(第七おいて同じ。)し、又は輸入の許可)(第七おいて同じ。)し、又は輸入の許可)(第七

第六十七条の申告又は検査に際し通関業者の出して貨物を輸出し、又は輸入した者申告若しくは証明をし、又は偽つた書類を提二 第六十七条の申告又は検査に際し、偽つた

ても、また前項の例による。
は、また前項の例による。
は、また前項の例による。
は、また前項の例による。
は、また前項の例による。
は、また前項の例による。

等一項では第二項の最大型で見ないのでは、 い者についても、これらの項の例による。 前二項の犯罪の実行に着手してこれを遂げな

第百十二条 第百八条の四第一項若しくは第二項(輸出してはならない貨物を輸出する罪)、第百九条第一項若しくは第二項(輸入してはならない貨物を輸入する罪)、第百九条の二第一項若しくは第二項(輸入してはならない貨物を輸入する罪)、第百九条の二第一項若しくは第二項(輸入してはならない貨物を解し、又は処分の媒介若しくはあつせん(以下この条においてこれらの行為を「運せん(以下この条においてこれらの行為を「運せん(以下この条においてこれらの行為を「運せん(以下この条においてこれらの行為を「運せん(以下この条においてこれらの行為を「選挙しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

以下とすることができる。

以下とすることができる。

以下とすることができる。

以下とすることができる。

以下とすることができる。

する。ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の三は五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科つて運搬等をした者は、三年以下の懲役若しく3 前条第一項の犯罪に係る貨物について情を知

第百十二条の二 関税定率法第十三条第六項(用第百十二条の二 関税定率法第十三条第六項(用する場合を含む。以下第百十四条第一年(用途外使用等)の規定に違反した者は、一年(別途外使用等)の規定に違反した者は、一年の規定に違反して外国貿易船等を不開港に出入させた船長又は機長(船長又は機長に代わつてその職務を行う者を含む。以下第百十四条第一項及び第百十五条第一項(不開港への出入)の規定に違反した者は、一年の規定に違反した者は、一年の規定に違反した。以下第百十四条第六項(用第百十二条の二 関税定率法第十三条第六項(用第百十二条の二 関税定率法第十三条第六項(用第百十二条の二

をもつてそ とができる。 をもつてそ とができる。 をもつてそ とができる。 をもつてそ とができる。 をもつてそ とができる。

二 第十五条第二項、第五項又は第十項の規定報告をして入港した船長又は機長手続)の規定による報告をせず、又は偽つたの規定による報告をせず、又は偽つたの。第十五条第一項、第四項又は第九項(入港

提出した船長で、第十五条第三項の規定に違反して同項に規一を 第十五条第三項の規定に違反して同項に規

出した船長又は機長

による書類を提出せず、又は偽つた書類を提

提示しなかつた船長 定する船舶国籍証書又はこれに代わる書類を四 第十五条第三項の規定に違反して同項に規

Ŧi.

規定する入港届を提出せず、又は偽つた入港

第十五条第十一項の規定に違反して同項に

届を提出した機長

港した鉛長又は幾長よる許可を受けないで開港又は税関空港を出よる許可を受けないで開港又は税関空港を出まる許可を受けない。

た船長又は機長出しの求めに応じず、又は偽つた書類を提出し出の求めに応じず、又は偽つた書類を提出し出の求めに応じず、又は偽つた書類を提出し出の求めに応じず、又は機長

t

ず出港し、若しくは偽つた入港届を提出した定に違反して同項に規定する入港届を提出せ八 第十八条第二項(入出港の簡易手続)の規

おした機長規定による届出をせず出港し、若しくは偽つ規定による届出をせず出港し、若しくは偽の規定に違反して同項の

提出した機長大場子の提出をせず、又は偽つた書類を ・第十八条第三項ただし書又は第四項の規定 による書類の提出をせず、又は偽つた報告をして入港した機長 をせず、又は偽つた報告をして入港した機長

長又は機長十二 第二十一条(外国貨物の仮陸揚)の規定による届出をせず、又は偽つた届出をした船による届出をしなかつた船長又は機長でによる届出をしなかった船長又は機長

機長に規定する目録を提出しなかつた船長又はに規定する目録を提出しなかつた船長又は届出等)の規定による届出をせず、又は同条十三 第二十二条(沿海通航船等の外国寄港の

十万円以下の罰金に処する。 第二十六条(船長又は機長の行為の代行)の親定に基づき、外国貿易船等の所有者等行為を当該所有者等をいう。)が行つた場点に規定する所有者等をいう。)が行つた場別に該当する者は、一年以下の懲役又は機長が規定に基づき、外国貿易船等の船長又は機長が規定に基づき、外国貿易船等の船長又は機長が

港に入港した場合に限る。)該報告に係る外国貿易船等が開港又は税関空による報告について偽つた報告をした者(当による報告につい、第四項又は第九項の規定

品目録について偽つた入港届又は船用品目録三 第十五条第三項に規定する入港届又は船用による書類について偽つた書類を提出した者二 第十五条第二項、第五項又は第十項の規定

て偽つた入港届を提出した者四 第十五条第十一項に規定する入港届についを提出した者

いて偽つた書類を提出した者五 第十七条第一項後段の規定による書類につて偽つた入港届を提出した者

規定による届出について偽つた届出をした者偽つた入港届を提出した者又は同条第四項の「第十八条第二項に規定する入港届について

送)、第六十三条の二第一項若しくは第二項

(保税運送の特例)又は第六十三条の九第一

- る外国貿易機が税関空港に入港した場合に限について偽つた報告をした者(当該報告に係 第十八条第三項ただし書の規定による報告
- 九 第二十一条の規定による届出について偽つ 八 第十八条第三項ただし書又は第四項の規定 による書類について偽つた書類を提出した者 た届出をした者
- 第百十四条の二 次の各号のいずれかに該当する 者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金 易船等として使用され、又は当該届出に係る 外国貿易船等が外国貿易船等以外の船舶若し 貿易船等以外の船舶若しくは航空機が外国貿 くは航空機として使用された場合に限る。) て偽つた届出をした者(当該届出に係る外国 第二十五条第一項の規定による届出につい
- た報告をした者 港手続)の規定による報告をせず、又は偽つ第十五条第七項、第八項又は第十三項(入
- 報告)の規定による報告をせず、又は偽つた 報告をした者 第十五条の二第二項(積荷に関する事項の
- 三 第十六条第一項(貨物の積卸し)の規定に 若しくは偽つた報告若しくは偽つた書類の提 つた書類を提示して貨物の積卸しをした者 項の規定による書類を提示せず、若しくは偽 出をして貨物の積卸しをした者又は同条第二 よる報告をせず、かつ、書類の提出をせず、 第十六条第三項の規定に違反して同項ただ 書の規定による許可を受けないで積荷の船
- 報告をせず、又は偽つた報告をした者 卸しをした者 第十七条第四項(出港手続)の規定による
- 六 第二十条第四項(不開港への出入)の規定 又は機用品を積み込んだ者 機用品の積込み等)の規定に違反して船用品 による報告をせず、又は偽つた報告をした者 第二十三条第一項又は第二項(船用品又は
- 舶又は航空機と陸地との交通等)の規定に違 提出せず、又は偽つた書類を提出した者 反して交通又は貨物の積卸しを行つた者 第二十三条第五項本文の規定による書類を 第六十三条第一項若しくは第三項(保税運 第二十四条第一項、第二項又は第四項(船

定に違反して外国貨物を運送した者 項若しくは第二項(郵便物の保税運送) 第六十三条第五項本文、第六十三条の二 の規

第三項又は第六十三条の九第三項の規定によ

- る確認を受けなかつた者 第六十四条第一項(難破貨物等の運送)
- て書類を提出しなかつた者 を運送した者又は同条第三項の規定に違反し の規定に違反して同項各号に掲げる外国貨物
- 十三 第六十六条第一項(内国貨物の運送)の んで本邦内の場所相互間を運送した者又は同規定に違反して内国貨物を外国貿易船等に積 条第二項の規定に違反して書類を提出しなか
- 十 五 十四 第七十六条第一項ただし書(郵便物の輸 出入の簡易手続)の検査その他郵便物に係る 正)の規定による報告をせず、又は偽つた報 税関の審査に際し、偽つた証明をした者 第七十七条の五第二項(違法行為等の是
- 行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 若しくは偽りの陳述をし、又はその職務の執 定による税関職員の質問に対して答弁せず、 第百五条第一項(税関職員の権限)の規
- 規定による物件の提示又は提出の要求に対 くは提出した者 の物件(その写しを含む。)を提示し、 りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他 し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽 第百五条第一項第四号の二又は第六号の 若し
- は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に第百十五条 次の各号のいずれかに該当する者 妨げ、又は忌避した者 委任された者を含む。)の処分の執行を拒み、 長の権限の委任)の規定により権限の一部を 権限)の規定による税関長(第百七条(税関 第百六条(特別の場合における税関長の
- 第十五条の三第一項(特殊船舶等の入港手
- 二 第十五条の三第二項の規定による書類を提 出せず、又は偽つた書類を提出した船長又は 告をして入港した船長又は機長 続)の規定による報告をせず、又は偽つた報
- 三 第十五条の三第三項の規定に違反して同項 港届を提出した船長又は機長 に規定する入港届を提出せず、又は偽つた入

- 提出した船長又は機長 港届を提出せず出港し、又は偽つた出港届を 港手続)の規定に違反して同項に規定する出策十七条の二第一項前段(特殊船舶等の出
- 出した船長又は機長 の提出の求めに応じず、又は偽つた書類を提 第十七条の二第一項後段の規定による書類
- 六 第十八条の二第一項ただし書又は第三項た 規定による報告をせず、又は偽つた報告をし だし書(特殊船舶等の入出港の簡易手続)の て入港した船長又は機長
- は機長 三項ただし書又は第四項の規定による書類を 提出せず、又は偽つた書類を提出した船長又 第十八条の二第一項ただし書、第二項、第
- 九 第二十条の二第一項(特殊船舶等の不開港 つた報告をして入港した船長又は機長 項の規定に違反して同項の規定による届出を は偽つた入港届を提出した船長又は同条第四 への出入)の規定による報告をせず、又は偽 せず出港し、若しくは偽つた届出をした機長 に規定する入港届を提出せず出港し、若しく 第十八条の二第二項の規定に違反して同項
- 十 第二十条の二第二項の規定による書類を提 出せず、又は偽つた書類を提出した船長又は
- 入港届を提出した船長又は機長 項に規定する入港届を提出せず、又は偽つた 第二十条の二第三項の規定に違反して同
- 十三 第二十条の二第四項後段の規定による書 十二 第二十条の二第四項前段の規定に違反し 提出した船長又は機長 類の提出の求めに応じず、又は偽つた書類を 又は偽つた出港届を提出した船長又は機長 て同項に規定する出港届を提出せず出港し、
- 2 かに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万おける当該所有者等であつて次の各号のいずれ うべき行為を当該特殊船舶等の所有者等(同条 規定に基づき、特殊船舶等の船長又は機長が行 円以下の罰金に処する。 に規定する所有者等をいう。)が行つた場合に 格の変更)の規定に違反して届出をせず、又十四 第二十五条第二項(船舶又は航空機の資 第二十六条(船長又は機長の行為の代行)の 舶等として使用し、又は特殊船舶等を沿海通は偽つた届出をして、沿海通航船等を特殊船 航船等として使用した船長又は機長

- 殊船舶等が開港又は税関空港に入港した場合 いて偽つた報告をした者(当該報告に係る特 第十五条の三第一項の規定による報告につ
- 二 第十五条の三第二項の規定による書類につ いて偽つた書類を提出した者
- 三 第十五条の三第三項に規定する入港届につ いて偽つた入港届を提出した者
- 四 第十七条の二第一項前段に規定する出港届 について偽つた出港届を提出した者
- 五 第十七条の二第一項後段の規定による書類 について偽つた書類を提出した者
- をした者(当該報告に係る特殊船舶等が開港 又は税関空港に入港した場合に限る。) だし書の規定による報告について偽つた報告 第十八条の二第一項ただし書又は第三項た
- 八 第十八条の二第二項に規定する入港届につ 七 第十八条の二第一項ただし書、第二項、 三項ただし書又は第四項の規定による書類に ついて偽つた書類を提出した者 第
- 項の規定による届出について偽つた届出をし いて偽つた入港届を提出した者又は同条第四
- 九 第二十条の二第一項の規定による報告につ 殊船舶等が不開港に入港した場合に限る。) いて偽つた報告をした者(当該報告に係る特
- 十 第二十条の二第二項の規定による書類につ いて偽つた書類を提出した者
- ついて偽つた入港届を提出した者 第二十条の二第三項に規定する入港届に
- 十二 第二十条の二第四項前段に規定する出港 十三 第二十条の二第四項後段の規定による書 届について偽つた出港届を提出した者
- 十四 第二十五条第二項の規定による届出につ 類について偽つた書類を提出した者
- 第百十五条の二 次の各号のいずれかに該当する 者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金 に処する。 として使用された場合に限る。) は当該届出に係る特殊船舶等が沿海通航船等が特殊船舶等として使用され、又いて偽つた届出をした者(当該届出に係る沿
- 条第一項(帳簿の備付け等)(同条第二項に 輸出者に係る帳簿の備付け等)又は第九十四 の備付け等)、第六十七条の八第一項(特定 おいて準用する場合を含む。)の規定に違反 第七条の九第一項(特例輸入者に係る帳簿

くは偽り、又はこれらの帳簿を隠した者 して特例輸入関税関係帳簿、特定輸出関税関 第十五条の三第五項(特殊船舶等の入港手 帳簿又は関税関係帳簿の記載をせず、若し

三 第十七条の二第三項(特殊船舶等の出港手 続)の規定による報告をせず、又は偽つた報 続)の規定による報告をせず、又は偽つた報

をして貨物の積卸しをした者 規定に違反して届出をせず、又は偽つた届出 第十九条(開庁時間外の貨物の積卸し)

告をした者

つた報告をした者 への出入)の規定による報告をせず、 第二十条の二第六項(特殊船舶等の不開港 又は偽

条第一項(保税地域についての規定の準用 として一時持ち出した者 等)において準用する場合を含む。)の規定 に違反して許可を受けないで外国貨物を見本 第三十二条(見本の一時持出)(第三十六

義務)(第六十二条の七(保税蔵置場及び保の第三十四条の二又は第六十一条の三(記帳 税工場についての規定の準用)において準用 記載をせず、若しくは偽り、又は帳簿を隠し する場合を含む。)の規定に違反して帳簿の

八 第三十六条第二項の規定に違反して内容の 用)において準用する場合を含む。)の規定 保税工場及び保税展示場についての規定の準 税作業)(第六十二条の十五(保税蔵置場、 規定により指定保税地域内又は保税蔵置場に 第四十条第一項又は第二項(貨物の取扱い) 点検又は改装、仕分その他の手入れをした者 作業のため保税工場又は総合保税地域から出 おいて認められる行為以外の行為をした者 の準用)において準用する場合を含む。)の (第四十九条 (指定保税地域についての規定 に違反して許可を受けないで外国貨物を保税 外国貨物又は輸出しようとする貨物につき 第六十一条第一項(保税工場外における保 |第百十五条の三 第六十九条の二十一第一項(専 は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に門委員)の規定に違反して秘密を漏らした者

三第一項(外国貨物を置くことの承認)又は 規定の準用)において準用する第四十三条の 認)の規定に違反して承認を受けないで外国 第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承 貨物を保税作業に使用し、 第六十一条の四(保税蔵置場についての 又は第六十二条の

> 域の許可)に掲げる行為をした者 八第一項第二号若しくは第三号(総合保税地

域内において認められる行為以外の行為をし (保税展示場の許可) 又は第六十二条の八第 項の規定により保税展示場又は総合保税地 外国貨物につき第六十二条の二第三項

十三 第六十二条の三第一項(保税展示場に入 為を除く。)をした者 第三項の行為(第六十二条の三第四項の規定 の税関長の承認を受けないで第六十二条の二 をせず、若しくは偽つた申告をし、又は同項 れる外国貨物に係る手続)の規定による申告 によりすることができることとされている行

十五 第六十二条の五 (保税展示場外における 十四 第六十二条の四第一項(販売用貨物等の 蔵置し、又は同項の規定による報告の求めに 保税地域以外の場所で使用するため保税展示 を受けないで外国貨物を保税展示場又は総合 用する場合を含む。) の規定に違反して許可 使用の許可)(第六十二条の十五において準 応じず、若しくは偽つた報告をした者 蔵置場所の制限等) (第六十二条の十五にお て制限された場所以外の場所に同項の貨物を いて準用する場合を含む。)の規定に違反し

を総合保税地域に入れた者 場又は総合保税地域から出した者 は偽つた届出をして同条に規定する外国貨物 ることの届出)の規定による届出をせず、又 第六十二条の十一(販売用貨物等を入れ

| 第百十六条 重大な過失により第百十一条第一項 号及び第十七号を除く。)、第百十五条(報告を 処する。 怠つた等の罪) 又は第百十五条の二(第一号、 る罪)、第百十四条、第百十四条の二 (第十六 第百十三条(許可を受けないで不開港に出入す 第二号 (許可を受けないで輸出入する等の罪)、 金刑を科する。 第七号及び第十六号を除く。)(帳簿の記載を怠 つた等の罪)の罪を犯した者は、当該各条の罰

|第百十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の 代理人、使用人その他の従業者がその法人又は 第百十二条まで(輸出してはならない貨物を輸 人の業務又は財産について、第百八条の四から

2 前項の規定により第百八条の四から第百九条 又は第百十二条第一項の違反行為につき法人又 くは第五項、第百十一条第一項から第三項まで の二まで、第百十条第一項から第三項まで若し を怠つた等の罪)、第百十五条の二(帳簿の記までに提出しない罪)、第百十四条の二(報告 罪)、第百十三条の二 (特例申告書を提出期限 罪)、第百十二条の二 (用途外に使用する等の は、これらの規定の罪についての時効の期間に は人に罰金刑を科する場合における時効の期間 港に出入する罪)、第百十四条及び第百十五条 為(同条中第百十三条(許可を受けないで不開 載を怠つた等の罪)又は前条に該当する違反行 で輸出入する等の罪・密輸貨物の運搬等をする したときは、その行為者を罰するほか、その法 人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。 (報告を怠つた等の罪)に係るものを除く。)を

3 二項の規定を適用する。 次項において同じ。)は、法人とみなして、 で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。 よる。 人格のない社団等(法人でない社団又は財団 前

4 の訴訟行為につきその人格のない社団等を代表用がある場合には、その代表者又は管理人がそ の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。 するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合 人格のない社団等について第一項の規定の

第百十八条 第百八条の四から第百十一条まで 搬等をする罪)の犯罪に係る貨物(第百八条の若しくは航空機又は第百十二条(密輸貨物の運物等に限る。)、その犯罪行為の用に供した船舶り条の犯罪に係る貨物にあつては、輸入制限貨 物等」と総称する。)は、没収する。ただし、 貨物等に限る。)(以下この条において「犯罪貨 四又は第百九条の犯罪に係る貨物及び輸入制限 の罪)の犯罪に係る貨物(第百十条又は第百十 免れる等の罪・許可を受けないで輸出入する等 ならない貨物を保税地域に置く等の罪・関税を (輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸入 犯罪貨物等が犯人以外の者の所有に係り、か してはならない貨物を輸入する罪・輸入しては つ、その者が次の各号のいずれかに該当する場

行われることをあらかじめ知らないでその犯 第百八条の四から第百十二条までの犯罪が

> 有していると認められるとき。 罪が行われた時から引き続き犯罪貨物等を所

出する罪・輸入してはならない貨物を輸入する

等の罪・関税を免れる等の罪・許可を受けない 罪・輸入してはならない貨物を保税地域に置く

知らないで犯罪貨物等を取得したと認めら るとき 前号に掲げる犯罪が行われた後、その情を

収することができないもの又は没収しないもの 貨物の運搬等をする罪)の犯罪に係る場合にあ 同項第二号の規定により犯罪貨物等を没収しな 項の船舶又は航空機を除く。以下この項にお の犯罪が行われた時の価格に相当する金額を犯 係る犯罪の場合に限る。)においては、その没 て同じ。) を没収することができない場合又は つては、同条第一項又は第三項の貨物の取得に い場合(これらの場合のうち第百十二条(密輸 人から追徴する。 前項の規定により没収すべき犯罪貨物等

3 行われた時において、次の各号の一に該当する 入に係る貨物で、当該貨物に係る同項の犯罪が 第一項において「輸入制限貨物等」とは、 輸

次に掲げる貨物

条第一項(定義)に規定する酒類 酒税法 (昭和二十八年法律第六号)

造たばこ(同法第三十八条第二項(製造た ばこ代用品)に規定する製造たばこ代用品 八号)第二条第三号(定義)に規定する製 たばこ事業法 (昭和五十九年法律第六十

国の専売品

該当する貨物(同法第五十二条(輸入の承 を要するものとされている品目をいう。)に により別送して輸入する貨物及び郵便物を除 て携帯して輸入し、又は政令で定めるところ る貨物、本邦に入国する者がその入国に際し 受けることなく輸入することが認められてい 認)の輸入の承認を受けた貨物、当該承認を 命令の規定により、輸入割当てを受けること (外国為替及び外国貿易法及び同法に基づく 前号に該当する貨物を除き、非自由化品目

4 は、当該犯罪貨物等については、関税を課さな 没収又はこれに代わる追徴が行なわれた場合に 第一項及び第二項の規定により犯罪貨物等の

すべきときは、その関税は、 しない場合において、これについて関税を徴収 第一項第一号の規定により犯罪貨物等を没収 直ちにその所有者

られた場合においては、輸入がなかつたものと 定する期間内に外国貨物として保税地域に入れ から徴収する。但し、犯罪貨物等が税関長の指

れた場合(第九十七条第三項(遺失物等に係る ら徴収する。 かつ、当該貨物を輸入した者が判明しないとき 罪に係る貨物につき第二項の場合に該当せず、 の適用がない場合に限る。)において、当該犯 項まで(領置物件等に係る関税の徴収)の規定 関税の徴収)又は第百三十四条第四項から第六 (密輸貨物の運搬等をする罪) 関税を納付すべき貨物につき、第百十二条 その関税は、直ちに当該犯罪に係る犯人か の犯罪が行なわ 2

する者によつて占有された時」とあるのは、 の場合において、同条第四項中「同項の処分を の規定は、第五項の場合について準用する。こ 「領置又は差押えがされた時」と読み替えるも 第九十七条第四項(関税の賦課手続の調整)

#### 第十一章 第一節 犯則事件の調査 犯則事件の調査及び処分

(質問、 検査又は領置等

疑者等が任意に提出し、若しくは置き去つた物 件を領置することができる。 若しくは置き去つた物件を検査し、又は犯則嫌 者等に対して質問し、犯則嫌疑者等が所持し、 等」という。) に対して出頭を求め、犯則嫌疑 人(以下この項及び第百二十一条第一項(臨 め必要があるときは、犯則嫌疑者若しくは参考 捜索又は差押え等)において「犯則嫌疑者 税関職員は、犯則事件を調査するた 4

を求めることができる。 署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告 税関職員は、犯則事件の調査について、官公 5

(開示の請求)

第百二十条 税関職員は、犯則の事実を証明する とができる。 る者があるときは、 に足りる物件を身辺にかくしていると認められ 当該物件の開示を求めるこ

(臨検、捜索又は差押え等)

第百二十一条 嫌疑者等の身体、物件若しくは住居その他の場 があらかじめ発する許可状により、 を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官 ため必要があるときは、その所属官署の所在地 証拠物若しくは没収すべき物件と思 税関職員は、犯則事件を調査する 臨検、 · 犯 則 6

る 差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる 身体、物件又は住居その他の場所については、 該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同 を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当 する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録 磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用 料するものの差押え又は記録命令付差押え(電 状況のある場合に限り、捜索をすることができ じ。)をすることができる。ただし、参考人の

きは、当該電子計算機に電気通信回線で接続し 他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又 のから、その電磁的記録を当該電子計算機又は 使用されていると認めるに足りる状況にあるも こととされている電磁的記録を保管するために 計算機で変更若しくは消去をすることができる は当該他の記録媒体を差し押さえることができ 成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子 ている記録媒体であつて、当該電子計算機で作 差し押さえるべき物件が電子計算機であると

3 所、捜索すべき身体、物件若しくは場所、差しは、税関職員は、臨検すべき物件若しくは場 とができる。 め発する許可状により、前二項の処分をするこ 地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじ 若しくは印刷させるべき者の所在地を管轄する 押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、 前二項の場合において、急速を要するとき 税関職員は、臨検すべき物件若しくは場

ければならない。 状」という。)を請求する場合においては、犯三十六条(鑑定等の嘱託)を除き、以下「許可税関職員は、第一項又は前項の許可状(第百 則事件が存在すると認められる資料を提供しな

間経過後は執行に着手することができずこれを者並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期 記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録 物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は 検すべき物件若しくは場所、捜索すべき身体、 氏名(法人については、名称)、罪名並びに臨 を税関職員に交付しなければならない。 裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状 及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき 判所又は簡易裁判所の裁判官は、犯則嫌疑者の 返還しなければならない旨、交付の年月日及び 前項の請求があつた場合においては、地方裁

規定する事項のほか、 第二項の場合においては、許可状に、前項に 差し押さえるべき電子計

7 あつて、その電磁的記録を複写すべきものの範

算機に電気通信回線で接続している記録媒体で|3

第一項の規定による求めを行う場合にお

をさせることができる。 て、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押え 税関職員は、許可状を他の税関職員に交付し

(通信事務を取り扱う者に対する差押え)

第百二十二条 税関職員は、犯則事件を調査する う者が保管し、又は所持するものを差し押さえ ることができる。 の書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱 して発した郵便物、信書便物又は電信について ため必要があるときは、 て、犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対 許可状の交付を受け

2 り、許可状の交付を受けて、これを差し押さえ があると認めるに足りる状況があるものに限 又は所持するものについては、犯則事件に関係 規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、 物、信書便物又は電信についての書類で法令の 税関職員は、前項の規定に該当しない郵便 ることができる。

3 通知しなければならない。ただし、通知によつ 場合においては、その旨を発信人又は受信人に て犯則事件の調査が妨げられるおそれがある場 税関職員は、前二項の規定による処分をした

第百二十三条 税関職員は、差押え又は記録命令 ときは、当該求めを取り消さなければならな 令付差押えをする必要がないと認めるに至つた えない期間を定めて、これを消去しないよう、 的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超 事業を営む者又は自己の業務のために不特定若 信を行うための設備を他人の通信の用に供する 付差押えをするため必要があるときは、 て、当該電磁的記録について差押え又は記録命 書面で求めることができる。この場合におい 電気通信を行うための設備を設置している者に 元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁 対し、その業務上記録している電気通信の送信 しくは多数の者の通信を媒介することのできる (通信履歴の電磁的記録の保全要請) 電気通

2 前項の規定により消去しないよう求める期間 超えない範囲内で延長することができる。ただ については、特に必要があるときは、三十日を 日を超えることができない し、消去しないよう求める期間は、 通じて六十

(現行犯事件の臨検、捜索又は差押え) する事項を漏らさないよう求めることができ 必要があるときは、みだりに当該求めに関

第百二十四条 税関職員は、現に犯則を行い、

えをすることができる。

税関職員は、現に犯則に供した物件若しくは

検、捜索又は差押え等)の臨検、捜索又は差押 犯則の現場において第百二十一条第一項(臨状の交付を受けることができないときは、その るため必要であつて、かつ、急速を要し、

て、その証拠となると認められるものを集取す は現に犯則を行い終わつた者がある場合にお

許可

かに認められる者がある場合にいいの跡があつて犯則を行つてから間がないと明らの跡があつて犯則を行つてから間がないと明ら

であつて、かつ、急速を要し、許可状の交付を 拠となると認められるものを集取するため必要

合は、この限りでない。

|第百二十五条 差し押さえるべき物件が電磁的記

処分)

索又は差押えをすることができる。 る物件に対して第百二十一条第一項の臨検、 受けることができないときは、その者の所持す

捜

(電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる

録に係る記録媒体であるときは、税関職員は、

その差押えに代えて次に掲げる処分をすること

ができる。

磁的記録を他の記録媒体に複写し、

印刷、

差し押さえるべき記録媒体に記録された電

又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押

(臨検、 当該他の記録媒体を差し押さえること。 に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、 捜索又は差押え等に際しての必要な処

一 差押えを受ける者に差し押さえるべき記録

さえること。

媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体

第百二十六条 税関職員は、臨検、捜索、差押え

又は記録命令付差押えをするため必要があると 分をすることができる。 きは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処

命令付差押物件についても、 前項の処分は、領置物件、 差押物件又は記録 することができ

(処分を受ける者に対する協力要請)

第百二十七条 臨検すべき物件又は差し押さえる べき物件が電磁的記録に係る記録媒体であると

えを受ける者に対し、電子計算機の操作その他 の必要な協力を求めることができる。 きは、税関職員は、臨検又は捜索若しくは差押 (許可状の提示)

第百二十八条 臨検、 に提示しなければならない。 付差押えの許可状は、これらの処分を受ける者 (身分の証明) 捜索、差押え又は記録命令

第百二十九条 の請求があつたときは、これを提示しなければ きは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者 は記録命令付差押えをし、又は開示を求めると 質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え若しく 税関職員は、この節の規定により 2

(警察官等の援助)

第百三十条 税関職員は、臨検、捜索、 とができる きは、警察官又は海上保安官の援助を求めるこ は記録命令付差押えをするに際し必要があると 差押え又

(所有者等の立会い)

- 第百三十一条 税関職員は、人の住居、人の看守 押え又は記録命令付差押えをするときは、その 親族で成年に達した者を立ち会わせなければな む。)又はこれらの者の使用人若しくは同居の 代理人その他これらの者に代わるべき者を含 所有者若しくは管理者(これらの者の代表者、 両若しくは倉庫その他の場所で臨検、捜索、差 する邸宅若しくは建造物又は船舶、航空機、車 2
- 差押え)の規定により臨検、捜索又は差押えを 方公共団体の職員を立ち会わせなければならな 成年に達した者又はその地の警察官若しくは地 ち会わせることができないときは、その隣人で 前項の場合において、同項に規定する者を立 第百二十四条(現行犯事件の臨検、捜索又は
- 3 項の規定によることを要しない。 する場合において、急速を要するときは、 前
- 第百三十二条 税関職員は、領置、差押え又は記 の女子を立ち会わせなければならない。ただ 女子の身体について捜索をするときは、成年 押物件の所有者、所持者若しくは保管者(第百 録命令付差押えをしたときは、その目録を作成 二十五条(電磁的記録に係る記録媒体の差押え (領置目録等の作成等) 急速を要する場合は、この限りでない。 領置物件、差押物件若しくは記録命令付差

含む。)又はこれらの者に代わるべき者にその に代わる処分)の規定による処分を受けた者を 謄本を交付しなければならない。 (領置物件等の処置)

第百三十三条 運搬又は保管に不便な領置物件、 ることができる。 者又は所持者その他税関職員が適当と認める者 差押物件又は記録命令付差押物件は、その所有 に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させ

より、公告した後これを公売に付し、その代金 のおそれがあるときは、政令で定めるところに 若しくは変質したとき、又は腐敗若しくは変質 を保管することができる。 税関長は、領置物件又は差押物件が腐敗し、

いて、それぞれ準用する。 同条第五項の規定は領置物件又は差押物件につ 売又は売却等)の規定は前項の公売について、 第八十四条第三項及び第四項(収容貨物の公

3

(領置物件等の還付等)

第百三十四条 税関職員は、領置物件、差押物件 これを還付しなければならない。 なくなつたときは、その返還を受けるべき者に 又は記録命令付差押物件について留置の必要が

できない場合においては、その旨を公告しなけ 又はその他の事由によりこれを還付することが 録命令付差押物件について、その返還を受ける ればならない。 べき者の住所若しくは居所がわからないため、 税関長は、前項の領置物件、差押物件又は記

3 物件は、国庫に帰属する。 経過しても還付の請求がないときは、これらの 録命令付差押物件について公告の日から六月を 前項の公告に係る領置物件、差押物件又は記

4 から直ちに徴収する。 られる者を除く。以下この条において同じ。) き者(関税が納付されていないことを知らない は、当該関税をこれらの物件の返還を受けるべ 差押物件について関税が納付されていないとき でこれらの物件を所持することとなつたと認め 第一項の場合において、同項の領置物件又は

5 合において、これらの物件について関税その他 却された領置物件又は差押物件の代金を第一項 の国税が納付されていないときは、当該関税そ の規定により返還を受けるべき者に還付する場 (収容貨物の公売又は売却等) の規定により売 同条第三項において準用する第八十四条第三項 前条第二項の規定により公売に付され、又は

ては、当該代金をもつて当該関税その他の国税 の他の国税を直ちに徴収する。この場合におい に充てる。

納付されていないときは、当該関税を当該代金 の返還を受けるべき者から直ちに徴収する。 において、これらの物件又は貨物につき関税が よりその返還を受けるべき者に還付される場合 より売却された外国貨物の代金が同法の規定に 官に引き継がれたもの又は刑事訴訟法の規定に 十八条(検察官への引継ぎ)の規定により検察 した領置物件若しくは差押物件の代金で第百四 税関長は、前条第二項の規定により公売に付

7 は差押えがされた時」と読み替えるものとす によつて占有された時」とあるのは、「領置又 において、同条第四項中「同項の処分をする者 る。 第九十七条第四項(警察官等の通報)の規定 前三項の場合について準用する。この場合

第百三十五条 税関職員は、第百二十五条(電磁 録の複写を許さなければならない。 とが異なるときは、当該差押えを受けた者に対 の規定により電磁的記録を移転し、又は移転さ 的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分) 者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者 要がなくなつた場合において、差押えを受けた せた上差し押さえた記録媒体について留置の必 し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記 (移転した上差し押さえた記録媒体の交付等)

2 又は複写について準用する。 前条第二項の規定は、前項の規定による交付

3 は複写の請求がないときは、その交付をし、又 る公告の日から六月を経過しても前項の交付又 は複写をさせることを要しない。 前項において準用する前条第二項の規定によ

(鑑定等の嘱託)

第百三十六条 税関職員は、犯則事件を調査する 翻訳を嘱託することができる。 件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは 領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物 ため必要があるときは、学識経験を有する者に

2 四項及び第五項において「鑑定人」という。) を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊すること は、前項の税関職員の所属官署の所在地を管轄 する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可 前項の規定による鑑定の嘱託を受けた者(第

3 なければならな 前項の許可の請求は、 税関職員からこれをし

4 付しなければならない。 らない旨、交付の年月日及び裁判所名を記 着手することができずこれを返還しなければな 壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の 者の氏名(法人については、名称)、罪名、破は、当該請求を相当と認めるときは、犯則嫌疑 官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に し、自己の記名押印した許可状を税関職員に交 前項の請求があつた場合において、 裁判

5 (臨検、捜索又は差押え等の夜間執行の制限) 許可状を示さなければならない。 鑑定人は、第二項の処分を受ける者に前

第百三十七条 臨検、捜索、差押え又は記録命令 場合は、この限りでない。 をする場合及び第百二十四条(現行犯事件の きる場所でその公開した時間内にこれらの処分 食店その他夜間でも公衆が出入りすることがで の間には、してはならない。ただし、旅館、飲 できる旨の記載がなければ、日没から日出まで 付差押えは、許可状に夜間でも執行することが 検、捜索又は差押え)の規定により処分をする

録命令付差押えは、必要があると認めるとき は、日没後まで継続することができる。 (処分中の出入りの禁止) 日没前に開始した臨検、捜索、差押え又は記

第百三十八条 税関職員は、この節の規定により 所に出入りすることを禁止することができる。 は、何人に対しても、許可を受けないでその場 は記録命令付差押えをし、又は開示を求める間 質問、検査、領置、臨検、 (執行を中止する場合の処分) 差押え若しく

第百三十九条 臨検、捜索、差押え又は記録命令 場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができ 付差押えの許可状の執行を中止する場合にお て、必要があるときは、執行が終わるまでその

(捜索証明書の交付)

第百四十条 ればならない。 者の請求により、その旨の証明書を交付しなけ は没収すべき物件がないときは、捜索を受けた 捜索をした場合において、証拠物又

(調書の作成)

第百四十一条 税関職員は、この節の規定により 変更の申立てをしたときは、 がないかどうかを問い、質問を受けた者が増減 受けた者に閲覧させ、又は読み聞かせて、 質問をしたときは、その調書を作成し、質問を その陳述を調書に 誤り

置をしたときは、その調書を作成し、これに署 きないときは、その旨を付記すれば足りる。 者が署名押印せず、又は署名押印することがで 印しなければならない。ただし、質問を受けた 記載し、質問を受けた者とともにこれに署名押 税関職員は、この節の規定により検査又は領

することができないときは、その旨を付記すれ ただし、立会人が署名押印せず、又は署名押印 とともにこれに署名押印しなければならない。 名押印しなければならない。 税関職員は、この節の規定により臨検、捜 その調書を作成し、立会人に示し、立会人 差押え又は記録命令付差押えをしたとき

(管轄区域外における職務の執行)

第百四十二条 税関職員は、犯則事件を調査する 轄区域外においてその職務を執行することがで ため必要があるときは、その所属する税関の管 (税関職員以外の公務員の通知)

これを税関に通知しなければならない。 疑事件を発見し、又は捜査したときは、

直ちに 犯則嫌

第百四十三条 税関職員以外の公務員は、

関する犯則事件についての告発) (申告納税方式が適用される貨物に係る関税に 第二節 犯則事件の処分

第百四十四条 税関職員は、申告納税方式が適用 条第一項第二号(許可を受けないで輸出入する う。) の調査により犯則があると思料するとき 告納税方式適用関税に関する犯則事件」とい 同号の罪に係る事件を含む。次条において「申 等の罪)の罪に当たるものである場合における 税を免れた者に係るものに限る。)が第百十一 する偽りその他不正の行為(同号に規定する関 む。) に係る事件に限るものとし、同号に規定 項の例によることとされた者に係るものを含 遂げない者で同条第三項の規定により同条第一 限るものとし、その罪の実行に着手してこれを 第一号に規定する関税を免れた者に係るものに 十条第一項(関税を免れる等の罪)の罪(同項 される貨物に係る関税に関する犯則事件(第百 (税関職員の報告又は告発) 直ちに検察官に告発しなければならない。 6 5 4 公訴を提起されない。

第百四十五条 税関職員は、犯則事件(申告納税 を税関長に報告しなければならない。 じ。) の調査を終えたときは、その調査の結果 方式適用関税に関する犯則事件を除く。以下同 ただし、

> 次の各号のいずれかに該当する場合において 証拠となると認められるものを隠滅するお 直ちに検察官に告発しなければならない。 犯則嫌疑者が逃走するおそれがあるとき。 犯則嫌疑者の居所が明らかでないとき。

(税関長の通告処分等) それがあるとき。

第百四十六条 税関長は、犯則事件の調査により 出のみをすべき旨を通告することができる。 り通告しなければならない。この場合におい 押物件又は記録命令付差押物件の運搬及び保管 徴金に相当する金額並びに書類の送達並びに差 罰金に相当する金額、没収に該当する物件、追 犯則の心証を得たときは、その理由を明示し、 に要した費用を税関に納付すべき旨を書面によ て、没収に該当する物件については、納付の申

2 該当すると認めるときは、同項の規定にかかわ らず、税関長は、直ちに検察官に告発しなけれ 前項の場合において、次の各号のいずれかに

き 情状が懲役の刑に処すべきものであると

犯則者が通告の旨を履行する資力がないと

3 る の間、職権で、当該通告を更正することが 税関長は、犯則者が当該通告の旨を履行し、又 の他これらに類する明白な誤りがあるときは、 は前項若しくは次条の規定により告発するまで 第一項の規定による通告に計算違い、誤記そ でき

告の旨。次項及び次条第一項において同じ。) 訴の時効は、その進行を停止し、犯則者が当該 を履行した場合においては、同一事件について 過した時からその進行を始める。 通告を受けた日の翌日から起算して二十日を経 による更正があつた場合には、当該更正後の通 第一項の規定により通告があつたときは、 犯則者は、第一項の通告の旨(第三項の規定 · 公

保管に要する費用は、請求することができな ときは、公売その他の必要な処分がされるま 場合において、没収に該当する物件を所持する で、これを保管する義務を負う。ただし、その 犯則者は、第一項後段の通告の旨を履行した

(通告処分の不履行と告発)

| 第百四十七条 犯則者が前条第一項の通告(同条 第三項の規定による更正があつた場合には、当

> 2 犯則者が通告等に係る書類の受領を拒んだた ができないときも、前項と同様とする。 め、又はその他の事由により通告等をすること 犯則者の居所が明らかでないため、若しくは

第百四十八条 犯則事件は、第百四十五条ただし 関職員の告発又は第百四十六条第二項(税関長 の通告処分等)若しくは前条の規定による税関 書(税関職員の報告又は告発)の規定による税

2 第百四十四条(申告納税方式が適用される貨 録とともに検察官に引き継がなければならなれを領置目録、差押目録又は記録命令付差押目 物件又は記録命令付差押物件があるときは、こ 成)に規定する調書を添付し、領置物件、差押をもつて行い、第百四十一条各項(調書の作発)の規定による告発又は前項の告発は、書面 物に係る関税に関する犯則事件についての告

3 押物件が第百三十三条第一項(領置物件等の処すが項の領置物件、差押物件又は記録命令付差 もに、その旨を同項の規定により当該物件を保 置)の規定による保管に係るものである場合に おいては、同項の保管証をもつて引き継ぐとと

4 該物件は、刑事訴訟法の規定により検察官によ 記録命令付差押物件が引き継がれたときは、当 前二項の規定により領置物件、差押物件又は

5 (犯則の心証を得ない場合の通知等) 第一項の告発は、取り消すことができない。

において、物件の領置、差押え又は記録命令付 差押えがあるときは、その解除を命じなければ ならない。

する。 えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、公布の日から起算して三月をこ

を経過しても告発前に履行した場合は、この限に告発しなければならない。ただし、当該期間 告の旨を履行しないときは、税関長は、検察官けた日の翌日から起算して二十日以内に当該通 う。)を受けた場合において、当該通告等を受 該更正。以下この条において「通告等」とい りでない。 2 3 左に掲げる法律は、廃止する。 保税倉庫法

(検察官への引継ぎ)

長の告発を待つて論ずる。

管させた者に通知しなければならない。

第百四十九条 税関長は、犯則事件を調査し、 則嫌疑者に通知しなければならない。この場合 則の心証を得ない場合においては、その旨を犯 つて押収されたものとみなす。

保税工場法 (昭和二年法律第四十五号)

(明治三十年法律第十五号)

ントの割合を加算した割合とする。 合)とし、年十四・六パーセントの割合にあつ 割合に年一パーセントの割合を加算した割合 合をいう。以下この項及び附則第六項において 税の割合の特例)に規定する延滞税特例基準割 び年十四・六パーセントの割合は、第十二条第 規定する延滞税の年七・三パーセントの割合及 る場合を含む。以下この項において同じ。) に 場合を含む。)及び輸入品に対する内国消費税 第一項(特別とん税法第六条において準用する 合を超える場合には、年七・三パーセントの い場合には、その年中においては、年七・三パ 同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たな 二年法律第二十六号)第九十四条第一項(延滞 の徴収等に関する法律第二十条において準用す ては当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセ ーセントの割合にあつては当該延滞税特例基準 (当該加算した割合が年七・三パーセントの 第十二条第一項(延滞税)(とん税法第十条 割割

中「期間のうち当該関税の納期限の翌日から二 の金額」と、同項第三号及び同条第八項第二号いて「特例延滞税額」という。)を超える部分 る当該延滞税の額(第三号及び次項第二号にお は、当分の間、第十二条第七項第一号中「期間 する滞納処分の執行の停止等をした関税に係る する猶予特例基準割合をいう。)が年七・三パ 計算の基礎となる期間を含む年の猶予特例基準 係る延滞税」という。)につきこれらの規定に おいて「滞納処分の執行の停止等をした関税に 第八項第二号に規定する延滞税(以下この項に 例基準割合をいう。) であるとした場合にお の割合が猶予特例基準割合(租税特別措置法 日後の期間に限る。)」とあるのは「期間」と、 延滞税についてのこれらの規定の適用について 割合(租税特別措置法第九十四条第二項に規定 より免除し、又は免除することができる金額の (昭和三十二年法律第二十六号) 第九十四条第 (当該関税の納期限の翌日から二月を経過する 「の二分の一」とあるのは「のうち当該延滞税 一項(延滞税の割合の特例)に規定する猶予特 第十二条第七項第一号及び第三号並びに同条 -セントに満たない場合には、当該期間に対応

滞税額を超える部分の金額」とする。 月を経過する日後の期間」とあるのは「期間」 「の二分の一」とあるのは「のうち特例延

5 の割合に満たない場合には、その年中において特例基準割合をいう。)が年七・三パーセント 付加算金の割合の特例)に規定する還付加算金 特例基準割合(租税特別措置法第九十五条(還 定にかかわらず、当分の間、各年の還付加算金 三十五項において準用する場合を含む。) の規 還付加算金の年七・三パーセントの割合は、同 第十三条第二項(還付及び充当)に規定する (関税定率法第七条第三十二項及び第八条第 当該還付加算金特例基準割合とする。 11

6 額に一円未満の端数が生じたときは、これを切 が年○・一パーセント未満であるときは年○・ 加算した割合(延滞税特例基準割合を除く。) 別措置法第九十四条及び第九十五条に規定する 税及び還付加算金の額の計算において、租税特 一パーセントとし、その計算の過程における金 前三項の規定の適用がある場合における延滞

船長は、当分の間、政令で定めるところによとん税法附則第六項に規定する外国貿易船の で定めるものを記載した書面を税関に提出する り、当該外国貿易船の航路に関する事項で政令 ものとする。 則 (昭和二九年三月三一日法律第三 2 1 1

# 六号)

する。 この法律は、 昭和二十九年四月一日から施行

# 則 (昭和三〇年六月三〇日法律第三

この法律は、 九号) 昭和三十年七月一日から施行す 1

8 法律の施行前の期間に対応するものについて該利子税額又は加算税額の全部又は一部でこの 額又は加算税額について適用する。ただし、当の法律の施行後に納付し、又は徴収する利子税 裕税法を廃止する法律附則第二項の規定は、こ る法律の規定及び前項の規定による改正後の富 第六項の規定による改正後の同項各号に掲げ なお従前の例による。 1 する。 こえない範囲内で政令で定める日から施行す

9 納期限が到来するものを含む。)が、この法律 相続税の税額のうちこの法律の施行の日以後に 相続税の未納に係る税額(延納の許可を受けた 子税額があわせて課される所得税、法人税又は 前項本文の規定を適用する場合において、利 3

条第一項の規定は、この法律の施行後に支払 後の法人税法第二十六条の五又は関税法第十三 につき当該告知又は督促をしたものとみなす。 た利子税額については、その告知又は督促の日この法律の施行前に納税の告知又は督促をし 0) 前の期間に対応するものについては、なお従前 該還付加算金の全部又は一部でこの法律の施行 する還付加算金について適用する。ただし、当 において、前二項の規定により徴収すべき金額 額に係る利子税額は、当該利子税額の計算の基 る規定の適用があるときを除く。) は、当該税 し書の規定により従前の簡易利子税額表に関す い、又は未納の国税若しくは滞納処分費に充当 する法律の利子税額に関する規定に準じて政令 よる改正後の同項第一号から第三号までに規定 礎となる税額及び期間に応じ、第六項の規定に の施行の際に十万円未満であるとき(前項ただ で定める簡易利子税額表に掲げる金額とする。 第六項第二号又は第十二号の規定による改正 例による。 1 1

## 〇号) 則 (昭和三〇年八月九日法律第一五

範囲内において政令で定める日から施行する。 この法律は、公布の日から九十日をこえない 託されているものについては、なお従前の例に 残金でこの法律の施行の際同項の規定により供 この法律は、公布の日から施行する。 改正前の関税法第八十五条第一項に規定する 附 則 (昭和三一年五月一日法律第八八

よる。 附 則 (昭和三二年三月三一日法律第三

する。 この法律は、 七号) 昭和三十二年四月一日から施行

この法律は、 八 附 号 則 則 (昭和三二年三月三一日法律第三 昭和三十二年四月一日から施行

号) 附 則 抄 (昭和三二年五月一日法律第九〇

この法律は、公布の日から起算して三十日を

この法律の施行前にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。 (昭和三三年三月一〇日法律第六

号

(施行期日) この法律は、昭和三十三年四月一日から施

### 則 抄 (昭和三四年四月一一日法律第一

二月三十一日から施行する。 この法律は、公布の日から施行する。ただ 第九十六条の改正規定は、昭和三十五年十

## 四附八号) (昭和三四年四月二〇日法律第一

第百四十七号)の施行の日から施行する。 (関税法の一部改正に伴う経過措置) (施行期日) この法律は、国税徴収法(昭和三十四 年法律

5 この法律の施行前に関税又はその滞納処分費 押がされたものとして、これらの規定を適用す きは、この法律の施行の日にその差押又は仮差 間)に規定する差押又は仮差押がされていると がされた場合の還付加算金の計算上の控除期 税法第十三条第二項第二号又は第三号(差押等 に係る過誤納金の返還請求権につき改正後の関 2

### 六号) 附 則 (昭和三六年三月三一日法律第1

この法律は、昭和三十六年六月一日から施行

1

号 則 (昭和三七年四月二日法律第六七

第一条 この法律は、 施行する。 (施行期日) 昭和三十七年四月一日 Iから

第二条 昭和三十七年四月一日(以下「施行日」 告知の指定納期限については、従前の例によ (以下「旧国税徴収法」という。) 第四十二条のによる国税の徴収のために改正前の国税徴収法 る法律(以下「従前の税法」という。)の規定 という。) 前にこの法律の施行前の国税に関す 規定により納税の告知をした場合における当該 (国税に関する一般的経過措置) 2

2 た場合において、従前の税法の規定を適用する 税につき、施行日前に旧国税徴収法第四十二条 号)第三十六条の規定による納税の告知がされ 後に国税通則法(昭和三十七年法律第六十六 ものとした場合に徴収すべき利子税額の計算の 施行日前に課した、又は課すべきであつた国 規定による納税の告知がされ、又は施行日以

> る法定納期限とみなす。 限をもつて国税通則法第六十条第二項に規定す 施行日以後であるときは、当該指定された納期 期限とみなすものとし、当該国税につき従前の 基礎となる期間の始期が施行日以後であるとき 税法に利子税額の徴収に関する規定がなく、 は、当該期間の始期に該当する日の前日をもつ つ、その納税の告知に係る指定された納期限が て国税通則法第六十条第二項に規定する法定納 カュ

前の例による。 規定により加算すべき金額については、なお従 又は国税に係る過誤納金につき、従前の税法 充当した従前の税法の規定による国税の還付金 施行日前に支払決定をし、又は未納の国税に

(関税法等の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 国税通則法附則第五条から第八条まで 準用する。 とん税に係る延滞税及び延滞加算税額について 子税額及び延滞加算税額並びにとん税又は特別 の規定は、関税に係る還付加算金、延滞税、 利

従前の例による。 の規定により加算すべき金額については、 充当した関税の過誤納金につき改正前の関税法 施行日前に支払決定をし、又は未納の関税に なお

(罰則に係る経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした国税に係る違 なお従前の例による。 ることとされる国税に係るこの法律の施行後に 反行為及びこの附則の規定により従前の例によ した違反行為に対する罰則の適用については、

(国税に関するその他の経過措置の政令への委

第十九条 国税通則法附則及び前十八条に定める 施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 もののほか、国税通則法及びこの法律第一章の 附 (昭和三七年五月一六日法律第一

する。 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行 四〇号) 抄

1

げない。 律による改正前の規定によつて生じた効力を妨 特別の定めがある場合を除き、この法律の施行 前に生じた事項にも適用する。ただし、この法 この法律による改正後の規定は、この附則に

3 ついては、 この法律の施行の際現に係属している訴訟に 当該訴訟を提起することができない

旨を定めるこの法律による改正後の規定にかか

なお従前の例による。 のこの法律による改正後の規定にかかわらず、 管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨 この法律の施行の際現に係属している訴訟の

5

- 正前の規定による出訴期間より短い場合に限 正後の規定による出訴期間がこの法律による改 お従前の例による。ただし、この法律による改 は裁決に関する訴訟の出訴期間については、な 前の規定による出訴期間が進行している処分又 この法律の施行の際現にこの法律による改正 6
- 6 する当事者訴訟で、この法律による改正により ての出訴期間は、この法律の施行の日から起算 出訴期間が定められることとなつたものについ この法律の施行前にされた処分又は裁決に関
- よる改正後の規定にかかわらず、なお従前の例係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律に 更することを許すことができる。 による。ただし、裁判所は、原告の申立てによ は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関 この法律の施行の際現に係属している処分又 決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変 10
- での規定を準用する。 十八条後段及び第二十一条第二項から第五項ま 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第

# 六一号) (昭和三七年九月一五日法律第一

特別の定めがある場合を除き、この法律の施行2 この法律による改正後の規定は、この附則に された申請に係る行政庁の不作為その他この法 ただし、この法律による改正前の規定によつて 律の施行前に生じた事項についても適用する。 前にされた行政庁の処分、この法律の施行前に この法律は、昭和三十七年十月一日 六一号) 抄 から施行

3 にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願 前に提起された訴願等につきこの法律の施行後(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行 前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分 行後も、なお従前の例による。この法律の施行 請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下 「訴願等」という。)については、この法律の施 この法律の施行前に提起された訴願、審査の 同様とする 4 3

4 外の法律の適用については、行政不服審査法に ができることとなる処分に係るものは、同法以 よる不服申立てとみなす。 は行政不服審査法による不服申立てをすること 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後

る審査の請求、異議の申立てその他の不服申立 不服申立てをすることができない。 ての裁決等については、行政不服審査法による 第三項の規定によりこの法律の施行後にされ

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の この法律による改正前の規定により訴願等をす る期間は、この法律の施行の日から起算する。 間が定められていなかつたものについて、行政 ることができるものとされ、かつ、その提起期 不服審査法による不服申立てをすることができ この法律の施行前にされた行政庁の処分で、

9 適用については、なお従前の例による。 前八項に定めるもののほか、この法律の施行

に関して必要な経過措置は、政令で定める。 定がある場合においては、当該法律は、この法 法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟 律第百四十号)に同一の法律についての改正規 係法律の整理等に関する法律(昭和三十七年法 によって改正されるものとする。 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関

# 八号) (昭和三八年三月三一日法律第六

する。 条及び第十九条の改正規定、第二条中関税法第 する。ただし、第一条中関税定率法第十三条、 の改正規定は、昭和三十八年七月一日から施行 定並びに第三条中関税暫定措置法第七条第二項 八条、第十一条及び第百十七条の改正規定並び 第十七条第三項、第十七条の二第三項、第十八 に同法に第百十二条の二の規定を加える改正規 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行

### 附 号 則 (昭和三九年三月三一日法律第三

生じた効力を妨げない。

する。 この法律は、 昭和三十九年四月一日から施行

用については、なお従前の例による。 この法律の施行後にした行為に対する罰則の適 により従前の例によることとされる物品に係る この法律の施行前にした行為及び前項の規定

びに第十三条の二の規定並びに改正後のとん税 改正後の関税法第十二条第三項及び第四項並

> 行前に計算したものについては、改正前の法律及び還付加算金について適用し、この法律の施 法第十条の規定並びに改正後の特別とん税法第 の規定により計算したところによる。 どし金、還付金(過誤納に係る還付金を含む。) 税標準並びにこれらの税に係る延滞税、払いも する関税、とん税及び特別とん税の税額及び課 《条の規定は、この法律の施行の日以後に計算

# 〇 号 ) (昭和四〇年三月三一日法律第三

1

4 1 この法律の施行後にした行為に対する罰則の適 第二条中関税法第四条第五号、第十一条、第二 る。ただし、第一条中関税定率法第二条並びに 用については、なお従前の例による。 百十四条の改正規定並びに附則第三項の規定 第十五条第一項第六号及び第七号の改正規定、 により従前の例によることとされる貨物に係る 十三条、第二十六条、第九十七条第一項及び第 この法律の施行前にした行為及び前項の規定 この法律は、昭和四十年四月一日から施行す 昭和四十年七月一日から施行する。

### 七号) 附 則 抄 (昭和四〇年四月一五日法律第四

(施行期日)

1 過した日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して三月を経

### 0号) 附 抄 (昭和四〇年五月二二日法律第八

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十年七月一日から施行す る。

## 六号) 則 (昭和四一年三月三一日法律第三

月一日以前において政令で定める日 定日」という。) から施行する。 する。ただし、次に掲げる改正規定は、 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行 (以下「指 同年十

る改正規定 第九十七条、第百十条、第百十三条の二、第 第五条及び第十一条を除く。)、第七十七条、 百十六条、第百十八条及び第百三十四条に係 第一条中関税法の目次、第二章(第四条、

3 二 第二条中とん税法第九条第二項の改正規定 それぞれ改正後の関税法 号又は第五十二条第一項(同法第六十二条にお いて準用する場合を含む。)の税関長の承認は、 施行日前にされた改正前の関税法第四条第二 (以下「新法」とい

> みなす。 含む。)の規定によつてされた税関長の承認と う。)第五十九条の二第一項又は第五十二条第 項(新法第六十二条において準用する場合を

適用については、なお従前の例による。 この法律の施行前にした行為に対する罰則

7

## <del>-</del>号 則 (昭和四一年三月三一日法律第四

する。 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行 附 則 (昭和四二年五月二七日法律第一

## (施行期日) 号) 抄

第一条 この法律は、 第三条 改正後の関税法第十二条第一項の規 号)第三十八条第二項の規定の例による繰上請 は、施行日以後に同項ただし書に規定する納期 施行する。 求がされる場合には、繰上げに係る期限)が到 限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六 (関税法の一部改正に伴う経過措置 昭和四十二年六月一日 いから

2 数計算については、なお従前の例による。 施行日以後に計算する関税に係る端数計算につ 四項及び第五項並びに第十三条の四の規定は、 いて適用し、施行日前に計算した関税に係る端 (罰則に対する経過措置) 改正後の関税法第十二条第四項、第十三条第

滞税については、なお従前の例による。 日前に当該納期限が到来している関税に係る延 来する関税に係る延滞税について適用し、施行

第八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用 及び附則第四条の規定によりなお従前の例によ に対する罰則の適用については、 ることとされる当該関税の還付に係る違反行為 による。 なお従前の例

#### 三号) 附 則 抄 (昭和四二年五月三一日法律第二

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 昭和四十二年六月一日 から

## 号) 附則 (昭和四二年八月一日法律第一二

過した日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して一月を経 附 則 (昭和四三年三月三〇日法律第五

1

号

抄

各号に掲げる日から施行する。 する。ただし、 この法律は、 次の各号に掲げる規定は、当該 昭和四十三年四月一日から施行

実施に関する協定の効力発生の日 項第三号、第十四条及び第七十二条の改正規 に第二条中関税法第六条の二、第十二条第七 第一条中関税定率法第九条の改正規定並び 関税及び貿易に関する一般協定第六条の

この法律の施行後にした行為に対する罰則の適 により従前の例によることとされる物品に係る この法律の施行前にした行為及び前項の規定 .ついては、なお従前の例による。

## 則 (昭和四四年三月三一日法律第七

(施行期日) 号 沙

第一条 この法律は、 昭和四十四年四月一日 から

(関税法の一部改正に伴う経過措置

第三条 改正後の関税法(以下この条において ついて、それぞれ適用する。 八号の規定は、同日以後に輸入される郵便物に る通知がされる郵便物について、同法第四条第 施行日以後に同法第七十六条第三項の規定によ 「新関税法」という。)第四条第六号の規定は、 1

以後に輸入の許可を受ける貨物に係る更正の請 求について適用する。 新関税法第七条の三第一項の規定は、施行日

3 払決定又は充当をする関税(滞納処分費を含 計算については、なお従前の例による。 部又は一部で施行日前の期間に対応するものの て適用する。ただし、当該加算すべき金額の全む。)に係る過誤納金に加算すべき金額につい 新関税法第十三条の規定は、施行日以後に支 2 1

以後にされた関税法又は他の関税に関する法律 てについては、なお従前の例による。 関する法律の規定に基づく処分に係る異議申立 適用し、同日前にされた関税法又は他の関税に の規定に基づく処分に係る異議申立てについて 新関税法第八十九条第二項の規定は、施行日

税定率法第十一条に規定するものについて適用 新関税法第百五条第一項第四号の二の規定 施行日以後に輸出された貨物で改正後の関

(罰則に対する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第 二条の規定により従前の例によることとされる

る罰則の適用については、なお従前の例によ 貨物に係るこの法律の施行後にした行為に対す

## 号 附 則 、昭和四五年三月二八日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 昭和四十五年五月一日 から

## 号 則 (昭和四五年四月一日法律第一三

附

(施行期日)

第一条 六 号) 附 この法律は、公布の日から施行する。 則 (昭和四六年三月三一日法律第1

この法律は、 昭和四十六年四月一日から施行

6 行後にした行為に対する罰則の適用について は、 される物品又は関税の還付に係るこの法律の施 又は第三項の規定により従前の例によることと この法律の施行前にした行為及び附則第二項 なお従前の例による。

## 号 則 (昭和四七年三月三一日法律第六

する。 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定 により従前の例によることとされる物品に係る 用については、なお従前の例による。 この法律の施行後にした行為に対する罰則の適

### 号 附 則 (昭和四八年三月三一日法律第四

する。 この法律は、 昭和四十八年四月一日 から施行

適用については、なお従前の例による。 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

#### 八号) 附 則 抄 (昭和四九年三月三〇日法律第

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日 施行する。 から

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

|第五条 | 附則第二条第二項の規定によりなおその 効力を有するものとされる旧定率法第十八条第 条において「旧関税法」という。)第百五条第 一項第五号の規定は、なおその効力を有する。 いては、前条による改正前の関税法 一項の規定により関税の免除を受けた貨物につ (附則第七

> 第七条 この法律の施行前にした行為並びにこの この法律の施行後にした行為に対する罰則の適 物品又は関税の還付及びこの附則の規定により附則の規定により従前の例によることとされる 用については、なお従前の例による。 旧暫定法又は旧関税法の規定に係る物品に係る なおその効力を有するものとされる旧定率法、 (罰則に対する経過措置) **Ξ則の規定により従前の例によることとされる**

# 号 附 (昭和五四年三月三〇日法律第五

(施行期日)

1 から施行する。第四号)の施行の日(昭和五十五年十月一日) この法律は、民事執行法(昭和五十四年法律

行、企業担保権の実行及び破産の事件について2 この法律の施行前に申し立てられた民事執 は、 なお従前の例による。

3 項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定め支払又は償還を受ける費用の額については、同 るところによる。 前項の事件に関し執行官が受ける手数料及び

## 抄 (昭和五五年三月三一日法律第七

(施行期日) 号

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

(関税定率法及び関税法の一部改正に伴う経過 釈及び適用に関する協定が日本国について効般協定第六条、第十六条及び第二十三条の解 七条、第八条第一項若しくは第二項、第九条第八条まで、第九条第一項」を「第六条、第 力を生ずる日のいずれか遅い日 効力を生ずる日又は関税及び貿易に関する一 第六条の実施に関する協定が日本国について 第一項若しくは第二項」に改める部分に限 第八条の六第一項の改正規定(「第六条から 条の改正規定並びに第三条中関税暫定措置法 第七項第三号、第十四条第一項及び第七十二 第五条、第六条の二第一項第二号、第十二条 条及び第十一条の改正規定、第二条中関税法 で作成された関税及び貿易に関する一般協定 る。) 千九百七十九年四月十二日ジュネーヴ 第一条中関税定率法第五条、第八条、第九 5

第二条 (以下この条において「旧定率法」という。) この条において「旧定率法」という。)第一条の規定による改正前の関税定率法

> によりされた異議申立てとみなす。 による改正前の関税法第八十九条第一項の規定 は、当該異議の申出がされた日に第二条の規定 二十一条第四項の規定によりされた異議の申 で、この法律の施行の際現に係属しているもの

しなければならない。 税関長は、速やかに、当該異議申立書を大蔵大 十一条の規定を適用する。この場合において、 条第三項の通知についてされた審査請求とみな の条において「新定率法」という。)第二十一 は、この法律の施行の日に大蔵大臣に対して第 法律の施行の際現に係属しているものについて いて税関長に対してされた異議申立てで、この 臣に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通 下この条において「新関税法」という。)第九 して、第二条の規定による改正後の関税法(以 一条の規定による改正後の関税定率法(以下こ 旧定率法第二十一条第五項の決定の通知につ

3 対して審査請求をすることができる。 るものに限る。) については、新関税法第八十 の(新関税法第八十九条第二項の期間内にされ る不服申立てで、この法律の施行後にされるも 九条の異議申立てを経ずに、直ちに大蔵大臣に 旧定率法第二十一条第五項の決定の通知に係

4 てがされた日」と読み替えるものとする。 法律の施行の日」とあるのは、「当該異議申立 準用する。この場合において、第二項中「この 二項の期間内にされたものに限る。) について 立てとしてされたもの(新関税法第八十九条第 で、この法律の施行後に税関長に対する異議申 第二項の規定は、前項に規定する不服申立て

用する。 求とみなして、新関税法第九十一条の規定を適 第二十一条第三項の通知についてされた審査請 適用を受けるものにあつては、同項の期間内) る審査請求で、この法律の施行の際現に係属し にされるものに限る。) については、新定率法 ているもの及びこの法律の施行後にされるもの (新関税法第九十条の期間内(第三項の規定の 旧定率法第二十一条第五項の決定の通知に係

6 条の規定は、適用しない。 条第三項の通知については、 この法律の施行前にされた旧定率法第二十一 新関税法第九十三

(罰則に対する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。

#### 八号) 附 則 抄 (昭和五六年四月二五日法律第二

(施行期日)

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。 公布の日から起算して一年

### 附則 四号) 抄 (昭和五六年五月二七日法律第五

(施行期日)

時効に関する経過措置 決定又は賦課決定の期間制限及び徴収権の消滅 (関税及び輸入品に対する内国消費税の更正、 一条 この法律は、公布の日から施行する。

第四条 改正後の関税法第十四条 (輸入品に対す 条において「輸徴法」という。)第二十条にお る内国消費税の徴収等に関する法律(以下この については、なお従前の例による。 することができる期間並びに徴収権の消滅時効 含む。)に規定する更正、決定又は賦課決定を 三項(輸徴法第二十条において準用する場合を 税に係る改正前の関税法第十四条第二項及び第 当該法定納期限等が到来した関税及び内国消費 同じ。) について適用し、この法律の施行前に 定する内国消費税をいう。以下この条において 関税及び内国消費税(輸徴法第二条第一号に規 を含む。) に規定する法定納期限等が到来する 第一項(輸徴法第二十条において準用する場合 の規定は、この法律の施行後に関税法第十四条 いて準用する場合を含む。)及び第十四条の一

第五条 改正後の所得税法第二百四十四条第二 十七条第二項、物品税法第四十七条第二項、ト石油ガス税法第三十一条第二項、石油税法第二 糖消費税法第三十九条第二項、揮発油税法第三 二百三十八条第一項、法人税法第百五十九条第 の規定は、この法律の施行後にした所得税法第 消費税の徴収等に関する法律第二十五条第二項 法律第八十七条第六項及び輸入品に対する内国 条第二項、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する 税法第百十七条第二項、関税暫定措置法第十四 十八条第二項、取引所税法第二十条第二項、関ランプ類税法第四十一条第二項、入場税法第二 十一条第二項、地方道路税法第十七条第二項、 七十一条第二項、酒税法第六十二条第二項、砂 項、法人税法第百六十四条第二項、相続税法第 十四条第一項若しくは第二項若しくは第五十五 (罰則に関する経過措置) 項、相続税法第六十八条第一項、酒税法第五

> 条第一項、砂糖消費稅法第三十五条第一項、 これらの規定の違反行為については、 条後段、第十七条第一項、第十七条ノ二第 条第一項、トランプ類税法第三十七条第一項、 の例による。 行為について適用し、この法律の施行前にした の徴収等に関する法律第二十三条第一項の違反 八十七条第一項又は輸入品に対する内国消費税 項、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第 から第三項まで、関税暫定措置法第十二条第一若しくは第十八条後段、関税法第百十条第一項条後段、第十七条第一項、第十七条ノ二第一項 石油税法第二十四条第一項、物品税法第四十四 発油税法第二十七条第一項、地方道路税法第十 入場税法第二十五条第一項、取引所税法第十六 五条第一項、石油ガス税法第二十八条第一項、 なお従前 揮

### 附 八号) 則 (昭和五八年一二月二日法律第七

年七月一日から施行する。 この法律(第一条を除く。)は、 昭和五十九

2 この法律の施行の日の前日において法律の規 この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃 る改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下 行の日以後は国家行政組織法又はこの法律によ 定により置かれている機関等で、この法律の施 ととなるものに関し必要となる経過措置その他 とができる。 に関し必要となる経過措置は、政令で定めるこ 「関係政令」という。)の規定により置かれるこ

### 号) 抄 附 則 (昭和五九年三月三一日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日 施行する。 から

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の関税法第十 期限)が到来する関税に係る延滞税について適 規定する納期限(国税通則法(昭和三十七年法 二条第一項の規定は、この法律の施行の日(以 税に係る延滞税については、なお従前の例によ 用し、施行日前に当該納期限が到来している関 よる繰上請求がされる場合には、繰上げに係る 律第六十六号)第三十八条第二項の規定の例に 下「施行日」という。)以後に同項ただし書に

2 五項の規定は、施行日以後に計算する関税に係 第三項及び第四項並びに第十三条第四項及び第 第二条の規定による改正後の関税法第十二条

> る端数計算について適用し、施行日前に計算し た関税に係る端数計算については、なお従前の 例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第 従前の例による。 ることとされる物品に係るこの法律の施行後に した行為に対する罰則の適用については、なお 項又は第二項の規定によりなお従前の例によ

### 号) 則 抄 (昭和五九年八月一〇日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施 行する。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 旧たばこ専売法に違反した者に係る第 条第二項の規定による許可については、 前の例による。 一十二条の規定による改正後の関税法第二十四 なお従

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十六条 この法律の施行前にした行為及びこ される事項に係るこの法律の施行後にした行為 に対する罰則の適用については、なお従前の例 の法律の規定によりなお従前の例によることと による。

(政令への委任)

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるも 置は、政令で定める。 ののほか、この法律の施行に関し必要な経過措

#### 三号) 附 則 抄 (昭和六一年一二月四日法律第九

(施行期日)

第一条 この法律は、 (政令への委任) 施行する。 昭和六十二年四月一日から

第四十二条 附則第二条から前条までに定めるも ののほか、この法律の施行に関し必要な事項 は、政令で定める。

0号) 抄 (昭和六二年六月二〇日法律第八

(施行期日等)

|第一条 この法律は、商品の名称及び分類につい ての統一システムに関する国際条約が日本国に としても関税率表における物品の分類のための 同条約が昭和六十三年一月一日に効力を生じな ついて効力を生ずる日から施行する。ただし、 場合において、この法律を同日から施行した

収等に関する法律第十四条を削る改正規定を

ないときは、同日から施行する。 約」という。)の締約政府としての義務に反し 品目表に関する条約(次項において「品目表条

3 2 この法律を昭和六十三年一月一日から施行し その旨を速やかに告示するものとする。 たとしても品目表条約の締約政府としての義務 に反しないこととなつた場合には、外務大臣は 第一項の規定によるこの法律の施行日が昭

臣はその旨を速やかに告示するものとする。 六十三年一月一日に確定した場合には、大蔵大 (罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前二条 る罰則の適用については、なお従前の例によ 物品に係るこの法律の施行後にした行為に対す の規定によりなお従前の例によることとされる

# 九 附 一 号 則 抄(昭和六三年一二月一三日法律第

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

#### 附 一〇八号) 則 (昭和六三年一二月三〇日法律第 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、 から引き取られる外国貨物に係る消費税につい者が行う課税仕入れ並びに同日以後に保税地域 資産の譲渡等及び同日以後に国内において事業 元年四月一日以後に国内において事業者が行う て適用する。

2 の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日 ら施行する。 前項の規定にかかわらず、この法律のうち次 か

二 附則第二十条、第二十一条、第二十二条第 四条第三項、第二十五条第二項から第四項ま 三項、第二十三条第三項及び第四項、第二十 る。)、附則第四十八条から第五十一条まで、 法第二十四条第三項第二号の改正規定に限 項及び第二項の規定 平成元年三月一日 三条第一項及び第二項並びに第二十四条第一 第五十二条(輸入品に対する内国消費税の徴 で、第二十七条から第二十九条まで、第三十 一条から第四十五条まで、第四十六条(関税 附則第二十二条第一項及び第二項、第二十

条までの規定 平成元年四月一日 除く。)並びに附則第五十三条から第六十七

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第四十七条 前条の規定による改正後の関税法第 物に課されるべき関税について適用する。 九条の二の規定は、適用日以後に輸入される貨

## 則 抄 (平成元年三月三一日法律第一三

(施行期日)

第一条 この法律は、 平成元年四月一日から施行

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の 為に対する罰則の適用については、なお従前のは関税の還付に係るこの法律の施行後にした行 例による。 規定により従前の例によることとされる物品又

### 号)抄 附 則 (平成二年六月一九日法律第三三

(施行期日)

第一条この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日からそ一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。

### 号 抄 則 (平成三年五月二日法律第五二

(施行期日)

する。 えない範囲内において政令で定める日から施行この法律は、公布の日から起算して一年を超

#### 号) 附 則 抄 (平成三年五月一五日法律第七三

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三年十月一日から施行

## 則 抄 (平成四年三月三一日法律第一七

(施行期日)

第一条 この法律は、 平成四年四月一日 から施行

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の関税法第五 し、施行日前に輸入申告がされた保税工場にお作業による製品である外国貨物について適用 ては、なお従前の例による。 ける保税作業による製品である外国貨物につい 以後に輸入申告がされた保税工場における保税 及び附則第七条において「施行日」という。) 条の規定は、この法律の施行の日(以下この条

2 納付の日」とあるのは、「平成四年三月三十一 ものについては、同条の規定は、なおその効力 ち施行日の前日までに関税が納付されていない を有する。この場合において、同項中「関税の 日を経過した日が施行日前の日であるもののう 第一項に規定する外国貨物で同項に規定する百 日」とする。 第二条の規定による改正前の関税法第六十条

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の る罰則の適用については、なお従前の例によ 還付に係るこの法律の施行後にした行為に対す 規定により従前の例によることとされる関税の

## 九附号訓 則 (平成五年一一月一二日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律 第八十八号)の施行の日から施行する。 (諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会 の例による。 利益処分の手続に関しては、この法律による改 合においては、当該諮問その他の求めに係る不 その他の意見陳述のための手続に相当する手続 条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続 正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前 を執るべきことの諮問その他の求めがされた場 その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。 (聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により 規定により行われたものとみなす。 続は、この法律による改正後の関係法律の相当 分に係るものを除く。)又はこれらのための手 行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもの 置は、 のほか、この法律の施行に関して必要な経過措 政令で定める。

# 則 (平成六年三月三一日法律第二五

(施行期日) 号)

第一条 この法律は、 する。 平成六年四月一日 から施行

> |第四条 この法律の施行の際現に第二条の規定に よる改正後の関税法(以下この条において「新 関税法」という。)第四十二条第一項又は第五 関税法」という。)第四十二条第一項の規定に は保税倉庫は、施行日において第二条の規定に 十条の規定により許可を受けている保税上屋又 よる改正前の関税法(以下この条において「旧 より許可を受けた保税蔵置場とみなす。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

2 この条において「継続保税蔵置場」という。) に係る同条第二項に規定する許可の期間は、旧 じ。) の規定による許可の期間の満了の日まで において準用する場合を含む。次項において同 関税法第四十二条第二項(旧関税法第五十五条 の許可を受けたとみなされる保税蔵置場(以下 とする。 前項の規定により新関税法第四十二条第一項

3 申請は、施行日において新関税法第四十二条第 請とみなす。 の更新を受けるため当該税関長に対しされた申 の期間の更新を受けるため税関長に対しされた は第二項又は第五十条に規定する許可又は許可 一項又は第二項に規定する許可又は許可の期間 施行日前に旧関税法第四十二条第一項若しく

4 より施行日以後の日を終期とする期間を指定し 五条において準用する場合を含む。)の規定に たものとみなして、同項の規定を適用する。 日までの期間を指定して保税蔵置場とみなされ 四十七条第三項の規定により当該期間の満了の て保税上屋又は保税倉庫とみなされた場所につ いては、施行日において当該場所を新関税法第 旧関税法第四十七条第三項(旧関税法第五十

6 5 条第一項の規定により保税蔵置場の許可を取り は、当該取消しのあった日に新関税法第四十八 保税上屋又は保税倉庫の許可を取り消された者 び第六十二条の八第二項の規定を適用する。 消された者とみなして、新関税法第四十三条及 次項及び第七項において同じ。)の規定により 税法第五十五条において準用する場合を含む。 施行日前に旧関税法第四十八条第一項各号 施行日前に旧関税法第四十八条第一項(旧関

定による処分を行っていない場合においては、 屋又は保税倉庫の許可を受けた者に対し、施行 含む。)のいずれかに該当するに至った保税上 当該保税上屋又は保税倉庫に係る継続保税蔵置 (旧関税法第五十五条において準用する場合を |前に税関長が旧関税法第四十八条第一項の規

7 する。 日以後の日を終期とする期間を指定して外国貨 に該当したものとみなして、同条の規定を適用 場が新関税法第四十八条第一項各号のいずれ 旧関税法第四十八条第一項の規定により施

た日に当該外国貨物を当該継続保税蔵置場に入 る保税上屋又は保税倉庫に入れた日から一月を かれている外国貨物(当該継続保税蔵置場に係 八条第一項の規定により当該期間の満了の日ま 保税蔵置場は、施行日において新関税法第四十 止させられた保税上屋又は保税倉庫に係る継続 物又は輸出しようとする貨物を入れることを停 該外国貨物を当該保税上屋又は保税倉庫に入れ 経過していないものに限る。)については、当 する貨物を入れることを停止させられたものと での期間を指定して外国貨物又は輸出しようと この法律の施行の際現に継続保税蔵置場に置

9 による承認を受けた外国貨物は、当該承認の日 第一項及び第七十九条第一項の規定を適用す に新関税法第四十三条の三第一項の規定による 施行日前に旧関税法第五十二条第一項の規定

れたものとみなして、新関税法第四十三条の三

10 号、第二号、第四号、第六号又は第七号に該当 承認を受けたものとみなす。 施行日前に旧関税法第七十九条第一項第一

11 を除き、新関税法又はこれに基づく命令の相当 があるものは、この条に別段の定めがあるもの その他の行為であって、新関税法又はこれに基 なお従前の例による。 保税地域に関する規定によってした処分、手続 するに至った外国貨物(保税上屋又は保税倉庫 づく命令の保税地域に関する規定に相当の規定 に係る外国貨物に限る。)の収容については、 施行日前に旧関税法又はこれに基づく命令の

(罰則に関する経過措置)

の規定によってしたものとみなす。

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

第八条 ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 政令で定める。 附則第三条から前条までに定めるもの 0

則 (平成六年一二月二日法律第一一

号 抄

第一条 この法律は、平成七年四月一日 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該1一条 この法律は、平成七年四月一日から施行

(施行期日)

三 第一条中地方消費税に関する改正規定及び三 第一条中地方消費税に関する改正規定に限つ項及び第十三条から第十六条までの規定、附則第十七条の規定(地方財政法第四条の三第第三条の規定並びに附則第三条から第七条ま第三条の規定がに附則第三条から第七条ま までの規定 平成九年四月一日 除く。) 規定(地方交付税法附則第四条の改正規定を 並びに附則第二十条から第三十三条

## 一八号) (平成六年一二月二八日法律第一

(施行期日)

ラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日第一条 この法律は、世界貿易機関を設立するマ から施行する。

(罰則に関する経過措置)

施行前にした行為並びに附則第三条及び前条のる規定については、当該規定。以下同じ。)の第七条 この法律 (附則第一条ただし書に規定す 規定により従前の例によることとされる物品に の適用については、なお従前の例による。 係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則 (政令への委任)

か、この法律の施行に関し必要な経過措置条 附則第二条から前条までに定めるものの 政令で定める。

# 抄 (平成八年三月三一日法律第一九

(施行期日)

第一条 この法律は、 平成八年四月一日 から施行

(罰則に関する経過措置)

則の適用については、なお従前の列こよる。 第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰

# 則 (平成八年六月一四日法律第七四

(施行期日)

第一条 この法律は、国連海洋法条約が日本国に いて効力を生ずる日から施行する。

# 則 (平成九年三月二六日法律第五

施行期日) 号)抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該

> 規定による税関長の許可を受けた外国貨物又は 第四十九条において準用する場合を含む。)の

5 この法律の施行前に旧関税法第三十三条(旧 当該手数料の額に相当する金額の還付について 号の規定により手数料を納付した場合における 関税法第三十六条において準用する場合を含 む。) の許可を受けた者が旧関税法第百条第一 は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

項を加える改正規定、同法第十四条の二第二四条第一項及び第二項の改正規定、同条に一

第十三条第二項第一号の改正規定、同法第十 定、同条の次に二条を加える改正規定、同法 改正規定、同条第一項及び第七項の改正規 改正規定、同法第十二条の前に節名を付する 正規定、同法第九条の三及び第十条第二項の 条第二項の改正規定、同条に二項を加える改 八条の改正規定、同法第九条の見出し及び同 二条第一項、第六条の二第一項第二号及び第 第二条中関税法の目次の改正規定、同法第

項、第七十二条、第七十三条第一項及び第七

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の 例による。 為に対する罰則の適用については、なお従前の 規定により従前の例によることとされる物品又 は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行

年十月一日

び附則第六条から第十条までの規定 平成九

-七条第五項の改正規定並びに次条第一項及

第二条 第二条の規定による改正後の関税法(以 される貨物でその輸入申告が同日前にされたも 十月一日前に輸入された貨物(同日以後に輸入 のを含む。)に係る関税については、適用しな 下この条において「新関税法」という。)第十 二条の二及び第十二条の三の規定は、平成九年 (関税法の一部改正に伴う経過措置)

2 規定による税関へされた届出とみなす。 の日(以下この条において「施行日」という。) 条において準用する場合を含む。)の規定によ 法」という。) 第三十三条 (旧関税法第三十六 改正前の関税法(以下この条において「旧関税 において新関税法第三十三条(新関税法第三十 る税関長が行っている許可は、この法律の施行 六条第一項において準用する場合を含む。) この法律の施行の際現に第二条の規定による の

3 の規定によりされた税関に対する届出とみな 項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定に よりされた税関長に対する届出は、施行日にお 十六条において準用する旧関税法第四十条第一 の規定により許可した貨物につき旧関税法第三 いて当該貨物につき新関税法第三十六条第二項 施行日前に税関長が旧関税法第三十条第二号

4 法第四十九条において準用する場合を含む。) 物又は輸出しようとする貨物は、それぞれ施行 の規定による税関長の許可を受けている外国貨 日において新関税法第四十条第二項 一項(同項第二号に係る部分に限る。)(旧関税 この法律の施行の際現に旧関税法第四十条第 (新関税法

(政令への委任)

第五条 附則第二条から前条までに定めるものの ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 は、政令で定める。

号 (平成九年五月二三日法律第五九

(施行期日)

第一条 この法律は、 する。 平成十年四月一日から施行

(施行期日) 六号)

附 則 抄

(平成一〇年三月三一日法律第1

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施 する。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

| 十七条及び第四十八条の二(これらの規定を同第二条 第二条の規定による改正後の関税法第四 前の例による。 合併が同日前にあった場合については、 併がこの法律の施行の日以後にある場合につい 合保税地域の許可を受けた者に係る相続又は合 は、保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総の十五において準用する場合を含む。)の規定 法第六十二条、第六十二条の七及び第六十二条 て適用し、当該許可を受けた者に係る相続又は なお従

2 この法律の施行前に第二条の規定による改正 三第一項又は旧関税法第六十二条の十の規定に 行の際現に旧関税法第六十条第一項(旧関税法 よる税関長の承認を受けた貨物(この法律の施 十二条において準用する旧関税法第四十三条の 前の関税法(以下「旧関税法」という。)第六 第六十二条の十五において準用する場合を含

> 量については、なお従前の例による。 税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数物で、この法律の施行後に輸入されるものに関 ものを除く。)を原料として製造された外国貨 む。)の規定による税関長の承認を受けてい

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (罰則に関する経過措置)

(施行期日) 則 (平成一一年三月三一日法律第五

第一条 この法律は、平成十一年四月一日 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 にから施

日 に二項を加える改正規定 第二条中関税法第十三条第二項の改正 |「項を加える改正規定||平成十二年一月||同法附則第三項の改正規定及び同法附則||界二条中関税法第十三条第二項の改正規

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条 の適用については、なお従前の例による。係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則 規定により従前の例によることとされる物品に

〇二号) (平成一一年七月一六日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法 律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日 ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第一 略 三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十

(委員等の任期に関する経過措置) 条の規定 公布の日

第二十八条 この法律の施行の日の前日にお 者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他 次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、 かかわらず、その日に満了する。 の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定に 委員その他の職員である者(任期の定めのない

一から十九まで 略

一十 関税等不服審査会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもの 置は、 ほか、 この法律の施行に伴い必要となる経過措 別に法律で定める。

# 一六〇号) 抄 則 (平成一一年一二月二二日法律第

(施行期日)

る日から施行する。 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めは、平成十三年一月六日から施行する。ただ第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)

附 則 (平成一二年三月三一日法律第二 所) 則 (平成一二年三月三一日法律第二 第千三百四十四条の規定 公布の日 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二 大四条第二項、第千三百二十六条第二項及び 京子炉の規制に関する法律の一部を改正 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正

# 六号) 抄附 則 (平成一二年三月三一日法律第二

2

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施 四とし、同法第七条の次に十二条を加える改正 条までの規定については、平成十三年三月一日 正規定並びに附則第五条及び第七条から第十六 関税暫定措置法第十条の三及び第十条の四の改 まで(許可」に改める部分に限る。)、第四条中 条の三」に、「第六号まで(許可」を「第七号 書を提出期限までに提出しない罪)、第百十三 百十三条の二」を「第百十三条の二(特例申告 の改正規定、同法第百十七条の改正規定(「第 える改正規定、同法第百十五条及び第百十六条 三条の三とし、同法第百十三条の次に一条を加 の改正規定、同法第百十三条の二を同法第百十 十二条、第七十三条、第九十七条及び第百五条 十二条の十五、第六十七条、第六十八条、第七 四条、第五十八条の二(見出しを含む。)、第六 十三条まで、第十四条、第十四条の二、第二十 規定、同法第九条、第九条の二、第十条から第 第七条の二の改正規定、同条を同法第七条の十 同条を同法第七条の十五とする改正規定、同法 とする改正規定、同法第七条の三の改正規定、 七条の四の改正規定、同条を同法第七条の十六 条の五を第七条の十七とする改正規定、同法第 法の目次の改正規定、同法第二章第二節中第七 行する。ただし、第二条の規定、第三条中関税

(罰則に関する経過措置)

の適用については、なお従前の例による。係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則規定により従前の例によることとされる物品により三条この法律の施行前にした行為及び前条の第三条。この法律の施行前にした行為及び前条の

# 一号) 抄附 則 (平成一三年三月三一日法律第二

(施行期日) ‡

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第三条の規定による税関へされた届出とみなけっている許可は、この法律の施行の日(次条第一項及び第三項において「施行日」という。)第十九条の規定による税関長が法」という。)第十九条の規定による税関長がまる改正前の関税法(次項において「旧関税第二条 この法律の施行の際現に第三条の規定にす。

「刑リン制トSを過售量) 還付については、なお従前の例による。 還付については、なお従前の領に相当する金額の 法第百条第一号の規定により手数料を納付した は明税法第十九条の許可を受けた者が旧関税

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する。

# 号) 抄 附 则 (平成一四年七月三日法律第七九

(施行期日)

# 八号) 抄 附 則 (平成一四年七月三一日法律第九

(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行

の規定 公布の日三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条第二項、第を含む。)並びに附則第二十八条第二項、第一章第一節(別表第一から別表第四まで

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

に交付されていないものに限る。以下この条に便物(施行日において発送され、又は名あて人第二十五条 施行日前に郵政官署が受け取った郵

は、公社が発したものとみなす。
は、公社が発したものとみなす。
は、公社が発したものとみなす。
は、公社が発したものとみなす。
は、公社が発したものとみなす。
は、公社が受け取ったものとみなして、第百年四条の規定による改正前の関税法(以下この条において「田法」という。)第七十六条第三官署が当該施行前受領郵便物について第百十四条の規定による改正後の関税法(以下この条において「施行前受領郵便物」という。)についおいて「施行前受領郵便物」という。)についおいて「施行前受領郵便物」という。)につい

知は、当該税関長が当該施行前受領郵便物につれば、当該税関長が当該施行前受領郵便物について旧法第七4税関長が施行前受領郵便物について旧法第七年の規定により公社がした送達とみなす。 二項の規定により郵政官署がした送達は、当該 二項の規定により郵政官署がした送達は、当該

(罰則に関する経過措置)

発した通知とみなす。

いて新法第七十八条第一項の規定により公社に

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律第三十八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお場合及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合によりなお従前の例によることとされる

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公(罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定代法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置がある。

# 〇〇号)附、則(平成一四年七月三一日法律第一

(施行期日)

(罰則に関する経過措置) の施行の日から施行する。 (罰則に関する法律(平成十四年法律第九十九号)のをで関する法律(平成十四年法律第九十九号)

(その他の経過措置の政令への委任) 則の適用については、なお従前の例による。 第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰

行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施

# 一五二号) 抄附 則 (平成一四年一二月一三日法律第

(旅行其

第一条 この法律は、行政手続等における情報通常一条 この法律は、行政手続等における規定は、当該各号に定めし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めし、次の各号に掲げる規定は、行政手続等における情報通

一及び二略

三 第十一条 (地方税法第百五十一条の改正規 公布の日から起算して二年を超えない範囲内 第六十九条及び第七十条の規定 この法律の 条を加える改正規定に限る。)、第五十二条、 第四十八条(自動車重量税法第十条の次に一 条第一項の改正規定に限る。)、第四十五条、 項にただし書を加える改正規定に限る。)、第 第十三条第二項及び同法第百十三条の五第二 改正規定に限る。)、第二十一条(商業登記法 第百五十一条ノ三第七項にただし書を加える 条(不動産登記法第二十一条第四項及び同法 法第百六十三条の改正規定に限る。)、第十九 において政令で定める日 三十八条、第四十四条(国税通則法第三十四 二十二条から第二十四条まで、第三十七条 定、同条の次に一条を加える改正規定及び同 (関税法第九条の四の改正規定に限る。)、第

(罰則に関する経過措置)

(その他の経過措置の政令への委任) 第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰

付 則 (平成一五年三月三十日去津第一施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の

一号) 少附,則 (平成一五年三月三一日法律第一

一号)抄

(施行期日)

行する。 第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

(罰則に関する経過措置) 後に担保を提供する場合について適用する。 後に担保を提供する場合について適用する。 第二条 第二条の規定は、平成十五年四月一日以 第二条 第二条の規定による改正後の関税法第七

の適用については、なお従前の例による。 係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則 規定により従前の例によることとされる物品に 第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の

## 二四号 則 (平成一五年七月一八日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 は、平成十六年四月一日から施行する。 附則第二十条から第三十四条までの規定

### 附 則 五号) 抄 (平成一六年三月三一日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施 行する。ただし、第三条及び附則第三条の規定 は、同年十月一日から施行する。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の関税法第九 入が許可された貨物について適用する。 十四条の規定は、平成十六年十月一日以後に輸 (関税法の一部改正に伴う準備行為)

第四条 第三条の規定による改正後の関税法第九 条及び第九条の規定の例により行うことができ においても、準用電子帳簿保存法第六条、第七 な手続その他の行為は、第三条の規定の施行前 。)第四条第一項若しくは第二項又は第五条第 十五号)(以下「準用電子帳簿保存法」という 方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二 機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存 十四条第二項の規定において準用する電子計算 項若しくは第二項の承認及びこれに関し必要

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。

則 抄 (平成一六年六月二日法律第七六

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法 (平成十六年法律第 法」という。)の施行の日から施行する。 (罰則の適用等に関する経過措置) 第八条第三項並びに第十三条において「新破産 項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、 七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条 施行日以後にした行為に対する罰則の適用につ なお従前の例によることとされる場合における 項並びに第六条第一項及び第三項の規定により 項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一 第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一 なお従前の例による

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するも 置は、 ののほか、この法律の施行に関し必要な経過措 政令で定める。

## 則 (平成一六年六月九日法律第八八

(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日(以第一条 この法律は、公布の日から起算して五年 を超えない範囲内において政令で定める日 (罰則の適用に関する経過措置) 下「施行日」という。)から施行する。

第百三十五条 この法律(附則第一条ただし書に 為に対する罰則の適用については、なお従前の とされる場合及びなおその効力を有することと この附則の規定によりなお従前の例によること 条において同じ。)の施行前にした行為並びに 例による。 される場合におけるこの法律の施行後にした行 規定する規定については、当該規定。以下この

(その他の経過措置の政令への委任)

この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令第百三十六条 この附則に規定するもののほか、 で定める。

#### 五〇号) 附 則 (平成一六年一二月一日法律第 抄

(施行期日)

|第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施 行する。

(罰則に関する経過措置)

則の適用については、なお従前の例による。 第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰

附 則 五二号) (平成一六年一二月三日法律第

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

(罰則の適用に関する経過措置

第三十九条 この法律の施行前にした行為及びこ 例による。 為に対する罰則の適用については、なお従前の される場合におけるこの法律の施行後にした行 の附則の規定によりなお従前の例によることと

(政令への委任)

|第四十条||附則第三条から第十条まで、第二十九 の施行に関し必要な経過措置は、 条及び前二条に規定するもののほか、この法律 る 政令で定め

### 六五号) 則 (平成一六年一二月一〇日法律第 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規 定は、公布の日から施行する。

附 号 則 (平成一七年三月三一日法律第1

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 Iから施 当

条」を「電子帳簿保存法第四条」に改める部簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四 改正規定、同法第九条の三第一項第三号の改の改正規定、同法第九条第三項及び第四項の 部分に限る。)、同法第百五条第一項第四号の 規定により」を「(同条第二項において準用 の特例に関する法律」を「電子帳簿保存法」 項の改正規定及び同条第二項の改正規定 三条第一項の改正規定、同法第九十四条第 改正規定、同法第十四条の二第二項の改正規 条第二項第一号の改正規定、同法第十四条第 三の次に一条を加える改正規定、同法第十三 正規定、同法第二章第四節の二中第十二条の のように加える改正規定、同法第八条第二項 法第七条の十二第一項第二号中ニをホとし、 規定、同法第七条の六第四項の改正規定、同 規定及び同号ニを同号ホとし、同号ハを同号 の改正規定、同法第七条の五第一号ニの改正 の改正規定、同法第六条の二第一項第二号へ 部分を除く。)、同法第二条第一項第四号の一 二の改正規定、同法第百十五条第五号の改正 する場合を含む。)の規定により」に改める 定、同法第九十五条第三項の改正規定(「の し、同条第一項の次に一項を加える改正規 に改める部分を除く。)、同項を同条第三項と 分及び同項の表の上欄中「電子計算機を使用 定、同法第七十二条の改正規定、同法第七十 イからハまでを口からニまでとし、同号に次 ニとし、同号ロの次に次のように加える改正 十一条の二」を「第四十一条の三」に改める して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等 一項第四号及び第二項第五号並びに第四項の 「電子計算機を使用して作成する国税関係帳 第三条中関税法の目次の改正規定(「第四

> 則第七条の規定、附則第八条中輸入品に対す 項、第五項及び第六項、附則第六条並びに附 暫定措置法第十一条第一項の改正規定及び同 項及び第二項の改正規定並びに第五条中関税 第百三十七条の改正規定、同法第百三十八条 三十七条の前に一条を加える改正規定、同法 条及び附則第十一条の規定 平成十七年十月 同条に一項を加える改正規定並びに附則第十 定並びに同法第十九条第一項の改正規定及び 十年法律第三十七号)第六条第五項の改正規 る内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三 法第十三条の改正規定並びに附則第三条第一 第一項の改正規定並びに同法第百四十条第一 る部分に限る。)、同法第十一章第二節中第百 二項において準用する場合を含む。)」を加え 規定(「第九十四条第一項」の下に「(同条第

定及び同条に一項を加える改正規定を除く。) 改正規定並びに同法第十九条第一項の改正規 消費税の徴収等に関する法律第六条第五項 規定並びに附則第八条(輸入品に対する内国 項」を加える部分に限る。) 並びに第四条 九第一項」の下に「、第六十七条の六第一 法第百五条第一項第三号の改正規定並びに同びに前条第一項」に改める部分に限る。)、同第六十七条の六第一項(帳簿の備付け等)並 項の改正規定、同法第九十五条第三項の改正 規定及び同条に一項を加える改正規定、同法 項の改正規定、同法第六十五条第一項の改正 定(「中「当該」を「及び第三項中「当該」 条の改正規定、同法第四十一条の二の改正規 法第百十五条第五号の改正規定(「第七条の 及び前条第一項」を「第七条の九第一項及び 規定(「第七条の九第一項(帳簿の備付け等) 第七十五条の改正規定、同法第七十六条第一 定、同法第六十八条第一項の改正規定、同法 第六十七条の二の次に十条を加える改正 出し及び同条第一項の改正規定並びに同条に に改める部分に限る。)、同法第四十五条の見 一項に一号を加える改正規定、同法第四十一 第二条の規定、第三条中関税法第三十条第 附則第九条、附則第十二条及び附則第十四 項を加える改正規定、同法第六十三条第一 規

(関税法の一部改正に伴う経過措置 条の規定 平成十八年三月一日

第三条 第三条の規定による改正後の関税法(以 下「新関税法」という。) 第十二条の四の規定

次に掲げる貨物に係る関税については、 適

- た貨物(第三号又は第四号に掲げる貨物を除附則第一条第一号に定める日前に輸入され く。次号において同じ。)
- れる貨物であってその輸入申告が同日前にさ 附則第一条第一号に定める日以後に輸入さ
- 告に係る貨物であって同項に規定する輸入の 許可の日の属する月の翌月末日(次号におい て「同項の期限」という。)が附則第一条第 関税法第七条の二第二項に規定する特例申 関税法第七条の二第二項に規定する特例申 号に定める日前に到来するもの
- 条第一号に定める日以後に到来するもののう告に係る貨物であって同項の期限が附則第一 新関税法第十四条から第十四条の三までの規 ち当該特例申告が同日前にされたもの
- 下この項において同じ。)について適用し、同第二条第一号に規定する内国消費税をいう。以 期限等が到来する関税及び内国消費税(輸徴法いて準用する場合を含む。)に規定する法定納 の例による。 定する請求権の消滅時効については、なお従前 第二十条において準用する場合を含む。)に規 収権又は旧関税法第十四条の三第一項(輸徴法 て準用する場合を含む。)に規定する関税の徴 法第十四条の二第一項(輸徴法第二十条におい 賦課決定をすることができる期間並びに旧関税 する場合を含む。)に規定する更正、決定又は う。) 第十四条 (輸徴法第二十条において準用 税法(以下この項において「旧関税法」とい 国消費税に係る第三条の規定による改正前の関 日前に当該法定納期限等が到来した関税及び内 新関税法第十四条第四項(輸徴法第二十条にお 場合を含む。)は、この法律の施行の日以後に の徴収等に関する法律(以下この項において 定(これらの規定を輸入品に対する内国消費税 「輸徴法」という。)第二十条において準用する 3 2
- の施行の日前にした同条第一項に規定する違反 行為については、適用しない。 新関税法第四十一条の二の規定は、この法律
- 新関税法第四十八条第一項第二号の規定は、
- 同条第一項並びに同条第三項において準用する を受けた場合について適用する。 第二号に規定する刑に処せられ、又は通告処分 この法律の施行の日以後に新関税法第四十三条 新関税法第九十四条第二項において準用する

6 係る犯則事件の処分及び第一項の規定により新 後に輸出が許可された貨物について適用する。 を業として輸出する者について適用される場合 税法第九十四条第二項に規定する一般輸出貨物 九条の二まで及び第十一条第一項の規定(新関 法律第二十五号。次条第二項及び第三項におい に限る。)は、附則第一条第一号に定める日以 て「電子帳簿保存法」という。) 第四条から第 類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書 附則第一条第一号に定める日前にした行為に

第四条 新関税法第六十七条の三第一項の承認及 る承継に係る手続を含む。)は、附則第一条第 四十八条の二第一項から第五項までの規定によ 法第六十七条の十において準用する新関税法第 関税法第十二条の四の規定が適用されないこと 七条の三第五項及び第六項並びに第六十七条の びこれに関し必要な手続その他の行為(新関税 前の例による。 十一章第二節の規定の適用については、なお従 にした行為に係る犯則事件に限る。) の処分に とされている関税に関する犯則事件(同日以後 二号に定める日前においても、新関税法第六十 (関税法の一部改正に伴う準備行為) ついての第三条の規定による改正前の関税法第

条第一項若しくは第二項の承認及びこれに関し 用電子帳簿保存法」という。)第四条又は第五 四の規定の例により行うことができる。 うことができる。 第六条、第七条及び第九条の規定の例により行 必要な手続その他の行為は、附則第一条第二号 する電子帳簿保存法(以下この項において「準 に定める日前においても、準用電子帳簿保存法 新関税法第六十七条の六第二項において準用

九条の規定の例により行うことができる。 出する者について適用される場合に限る。)に 条第二項に規定する一般輸出貨物を業として輸 子帳簿保存法」という。) 第四条又は第五条第 も、準用電子帳簿保存法第六条、第七条及び第 よる承認及びこれに関し必要な手続その他の行 電子帳簿保存法(以下この項において「準用電 (罰則に関する経過措置) 一項若しくは第二項の規定(新関税法第九十四 新関税法第九十四条第三項において準用する 附則第一条第一号に定める日前において

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、 なお従前の例による。

必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第 一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日 ら施行する。

| った郵便物(この法律の施行前に発送され、又| 第八十八条 この法律の施行前に旧公社が受け取 関税法(以下この条において「旧法」という。)便物について第五十六条の規定による改正前の この場合において、旧公社が当該施行前受領郵 う。) については、郵便事業株式会社が受け取 は名あて人に交付されていないものに限る。 るときは、当該通知は、郵便事業株式会社が発 第七十六条第三項の規定により通知を発してい いう。) 第七十六条第三項の規定を適用する。 正後の関税法(以下この条において「新法」と ったものとみなして第五十六条の規定による改 下この条において「施行前受領郵便物」とい (関税法の一部改正に伴う経過措置)

3 2 二項の規定により旧公社がした送達は、当該施 事業株式会社を経て発した通知とみなす。 行前受領郵便物について新法第七十七条第二項 ついて新法第七十七条第一項の規定により郵便 通知は、当該税関長が当該施行前受領郵便物に 十七条第一項の規定により旧公社を経て発した 施行前受領郵便物について旧法第七十七条第

株式会社に発した通知とみなす。 て新法第七十八条第一項の規定により郵便事 十八条第一項の規定により旧公社に発した通 は、当該税関長が当該施行前受領郵便物につい

第百十七条 この法律の施行前にした行為、この れる場合におけるこの法律の施行後にした行 為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定 附則の規定によりなお従前の例によることとさ によりなおその効力を有するものとされる旧郵

第十七条 政府は、この法律の施行後五年を経過 案し、必要があると認めるときは、新関税法の 規定について検討を加え、その結果に基づいて した場合において、新関税法の施行の状況を勘

したものとみなす。

税関長が施行前受領郵便物について旧法第七

4 税関長が施行前受領郵便物について旧法第七 の規定により郵便事業株式会社がした送達とみ

(罰則に関する経過措置)

条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にし 効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定 条(第十五号に係る部分に限る。)の規定の失 限る。) の規定の失効前にした行為、この法 預り金寄附委託法第八条(第二号に係る部分に 律の施行後附則第二十七条第一項の規定により 振替法第七十条(第二号及び第三号に係る部分 よりなおその効力を有するものとされる旧郵便 この法律の施行後附則第十三条第一項の規定に 係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、 便為替法第三十八条の八(第二号及び第三号に た行為に対する罰則の適用については、なお の適用がある場合における郵政民営化法第百四 ものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二 二条第一項の規定によりなおその効力を有する 効前にした行為、この法律の施行後附則第四十 十条(第二号に係る部分に限る。)の規定の おその効力を有するものとされる旧公社法第七 なおその効力を有するものとされる旧郵便振替 前の例による。 の施行後附則第三十九条第二項の規定によりな に限る。)の規定の失効前にした行為、この法 律 失

### 七号) 附 則 (平成一八年三月三一日法律第一

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施 該各号に定める日から施行する。

名を付する改正規定、同法第七十四条の改正を加える改正規定、同法第七十一条の次に節 定、同法第九十一条の改正規定、同法第九十 法第七十五条の改正規定、同条の次に節名を 規定、同条の次に節名を付する改正規定、 同法第六十七条の十二の次に節名を付する改 の改正規定、同法第百十七条の改正規定( 第百十二条の改正規定、 正規定、同法第百九条の二の改正規定、同法 に一条を加える改正規定、同法第百九条の改 三条の改正規定、同法第十章中第百九条の 付する改正規定、同法第七十六条の改正規 正規定、同法第六十九条の次に一節及び節名 六十七条の二の次に節名を付する改正規定、 十七条の前に節名を付する改正規定、同法第 改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第 六十五条の二の改正規定、同法第六章中第六 「第百九条」を「第百八条の四」に改める部 第二条の規定並びに第五条中関税法目次の 同

五条の規定 平成十八年六月一日 条の規定、附則第十二条の規定及び附則第十 及び同法第百十八条の改正規定並びに附則第 入してはならない貨物を輸入する罪・輸入し てはならない貨物」に改める部分に限る。) 分及び「禁制品を輸入する罪・禁制品」を 「輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸 一条の規定、附則第五条の規定、附則第十一 第六条の規定 平成十八年七月一日

める部分及び「同項第三号」の下に「及び第「農林水産大臣」を「農林水産大臣等」に改 中同法第六十九条の二第一項に一号を加える の規定及び附則第十三条の規定 平成十九年 る。) 並びに第十条の規定並びに附則第三条 ら第四号まで」に改める部分及び「同号」を 八条の四の改正規定(「及び第三号」を「か 四号」を加える部分に限る。)及び同法第百 分を除く。)、同法第七十五条の改正規定( 正規定、同法第六十九条の七の改正規定( 規定、同法第六十九条の八第一項第十号の改定、同法第六十九条の六第八項第一号の改正 の改正規定、同法第六十九条の五の改正規 改正規定、同条第二項の改正規定、同法第六 (輸出差止申立てに係る供託等)」に改める部 十九条の三の改正規定、同法第六十九条の四 「同項第三号及び第四号」に改める部分に限 「前条第十項」を「第六十九条の六第十項 二から第十二条の四までの改正規定、第七条 第三条の規定、第五条中関税法第十二条の

号)の施行の日 部を改正する法律(平成十八年法律第百六 染症の患者に対する医療に関する法律等の一 を加える部分に限る。) 感染症の予防及び感 定(「第四号まで」の下に「、第五号の二」 る改正規定並びに同法第百九条の二の改正規 五号の二」を加える部分に限る。)、同法第六 二の改正規定(「第四号まで」の下に「、第 十九条の十一第一項第五号の次に一号を加え 第七条中関税法第三十条及び第六十五条の

五 第七条中関税法目次の改正規定、同法第三 改正規定、同法第六十九条の十八の改正規 号の改正規定、同法第六十九条の六第三項の 分を除く。)、同法第六十九条の二第一項第三 号まで」の下に「、第五号の二」を加える部 十条及び第六十五条の二の改正規定(「第四 同法第六章第四節第三款中同条を第六十

> の規定並びに附則第十四条の規定 意匠法等同法第百十三条の四の改正規定並びに第八条 第五号の二」を加える部分を除く。)並びに 条の二の改正規定(「第四号まで」の下に「、 四とする改正規定、同法第六十九条の十を同 十五号)附則第一条第二号に規定する日 の一部を改正する法律(平成十八年法律第五 く。)、同法第百九条の改正規定、同法第百九 ら第四号まで」に改める部分及び「同号」を 八条の四の改正規定(「及び第三号」を「か く。)、同法第九十一条の改正規定、同法第百 号」の下に「及び第四号」を加える部分を除 林水産大臣等」に改める部分及び「同項第三 十五条の改正規定(「農林水産大臣」を「農 規定、同法第七十四条の改正規定、同法第七 同法第六十九条の六の次に一条を加える改正 正規定、同条の次に二条を加える改正規定、 同節第一款中同条を第六十九条の八とする改 立てに係る供託等)」に改める部分に限る。)、 項」を「第六十九条の六第十項(輸出差止申 同法第六十九条の七の改正規定(「前条第十 条の八を第六十九条の十一とする改正規定、 九条の十二とする改正規定、同款中第六十九 六十九条の九の改正規定、同条を同法第六十 法第六十九条の十三とする改正規定、同法第 同法第六十九条の十一を同法第六十九条の十 条を同法第六十九条の十五とする改正規定、 規定、同法第六十九条の十二の改正規定、同 定、同条を同法第六十九条の十六とする改正 る改正規定、同法第六十九条の十三の改正規 改正規定、同条を同法第六十九条の十七とす 八とする改正規定、同法第六十九条の十四の 十五の改正規定、同条を同法第六十九条の十 条の十九とする改正規定、同法第六十九条の 九条の十六の改正規定、同条を同法第六十九 六十九条の二十とする改正規定、同法第六十 条の十七の改正規定、同節第二款中同条を第 九条の二十一とする改正規定、同法第六十九 「同項第三号及び第四号」に改める部分を除

六 第五条中関税法第十五条の改正規定、同条 第十八条の改正規定、同条の次に一条を加え の次に一条を加える改正規定、同法第十六条 定、同法第九十七条の改正規定、 条の改正規定、同法第六十七条の二の改正規 の次に一条を加える改正規定、同法第二十六 る改正規定、同法第二十条の改正規定、同条 の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法 同法第百十 | 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施

ない範囲内において政令で定める日 条の規定 公布の日から起算して一年を超え 物」に改める部分を除く。)並びに附則第七 らない貨物を輸出する罪・輸入してはならな 品を輸入する罪・禁制品」を「輸出してはな を「第百八条の四」に改める部分及び「禁制 び同法第百十七条の改正規定(「第百九条」 える改正規定、同法第百十六条の改正規定及 第百十五条の改正規定、同条の次に一条を加 三条の改正規定、同法第百十四条の改正 い貨物を輸入する罪・輸入してはならない貨 定、同条の次に一条を加える改正規定、

第三条 第五条の規定による改正後の関税法第十 次に掲げる貨物に係る関税については、適用し二条の三第二項、第五項及び第七項の規定は、 賦課については、なお従前の例による。 ないものとし、当該関税に係る無申告加算税の 二 関税法第七条の二第二項に規定する特例申 (関税法の一部改正に伴う経過措置) た貨物(次号に掲げる貨物を除く。) 附則第一条第三号に定める日前に輸入され

第六条 この法律(附則第一条ただし書に規定す る規定については、当該規定)の施行前にした 法律の施行後にした行為に対する罰則の適用 ることとされる関税の還付又は物品に係るこの 行為及び附則第四条の規定により従前の例によ (罰則に関する経過措置) 第三号に定める日前に到来するもの許可の日の属する月の翌月末日が附則第一条 告に係る貨物であって同項に規定する輸入の

した場合において、第五条の規定による改正後第十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過 え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるも 認めるときは、同法の規定について検討を加 の関税法の施行の状況を勘案し、必要があると のとする。

(検討)

### 三号) 則 抄 (平成一八年六月一五日法律第七

(施行期日)

から施行する。

〇号) 則 抄 (平成一九年三月三一日法律第I

該各号に定める日から施行する。

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等施設及び区域並びに日本国における合衆国軍

の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律

附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間 月三十一日」に改める部分を除く。)並びに

の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく

(施行期日)

ついては、なお従前の例による。 定並びに第四条中関税暫定措置法第八条の四規定及び同法第百十五条の二第八号の改正規 成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三 。) 及び同法第十三条第一項の改正規定 (「平 第一項の改正規定(「同法第六十二条」を 「同法第六十一条の四」に改める部分に限る

条の改正規定及び附則第十三条の規定 業法(昭和四十二年法律第百二十二号)第六 十七条の改正規定並びに附則第十一条中通関 の改正規定並びに第四条中関税暫定措置法第 条までの改正規定及び同法第百三十六条の二 第百十四条までの改正規定、同法第百十四条 同法第二十四条の改正規定、同法第二十六条 条の三とし、同法第十五条の次に一条を加 十九年六月一日 える改正規定、同法第百十六条から第百十八 を加える部分に限る。)、同条の次に一条を加 する者は、」の下に「一年以下の懲役又は」 定、同法第百十五条の二の改正規定(「該当 える部分を除く。)、同法第百十五条の改正規 の二の改正規定(同条第九号の次に一号を加 十一条の改正規定、同法第百十三条の三から から第百九条の二までの改正規定、同法第百 法第七十六条の改正規定、同法第百八条の四 の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同 る改正規定、同法第十八条の二の改正規定、 第二条中関税法第十五条の二を同法第十五

三 第二条中関税法第四条の改正規定、同法第 二 第二条中関税法第六十九条の二から第六十 法第百一条の改正規定、同法第百五条の改正の改正規定、同法第七十九条の改正規定、同 定、同法第六十二条の改正規定、同法第六十 第五十条から第五十五条までの改正規定、 改正規定、同法第四十一条の改正規定、同法 七条の二第二項の改正規定(「当該許可ごと 号)の施行の日(平成十九年七月一日) 改正する法律(平成十八年法律第百二十一 九条の四までの改正規定 著作権法の一部を 七条の二の改正規定、同法第六十九条の十二 法第六十一条の三の次に二条を加える改正規 に」を削る部分に限る。)、同法第三十四条の 同

る法律(昭和三十年法律第三十七号)第二条 中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関す (1)の(四)の改正規定並びに附則第十四附則第十一条中通関業法第二条第一号イの 四条の改正規定及び同法第十条の改正規定、 の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第 第百十二号)第七条の改正規定、附則第七条 平成十九年十月一日

日本国における合衆国軍隊の地位に関する協 保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全 法(平成十七年法律第九十七号)の施行の日及び同法第二十四条の改正規定 郵政民営化 費税の徴収等に関する法律第七条の改正規定定並びに附則第七条中輸入品に対する内国消十四条の二第九号の次に一号を加える改正規 条の次に四条を加える改正規定及び同法第百」第二条中関税法第七十七条の改正規定、同 において政令で定める日 公布の日から起算して二年を超えない範囲内 附則第十条の規定及び附則第十二条の規定 法律第九条の改正規定、附則第八条の規定、 定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する に限る。)並びに次条、附則第六条中日本国 簡易手続)の規定による提示」に改める部分 の規定による通知」を「(郵便物の輸出入の 改正規定 (「(郵便物を受け取つた旨の通知) 部分を除く。)及び同法第八条の六第四項の 十二条」を「同法第六十一条の四」に改める 法第八条の四第一項の改正規定(「同法第六 第三条の規定並びに第四条中関税暫定措置

第二条 前条第五号に掲げる規定の施行の日前 (関税法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律(附則第一条ただし書に規定す 行為に対する罰則の適用については、なお従前る規定については、当該規定)の施行前にした ついては、なお従前の例による。 六条第三項の規定による通知がされた郵便物に に、第三条の規定による改正前の関税法第七十 (罰則に関する経過措置)

第五条 附則第二条から前条までに規定するもの は、政令で定める (政令への委任) か、この法律の施行に関し必要な経過措置

第十七条 政府は、この法律の施行後五年を経過 した場合において、 第二条及び第三条の規定に

> 講ずるものとする。 検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を 要があると認めるときは、同法の規定について よる改正後の関税法の施行の状況を勘案し、必

# 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。

の特例)」を加える部分を除く。)、同法第百の下に「、第六十三条の二第一項(保税運送 九条の二の改正規定及び同法第百十二条の改 第六十五条の二の改正規定 (「(保税運送)」 第二条中関税法第三十条の改正規定、同法

規定 平成二十年七月一日 で同法第百三十二条の次に一条を加える改正 で同法第百三十二条の次に一条を加える改正規定及 正規定 平成二十年六月一日

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律(前条ただし書に規定する規定 よる。 対する罰則の適用については、なお従前の例にについては、当該規定)の施行前にした行為に

(政令への委任)

(検討) 施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第七条 関税法の施行の状況を勘案し、必要があると認 た場合において、第二条の規定による改正後の144条 政府は、この法律の施行後五年を経過し その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと めるときは、同法の規定について検討を加え、

号附 則 (平成二〇年五月二日法律第三〇

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日

**六号) 抄 附 則 (平成二〇年五**) を経過した日から施行する。 (施行期日) (平成二〇年五月三〇日法律第四

第一条 この法律は、 行する。 平成二十年十月一日から施

四附号訓 則 (平成二一年三月三一日法律第

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から 当該各号に定める日から施行する。施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

# (平成二〇年三月三一日法律第五

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の

(施行期日) 附

条の改正規定は、平成二十二年六月一日から施四から第百十条まで、第百十二条及び第百十七 施行する。ただし、第一条中関税法第百八条の

第二条 この法律(前条ただし書に規定する規定 対する罰則の適用については、なお従前の例に については、当該規定)の施行前にした行為に (罰則に関する経過措置)

号) (平成二三年三月三一日法律第七

(施行期日)

当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 七条の九の改正規定、 第三条中関税法第四条の改正規定、 同法第十五条の改正規

十五条の二の改正規定並びに附則第六条中日

第二条中関税法第六十九条の十一の改正規 定、同法第二十条の二の改正規定、同法第三 定、同法第四十三条の三の改正規定、同法第 十条の改正規定、同法第四十一条の改正規 八条の二の改正規定、同法第二十条の改正規 定、同法第十五条の三の改正規定、同法第十

平成二十一年七月一日改正規定を除く。)及び附則第五条の規 第二条の規定(関税法第六十九条の十一 平成二十一年六月一日

(関税法の一部改正に伴う準備行為)

第二条 第二条の規定による改正後の関税法 の十三第二項及び第四項の規定の例により、 の申請を行うことができる。 に定める日前においても、新関税法第六十七条 項の認定を受けようとする者は、前条第二号 「新関税法」という。) 第六十七条の十三第条 第二条の規定による改正後の関税法(以 そ

第三条 この法律(附則第一条ただし書に規定す (罰則に関する経過措置)

行為に対する罰則の適用については、なお従前る規定については、当該規定)の施行前にした の例による。 (政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律 る。 の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

同法第六十七条の十一とする改正規定、同法定、同法第六十七条の九の改正規定、同条を

の十を同法第六十七条の十二とする改正規 七条の十二を削る改正規定、同法第六十七条

改正規定、同法第六十七条の十一及び第六十 改める部分を除く。)、同法第六十七条の三の として定められている物品でその譲許の便益

において関税の譲許が一定の額を限度の基準 五条1(メキシコ協定附属書一の日本国の表

の適用を受けるものに係る場合に限る。)」に

業産品等であつて同項」を「メキシコ協定第 項第二号(特恵関税等)に規定する特定鉱 改正規定(「関税暫定措置法第八条の二第一 六十三条の改正規定、同法第六十七条の二の

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過 定について検討を加え、その結果に基づいて必 し、必要があると認めるときは、新関税法の規た場合において、新関税法の施行の状況を勘案 要な措置を講ずるものとする。

則 (平成二二年三月三一日法律第一

六十七条の三の次に二条を加える改正規定、同法第六十七条の六とする改正規定、同法第

定、同法第六十七条の四の改正規定、同条を 七条の五を同法第六十七条の七とする改正規

第六十七条の八とする改正規定、同法第六十 同法第六十七条の六の改正規定、同条を同法

の七を同法第六十七条の九とする改正規定、 十七条の十とする改正規定、同法第六十七条 第六十七条の八の改正規定、同条を同法第六

同法第六十七条の十三の改正規定、同法第六

気的方式その他人の知覚によつては認識する 十九条の十一の改正規定 (「(電子的方式、磁

て、電子計算機による情報処理の用に供され ことができない方式で作られる記録であ

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日 条の四第三項」に改める部分に限る。)、同 をいう。次号において同じ。)」を削る部分、 子計算機による情報処理の用に供されるもの 式その他の人の知覚によつては認識すること るものをいう。)」を削る部分に限る。)、同法 に一号を加える部分を除く。) 及び同法第 第百十四条の二の改正規定(同条第十号の び「第六十七条の十一第三項」を「第六十七 「呈示させ」を「提示させ」に改める部分及 ができない方式で作られる記録であつて、電 百五条の改正規定(「(電子的方式、磁気的方 正規定、同法第九十五条の改正規定、同法第 第七十五条の改正規定、同法第七十六条の改

一略

一条の改正規定 平成二十三年十月一日第十一条の改正規定 平成二十三年十月一日第十一条の改正規定及び附則第八条中輸入品に第五条の改正規定及び附則第八条中輸入品に第五条の改正規定及び附則第八条中輸入品に第五条の改正規定及び附則第八条中輸入品に第五条の改正規定及び附則第八条中輸入品に第十一条の改正規定及び附則第八条中輸入品に第十一条の改正規定 でに次条第一項において「輸徴法」という。)びに次条第一項において「輸徴法」という。)でに次条第一項において「輸徴法」という。)の場上の場合を関する。

供されるものをいう。次号において同じ。)」 八条中輸徴法第二十条の改正規定 経済社会 ら第十四条の三までの改正規定並びに附則第 同法第十三条の改正規定及び同法第十四条か を削る部分、「呈示させ」を「提示させ」に であつて、電子計算機による情報処理の用に 認識することができない方式で作られる記録 式、磁気的方式その他の人の知覚によつては 二十三年法律第百十四号)の施行の日 めの所得税法等の一部を改正する法律(平成 の構造の変化に対応した税制の構築を図るた 第三条中関税法第七条の十五の改正規定、 第三条中関税法第八十八条の二の改正規 同法第百五条の改正規定 (「(電子的方 3 2

(平成二十三年法律第六十二号)の施行の日 (平成二十三年法律第六十二号)の施行の日 (平成二十三年法律第六十二号)の施行の日 (平成二十三年法律第六十二号)の施行の日 (平成二十三年法律第六十二号)の施行の知覚によつ (平成二十三年法律第六十一の改正規定 (「(電 4 及び同法第六十九条の十一の改正規定 (「(電 4 及び同法第六十九条の二の改正規定

する法律(平成二十三年法律第百十四号)附の構築を図るための所得税法等の一部を改正規定 経済社会の構造の変化に対応した税制

定臨特法第十条の改正規定及び附則第七条のびに第四条の規定並びに附則第六条中地位協

正規定(同条第十号の次に一号を加える部分を加える改正規定、同法第百十四条の二の改三とする改正規定、同法第百五条の次に一条除く。)、同法第百五条の二を同法第百五条のと「第六十七条の四第三項」に改める部分をびめる部分及び「第六十七条の十一第三項」

に限る。)及び同法第百十六条の改正規定並

則第一条第五号に規定する日

第二条 第三条の規定による改正後の関税法 た関税及び内国消費税については、なお従前の合を含む。)に規定する法定納期限等が到来し 用し、同日前に第三条の規定による改正前の関いう。以下この項において同じ。) について適 税法 法定納期限等が到来する関税及び内国消費税 条において準用する場合を含む。)に規定する る改正前の輸徴法第二十条において準用する場 う。) 第十四条第四項 (附則第八条の規定によ 後に新関税法第十四条第四項(新輸徴法第二十 る場合を含む。) は、前条第三号に定める日以 定による改正後の輸徴法(以下この項において 規定を輸徴法第六条第六項又は附則第八条の規 十四条から第十四条の三までの規定(これらの 下「新関税法」という。)第七条の十五及び第 (輸徴法第二条第一号に規定する内国消費税を 「新輸徴法」という。)第二十条において準用す (関税法の一部改正に伴う経過措置) (以下この条において「旧関税法」とい

新関税法第八十八条の二第一項の規定は、前期税法第八十八条の二第一項に規定する行為について八十八条の二第一項に規定する行為については、なお従前の例による。明税法第八十八条の二第一項の規定は、前額税法第八十八条の二第一項の規定は、前額税法第八十八条の二第一項の規定は、前額額法第八十八条の二第一項の規定は、前額額法第一項の規定は、前額額法第一項の規定は、前額額法第一項の規定は、前額額法第一項の規定は、前額額法第一項の規定は、前額額法第一項の規定は、前額額法第一項の規定は、前額額法第一項の規定は、前額額法第一項の規定は、前額額法第一項の規定は、前額額法第一項の規定は、

 新関税法第百五条第一項第四号の二及び第六 等に対して当該調査(展工の項において「総 法さ行われている調査(同日前から引き に規定する輸入者等(以下この項において「輸 出入者等」という。)に対して行う質問、検査 という。)に対して行う質問、検査 に規定する輸入者等(以下この項において「輸 出入者等」という。)に対して行う質問、検査 に規定する輸入者等(以下この項において「輸 出入者等の規定は、前条第四号に定める日以後に同項 に係るものを除く。)について適用し、同日前 に係るものを除く。)について適用し、同日前 に係るものを除く。)について適用し、同日前 に係るものを除く。)について適用し、同日前 に係るものを除く。)について適用し、同日前 に係るものを除く。)について適用し、同日前 に係るものを除く。)について適用し、同日前 に係るものを除く。)について は検査を行っていたものに限る。以下この項及 は検査を行っていたものに限る。以下この項及 は検査を行っていたものに限る。以下この項 に係るものを除く。)について適用し、同日前 に係るものを除く。)について適用し、同日前 に係るものを含む。)については、 なお従前の例による。

に定める日以後に輸入者に対して行う質問、検5 新関税法第百五条の二の規定は、前条第四号

(罰則に関する経過措置) に係るものを除く。)について適用する。 査又は提示若しくは提出の要求(経過措置調査

第四条 この法律(附則第一条ただし書に規定すの例による。

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律

(政令への委任)

· 検討)

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過第十二条 政府は、この法律の施行の状況を勘めるときは、新関税法の必要な措置を講ずると認めるときは、新関税法の必要な措置を講ずると認めるときは、新関税法の施行の状況を勘

# 二号〉 少附 則 (平成二三年三月三一日法律第一

(施行期日) 二号)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から第一条 この法律は、平成二十三所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年)の法律は、平成二十三年四月一日から

# 四号) 抄 附 則 (平成二三年六月二四日法律第七

(施行期日)

日を経過した日から施行する。 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十

一四号) 抄附 則 (平成二三年一二月二日法律第一

(施行期日)

(罰則に関する経過措置) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第百四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条においてにおけるこの法律の施行後にした行為に対するにおけるこの法律の施行後にした行為に対するにおけるこの法律の施行後にした行為に対する場合におりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の公布の日が平成二十三年四月一日(この法律の公布の日が平成二十三年四月一日(この法律の公布の日が平成二十三年四月一日(別)第一条各号に掲げる規管を表示。

必要な事項(この附則の規定の読替えを含む。) る改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し 年四月一日後となる場合におけるこの法律によ 第百四条の二 この法律の公布の日が平成二十三

過措置は、政令で定める。その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経

(その他の経過措置の政令への委任)

第百五条 この附則に規定するもののほか、この は律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定 は律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定 は、政令に関し必要な経過措置は、政令で定 は、政令に関し必要な は、政令で定

# 九号) 抄 附 則 (平成二四年三月三一日法律第一

(施行期日)

当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から

月一日同法第九十四条の改正規定 平成二十四年七年二条中関税法第六十八条の改正規定及び

略

二 第二条中関税法第十五条の改正規定、同法第六十七条の二の改正規定(同条第三項に係る部十七条の二の改正規定(同条第三項に係る部分に限る。)、同法第九十九条の改正規定(「承認又は」の下に「第十六条第三項に係る部分に限る。)、同法第百十四条の立立規定がで開り、同法第方十四条の立立規定がで開り、同法第方十四条の立立規定がである。)。同法第方十四条の立立規定がである。)。一次の政立規定がである。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の関税法(次第二条 第二条の規定による改正後の関税法」をいう。)第九十四条の規定は、前条第一号にという。)第九十四条の規定による改正後の関税法(次第二条 第二条の規定による改正後の関税法(次

律の施行の際既にその公訴の時効が完成している規定については、なお従前の例による。 については、なお従前の例による。 については、なお従前の例による。 りの施行前にした行為に対する罰則の適用 じ。)の施行前にした行為に対する罰則の適用 で。 次項において同

(罰則に関する経過措置)

(政令への委任) る罪については、適用しない。

の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めの施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

た場合において、新関税法の施行の状況を勘案第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過し

要な措置を講ずるものとする。 定について検討を加え、その結果に基づいて必 必要があると認めるときは、新関税法の規

# 則 (平成二四年五月八日法律第三〇

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。ただし、第一条の規定(郵政民営化 の規定、附則第四十五条中総務省設置法(平成 定を除く。)、附則第四十条から第四十四条まで 並びに附則第九十一条及び第九十五条の改正規 見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定 十九条第二項の改正規定、附則第九十条の前の 関する法律(平成十七年法律第百二号)附則第 政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に び第十八条の規定、附則第三十八条の規定(郵 定、附則第四条、第六条、第十条、第十四条及 社法附則第二条及び第三条の改正規定、第五条 正規定を除く。)、第二条のうち日本郵政株式会 分を除く。)並びに同法附則第二条第二号の改 正規定(第百七十六条の五に係る部分に限る。) える改正規定、同法第十一章に一節を加える改 の改正規定、同法第百三十八条の次に一条を加 項、同項第二号及び第百三十八条第二項第四号 条を加える改正規定、同法第百三十五条第一 項第二号ホの改正規定、同法第百十条の次に一 第百五条第一項、同項第二号及び第百十条第一 第九十条から第九十三条までの改正規定、同法第二号及び第八十三条第一項の改正規定、同法 社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項 郵便局株式会社」を「第七章 日本郵便株式会 号並びに第六章の改正規定、同法中「第七章 第七十八条) / 第七章 郵便局株式会社/」を 行期間中の業務に関する特例等 (第七十五条— 法目次中「/第六章 郵便事業株式会社/ を超えない範囲内において政令で定める日から (第二号に係る部分に限る。) の規定、次条の規 に第百九十六条の改正規定(第十二号を削る部 二条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七 「/第六章 削除/第七章 日本郵便株式会社 一号及び第二号、第二十六条、第六十一条第一 同法第百八十条第一項第一号及び第二号並び 」に改める改正規定、同法第十九条第一項第 (第七十三条・第七十四条) / 第三節 設立に関する郵便事業株式会社法等の特設立等(第七十条—第七十二条)/ 第 移 第 5 3 2 なす。

四十七条の規定は、公布の日から施行する。 十九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第 (関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 この法律の施行前に郵便事業株式会 る改正前の関税法(以下この条において「旧 当該施行前受領郵便物について前条の規定によ る改正後の関税法(以下この条において「新が受け取ったものとみなして、前条の規定によ 限る。以下この条において「施行前受領郵便 株式会社がしたものとみなす。 提示をしているときは、当該提示は、日本郵便 法」という。) 第七十六条第三項の規定により する。この場合において、郵便事業株式会社が 法」という。)第七十六条第三項の規定を適用 物」という。)については、日本郵便株式会社 送され、又は名宛人に交付されていないものに 社が受け取った郵便物(この法律の施行前に発

領郵便物について新法第七十七条第一項の規定経て発した通知は、当該税関長が当該施行前受 り日本郵便株式会社に発した通知とみなす。 便物について新法第七十六条第五項の規定によ 発した通知は、当該税関長が当該施行前受領郵 により日本郵便株式会社を経て発した通知とみ 十七条第一項の規定により郵便事業株式会社を 十六条第五項の規定により郵便事業株式会社に 税関長が施行前受領郵便物について旧法第七 税関長が施行前受領郵便物について旧法第七

二項の規定により郵便事業株式会社がした送達 七条第二項の規定により日本郵便株式会社がし は、当該施行前受領郵便物について新法第七十 た送達とみなす。 施行前受領郵便物について旧法第七十七条第

その納付を委託したものとみなして、 項及び新法第七十七条の三から第七十七条の五 交付し、その納付を委託したときは、新法第七 税の税額に相当する金銭を郵便事業株式会社に 旧法第七十七条の二第一項の規定により当該関 までの規定を適用する。 に相当する金銭を日本郵便株式会社に交付し、 十七条の二第一項の規定により当該関税の税額 郵便物に係る関税を納付しようとする者が、 同条第二

長の郵便事業株式会社に対する求めは、新法第 郵便株式会社に対する求めとみなして、同条第 七十七条の五第一項の規定による税関長の日本 る部分に限る。) の規定を適用する 二項及び新法第百十四条の二(第九号の二に係 旧法第七十七条の五第一項の規定による税関

十一年法律第九十一号)第三条及び第四条第七

7 て旧法第七十八条の二第一項(同条第四項にお)郵便事業株式会社が施行前受領郵便物につい り日本郵便株式会社に発した通知とみなす。 便物について新法第七十八条第一項の規定によ む。)の規定により税関長に発した通知とみな 行前受領郵便物について新法第七十八条の二第長に発した通知は、日本郵便株式会社が当該施 発した通知は、当該税関長が当該施行前受領郵 いて準用する場合を含む。)の規定により税関 十八条第一項の規定により郵便事業株式会社に 税関長が施行前受領郵便物について旧法第七 項(同条第四項において準用する場合を含

(罰則に関する経過措置)

第四十六条 この法律(附則第一条ただし書に規 例によることとされる場合におけるこの法律の 施行後にした行為に対する罰則の適用について した行為及びこの附則の規定によりなお従前の 定する規定にあっては、当該規定)の施行前に は、なお従前の例による。

法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関す第四十七条 この附則に定めるもののほか、この る経過措置を含む。) は、政令で定める。 (その他の経過措置の政令への委任)

# 号) 抄 (平成二四年八月一日法律第五三

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から

第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第 で定める日 起算して六月を超えない範囲内において政令 及び第三十一条第二項の規定 公布の日から 十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条 第二条の規定並びに附則第五条、第七条、

# (平成二五年三月三〇日法律第六

号 附

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

部を改正する法律(平成二十五年法律第五 法第十四条の二の改正規定 号)の施行の日 第二条中関税法第十四条の改正規定及び同 所得税法等の一

> 号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行 部を改正する法律(平成二十五年法律第 同法附則第四項の改正規定 所得税法等の 第二条中関税法附則第三項の改正規定及び

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の関税法 お従前の例による。 税及び内国消費税(輸徴法第二条第一号に規定 をいう。以下この項において同じ。)に係る関 用する場合を含む。)の規定による更正の請求 める日以後にされる更正の請求(関税法第七条て準用する場合を含む。)は、前条第一号に定 法律(昭和三十年法律第三十七号。以下この を輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する 定(これらの規定(同条第二項の規定を除く。) 四項並びに第十四条の二第一項及び第二項の規 項において「新関税法」という。) 第十四条第 請求に係る関税及び内国消費税については、 する内国消費税をいう。以下この項において同 において「輸徴法」という。)第二十条にお じ。)について適用し、同日前にされた更正 の十五第一項(輸徴法第六条第六項において準 な

び還付加算金のうち前条第二号に定める日以後 れらの規定の適用がある場合における延滞税及 するものについては、なお従前の例による。 滞税及び還付加算金のうち同日前の期間に対応 の期間に対応するものについて適用し、当該延 (政令への委任) 新関税法附則第三項及び第四項の規定は、こ

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の 施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 附 則 (平成二五年一一月二七日法律第

(施行期日) 八六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。 則 (平成二六年三月三一日法律第一

(施行期日)

0号)

|第一条 この法律は、平成二十六年四月一日 当該各号に定める日から施行する 施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、

百五十八条の規定 次に掲げる規定 平成二十六年七月一日 正規定並びに附則第三十九条第二項及び第 第七条中国税通則法第七十四条の九の改

(罰則の適用に関する経過措置)

る規定にあっては、当該規定。以下この条におげ第百六十四条 この法律(附則第一条各号に掲げ する罰則の適用については、 場合におけるこの法律の施行後にした行為に対 の規定によりなお従前の例によることとされる いて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則 なお従前の例によ

第百六十五条 この附則に規定するもののほか、 (政令への委任)

# 則 (平成二六年六月一三日法律第六

この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令

(施行期日) 九号) 抄

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十

六年法律第六十八号)の施行の日から施行す

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に 律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為 がある場合を除き、なお従前の例による。 にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法ついての不服申立てであってこの法律の施行前 に係るものについては、この附則に特別の定め (訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定によ り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その 起については、なお従前の例による。 べき期間を経過したものを含む。)の訴えの提 提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す される場合にあっては、当該他の不服申立てを の他の行為を経た後でなければ提起できないと 他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起 いこととされる事項であって、当該不服申立て 他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな 2 1

される場合を含む。) により異議申立てが提起 規定による改正後の法律の規定により審査請求 された処分その他の行為であって、この法律の (前条の規定によりなお従前の例によることと この法律の規定による改正前の法律の規定

取消しの訴えの提起については、なお従前の例を提起することができないこととされるものの による。 に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え

3 の例による。 施行前に提起されたものについては、 他の行為の取消しの訴えであって、この法律の 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その なお従前

(罰則に関する経過措置)

|第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則 なお従前の例による。 第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に 後にした行為に対する罰則の適用については、 よることとされる場合におけるこの法律の施行

第十条 附則第五条から前条までに定めるものの(その他の経過措置の政令への委任) ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。)は、 政令で定

## 〇 附号 則 則 (平成二六年六月一三日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日 施行する。 から

## 九附号副 則 (平成二六年六月二五日法律第七

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十 日を経過した日から施行する。

### 附 則 0号) 抄 (平成二七年三月三一日法律第

(施行期日)

各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 する。とだし、次の各号に掲げる規定は、当該この法律は、平成二十七年四月一日から施行 法律第九号)附則第一条第二号に掲げる規定 税法等の一部を改正する法律(平成二十七年 規定及び同法第百五条の二の改正規定 所得 第一条中関税法第十四条の二第二項の改正

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

の施行の日

による。 期限が到来した関税については、なお従前の例 前の関税法第十二条の三第五項に規定する提出 に同項に規定する提出期限が到来する関税につ の三第五項の規定は、この法律の施行の日以後 いて適用し、同日前に第一条の規定による改正 第一条の規定による改正後の関税法第十二条

## 附 則 (平成二七年七月一〇日法律第五

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

### 六号) 則 (平成二八年三月三一日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

六年法律第六十八号)の施行の日 加える改正規定 行政不服審査法 (平成二十 次の改正規定及び同法第四十条の次に一条を 十三条の改正規定並びに第六条中通関業法目 定、同法第九十一条の改正規定及び同法第九 第三条中関税法第八十九条第二項の改正規

二 第三条中関税法第六十九条の二から第六十 条の十四までの改正規定、同法第六十九条の改正規定、同法第六十九条の十から第六十九 項の改正規定 平成二十八年六月一日 項の改正規定及び同法第六十九条の二十第一 十七の改正規定、同法第六十九条の十八第 七の改正規定、同法第六十九条の八第一項の 九条の五までの改正規定、同法第六十九条の

三 第二条の規定、第三条中関税法第九条の改 法第十四条の二第二項の改正規定、同法第七 九項 (延滞税)」に改める部分を除く。)、同 の改正規定、同法第十三条第二項第一号の改 定、同法第十二条の二から第十二条の四まで 年一月一日 の改正規定並びに第五条の規定 平成二十九 正規定(「第十二条第八項」を「第十二条第 正規定、同法第十二条に一項を加える改正規 十二条の改正規定及び同法第七十三条第一項

兀 の二」を「第六条の三」に改める部分及び 法第六十二条の七の改正規定、同法第六十二 第四十三条の四に一項を加える改正規定、同 改正規定、同法第九条の二第二項の改正規 号の三の改正規定、同法第七条の二第二項の 改める部分を除く。)、同法第四条第一項第五 条の十五の改正規定 (「(許可の要件)」を削 同法第四十三条の三第三項の改正規定、同法 定、同法第三十条第一項第五号の改正規定、 「第七十九条の五」を「第七十九条の六」に 第三条中関税法目次の改正規定(「第六条

> 超えない範囲内において政令で定める日 る部分を除く。)、同法第六十七条の二の改 条までの規定 公布の日から起算して二年を 規定並びに附則第四条及び第六条から第十四 規定、同法第七十九条の四第一項の改正規定 正規定、同法第七十九条第三項第一号の改正 同法第六十八条の次に一条を加える改正規 第六章第二節の次に一節を加える改正規定、 規定、同法第六十七条の三の改正規定、同法 の五第一項第一号の改正規定並びに第七条の 」を削る部分に限る。)及び同法第七十九条 は、そのすべての許可。次号において同じ。) (「(二以上の許可を受けている場合にあつて 五条の改正規定、同法第七十六条第一項の改 定、同法第六十九条の改正規定、同法第七十

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

2 第二条 第三条の規定による改正後の関税法(以 う。) により提出された場合について適用する。 た関税に係る延滞税については、なお従前の例 第十二条第八項に規定する法定納期限が到来し 税法(第五項において「旧関税法」という。) 期限が到来する関税に係る延滞税について適用 事業者による同条第二項に規定する信書便をい 便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便 号)第二条第六項(定義)に規定する一般信書 書類が郵便又は信書便(民間事業者による信書 律の施行の日(以下「施行日」という。)以後 税法」という。)第六条の三の規定は、この法 による。 は、施行日以後に同条第九項に規定する法定納 の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九 に同条に規定する書面その他財務省令で定める し、施行日前に第三条の規定による改正前の関 下この条及び附則第四条第二項において「新関 新関税法第十二条第七項及び第八項の規定

3 号)第三十四条第二項又は第四項(執行停止)」 定を適用する場合には、同号中「行政不服審査 税について新関税法第十二条第七項第三号の規 第二項又は第四項(執行停止)」とあるの 「第一号施行日」という。) 前に関税に係る延滞 と、「同法第六十一条」とあるのは 「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十 十八条」とする。 前条第一号に掲げる規定の施行の日(以下 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十五条 は

5 定納期限が到来する関税について適用する。 十九年一月一日以後に同条第九項に規定する法 新関税法第十二条第十一項の規定は、平成二 新関税法第十二条の二から第十二条の四まで

無申告加算税等とみなす。 税は、新関税法第十二条の三第三項に規定する 又は旧関税法第十二条の四の規定による重加算 関税法第十二条の三の規定による無申告加算税 同日前に旧法定納期限が到来した関税に係る旧 定納期限」という。)が到来した関税について 定する法定納期限(以下この項において「旧法 十二条第八項又は新関税法第十二条第九項に規 する関税について適用し、同日前に旧関税法第 法第十二条第九項に規定する法定納期限が到来 の規定は、平成二十九年一月一日以後に新関税 (同条第四項の規定の適用があるものを除く。) なお従前の例による。この場合において、

6 四、第六十二条の七及び第六十二条の十五にお新関税法第四十七条(新関税法第六十一条の については、なお従前の例による。 た者に係る業務の譲渡が施行日前にあった場合 後にある場合について適用し、当該許可を受け の許可を受けた者に係る業務の譲渡が施行日以 置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域 いて準用する場合を含む。)の規定は、保税蔵

の処分についての審査請求であって、第一号施 るものについては、なお従前の例による。 行日前にされた財務大臣又は税関長の処分に係 審査請求について適用し、財務大臣又は税関長 以後にされた財務大臣又は税関長の処分に係る (政令への委任) 新関税法第九十一条の規定は、第一号施行日

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律 の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定め

## 則 (平成二九年三月三一日法律第一

(施行期日) 号) 抄

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

規定、同法第二十条第三項の改正規定、同法第三項の改正規定、同法第十八条の二の改正 第二十条の二の改正規定、同法第二十五条の の次に一条を加える改正規定、同法第十八条 改正規定、同法第二十六条の改正規定、 第二条中関税法第十七条の改正規定、同条 同法

> 平成二十九年六月一日 十六条の改正規定並びに附則第十条の規定 第百十五条の二までの改正規定及び同法第百 第七十六条の改正規定、同法第百十四条から

改正規定及び地位協定臨特法第十四条の改正 規定並びに附則第八条の規定 平成三十年四 位協定臨特法」という。)第十一条第三項の 十二号。以下この号及び第四号において「地 時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百 地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨 及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の 互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設 第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相 条の改正規定並びに次条第二項の規定、附則 く。)並びに第四条中関税暫定措置法第十五 定並びに前号及び次号に掲げる改正規定を除 の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規 十九条の二十一の改正規定、同法第七十五条 改正規定、同法第八条の改正規定、同法第六 第二条の規定(同条中関税法第二条の四の

部を改正する等の法律(平成二十九年法律第規定及び次条第一項の規定 所得税法等の一三 第二条中関税法第七条の五第一号イの改正 四号)附則第一条第五号に定める日

兀 特法第五条第一項ただし書の改正規定(「第 を除く。) 公布の日から起算して二年を超え 十七条」を「第十七条第一項」に改める部分 第三条の規定及び附則第六条中地位協定臨

第二条 第二条の規定による改正後の関税法(次 う。) 第七条の五第一号イの規定の適用につい 税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第百 治三十三年法律第六十七号)第十四条第一項の十条の規定による廃止前の国税犯則取締法(明 項及び附則第十条において「新関税法」とい 五十七条第一項の規定による通告処分とみな 正する等の法律第八条の規定による改正後の国 規定による通告処分は、所得税法等の一部を改 ては、所得税法等の一部を改正する等の法律第

2 ては、 犯則事件の処分について適用し、同日前にした 年四月一日以後にした行為に係る関税に関する 行為に係る関税に関する犯則事件の処分につい 新関税法第十一章第二節の規定は、平成三十 なお従前の例による。

る。 (政令への委任)

ない範囲内において政令で定める日

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

(罰則に関する経過措置)

にあっては、当該規定。以下この条において同第四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定 則の適用については、なお従前の例による。に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰りなお従前の例によることとされる関税の軽減じ。)の施行前にした行為及び前条の規定によじ。)の

の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め第五条 前三条に規定するもののほか、この法律

(検討)

第十条 政府は、附則第一条第一号又は第四号に と認めるときには、その結果に基づいて所要の 定の施行状況について検討を加え、必要がある 定又は第三条の規定による改正後の関税法の規 第四項及び第五項並びに第二十五条第二項の規 第十七条の二、第二十条第三項、第二十条の二 おいて、新関税法第十七条第三項及び第四項、 掲げる改正規定の施行後五年を経過した場合に 措置を講ずるものとする。

# (平成二九年六月二日法律第四五

第三百六十二条の規定は、公布の日から施行す 第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、 る。 この法律は、民法改正法の施行の日から施行

## 則 (平成三〇年三月三一日法律第八

(施行期日) 号)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施 ら起算して十日を経過した日から施行する。 行する。ただし、第二条の規定は、公布の日か (罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (平成三〇年四月一八日法律第一

(施行期日) 六号)

第一条 この法律は、平成三十一年一月七日から 施行する。

### 附則 三号) 抄 (平成三〇年五月三〇日法律第三

|第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 六月を超えない範囲内において政令で定める日 から施行する。 (施行期日)

### 号 附 則 (令和元年五月三一日法律第一六

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

#### 号) 附 則 抄 (令和元年一二月四日法律第六三

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為及びこ 為に対する罰則の適用については、 される場合におけるこの法律の施行後にした行 の法律の規定によりなお従前の例によることと 例による。 なお従前の

### 附 則 抄 (令和二年三月三一日法律第九

(施行期日) 号

第一条 こごし、欠の各号に掲げる規定は、当該第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

定並びに第三条及び第四条の規定 **単近がこ第三条及び第四条の規定 令和二年第二条中関税法附則に一項を加える改正規** 

二 第二条中関税法附則第三項から第六項まで の改正規定 所得税法等の一部を改正する法 律(令和二年法律第八号)附則第一条第二号 に定める日

三 第二条中関税法第百五条の二の改正規定

(関税法の一部改正に伴う経過措置) る法律附則第一条第五号に定める日

正規定を除く。)

所得税法等の一部を改正す

(同条の表第七十四条の十一第一項の項の改

|第二条 第二条の規定による改正後の関税法 来する関税について適用する。 以後に同条第七項に規定する法定納期限等が到 の施行の日(次項において「施行日」という。) 第十四条第三項及び第五項の規定は、この法律 項及び第三項において「新関税法」という。) 次

う。)<br />
第二十条において準用する場合を含む。) 三十七号。以下この項において「輸徴法」とい 費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第 定(同条第一項の規定を輸入品に対する内国消 新関税法第十四条の二第一項及び第二項の規

限等が到来する関税及び内国消費税について 税をいう。以下この項において同じ。)につい費税(輸徴法第二条第一号に規定する内国消費 前の関税法第十四条第五項に規定する法定納期 て適用し、施行日前に第二条の規定による改正 定する法定納期限等が到来する関税及び内国消 施行日以後に新関税法第十四条第七項に規 なお従前の例による。 2

に対応するものについては、 当該延滞税及び還付加算金のうち同日前の期間 日以後の期間に対応するものについて適用し、 滞税及び還付加算金のうち前条第二号に定める は、これらの規定の適用がある場合における延 新関税法附則第三項から第六項までの規定 なお従前の例によ

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め 前二条に規定するもののほか、この法律

## 附 則 (令和三年三月三一日法律第一二

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行 四条の改正規定、同条の次に五条を加える改正 附則第六条の規定は、令和四年一月一日から施 条の規定並びに次条第二項から第九項まで及び 法第百十五条の二第一号の改正規定並びに第五 規定、同法第九十五条第三項の改正規定及び同 同法第七十六条第一項の改正規定、同法第九十 に限る。)、同法第七十三条第一項の改正規定、 三項」を「、第三項及び第四項」に改める部分 正規定、同法第七十二条の改正規定(「及び第 の改正規定、同法第六十七条の十一第一号の改 六十七条の八の改正規定、同法第六十七条の十 の改正規定、同法第九条の改正規定、同法第十 項の改正規定、同法第七条の十二第一項第二号 第七条の九の改正規定、同法第七条の十一第二 する。ただし、第二条の規定、第三条中関税法 二条の二から第十三条までの改正規定、同法第

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第三条の規定による改正前の関税法 条の三第一項に規定する特定災害は、 下この条において「旧関税法」という。)第二 第三条の 。 以

> 条の二の規定を適用する。 る災害等とみなして、同条及び新関税法第百二 規定による改正後の関税法(以下この条におい て「新関税法」という。)第二条の三に規定す

例による。 第七条の九第二項及び第六十七条の八第二項のという。) について適用し、同日前に旧関税法 日以後にこれらの号に該当するに至った関税法 十七条の十一第一号の規定は、令和四年一月 第二号及び第六十七条の十一第一号に該当する み替えて適用する旧関税法第七条の十二第一項 特例に関する法律(平成十年法律第二十五号) 部を改正する法律(令和三年法律第十一号)第 規定により読み替えて準用する所得税法等の一 輸出者 (以下この項において「特例輸入者等」 法第六十七条の三第一項第一号に規定する特定 第七条の二第一項に規定する特例輸入者及び同 に至った特例輸入者等については、なお従前の いう。) 第十一条第三項第一号の規定により読 (以下この条において「旧電子帳簿保存法」と して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の 十二条の規定による改正前の電子計算機を使用 新関税法第七条の十二第一項第二号及び第六

第九項に規定する法定納期限が到来する関税に 定は、令和四年一月一日以後に関税法第十二条 に掲げるものは、当該各号に定めるものとみな ついて適用する。この場合において、次の各号 新関税法第十二条の二及び第十二条の四

として輸入する者に係るものに限る。)に係 ている同項各号に掲げる新関税関係帳簿(業 める要件を満たして備付け及び保存が行われ 第十二条の二第三項に規定する財務省令で定 この号及び第三号において同じ。) 新関税法 より作成するマイクロフィルムをいう。以下 計算機を用いて電磁的記録を出力することに 又は電子計算機出力マイクロフィルム(電子 れるものをいう。以下この条において同じ。) って、電子計算機による情報処理の用に供さ することができない方式で作られる記録であ 磁気的方式その他の人の知覚によっては認識 のに限る。)に係る電磁的記録(電子的方式、 関税関係帳簿(業として輸入する者に係るも くは第三項のいずれかの承認を受けている旧 簿保存法第四条第一項又は第五条第一項若し 第三項において読み替えて準用する旧電子帳 旧関税法第七条の九第二項及び第九十四条

る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフ

る電磁的記録 として輸入する者に係るものに限る。)に係 四条第三項の承認を受けている旧関税関係書 ろに従って保存が行われている新関税法第九 第三項前段(新関税法第七条の九第二項にお 類(業として輸入する者に係るものに限る。) 第三項において準用する旧電子帳簿保存法第 十四条の二第三項前段の新関税関係書類(業 て同じ。) に規定する財務省令で定めるとこ いて準用する場合を含む。以下この号におい に係る電磁的記録 新関税法第九十四条の二 旧関税法第七条の九第二項及び第九十四

子取引の取引情報に係る電磁的記録 した書面又は電子計算機出力マイクロフィルり当該電磁的記録を出力することにより作成 に規定する電子取引の取引情報に係る電磁的物を業として輸入する者により行われた同条 第三項において読み替えて準用する旧電子帳一 旧関税法第七条の九第二項及び第九十四条 われた新関税法第九十四条の五に規定する電 第七条の九第二項において準用する場合を含 除く。) 新関税法第九十四条の五 (新関税法 記録(これらの者が同条ただし書の規定によ 簿保存法第十条の特例輸入者又は一般輸入貨 者(業として輸入する者に限る。)により行 む。以下この号において同じ。)の保存義務 ムを保存する場合における当該電磁的記録を

5 条の三第二項(新関税法第七条の九第二項及び新入十四条の二第二項及び第九十四 含む。)の規定は、令和四年一月一日以後に保 第六十七条の八第二項において準用する場合を 条の三第一項(新関税法第七条の九第二項におお、新関税法第九十四条の二第一項及び第九十四 行われた旧関税関係書類(承認関税関係書類を 類を除く。) について適用し、 存が行われる新関税関係書類(承認関税関係書 を含む。)については、なお従前の例による。 を開始した旧関税関係帳簿(承認関税関係帳簿 簿を除く。)について適用し、同日前に備付け けを開始する新関税関係帳簿(承認関税関係帳 む。)の規定は、令和四年一月一日以後に備付 十七条の八第二項において準用する場合を含 いて読み替えて準用する場合及び新関税法第六 同日前に保存が

6 含む。)については、なお従前の例による。 七条の九第二項及び第六十七条の八第二項にお 新関税法第九十四条の二第三項(新関税法第

> る旧電子帳簿保存法第四条第三項の旧関税関係 いて準用する場合を含む。以下この項において ついては、なお従前の例による。 書類(承認スキャナ関税関係書類を含む。) 八第二項及び第九十四条第三項において準用す れた旧関税法第七条の九第二項、第六十七条の 新関税関係書類(承認スキャナ関税関係書類を 存が行われる新関税法第九十四条の二第三項 除く。)について適用し、同日前に保存が行わ 同じ。)の規定は、令和四年一月一日以後に に

例による。 関税関係書類に係る電磁的記録(いずれも承認 簿及び新関税関係書類に係る電磁的記録(いず 年一月一日以後に保存が行われる新関税関係帳 七条の九第二項及び第六十七条の八第二項にお 電磁的記録を含む。) については、なお従前 同日前に保存が行われた旧関税関係帳簿及び旧 れも承認電磁的記録を除く。)について適用し、 いて準用する場合を含む。)の規定は、令和

新関税法第九十四条の三第三項(新関税法第

引情報については、なお従前の例による。 報について適用し、同日前に行った旧関税法第 法第九十四条の五に規定する電子取引の取引情 用する場合を含む。以下この項において同じ。) 九第二項及び第六十七条の八第二項において準 電子帳簿保存法第十条に規定する電子取引の 九十四条第三項において読み替えて準用する旧 七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第 の規定は、令和四年一月一日以後に行う新関税 新関税法第九十四条の五(新関税法第七条 取

義は、当該各号に定めるところによる。 この条において、次の各号に掲げる用語の意

関税関係帳簿及び新関税法第九十四条第一項 に規定する関税関係帳簿 法第六十七条の八第一項に規定する特定輸出 項に規定する特例輸入関税関係帳簿、新関税 保存法第四条第一項に規定する関税関係帳簿 三項において読み替えて準用する旧電子帳簿 項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第 新関税関係帳簿 新関税法第七条の九第一 旧関税関係帳簿 旧関税法第七条の九第二

保存法第四条第二項に規定する関税関係書類 三項において読み替えて準用する旧電子帳簿 項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第 項に規定する特例輸入関税関係書類、 旧関税関係書類 旧関税法第七条の九第二 新関税関係書類 新関税法第七条の九第一

関税関係書類及び新関税法第九十四条第一項法第六十七条の八第一項に規定する特定輸出 に規定する関税関係書類

号から第八号までにおいて同じ。) の施行の 受けている旧関税関係帳簿 第一項又は第五条第一項のいずれかの承認を 読み替えて準用する旧電子帳簿保存法第四条 条の八第二項及び第九十四条第三項において 際現に旧関税法第七条の九第二項、第六十七 る規定(第二条及び第五条の規定を除く。次 承認関税関係帳簿 前条ただし書に規定す

六 承認関税関係書類 前条ただし書に規定す 九十四条第三項において準用する旧電子帳簿 条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第 ずれかの承認を受けている旧関税関係書類 簿保存法第四条第二項又は第五条第二項のい 第三項において読み替えて準用する旧電子帳 税関係書類 保存法第四条第三項の承認を受けている旧関 る規定の施行の際現に旧関税法第七条の九第 に規定する規定の施行の際現に旧関税法第七 承認スキャナ関税関係書類 前条ただし書 一項、第六十七条の八第二項及び第九十四条

税関係帳簿及び旧関税関係書類に係る電磁的保存法第五条第三項の承認を受けている旧関 三項において読み替えて準用する旧電子帳簿 項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第 規定の施行の際現に旧関税法第七条の九第二 承認電磁的記録 前条ただし書に規定する

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律(附則第一条ただし書に規定す 罰則の適用については、なお従前の例による。 におけるこの法律の施行後にした行為に対する 定によりなお従前の例によることとされる場合 いて同じ。)の施行前にした行為及び前条の規 る規定にあっては、当該規定。以下この条にお (政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律 の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

# 号 附 抄 <sup>則</sup> 和四年三月三一日法律第五

(施行期日)

する。ただし、第二条の規定は、特許法等の一第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行 部を改正する法律 (令和三年法律第四十二号) から施行

施行する。 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の 施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 附則 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日) 号) 抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。

第五百九条の規定 公布の日 附

## 則 (令和四年一二月九日法律第九六

(施行期日)

|第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行 する。 附

則 (令和五年三月三一日法律第六

(施行期日) 号)

|第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。

二 第二条中関税法第十二条の二から第十二条 年十月一日 規定並びに次条第一項の規定 令和六年一月 の四までの改正規定及び同法第十四条の改正 に次条第二項及び附則第五条の規定 令和五第二条中関税法第九十五条の改正規定並び

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

日

第二条 第二条の規定による改正後の関税法(以 二条の三及び第十二条の四第四項の規定は、令 用し、同日前に当該法定納期限が到来した関税 規定する法定納期限が到来する関税について適 下この条において「新関税法」という。)第十 関税法第十二条の四第二項の規定による重加算 五項の規定の適用があるものを除く。) 又は旧 十二条の三の規定による無申告加算税(同条第 おいて、同日前に当該法定納期限が到来した関 和六年一月一日以後に関税法第十二条第九項に (以下この項において「旧関税法」という。) 第 税に係る第二条の規定による改正前の関税法 については、なお従前の例による。この場合に

税は、新関税法第十二条の三第四項第二号に規 定する特定無申告加算税等とみなす。

条第八項の帳簿及び書類について適用する。 五項に規定する特定税関事務管理人について する申告者等が保存すべきこととされている同 項に規定する税関関係手続等に係る同項に規定 項に規定する税関事務管理人として処理した同 (罰則に関する経過措置) 新関税法第九十五条第八項の規定は、同条第 令和五年十月一日以後にその者が同条第一

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律 る。 の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

則 (令和五年六月一四日法律第五

号附

を超えない範囲内において政令で定める日か第一条 この法律は、公布の日から起算して一 施行する。 (施行期日)

(施行期日) 則 (令和六年三月三〇日法律第九号)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施 二 第二条中関税法第十二条の四の改正規定及 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 び次条第二項の規定 令和七年一月一日 並びに次条第一項の規定 令和六年十月一日 二一一・九〇号の改正規定を除く。)及び第 第一条の規定(同条中関税定率法別表第一 一条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)

第二条 第二条の規定による改正後の関税法(以 第九条の二第三項前段に規定する申請書を提出条の二第一項に規定する特例輸入者が新関税法 かかわらず、令和六年十月一日以後に同法第七 条の二第三項の規定は、関税法第五条の規定に する場合について適用する。 下この条において「新関税法」という。)第九 (関税法の一部改正に伴う経過措置)

2 新関税法第十二条の四第一項及び第二項の規 第九項に規定する法定納期限が到来する関税に 定は、令和七年一月一日以後に関税法第十二条 ついて適用し、同日前に当該法定納期限が到来 (罰則に関する経過措置) した関税については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、

なお従前の例による。

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律 の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

(政令への委任)